通過して山陽鐵道株式會社も一日政府に買收（七十三百万圓）兵庫本社は山陽鐵道作業局出張所にかはる、これにさきだち山陰では牛場社長より職員總立金四十六万圓を拂渡し八千の從業員何れも局線、當分現在のまゝで引繼がることゝなる、かくて、吳線は山陽經營滿二年にして再び官營に戻る。

東京神田間の六回往復を一、二回增して大阪に改め、下關への直通も一往復を三往復とされ、製作中の寢臺付三等ボギー式客車をこれに使用。

吳驛の自動電話　一日より。

御慶兵入營　一日七三三名。廣島管內の佐世保海兵團入團のもの六十八名は二十八日吳市實來部に集合、同吳入團の七十七名は一日練兵場に集合。

感謝狀かわる　數島縣知事上原仲次郎大佐來任、前吉松參謀長は第一線隊參謀長に轉ず。因に同司令長官には佐世保鎭守府長官前吳長官有馬中將が親補

日清、北清凱旋記念碑　廣島第五師團の日清戰爭凱旋記念碑は當夜燈の設備も成りこの月漸く除幕式、京口御門の北溝事變記念碑も竝立兵卒銅像も出來廣瀨防側庭園も成り十日除幕式。

●水雷艇衝突　水雷艇第六艇隊第五十六、七、八、九の四艇は原田松太郎少佐指揮のもとに宮島水道で演習中六日午後十一時頃白石鷹合附近で五十七號が衝角を五十九號の右舷中央部に突込み遭難者は双方で救助、丁字形繫柬のまゝで沈沒を免れ、吳に曳航後引離して修理。

川尻浦療病院　川尻村では近隣に名醫なく有志療病院を設け院長に京都帝大助手醫學士堀谷鎭之助を聘す、風景よく家屋設備整ひ衛氣浴の療養室、藥液温泉等も備ふ。

廣村會に小波　字水越古新開に橋梁を架し車道を開かんと建議者靑葉は六百圓の寄附をなさんとするも村會可決せんとせしに、一、二議員の反對あり、原を免る、右橋梁を架設されば道幅修繕費に四、五千圓維持費に二百圓を要するものであると。

年末景氣估　商品の賣行もよく、こゝ吳軍港には不景氣の聲を聞かぬ、金融は一息緩慢なりしも相次ぐ事業目論見に加へて論功行賞、工廠の臨勞金と好條件重なつて、年末活氣を加へ、阪神からは賣切拔ひで日々百噸の吳服類その他の入荷をみるも五六分乃至二割高で飛ぶやうに賣れる、論功特別五分利公債と委任狀で受取れる保管通帳の賣入れ取引が多く、小金あるものは皆看板をかけ一丁內に五、六軒もみる。

この頃、和庄本通に軒を並べる吳服商は

四丁目橋本、大賀、大賀、わたや　六丁目階川、中據　七丁目山下　八丁目福田、三島屋

なほこの秋和庄町に七軒合資會社吳服店も開店。

工廠の臭實　職工按手ら戰後の精勤功勞に二万人に對し四十万圓の賞與金

縣知事かはる　山田春三在任二年にして勅選議員に選ばれ、明けて一月高知縣知事宗像政來任。

第二十三議會ー大隈總理去る　議會に多數を擁する政友會此護のもとに本年一月七日、桂內閣のあとを繼げる西園寺內閣は、鐵道國有問題で三月外務大臣加藤高明の反對非難にあひ、首相兼臨で十二月二十八日開院の第二十三議會に臨む。議會では島田三郎、尾崎行雄、早速整爾、花井卓藏、大竹貫一、小川平吉、河野廣中ら三十六名の猛與會十二月に成る。憲政本黨は政府反對を續けて黨勢不振のため大石正巳、肥塚龍、波多野傳三郎ら全志の改革派濃頃と之に對し總理大隈重信、犬養毅等は時の成敗を顧みず從來の政見を保持せんとつとめたが少數成らず、一月二十日の大會に黨勢刷新を期する能はざる無能の罪を謝し罪狀なる演說をのこして總理を去る

社會斷片

△軍艦が入水　二月、和庄町潤水上通止七位勳七等倉本監寧が狩賀町大人字濱田の溜池に入水自殺を遂げてゐるを發見、帽子で軍艦と判り築山警分署より憲兵隊へ。△村民と水兵　三月四日夕餐酒屠村鍛冶の氏神社で出征兵歡送祝酒宴中軍艦石見乘組の水兵二百名が雪崩れ込んで喧嘩となり双方負傷者を出し瀨戶島分署長出動說諭。△川尻の謀殺　同村濱本初太郎（六十）は神中鍛太郎の演說に延の世話をせしも代金を支拂はず相手は博徒のことゆゑ酔に乘じて棍棒で曝ひ出及で退跡中を捕へらる、謀殺未遂を毆打創傷罪とされ重禁錮一年六月。△石灰船燒失　四月、蒲刈島向浦の舟乘一家は石灰を運ぶ途中江田島切串沖合に於て動搖のため梅水に浸つて火災燒失、船二百圓と石灰五十圓の損。△湯舟で溺死　犯人は二十、二十一歳の靑年、六月はじめ、一等兵曹二十二ケ所に重輕傷を負はされて、軍帽と風呂敷包みを强奪され、一丁餘つたところでは職工三名を毆打創傷、重罪公判に附さる△爺さんの謀殺　豐村字小坪土本千代（文久二年生）平素怨恨の同村字廣の濱本常吉（六十）を出及で前付けんとして制止さる。△風呂屋で毆打致死　和庄町の職工（三十）三城通常藏湯で。△材木船沈沒　十月十七日夜、山口縣長島より材木を蘭蔵の三百五十石積和船鍋の材木所に赴く途中、尾形石附近で風波のため沈沒、御用船第一零平丸に乘組員救助さる、船の損害百四五十圓。△職工大志殺人　飛渡瀨村の職工（三十）警固屋村鍛の路上に於て大柿村の職工（三十）を刺殺し五時間で死亡、附近で音戸の職工と鍛冶屋短刀で盲傷せしむ、吳で捕はる。△警固屋村の謀殺　事件破告三名に對し重懲役十二年、九年、六年を判決。△四人組恐喝取財　吳市荏山田、和庄、宮原の四靑年共謀して荏山田村岩方町原茂三郎を脅喝して三圓を得更に十圓をせしめんとして發覺、隱密で輕罪公判に。△女房を刺す　十一月八日、中通五丁目安藏松之助方二階で一職工（三十）が松之助雇人の內縁の妻を七百で刺殺、逃給。△遊廓で放火殺人　十二月十四日遊廓榮樓に於て午前四時頃二階へ放火して、水兵服の男が顏を覆ふて逃げ出し、これを妨げる妓夫を殺害、表門に追つける巡査を斬つて晦む、各樓から三名づゝ八十余名の妓夫を動員して吉浦、廣山、神原、阿賀の四團の非常線に協力して搜査、遂に犯人海兵團〇〇分隊甚野仙太郎を捕ふ、咽部を刺され危く一命をとり止めた巡査木浦庄六に對し義捐の擧あり。

時の人・片影

この年創刊の「吳公論」から拾ふ「時の人」の片影

●原俊雄　澤原家の六代、貫陵も貧富も交を君に求む、資性朴直にして外容言辭に些の修飾を用ひず、標度寬裕にして清濁併せ呑む大海の如く、仁心に富み義俠豐か、貴族院議員のほか私立教育會長、海軍々醫會頭のもとに私立衛生會副會長、日本赤濟會特別會員にして吳支部常議員、貴院にあつて貯蓄銀行法案に關する演說を聞くもの一尋常長者の子に非ず」と、吳貯蓄銀行の頭取でもある。

●風流長官と市長　荒尾市長、山內縫守府長官を官舍に訪ふに、偶々軍艦三笠浮揚の報あり、長官これを悅びて杯を市長に勸む、坐に婦子夫人あり

さやけしな　心にかゝる　雲はれて　またもみかさの　山の端の月

長官とりあへず

人皆の年（ね）きし願ひのみち〳〵て　みかさみふねはうきあがりけん

とあり、市長は

しつみゐしみかさとゝもに　けふといへは　人のこゝろもうきあがりけり

と酬ふ。荒尾市長については「閣下多忙なる公務を執掌せられながら、詩に、歌に、徹度綽々、胸中閑日月あるか、聞くが如くんば閣下は獨り餘事に對するのみならず、風流尙ほ英雄たるの眞面目を發揮して剩すなしと、實か、知らず、たゞ呵々、乞ふ、老て益々さかんなれ」との投書も見える。

●豐田實譯　松雲と號し、詩文に巧み、曾て故愛川山田文學士と二峽に遊び「斷崖奇巖欲崩　長風懸雲雷鳴　雄龍飛翻雌龍舞　三十六雛風雨聲」の合唱は今に坊間に吟ぜらるものあるを聞く。

●教育顧問宮本正貫　二十七年の夏帝大文科卒業、九月大學院に入り三十二年七月まで東洋哲學を專攻、本年五月まで六ケ年縣立商船中學校長、今初夏依願退職、豐田郡東野村に歸省悠々自適その志を養ふ、素養深く經歷淺から

ず、今回乞ふて吳市教育顧問たり。

廣本國手　先年、診料は取らず藥價も貰ふまじと醫會から除け者にされしも、醫者仁術也と平然、金はいらぬといつた風に肥大の鰥寡ゆたかに俗事に關せず一意患者の治療に力めてをるが、先頃取引銀行よりホ號債券百圓の賞錄を贈じて來るに、國手笑つて曰く「ナンだお間違ひをして來やがる」と大本五平、吳の快男子大本五平、九州鐵道の工事を受負ふ、其務利金額實に四十五万圓、個人の請負事業としては小さくない、或人二十万位ヌケるだらうといふに「ナニ一万二万は損してもよい、廣島縣下に大本五平なる工業家ありと知られたらそれで滿足だ」と。

甲斐山人　「秋官の職は克く堪える處に非ず」と、可直の府を辭して本市に公證人たる縣波鰯次郎氏、吳公論に詩文を投稿、市內の紳紀にして束を修めて雌黃を乞ふもの日に間に相次ぐと。

棋界　棋客關根金次郎來吳しその推薦に依り家元大橋宗金氏より免狀を贈られしもの、二段に宮原幸三郎、冨原鶴之助、初段に岸井平三郎、西田千代松、岸井四郎の三名、大澤原の老公爲綱翁も追て初段に推薦さる由。

謠曲　明治末年吳市の謠曲は將にその黃金時代にして、山內長官、澤原爲綱翁、荒尾市長と一流どころはもとより、市內の名門、有志何れも紳士の資格と心得、新年や勝紀と限らず、公私宴會、晩餐會、茶會につきもの。

（これは發四十年のことなるも）四月十五日軍艦安藝進水式には市長、議長はじめ市內有志の紳紀で水交社に二日間練習能樂會を催し、收益を海軍病院に贈りしが、この時番組は慣例により第一日高砂、第二日八島を組んだところ、海軍側から日露戰爭で沈んだ艦の名をよくも二つも並べたものだと改めさせられたいふ話もある。

當時の番付は甲組荒尾市長、澤原爲綱、豐田實諦、山中紀三郎、石田峰吉、澤原精一、古村捴太郎、乙組山本綾太郎、西丸昇、佐々木貞一、丙組天野健太郎、廣本利一、佐々木千秀、佐々木仙一、勝田登一、冨原鶴之助その他大勢といふところで、山內司令長官は檀綱、長野東佐會議主理が年寄格。或る晩餐會では、謠曲「海士」の球の段にシテ爲綱、ワキ精一と兩澤原で勤めてをる。市內の同好ばかりでなく廣島その他各地から大家を招聘しての謠曲會も屢々開かる。

肝山田上下盤の碑　建碑の場所も決り、碑文も眞野博士の選に當りしものあるも、家系に就て個ほ取調べを要するものありしが、近く有志相會して凝議の結果、工事に着手する運びに至るべしとのこと。

【註】家柄云々は、當の熊崎屋新左衞門は本家澤原初代即ち次男澤田屋八左衞門の家で發してをり、長男の家系と何れが本筋なるか不審なりしことにして、結局これを究めず「島は西敎寺內にあり」として建碑のことに至れるもの、但し寄附募集は成れるも保管者の費消により建碑實現せず。

市會の素描

△「吳市會の議事堂の体裁、議員の人物は別として議事の有樣は村會然たるものあり、眞面目三分に諧謔七分、角ばつて議論されよといふにあらねど、眉目清秀、紅顏議長の絲音（リン）の耳に入り制止に應ずる位にはなりたきもの（「吳公論」の「目賭耳聞」より）△名譽參事會員へ市會出席答辯の要求あるも仲々に出ず、當局より「團体なる故、三日以前に要求されよ」と。△市政研究機關設置の要綱―舊大同倶樂部や大同會のやうに或る一部の機關に利用せんとするものに非ずして、公私協和を目的に△佐世保の水道事業着々その歩を進めて調査者より鐵管納入を終るとの報に「吳市民も早く泥鮒の魂を吹すべく」と吳市會も急に調査促進を。△市會議員が戰時中受取らなかつた實費辨償に就て、右は參事會が費消してゐると、勿論荒唐な燒ひ。△一專務寺出張所を議場とする場合は靴を脫がねばならなかつたが、翌年から墾の上に莚を敷いて靴のまゝとなる。△一決算委員會は

この頃まで八、九月には終了してゐたが、四十四年頃には年末となり、何時の間にか年を越すやうになつた。

明治四十年
吳軍港々域の諸町村

日清戰爭を契機に吳市と發展を共にしたのは警固屋村のみで、他はそれほどの影響をみないが、日露戰爭を契機としては警固屋村は勿論、音戸、吉浦阿賀三町村に異常な繁榮を齎し、江田島、倉橋、廣、仁方の諸村も直接間接その影響をみざるはなく、軍港々域市町村の連帶性を強められ、又一般的に町村政の轉機でもあつた。本誌はこの期より現在の市域は勿論、將來大軍港都の市域たるべきこれら港域內諸町村の記錄をも併せ蒐めてをるが、こゝに町村現勢その他について一指したものを掲げる。

次は日露戰後の三十九年、山田知事が沿岸島嶼の町村を巡視せる際の報告書（諸統計は三十八年未現在）にして、江田島、音戸、吉浦、警固屋はこれを缺ぐも、江田島村に就ては一部さきに三十六年次に於て縣下模範町村として推賞され記錄を掲げるあり、同年瀨戸島村に就ても村勢概況を載せるあり、音戸、吉浦、警固屋に就ては本編第十二章に既述あり、これらに不足する諸項は追て資料を得て錄載することゝする。

廣村

地方自治功勞者として藤田村長の表彰は二十六年九月、岩西助役の表彰は三十七年十二月、縣廳に於て村長、助役の內務大臣より賞詞をうけしは三十八年四月、四十年二月十一日の佳節に今村が知事より縣下優良町村及町村長表彰規程により表彰を受けしは全年今月の項にあり、慨況については本編第十二章に記述。三十六年縣下模範町村として推賞されし際の記錄は以下と重複するを以てこれを省き、こゝに三十八年末、自治協會幹事長澤剛彥の調査講演せる模範村としての報告、前記山田知事巡視に際しての報告、四十年「全國五模範村の一」として內務省の推奬をうけしにあたり縣當局及び學校長ら一行の視察報告、四十一年武岡縣治讓長が爲政者の參考にと岩西助役をして錄せしめし心得の要領を、彼是れ重複を省いて一括する。

因に四十年二月十一日知事の治績表彰及び今年八月相州小田原で開催の二宮尊德報德會の席上內務當局より日本一模範村の推賞を受けしは何れも本年次分月の項參照。

自治協會幹事長澤剛彥は三十八年十二月未から翌年一月上旬まで廣村に滯在調査するところあり、全國的優良村なりと推賞して縣下を巡回の自治講演會に於て詳細これを述ぶ、その概要當村に關するもの次の如し

從來全國模範村として推賞され來つた三ケ村は人口二千二百乃至七千八百の村で、二千戶以上を包擁しては村治はこの程度では行かぬ、然るに廣村は戶數二、四七四、人口一万五千の大村なるによく村治の美を成してをる。

全村は明治十二、三年頃、伴廣島市長が賀茂郡長當時は疲弊その極に達し二十年頃人民と役場の五万圓の訴訟から戶長は圍圍の人となつたほど不評の村であつたのが、今日一變して模範村をなしてをるは實に當局者にその人を得たからである、藤田村長は嘉永二年生れ、資性剛直寡黙、人と爭はず、一意誠身自治公益に盡し三十年臨級褒賞を賜つてをる、岩西助役は安政四年生れ、朴直仕侯、勤儉自ら持し、よく村長を輔佐してきた、最初附屬品たらんとして京都にありし程に今もなほ熱心な宗敎信者である、自分は全人が夫婦して夜間村圖を貼つてあるところをみて不審に堪えたところ村の公用に供するのだとのことに感心した、共に町村制實施以來その職にあり、吏員の多くも當時から引續いての在職者で缺勤どころか町村規定の日數よりも三十日も多く出勤して忠實に事務をとつてをる。學校、會社、銀行等村の中心人物がこの村役場に倣ひ、村內一般に著修の風なく、中等以上の資產者が多數を占め、村民は淳朴敦厚互ひに扶くるの美風を馴致して怨嗟の聲を聞かず、紛議なく、また滯納者をみぬ。稅金についていへば村民に領收書を求めるものが一人もない、未だ聞違つたことがないからである、村民の納稅義務觀念を徹底さすために稅率表物價價額等を詳細平

其法に暗く初めは好商の爲に欺かれ不良の苗木を購入するが如きあり或は害虫の爲に果樹の生育を阻害せられたるが如き非常の困難に遭遇し大いに失敗を重ね其結果一方大いに經驗を得且研究注意を加へ二十七年に至り漸苗を購入して大栽培を試み曉害なく生育し蕃果を得たり依て其面積を擴張し又一方に於て二十九年來秩の蕃殖を圖り遂に反別七町余歩の多きに至り其栽培の確實なる結果を得たるに依り他の有志者を誘導し自町より他村に及び遂に他郡へ至るまで之を栽培するに至れり、是れ實に公益に盡したる大なる者也

下蒲刈島村

もと蒲刈島村と稱し下島、三ノ瀬、向浦、田戸、宮盛、大浦の六部落より成れる一大村なりしが明治二十四年中之を二村に分ち向浦以西を下蒲刈島村とし吉田以東を上蒲刈島とす、中につき三ノ瀬は人家稠密にして從來町と稱へ恰も島内の首府たるが如く役元にして舊藩の御番所、御茶屋等あり、又船舶碇泊の便ありてその昔朝鮮貢使來朝の事ありし際其船こゝに碇泊して尤も繁榮なりき、明治維新後制度文物の變遷と與に衰退して今は一小漁村たるに過ぎざるに至れり、而して村内の現在戸數等は

△戸數二百九十八、人口七百二十一　△田四十五町畑三百二十六町山林四百六十町、農家一戸平均出四畝九歩、畑三反四畝、米平年收獲六百四十一石、一人に付九升弱、麥千九百十五石余二斗六升六合　△海外出稼人十九人二千四百六十圓

人民すべて熱心なる眞宗信徒にして敢て他の宗教を信ずるものなく、全体に農業を以て稼業とす。下島區は農業を本位とし細民は農業の傍ら同地方産物の一たる石灰製造用に供する生石採掘小劃の勞働に從事し或は養蠣の行商を營む。三ノ瀬區は細民多くして漁業に從事するもの大半を占め農業をなすものは小部分に過ぎず婦人の多くは漁網用網結を營す。向浦區は大半農業者なるも石灰の製造地にして之に從事するものあり又船舶の航運業に從事するものあり。而して細民の多くは石灰製造用の生石採掘小劃に從事す。尋常高等小學校

（續丁）　六〇八

一、尋常小學校二校ありて學級數は尋常三學級、四學級、五學級、高等二學級各一、青年夜學會一校、五十五人、水產補習學校は昨年十一月より開設。勤儉貯蓄組合三、三十八年末二百二圓。

地方公共の事業に盡瘁せし個人の事跡等は之なきも甘藷作、柑橘栽培、石灰製造の事業は特殊の生產にして住民の生活上與つて力あり、甘藷は慶永六年甘年村民鎌出係右衛門なるもの伊豫國三島より種子を取入れしもの三十八年五十六万五十貫（二万圓）餘藏は二万三千本二十一万貫（一万三千圓）天文壬辰二月二十三日信州更科郡村出之郷左衛門の劇疊原行纏の三男木村道頓が本村に移住し同年讃州地方にて密柑十本を持歸り宇串山東側（目今向垣内）に五本、潭光山光明寺（後賀茂郡川尻村に移る）内に一本を何れも植栽（外四本は不明）せしを嚆矢とす。石炭は文政八酉年村民坪尾眞綱の發起創業にして爾來漸次盛況を見るに至り三十八年五百十貫（七万五千圓）

倉橋島村

才野木、松原上、河内、小林、石原（以上五ケ浦を總稱して本浦といふ）須川、西浦、重生、宇和木、釣士田、長谷、尾立、室尾、海越、鹿老渡、鹿島の十六ケ浦より成る。本村は舊藩時代にありては藩廳より造船の特權を與へ且之が費用を貸與し大いに造船業を奬勵する處ありしを以て船舶の出入頻繁にして當時戸數十有餘戸ありて最も繁盛を極めたりしが、廢藩後は之等の施設廢絕せしを以て漸次戸口減少し現今は五百戸に過ぎず、又鹿老渡の如き古昔は西國大小名の參覲交代のため上航下航とも寄港せるのみならず一般船舶の寄港又は漂難地たりしを以て最も繁盛を極めをりしも亦廢藩と共に絕え且海運の發達に伴ひ專ら汽船を用ふるに至りしを以て船舶の寄港も昔日と異なり頓に衰退するに至れり、之に反し室尾浦は近來漁業盛んにして漁獲の利益多く漸次繁榮を來し今や戸數五百に達しその將來は益々發達隆盛の機運に

易に表示して、その稅がその人の收入に伴ふものたることを知らしめてをる。村會も議員二十四名一人の被居者もなければ勿論一度の流會もない、何れも部落の資産家にして公平な人物が選ばれてをり、爭點以上は自治制の二十二年以來再選を重ねられてをる、それほどに議案は凡て原案通りに讓決されて理事者との間は極めて圓滿である、一度員に「君たちは何が一番嬉しいか」と聞いたところ一村會が開かれて議員の顏をみるのが一番樂しい」と答へた、こうした情景は全國何處を探しても見當るまい。法令の周知は東西一里五町南北二里十二町のこの大村では大變困難なことながら二十一の部落には要項を適宜し、指示してまた反則者をみず、またこれらの各部落へは徹生の書及、敎育の進步、監察、稅務公課の眞意、勸儉貯蓄等について村長助役が再々出張して說示し、なほ上級官廳の告諭示達はこれを適俗に記述し、村經濟の狀況、商工漁農の隆替は統計表を作つて配布し村民の納稅義務を求めてをる、この各部落には一名の區長を置き諸達及納稅令書を各戸へ配布せしめ諸規則違反者なきやう、注意せしめてをり、各區長は統ふて自分の部落の成績向上を期してをり、村長は年末に特別勤勞報酬を與へてをる。學務委員は四名を學校職員から二名を公民から選んでをるが、公民委員は每日村吏員と共に役場に出勤してをる、土木常設委員の八名も全村熱心に實務を果してをる。これを要するに村民の團結は全戸擧つて眞宗門徒なる宗敎の力によるものなるべく、宗敎の盛んなるところ村の振興を伴ふが通例なるに、當村に限り風俗良好而も治績あがるは、さきに學德一代に高かり石泉宗師を出し、今また大潮順道師などの名僧の高德が村の道德を涵養し風俗を改良し實踐躬行導村民を感化したものと思へる、現に各區に青年團体あり、役圓更員の眞明會、大潮師報恩の聞明講、眞光寺住職谷泉師の最勝講なる何れも佛敎による團体がある、眞明會は父祖を厚く尊敬し道德涵養風俗改良を目的とし每年四回會して佛敎の眞理を味はつてをり、各部落の青年層もこれと趣を全じうしてをる、聞明講は明治十年の設立、七百余名の講員が隔月十日長長演の集會所に集る、最勝講は婦女子を主としこれに聽志の男子が加はり眞俗二諦の敎義に基き每月一回綱すきその他勞働による貯銀を以て慈善事業に盡しをる

【三十九年山田知事巡視の際の報告概要】

現勢　賀茂郡南端海に瞰し地勢概ね東北より西南に亘り絡繹なる郊野を以て緊落の大部を占む、三方山に圍まれ中央露出六川の巨流貫通す、蓋し

郡の北隅西志和村に發源し實々十三四里を南下して本村の海に注げり、本村は往昔は或る一巨流を擁し寂寥たる一漁村に過ぎざりしが漸次河流に因て干潟をなし眞砂綿紗し民籍も發達するに連れ斯く一村を開拓形成せるもの現時の地理に鑑すべしと云ふ、村役場より四境へ距離、東へ二十六町、南へ三十町、西へ十五町、北へ一里十八町余、廣表は東西約一里五丁、南北一里十二町余、周圍五里二十町にして其面積約二千五百八十七万町とす、同村字數百六十一、部落二十一を有せり、文政二年の調査に依れば戸數一千九百五十九戸、人口七千六百二十人、民有田地畑宅地反別二百九十四町七反、其收穫二千六百五十一石の村勢なりしが、現在は次の如し

△戸數二千五百十五戸、人口一萬四千〇八十六　△土地反別一千六百五十六町、此地價三十二万圓、內耕地反別七百八十九町（田四百五十七町）地價三十一万八千圓、その他

風習・生業　古來本村は純農を以て進化し人民は概して信敎の心篤く風習淳良なり（戸數六歩、商二歩一厘、工九厘、漁四厘）

敎育・勤業　尋常高等併置一校、尋常三校、高等科就學四百三名、尋常科一千二百四名（就學率九十八人七分）學級數は高等八、尋常十九、敎育費總額七千二百圓、農業は近來正條植を奬勵したる結果本年の如き之を實行したるもの二歩余に至れり、今より凡そ十年前より本村に於て改良果實の栽培をなすものありて其效果著見るべきもの約六町歩を作業し大阪、下關地方へ發賣す（溝國種梨二千圓、同桃一千圓、日本種橙六百圓）生石灰と漁綿とは本村製造物中の重要なるものにして且年久しく經驗を有す、石灰は土地の原產にて播磨、四國北岸地方及び鄰下各地へ發賣し、綿は原料を他國に仰ぎ紀伊備前、灘內沿海、四國、九州の各縣へ輸出す（生石灰二万八千圓、漁綿三万百圓）

納稅狀況（略）以下と重複のため

基本財産ノ現狀況　基本財産中山林ハ廣村兵有山字野西木道南及ビ白石イカシキノ内ヲ區劃シ三十七八年役記念林ニ特定、新タニ杉、檜ヲ植付ケ永遠保護造育スルノ規畫ヲ立ツ（十町六畝、二万五千本）ナル現金ソノ他合計一万八千余圓（二千圓農行銀行株券、千八百圓貯蓄銀行同、五千五百圓國庫同、六千五百圓普通貸付金、三千四百圓銀行預金）右普通貸付金ノ抵當ハ土地及ビ公債證書ヲ限リ可及的低利ヲ以テ年二期納メ三ケ年皆濟ノ制ヲ動カサズ二十三年六月以來毫モ損失ヲ被ルコトナク保管增殖ヲ圖レリ。

勤儉貯蓄組合靑年會ノ狀況　組合ハ現今二十組ヲ設ケ各管理者ニ於テ毎月集金シ銀行郵便ノ一種ニ預ケ、役場吏員戰役記念貯金ハ收入役ニ付托シ月俸支給ノ際コレヲ纏メ銀行預金トス（各組合分三千五百圓、吏員分三百圓）

靑年會ハ從來二十一部落ニ於テ各申合ヲ以テ成立セシガ三十九年三月以降此ノ改善ヲ慮リ目下十箇團體ヲ組織シ孰レモ小學教員僧侶ヲ提携指導ニ由リ專ラ靑年智德ノ發達ヲ計ルガ爲各會則ヲ設ケ講演、夜學、勤儉貯蓄又ハ一村一部落ニ對シ緊急夫役ニ從ふ等ノ團體モアリ。三十九年三月創立村民有志二百名ヲ以テ組織セル廣村尙善會ハ金二千八百圓ヲ醵出スル財團會ヲ設ケ軍人遺族、高齡者、善行者ナドヲ慰安シ旌表スルコト又ハ法律ニ由リ繼キ實狀困難者ヲ一時救恤スル等專ラ忠君主義ヲ基トシ永續診會ノ事業進行ヲ圖レリ。

地方公共事業擔當者

廣村一六、六五二番地　平民　贈呂　大洲順道

もと藤川氏故鄕帰牟の長子にして天保十四年十月當國當田郡宜行村に生る、幼にして學を好み弱十四出郡遊度し國内諸所に修學す、文久元年十月十九歳笈を負ふて豐前中津藩學善館の門に入り宗乘の學を修むること三歳、四年三月歸國し居々教興の研鑽に兼て内外の史書博會を渉獵す、時に明治元年十月主政體新に際し世論漸く廢佛毀釋に傾き加ふるに外敎侵入の兆めるを慨し即ち本山に詣り宿屋釐正の議を建つ、更に長崎に下り英學研究の傍ら内外の形勢を視察し國事に奔走す、四年四月東上時の相國三條公其他の權門に出入し彼の廢佛毀釋その謂れなきを論明し島地默雷、古河鐵然、小栗憲一の諸士と提携す、遂に敎部省設置の擧を補ふに至る、夫れよりして正院並部に屬し東奔西走九年四月敎部省出仕拜命、十年二月公省の廢止と今時に東京を辭するに當り三條相國切に止めて他に屬めんとせしかど官素と志望に非ず再び僧形を以て本山に歸る、此間短期間出雲尼寺に入り十一年九月住職となり義士嘉藤丸（後に養嗟と云ひ日清戰役の功に依り功七級金鵄勳章を賜ふ）を育て且一男二女を擧く、十二年六月本山に參仕し佈敎に勤むること二十有三年、越て三十五年後嗣義俊に現住職を譲り併せて本山の直務を辭す、前管長の値遇最も厚くその要局に當るや懇到切實特に出納事務に於ては曾て一單入爲出の主義を曲げず一錢たりと雖も行はれざれば斷然之を排斥するが如くす（自三十二年九月至三十四年九月の間本山執行に任ず）而かも自重專念自門信途の啓道敎化に力むるもの前後絶ゆる處なし、其人を待つ極めて溫容寛猛然れども剛信嫉侈の理想は愛く講演に溢れ寸毫の忌憚なく、敎化上始終一貫の持論としては、

如今佛敎徒に吾眞宗が動もすれば退歩の誇りあらんとす佛敎其ものには管て微塵たりとも見ず之を要するに上下巨萬の僧俗中從らに他力易行の正道、眞俗二諦の心髓を忘り其結果時流浮薄の風に扭れ太だしく開祖熱血の遺訓と予盾する罪也是を清はんとするには有ゆる法俗先づ他部異敎の素行眞實に鑑み信念行性をして能く一洗掃蕩せしむべく大革新に俟たざるべからずと

斯くの如きの說世に奇ならずとするも其瀾瀝の卓論を持すまゝ實踐躬行するに至つてはこの眉の如き世に稀に見る所也、而して此會公共の爲め相當盡力するもの多く今其一斑を指摘せんに、由來自坊の所在地長濱浦は村の最南海濱に位し驛遽密接居民多くは漁業にして小數の商賈を交へ家戸約八百を有し往年の寺領苗米關云ふべからず、明治十年八寺以來、第一敎育進守、風俗改良、時間の貴重、節約勤勉、新奢新陋の斷行、就學の奬勵、惡習の豫防、兵役の應徴、租稅の完納、林伐の嚴制、賭博喧譁の取締、訴訟紛議の中止等一々理義を盡して懇諭し遏止するが爲常に心身の勞を厭はざるのみならず財を投ずるもの多しと聞けり、今日の村治を見るに與りて力ありとす

廣村二、五三二番屋敷　平民　商　多賀谷德一

亡祖父辨吾は明治三十年十一月十二日第二回水產博覽會に際し總代大勳位功二級彰仁親王より製網業中興（文化年間）の賞狀を稱受追賞さる、即ち「家世々漁村の販賣を業とし文化年間兵庫の巨商高田屋嘉兵衛を勸めて大いに北洋に漁業を開かしめ其漁網は自ら之を供給せんことを約し日夜奉走遇く海岸漁夫に說くに製網の習ひ易くして收利多きを以てし汝々督勵製出年々增し今や廣島縣製網の價額年百十万圓に達せるもの、當初勸奬規畫の功勞與りて力ありとす」と、尊吾の先祖は浦刈屋庄藏と云ひ今を去る二百年前明曾永年度僅かに此業を創めしが當時近海の漁業幼稚振はず從つて營業も微々たり、一手和左衛門日夕焦慮遂に編み方改良を新案し享保年間著しく商事を進む、其子善四郎寛延年中これを繼き其子二代庄藏に傳ふるや安永年中大いに擴張して、紀、攝、泉、播、諸州國一圓に問つて販路を弘む、辨吾はこの庄藏の一子にして天明三年生る、資性豪邁にして恪勤頗る商機を察眼す、父と共に漂路に航するや彼の有名なる高田屋嘉兵衛が士着して販業に怠る頃ほひこれと會して快談縱橫その必ず爲すあるを察す、嘉兵衛も大いに喜び惜かず、資氣頗る相投し深く後を網托し且辨吾の日く「子宜く鍛鍊に航し漁撈を開くべしその必須の製網は吾能く辨ずべし」と、嘉兵衛約すに卑報を待つべきを以てす、果せるかな兵庫に移りて商界に勇名を馳ふに當りて飛報あり、辨吾到るや既にして幕府廻船の用命嚴行に際で大漁場二十四ケ所を開くに至るを以て前約證任を請ふ、辨吾窃かに應約すべきや否を念ひしが之を快諾し歸來この大需用に應ぜんが爲初めて左の如く規畫す、その方法今に製出されたり　一、從來製練なる製網婦を各地敎習に派遣せること　一、原料を無代價に配當貸與し順次同量の製品と交換すること、同時に工賃を與ふること　而して夙夜奔走海岸島嶼の老嫗婦女を會し又は戶毎に到り喃々諄々說ずに製網の適季は夏季にあり冒は敎賬の中に營むべし冬時は燈邊に在りて日常は炊爨の側ら猶且其業を取るを得有利にして永劫無盡の業たるを以てせり、此の如く曾促奬勵の結果日に月に斯業の發達を致し特に嘉兵衛の需要を充すのみならず益々諸國に販路を擴め細民は生計に余裕するを喜び諸方漁業者間にも安驅の網業辨吾を知らざるなきに至れり、然るに世は禍福順倒の數を免れ難く嘉兵衛一朝異國貿易の事に由り當時縣府大法の下意に罪に坐せるを辨吾深く此天下の偉人を亡ふことを悲み斯業の一大挫折を惜む、祝や其昌んなるとき

巨多の商品を委托し事こゝに及んで共に沒收の厄に係るをや、此く莫大の損失を來し製品追々復旧如何ともすべからざるに至り長子錦吾をして四國九州の新販路を求めしめ自ら二男眞助を從へ紀、攝、播地方に試賣せしも委託振はず損耗相踵き揭て天保二年辨吾病を得て起たず、或日徐ろに兩眼を開き傍人に語るらく「安藝の網業辨吾今將に死せんとするも任年等建網營の事業は曾て衰運ざるを慨し同じく無慮の網民永く其利に霑るべく喜び瞑するに足れり」と、行年六十九歳遂に逝けり。

是より先き天保九年次男眞助も早逝す、辨吾父祖の業を繼き苦慘裝運視回に勞め商勞大いに盛んならんとし不幸復た十四年四十二歳を以て罹る、業務僅かに着頭緒兒の左右する所となり家運日に非なりしこそ痛惜なれ、辨吾の遺子勘一（前戶主）全年十月十二日生る、爲人勇敢、智略相兼ね長ずるに及び私かに家運地に盛つるを慨し組勉儉さに辛苦を甞め經營勵精諸點の改良を施し永代の華客を得るに至る、即ち三十年第二回水產博覽會に網業製網、麻苧製繩綱に三等賞牌、三十三年第二回關西九州府縣水產共進會に網地三等褒賞狀、三十六年第五回内國勸業博覽會に網絲網地に褒賞を受く。

廣村三八二番屋敷　平民　大澤喜代藏

亡父源門の長子にして弘化二年八月十日の生也、夙性溫厚爲一意農業を勤精して家産を隆さす、曾て區長を勤めること八ケ年、今伯水利組合會議員たり、凡そ農耕成産上條實故良の勤達を耳にするや率先實行を遂げ偶斯道講述の開催あれば絶へて傾聽を懶かさず以て自己の實驗と比照し細しく實物を指點して質疑を爲しその得る所あれば私かに喜び講師各この篤志を稱せらる、而して妄りに語らず若し問ふものあれば深切例證して之に答ふ、嘗く良種子を求め郷本を採集一眼識人の意表に出ること屢々なり、多年郡、村農會試作實務管理の實務に任じ去る三十四年京都府に於ける蠶業研究派遣員と爲り悉くその記聽を盡せる等蚕蔟農業を以て天與の勤めと觀する村内この人に右するものあらざるべし、今や郡内二德農家の一として重きを置かるに至る、其他公共諸途の務嚴保部落關係情誼厚きこと恒に稱る事莫し

廣村五〇番屋敷　平民　商　佐々木孝太郎

本姓は常廣、亡父理兵衛の二男にして嘉永四年二月生也、青年先代孝太郎の養嗣となりその末女と偶す、資性活達明敏、少年佛現西語を修め武技をも志し明治十七年戶長の職に膺り難詰もなく辭して專ら家業を營む、由

來廣村の地たる漁網製造を以て產をなすもの多く中に就き豪佔を以て稱さる、此年自ら東海諸縣用洋諸島を巡遊して鰮漁其他の實際を研究し大いに營業に力める所あり、曾て第三回內國勸業博覽會を參觀するに方り東京府下大森縣を過ぎ彼の一畔無涯の梨花美にして秩序整ひ規模の至大なるを感取し組業に兼て乙が栽培實驗を積む、一方製網工女の粥あるものはこれに併用し又は園丁耕夫にして自立此作業を試みんと欲せばそれを補助する等依て生業を得るもの多きに至る、斯業の如きその固定に資するもの甚だしくして收穫稍久しきを期せざるべからず而も一朝天候の變調に會せば不可抗力の諸害生じ易く踐多の困難を經て現今の効果を繼はせり、抑是を兼業するの目的たる一途祖先の業をのみ嚴守し若し將來に一鎭挫あらんには實業者の困難これより太だしきは無し宜しく自他兩立の副線を要すべしと云ふに存す、然し前製網業を進行擴張して怠らず曾て長男一郎の東京水產傳習所出身を以て香川縣技手と爲り頃日關韓實業視察員推擧の榮あらしめるなど以て用意周到なるを知るべし、今その成績を尋ねるに漁網は水產及び內國勸業博覽會に果實は府縣共進會品評會に於て數々實牌褒狀を下賜褒詞を頒せるもの多く、思ふに當年意氣健旺、風雲翔望の身を飄へして一旦は村吏と爲り修成の事業こゝに出るもの亦多趣味の人と謂ふべき乎

神社寺院維持方法の概要　國体及び宗法の崇信を保維するは實に至切の要義なれども將來生存競爭の尙劇甚なる末或は苟且に付せんも知るべからず村民有志等是の未然の方法として各社寺のため講會を設け維持基本を造る、但關係神職僧侶等內度の會計と之を區別す、その金額割合は

△二千百圓　三十八年十二月　入江新宮神社　△五百十圓　三十三年一月　大新開阿彌陀堂　△千二百圓　三十四年三月　眞光寺　△千五百圓　三十五年三月　專德寺　△千百圓　仝　善通寺

善行者

△二一二九番屋敷平民漁夫（故）片岡源四郎（寬政三年三月生）　二十七年大旱御祓興に際し鯔百四疋家に至る美加を悅び白製玉網を奉り御慇納の榮を得仝年三月養老の思召を以て金圓を御下賜

△一七番屋敷平民被傭人（故）濱際吉六（天保元年正月生）　弘化元年年十五廣村佐々木超三郎に仕へ曾戶主五六に至る三代殆んど五十年間忠實勤勞一日の如くなる廉を以て明治三十年賞金下賜

△七九八番屋敷平民堅木マサ（安政元年十月生）　明治十四年故實慈光が老憊世を辭ぜざるに事へ其養承歡の程至れりとて賞詞を受く

△二一〇四番屋敷平民山中悅太郎（慶應三年正月生）　十五年其年夏霖雨洪水の際圖らず一小兒の大川に流さるゝを聞め激流數百間を追ひて能く救ひ揚げたること奇特なりとて賞金下賜

【四十年內務省治績表彰—三十九年の調査】

仝体の狀況　本村は賀茂郡の南端に位し、橫路、大廣、古新開、町田、石內、德丸、三坂地、鹽迫、吉松、中新開、大新開、兩谷、白石、幅浦、名田津久茂、沼田、明神、胡子、東、小坪の二十一字より成る一大村にして、南は瀨戶內海に面し他の三面は山を以て圍ふ（戶數廣表略）邑民多く農を以て生業とし、沼田、明神、胡子、東、小坪、津久茂の六字は沿岸の地なるを以て漁業を營むもの多く、小坪は石灰の產地にして販路廣く收利少からず、村內一般に準ずる風なく、皆彼ふて生業に務む、貧富の度は中等以上の資產を有するものとその以下に屬するものと殆ど相半するも互ひに相助け相依て怨隙の聲を聞かず、邑民一致自治の實を發揮するに努め未だ曾つて一致を缺ぎ紛議を醸せしことなしと云ふ、本村の如きは團結合同實に能く自治の眞髓を得たるものと云ふべし。

村の機關（イ）村會議員　村會議員は町村制實施の際より二十四名を以て定員とし以て現今に至る、その間半數改選を行ひしこと三回に及ぶ、村內一般政黨政派にして未だ政黨政派と稱するものなきを以て議員選擧の如きも頗る平穩なり、議員に選擧せらるゝものは大抵その部落に於ける資產家にして公平の聲あるものなりと云ふ、二十二年町村制實施の際議員に選ばれその職に在るもの十名の多きに居る、亦以て議員の資產と邑民の意嚮とを知るに足らん、議員は村會毎多少の缺席無きにあらざれども定數を缺き爲めに流會となるが如きは町村制實施以來未だ曾て一回もなしと云ふ、是れ皆職務に忠實

なるの致すところにして他町村に於て多くその比を見ざるところなり、村會は常に平穩にして毎回原案を可決し通常豫算會議の際に於ても些少の修正なすが如き位にしてその執行權關との間隔る隔閡に行はれ流りに關係若くは否決をなすが如きことなし。（ロ）區長及び代理者　區長及び代理者は各區に一名ありて諸達及び諮問等を各戶に傳達し統て諸規則に違反するなきを注意示達するを以てその職務となせり、各區長は皆誠ふてその成績を擧げんことを期し能く村民を誘掖し職に忠實なり、特別の勤勞ある者に對しては年末に特別報酬を與給する等これが精勤を奬勵し以てその優意を戒むるに力を致せり、學務委員　學務委員は六名あり內四名は學校職員にして他の二名は公民より選出するものにして役場吏員と共に日々出勤してその職務に從事す常設委員は八名ありて士木に關する事務を擔任す、三十一年より三十三年に至り縣道改修擴張工事施行の際の如きは大いに盡力の効を表はせり、又昨三十六年水害の際に在ても各その職に從ひ盡すところありといふ。

事務整理　町村事務の整否は町村自治の發達に至大の關係を有するのみならず延いて國家の行政に影響を來すものなきにあらず、殊に出納に關する事務不整理の如きに至ってはその及ぶところ最も大に或ひはこれが爲め町村紛議の因となり或は疑獄收監の醜態を演じ爲めに町村自治の發展を阻害するものその例なきにあらず、これ常に上級監督官廳の督勵を加へ提撕指導に務めつゝあるところにして亦大いに苦心するところなりとす、本村に在りては深くこれらの點に注意し上級官廳に提出すべき書類諸報告等にして規定の期限あるものに對しては特に注意を怠らず期限內に提出し、又出納に關しては每月十五日定期檢查を行ひその部度部長に報告して臨時檢查の如きも年一回以上必ずこれを執行し現金を監查す、その他諸簿書の整理宜しく日誌處辨の文書に至るまで皆目次を付し編纂する等細大漏ぐるところなく證憑書類の如き亦能く整頓せり。

役場　本村役場は字大新開にあり明治十九年の戶長有田久之がこれが新築の議を起し寄附募集に着手せしに偶々戶長の更迭ありてその意を果さず後仕戶長藤田謙夫これが調議を繼承し工を起し明治二十年新築落成を告ぐるに至れり、工費總額千七百余圓にして總て寄附金を以て支辨せり、本工事に就ては當任助役岩西健適及び建築委員山中清三郎ら村長を補佐し助役の如きは自ら收支の出納に任じ苦心經營の末寄附金を調達せるものにして、建築の堅牢各室の配置能く事務所に適し人民の應接に便なる他町村に於て多くその比を見ざるところなり。

教育　本村に高等尋常併置校一校、尋常校三校あり、その敷地總坪數千六百十五坪、建物坪數五百三十二坪にして教員の總數は二十七人なり、內十五年以上勤續のもの五人、十年以上四人、五年以上四人、五年以下十四人ありこれら職員の多くは村內住民にして教授感到大いに父兄の信賴を惹けり、明治三十三年十二月村會の決議を以て十年以上の勤續者に對し花瓶を贈呈し以てその功勞を表彰せり。

基本財產　明治二十一年賀茂郡共有金の配當あるやその受領額二百七十三圓余を基金としこれに基本財產蓄積の計畫を立て調殖目表を調製し村吏員亜に村會議員より組ってこれが遂行を期せり、爾來幾多の困難を排し或は不用山林を賣却し或は村吏員らに於て積って卒先寄附しその增殖を計るに汲々たりしがその功空しからず三十七年に至り豫定額六千四百五十九圓の約二倍即ち一万九百八十四圓一錢四厘（貸付金八千百九圓一錢四厘、有價證券二千八百七十五圓）を有するに至れり、個三十六年度より村會議員らその費用總價額の幾部を該基本金に寄附することに協定したるを以て將來その增殖の夥益々大なるべく最終年限たる明治六十三年に至らば巨額に調製したる目案表の豫定

金額五万圓の三倍以上に達する見込みなりと云ふ、基本財産蓄積の沿革一二十三年村會議員と圖り基本財産造成方法を設け左の條項を履行することを協約す。1村稅滯納金便用料國庫及び縣交付金寄附金貸付金利子臨時收入金は法律命令の差支へなき限り基本財産の內へ編入する事　2造成は別表目論表に示す如く毎年豫定額に滿たざるときは寄附その他の方法を以て目的を達する事　3如何なる場合に於ても目論表の目的を達するまでは他の目的のために費消又は分散せざる事、以上條項確守さる爲誓約書を作り吏員議員の新任ある都度記名捺印せしむ

納稅　町村に於ける納稅の狀況は滯納の數を減加し爲めに行政費を增加するのみならず他の一般事務の進捗を來たし財政整理の局に當るものをして困難に陷らしむる等その弊の及ぶところ鮮少にあらず、この故にこれが弊を矯正するにあらざれば地方行政の刷新得て望むべからず、今これが滯納の原因を考ふるに或は町村より發する納稅告知書を遲延し又は納稅人の無學又は無頓着の爲め納期を過ぎ若くは資力と爲擬とに依らざるはなく、その他各種の原因あるべきは勿論なるべしと雖も、主として前述の如く納稅人の義務的觀念の缺乏と町村吏員の慣慢のみを難守し改善方法を講ぜざるに依るものと斷言せざるを得ず、本村に於ては深くこの點に注意し第一納稅人の義務的觀念を抱かしむるの特に必要なるを感じたるを以て稅率表を調製して前年との增減を比較し且物價表並に賃錢表をも調製して稅率と各自の收得とを比較對照せしめ以て稅金なるものは各自の收得に伴ふものなることを示しその他區劃にして妄りに舊慣治を慕ひ今を非讓するものに對しては特に諭稅額と舊高とを比較したる一表を調製して現時に於ける稅金は舊高に比し却つて輕減を示すものなることを明らかならしむる等懇切に指示せるところあるを以て漸次納稅人をして納稅義務心の觀念を深からしめ以て滯納の弊を矯むるに至れり、納稅に對する本村吏員の用意此に漸くの如なるを以て二十二年以來滯納者の數甚だ鮮なくその學業開に於て僅かにこれあるは全く漁業者中出稼不在の爲め又は住居を撤して他に移轉せし行衛不明のものに限れりと云ふ。

勤儉貯蓄　勤儉貯蓄は以て國家を興し以て皇邑を振はすべし、國體を增養するの途固より國民の勤儉貯蓄に待たざるべからず、今や軍國多事上下貴賤の別なく不用を節し有用に費せざるべからず、然り而して世人の勤儉貯蓄を唱ふるの聲頗る高く甚だ急なるを以て勤儉貯蓄なるものは只之を集めて以て積金とし有益の費用又は必要の費用に對しても出金若くは放資するを欲せず爲めに產業の發達を妨げその生產力を減却せんとするの傾向を來さんとするものなきにあらず、本村の如き亦これが誤解あらんことを恐れ種々苦心の末人民をして了解し易からしむる一の勤儉貯蓄奬勵法を案出せり即ち村落農家に在りては負債をなすことに注意せず爲めに徒々負債に依りその家財を失ふことあり、又細民に至りては貿入をなし以て一時を復がんとするに汲々とし敢てその得失を考ふるものなし、然れどもこれ最も戒めざるべからざることにして、これを絕止するの方策を講ぜんこと目下の急務なりと云はざるべからず、即ちこれ等の弊害の策として負債及び入質に對する損失を表示し終りに貯蓄の奬勵として零俗の資と雖も積んで以て大資とするを得べきことを表出しこれが注意を促すと同時に貯蓄は勤勉の結果にして勤勉は人生の大道一日もこれに依らざるべからざることを懇切に指導を加へたる結果今回國庫債券發行の暴あるや村民皆つて應募をなし第一回の如きは配當額二万五千餘圓に對し四万五千餘圓の應募額を見るに至れり。

法令その他周知の方法　本村は區域廣濶にして二十部落に亘り民家各所に散在するを以て法令の周知不便なり、況んや新法令發布の際等に在りては特にその要領を指示し又徹生の普及、敎育の進歩、勤業の增進、組合事務公課の負擔、勤儉貯蓄等に就ては村長又は助役に於て春秋二回殊に徹生の如きは時に臨み數回各部落に出張して談話會を開くを例とす、その他一般人民に對し說明する上級官廳の告諭示達等にして解し難きものは尤も平易に尤も通俗に記述して了解に便ならしめ又村經濟の狀況及び商工農等の隆替に在りては一々統計表を調製して之を知らしめ又はこれを掲示せり。

軍人家族の援護　本村住民にして軍籍に在るもの二百五十五人あり、開戰當時これら家族に對して大いに同情を表し村內有志より寄附金を醵出してその生計の狀況に應じ金錢給與の途を講ぜしも、現今に在りては家族中勞役に耐ゆるものは日常の用務に雇入れ勞役に耐へ難き者には賃料を與へ男子には輕細工女子には漁網等を作らしめ各部落の區長これを取纏め需要者に賣却せる等生業擁護の途を立て現にこの方法に依り援護したる家族三十五名あり。

戰後經營　(イ)記念林　本村は從來山林植樹を實行せしも特に山林八十五反六畝十五步を記念造林地とし規定を設け施行の方法を定め現在せる樹木の佳なるものはこれを存して保護し樹木の存せざるところには植樹することゝし、初に於て杉六千本規植し終れり、又旅順陷落の記念林を造らん爲め諸區區長を召集協議の上村有山林部落有山林個人有山林等植樹の議を決し擧め苗木を購入し舊き旅順城の營時に於てこれを實行せり、その反別樹數

八村の造林一町五反松六千本八部落の造林合計七町二反六畝二十三步松杉樟合計一万千四百本八個人の造林合計八反九畝一步松杉樟合計一万二千七百本

有部落の造林については公費を支出するは苗木代のみにして植樹に要する勞力は區の協議に依り區長の選定する總代を以てこれに當り又個人の造林の多からざるは力を部落の記念林に專らにしたるに依る。(ロ)勤儉貯蓄　村內各字人民奮勵貯蓄の組合を設け區長に於てこれを取纏め利殖の方法を以て保管す、その各人の貯蓄額は巨數閒に於ける身代等級に從ひ差當りて二錢以上一圓以下數等に區別す、その每月の貯蓄額百五十圓に達し當局の計畫するところによるに六年を一期とし四期の後金高十万余圓を得同時に村の基本財產額と殆ど同一ならしむる目的なりと云ふ、該貯蓄は組合に依り早きは明治三十七年七月より遲れたるは同年九月より實行し十二月末までの貯蓄高合計六百九十二圓十四錢なり、役場吏員は各組合に於ける一般の貯蓄の外別に旅順陷落記念貯蓄を爲すの約束を爲し每月報酬又は給料の百分の三を積立つることゝせり、その積立額は本年一月二月の兩月に於て十六圓なり。

村の當局者　自治行政に於ける政務の擧否は一に當局者の手腕に依て岐るゝ況んや本村の如き大部落より成る一大村に在りては能く協同一致の實を擧げ民に怨嗟なく村治益々擧り產業益々振ふに至らしむるが如きは尋常一樣の當局者の固より企及し得ざるところなり、この一大村を以て能く自治の眞價を發揮せしめたるの効績は固より當局その人を得たるの結果にして又その當局者の如何に苦心經營に任ぜしか又何に勤勉精勵せしかを見んことを要す、村長勝田諦夫は嘉永二年九月十三日を以て生る、資性剛直寡默にして人と爭はず、明治五年南部藩村受頭に擧げられ爾來大組總代、戶長付屬用係、筆生、學務委員、村會議員、戶長、郵便局長に歷任し二十二年町村制實施の際村長に擧げらる、後ち任滿つるも再三その選に當り現にその職に在り、氏の事を行ふや公平民に接するや懇切、內に在りては能く吏員を督して孜々事務の整理をを計り、又は事業の經營に任ぜしめ、外に在りては村民を誘掖して產業の興隆に力を致さしめ又はその智能の發展に努むる等專心一意自治の發達を期し公益の事業に盡瘁すること前後三十有余年一日の如し、これを以て村民信服し和樂洋々眞に一家の如し、今や該村は一萬有餘圓の基本財產を蓄積し將來大いにその額を增さんとし自治の基礎愈々固く發達の機運愈々速かならんとするものあり、二十六年官その勞功顯著にして公衆の模範たるを賞し褒賞條例に依り賜綬褒章を下賜す、助役岩西傳藏は安政四年四月十四日を

以て生る、資性朴直にして勤倹自ら持し任俠にして篤善に富む、平素公共事業に盡瘁するを以て己か任となす、明治十七年初めて戸長役場吏生となり次で二十二年町村制實施の際擧げられて助役となる、爾來仕續つるも再三その選に當り現にその職に在り、而してその間地方自治の發達を計り力を公共の事業に致せしこと枚擧に遑あらず、その村長を助けて公事に當るや或は一身の危害を忘れて頑強の工事に從ひ或は病苦を犯して事を視る等殆ど一身一家を顧みざるが如し、その事を企つるや用意周到能く永遠の利害を考査して遺らず、宜なりその村長を助けて企畫經營せる事業は今や嶄く光を放ち或は水利に或は教育に或は勸業に或は衞生に一としてその効果を收めざるはなく、聞く會て主家に仕るや積勤事に當り大いに主家を補佐す、己にして主家一朝事を謬り國産し次で主病に罹るや氏は百方看護に手を盡し又その全力を擧げて家政の挽回に任じたり、その主の病歿するの後遂に家嗣をして再興の擧を全からしむるに至れりと云ふ、その操行の堅實にして德義を重んずるの厚き以て氏の性行一面を知るべし、倘氏は公共の事業に競力せし廉を以て縣及び村より賞狀を受けたること屢だ多く、明治三十七年十二月に至り明治十四年十二月勅定の戰役従軍章を下賜せらる、その他の吏員に在りても町村制實施の際より勤續せるもの多く皆職務に忠實にして精勵事に從ふ。

【爲政者の參考に資布せる小册子概要】

廣村は嘉永年間より積債山積し竟に數十名の債權者督責し來れるのみならず惡漢無賴の徒奇貨措くべしと爲し脅迫を逞ふするの等宛ど百鬼門に迫るの狀を呈せしかば代々の里正戸長會て數乎たる處置を施すものなく皆その苦難を訴へて退職するを常とし明治六年後倘か十五年間に戸長の更任するもの十四人に及び縣下第一の難村と稱せられしが、明治二十年前後に於て藤田現村長能く岩西現助役ら村政に與りてより千難万難排して鋭意これが改善に任じ、

二十五、六年ごろ初めてその整理を全ふす、のち續々村政の振作に努めたる結果擴大いに擧り今や全國模範村を稱せらるゝに至れり。

△現住戸口二千五百六十五戸　人口一万四千六百八人　△土地田反別四百七十二町畑二百八十二町山林八百七十二町宅地五十三町　乙經常費歲出一万八千六百五十圓內教育費七千五百七十三圓　臨時費歲出七千四百六十圓內教育費五千五百六十三圓　△村稅二万四百二十二圓內地價割二千四百五十圓（一圓ニ付三十錢）營業割二千九百七十圓（國稅一圓ニ付三十錢縣稅一圓ニ付九十錢）所得割三百六十圓（一圓ニ付三十錢）戸別割一万四千六百四十二圓（縣稅一圓ニ付四圓七十五錢、一戸平均五圓三十八錢四厘）その他講會及びその資金としては共愛、法盛、法榮、共濟、協心、開名、最勝、倘善その他の講會ありてこれが資本金一万七百三十二圓なり、而して以上のほかに寄附その他公益事業を贊助出金せるもの役場、學校、道路、治水等に關するもの二十年以來三万六千餘圓に上り、陸海軍の慰兵獻金、神社佛閣その他公共團体に對する義捐金二十年以來十万圓に達す。

●眞明會　明治二十三年舊債整理の中途に於て基本財産を蓄積して自治の基を鞏ふせんと企圖せしに付ては、村吏員有志ら道義の念を養成し至誠以てこれを實行せざるべからずとこの會を組織せるものにして、徒らに繁縟なる禮文を設けず只各員の交誼を親睦にして智識を交換し且道德を增養し風俗を改良するの數ヶ條を以て目的とし重きを專ら實行の點に置けり、かくて三十九年に至り世運の推移と共に斯の種の會合には基本金の必要なるを感じその目的を擴充したる倘善會なるものを組織し本會の名を廢す。

●倘善會　前身たる眞明會の目的に新たに戰死病役兵の遺族及び廢兵の特待高齡者の待遇、善行者表彰、貧民救助、罹災者救助等の數項を加へて三十九年二月これを組織す、本會の特異とする點は倘善講と稱する附屬講の組織によりて年々事業費を得その內より初五年間は毎年百二十圓、六ケ年目より百三十圓、十一年目より百四十圓、十六年目より百五十圓、二十年目よりは百

六十圓づゝ所定の事業費に充用し殘金は年々蓄積利潤して二十六年目には千六十七圓十八錢四厘を得、同時に倘善講の滿了と共に更に二千八百圓を收納し、合計三千八百六十七圓十八錢四厘を基本金となし、同年よりは毎年二百圓事業費に充て五ケ年毎に五十圓づゝを增加使用するも倘四十年目には四千四百九十一圓二錢六厘を蓄積し得る方法にして、その資金を供與する倘善講は講員二百名より成り「その講員即ち倘善會員となる」各一名十五圓を拂込しむるの法なり、倘は倘善講員は年二回集合す、この日午前は經濟、正午より午後三時まで娛樂、よれより道德に關する談話をなすを例とす。

●青年會　その數十余、みな教育勅語の御趣旨に基き、青年相互の親睦を保ち身心の修養繼續、風俗の改良、實業の上進、その他一般公共的事業に力を盡すを以て目的とす、夜學會、學術講話會、共進會等を開き或は消防器を購入せるものあり。少年會　義務年限改正前の尋常小學卒業生にして未だ青年會に入る年齡に達せざる者のために組織し通俗談話會、講習會、運動會、少年擴張行爲ある者の表彰等を行ふ。處女會　未婚の少女の風俗改善、智德增進を目的とし每月會合す。

縣當局視察（村債整理に至るまで）

四十年六月三十日七月一日の兩日、白坂縣第二部長（第二部長はこの年廢止）在廳縣立學校長、富樫學務課長の一行は、この年全國五模範村の一と折紙をつけられた廣村の治績と及びこれ亦縣下のみならず全國的模範とされた川上村の養鷄、仁方町の教育實地調查を行ふ、その視察市村債整理の苦心に就ては次の如し

村治振興の原因は（イ）機運の際會と村民一般永以來數十年紊亂を極め村債累積し財源涸渇はひいて人情の卑薄ともなり村民安んじてその業に就かず、良民相率いて村治整善振興を企圖するに至る、即ち衞極きつて治を欲す、このとき良村長助役を得て村民村治を一任して疑はざりし（ロ）良村長と

良助役（ハ）村會議員の誠實一改選毎に村是たる基本財産蓄積に關する豫約等末尾に「先輩の決議による條項を遵守す」と記名捺印（ニ）宗教家の援助一大津順導、現世の民風を指導（ホ）道德と經濟の調和

●村債整理の苦心　（イ）嘉永以來の舊債一村方公課米の過納額又は特に村に對する立替金ありたるものを債權者より請求したるにある、數十人、數万圓の巨額に達し財政頗る紊亂し一村の信用地に墜つ。（ロ）十四人目の村長一明治八年より同二十年に至る十三年間に戸長を替ふる十三、何れも因循姑息一時を瞞過して匆々に相去るとき、二十年十一月中黑瀨村より轉住の藤田村長となる。（ハ）共同一致の力一藤田任に就かんとするや言々熱血、村會村有志に贊助を求め、事務は助役に一任して專ら村債整理にあたる。（ニ）六年間の紛爭一二十一年より二十六年に至る六年間は最も困難を極め一期間にして、藤田村長を中心とする武松大小十數件、或は和解し、或は爭訟し吉に及んで勝敗あり、二十四年もと戸長にして今は零落せる某が不義の財を得んとして贋僞の訴へに及び、村長窮罪のもと危く縲紲の辱しめを受けんとせしが眞相判明して難を免る、また惡者仲間に介在して容手徒罄漁夫の利を占めんとするあり、村長これを斷平拒斥し迫害と艱難に打ち壞へて二十六年五月十四日の廣島地方裁判所の通知により漸く落着す。（ホ）村債と教育事業一爭訟の半は巨費を投じて高等小學校を建築。（ヘ）村債と基本財産一苦しき經驗を顧みて將來如何なることありとも費額なきやう村會議員實約を續けて今や二万圓に垂んとす。

仁方町

本村教育に關しては三十九年十月の項に既載、こゝには三十九年山田知事巡視の際の報告、發四十年二月十一日の匪約、縣下廣島町村町村長表彰規程による手島町長の表彰、四十年內務省の表彰概要及び前記廣村と共になされた縣當局者らの視察報告を掲ぐ。

【三十九年山田知事巡視の際の報告概要】

現勢　戸數九百三十、人口五千八百、民有地六百町、村有地二百三十町
神地一町、一般の風習良好にして生業としては農、商、工、漁業を以てすれ
どもこのうち商業を以て最も多しとす、高等尋常併校一、尋常一校、六百四
十六人教員十一名、農業は近來止條植を奬勵しつゝありし結果本年如き斷
之が實行したる者三歩、鹽水撰種、麥黒穗拔採、害虫驅除等は全部之を實行
綠肥の栽培は奬勵の結果今や良好、其他特産物及び日當品等にして本村に生
産する諸物品四十三万三千圓、勤儉貯蓄組合九組百六十一圓、その他六區區
の如きは新儉貯蓄の目的にて別途國債應募をなし百五十圓の義務を有す。青
年會は從來各自に於ける若連中を以て組織し青年團と名稱し將來公益事業の
ため活動せしめん方針にて其規約十二ヶ條を設けをれり、青年夜學會は第三
區書年團体に於て隔日夜學を開き指導訓育の事にあたりクが教授の任として
訓導進藤勝久を以てせしめ全村之を實行せんことに奬勵しつゝあり、荷戸田區
に於ては農業團なるものを組織し居れるも其主要とする處は農業上の改良、
船舶、法令遵守、勤儉貯蓄實行、招客饗宴、傳染病豫防、道德養成、教育普
及、產業、風俗改良、共同一致等にして三十七年二月創立したるもの。

地方公共事業施設者　本村は南端に位し東入川流末を直通縣道に沿ふて東
方は高峻なる山岳に圍まれ西南一帶に仁方灣に瀕し梅水深邃にして優に巨船
を繫留するに足るを以て風波の際ある時は中國航路の汽船のこゝに碇泊その
難を避くるもの多しとす、然れども上陸不便時からざるを以て字蛸舟に築港
を起し此天然の良港を利用して以て本村の繁榮を圖らんと欲し去る三十年秋
村内有志養七郎發奮して此擧を贊したるを以て年來の目的を果さんは此時なり
と看取し諸般の調査を進行するに方り故障百出して容易に終結を見るべから
ざるも、湊七郎は個人の事業としなさんと決心し、西大川に於ける流出土
の浚渫をなし之を地主立に使用し一擧兩德の策を立てたるより茲に初めて異論

なく事業着々進捗し萬難を排して之が竣工を急ぎたりしも既定の豫算額にて
は目的を達する能はざりしに有志者等は種々の苦心の末辛ふして其目的を達
し今や各就の定期航海汽船をして寄港の便を得せしめたり、此工費一万二百
余圓にして三十一年八月工を起し三十六年十月落成したり。

本村商工業の繁昌を圖り以て同村の富有を計らんとする計畫あるに際し貯
蓄銀行條例の發布せらるゝや村内有志は仁方貯蓄銀行を創設し以て今日に至り
て良好を認めたり。三十七年二月一日郡役里道の西南部にかける羅災耕地整
理の時機を利用し地主職含して起業の上新道路實通の便益を圖り以て之が竣
成をなさしめんとし村費を以て補助したるが其起工は三十七年二月一日にし
て三十八年四月十五日を以て落成し幅員二間延長二百八十間の直通道路にし
て字蛸附近本道より分岐し字池田に至りて復連絡す、此工費金五百圓にして
岩丸幸三郎外六名の熱心盡力せしに依る。本村大當區内字荷ケ口新開を開鑿
し船舶繫泊場を築き碇舶の便に供し一方西大川土砂防工事の作業に利せんと
し三十九年四月工を起し同九月十三日を以て落成したるが浚渫幅員二十五間
にして長さ四十一間此工費一千一百三十四圓なりき。

手島町長縣より表彰

四十年二月十一日の佳節を卜し勲下優良町村町村長表彰規程初の表彰に當村と共に表彰さる（同年同月の項參照）

資性溫厚門葉一郷に崇く夙に部民に安倘せらる、明治二十五年始めて村長に選ばれ稍來今日に至る、常に自治制の旨を体し恪誠其職務に修ふ、故を以て議案の如き未だ曾て村會の修正を受けたることなし、弦に意を教育に傾け學校の設備を整へ農商等の隨意科を設けて育英奬励の續を効す、又水害地の回復を策し且つ地勢に鑑みて疏渡砂防の工を起し以て之を未然に防ぐの計畫を建つ、其他相税滯納の矯止、勸業衛生の施設等亦能く機宜に適す、曾て村債整理の際自己の債權千余圓を放棄して範を他に視めし村内の紛擾を遏めたり等始終公共事務に努力したる勞効洵に顯著なり、依て市町村施行に市町村吏員表彰規程に據り爰に之を表彰す

同町では翌三月四日表彰會を開き次の如く町是を定む。

△教育―全學齡兒童就學、學校設備完全、校園を擴張し農産物試作地を設け實修に便ならしむ、女子補習科加設、教員を舍宅で待遇

△勸業―種苗園を設け良種を培養し農産物の改善、町農會に補助を與へて活動、商工業共同施設奬勵

△造林―明治四十年より十ヶ年間に於て町有山林約百五十町歩へ檜樹を植付け利益を基本財産に編入

△衛生―豫防に注意し隔離病舍を完全

△納税―義務を重んじ他町村より轉住したるもの丶身元引受人を定め町長へ届出ること

△基本財産造成方法―町會議員及び區長はその出務實費の内より金五錢を醵出役場吏員は一ヶ月分の報酬又は給料百分の一を毎月醵出、學校基本財産積立として修業又は卒業の際父兄より醵金せしむ（一年一錢―四年四錢―高等科五錢―卒業十錢）

商工會と實行申合　三月四日、町長表彰祝賀會を期して商工業者は商工會を創立、益金で公共事業功勞者實行者を表彰、毎年三月一日より四日間景品付販賣を行ふ、會務一切町長に一任等決る。なほ三月四日を記念日とし、毎年有志會合して公共事業を計畫、學藝會を開催すること及び三十戸以内を以て組合を設け組合長を置き自治發達を圖るの實行申合せをなす。

手島町長文部大臣より表彰（四十年三月の項參照）

【四十年内務省治績表彰―三十九年の調査】

全体の狀況　本町は戸數一千余、人口五千五百余にして、町民は農商工漁を以て本業となす、その職業各種に別れしより人心自然と隔離し一致を缺ぐの憾あるものなるに、本町長手島浦之助の德望の厚きと注意の周到なるとに依り民心互ひに相融和し町内常に平穩なり、町民の生計は産業に酒造、製鹽その他數種の工業ありて細民就業に易きに依るか、產産には大なる懸隔あるも概して生計は裕なりと云ふを得べく、從つて風俗も敢て粗惡ならず犯罪者も亦多からず。

町吏員　現町長はその家もと同村第一位の門閥を有し明治二十五年村長に選擧せられて爾來繼續今日に至るものなり、而して現町長は着性篤實に果斷にして町共同事務には誠實に熱心にして極めて懇切なるを以て町民皆これに敬服し信賴の厚きは他に多くみざる所なりとす、故に町會の開會二日に渉るものなくまた町長の提案には未だ一の修正を加へず直ちに決定せるが如きは現町長信用の厚き一証を知るに足るべし。

徵税　國税の滯納なし、縣町税には近來滯納者稀少にしてこれが處分を決行せしことなし、その稀少なる滯納者は他都市町村より一時來住せし職工が通税機擧せられその一、二人が既に退去せしものに關し本町に住居を定むるものにありては一人の納期を愆まるものなし、その滯納の矯弊の方法として諸税納期日を記載したる注意書を配付し又休日等に於て集合せしめこれに納税上の訓話をなす等周到なる注意をなせり。

勸業　本町は從來漁業地たりしもこれが收益とてはなかりし、明治三十六年十二月漁業法の發布あるを機とし同町地先たる海面に繒網代の免許を得以て漁民に便利を與ふると、明治三十七年度より毎年金百六十圓余を町基本財産に編入することゝせり、麥畝眞田編業は民間の副業として適切なりと認め百万部奬したる結果去る明治三十八年より産額頓に增加し一ヶ年町内に於て收利金五百七十餘圓を見るに至り、尙ほ益々奬勵普及を圖りつゝあり、本町の從來特有の生産業たる酒造業は益々改良を圖り造石數は著しく增加せざるも酒質は大いに改良しその收入は二十万圓以上に達せり、その他漁網、造船、醫業、酒樽、醋、石灰、瓦の如きは益々發達しその收益なからざるも水櫛は時勢の變遷に伴ふて競運の傾きを呈せり、又本町には良兎の山野多く土砂の流出甚しきを以てこれが砂防のため雜林を計畫し去る明治三十六年以來

町内二ケ所反別二十九町五反歩に植樹す。その費金一千七百八十五圓六十七錢八厘、うち縣費補助金八百五十圓二十三錢五厘、町稅金九百三十四圓四十四錢五厘なり、勤儉力行奬勵の爲め町内を九組に別ち勤儉貯蓄組合を設立せしむ、目下なほこれが實行を努めつゝあり。

●土木　本町の道路改修は實に郡内第一にして、本町長就任以來、縣道の改修に關係を有するを以て本町長就任と同時に縣道改修に關する町村會議員の選擧に際しては、本町長は常に其の選擧區内に住居を有する町村會議員の候補者たるを以て、

二十六年製造業者らは益々事業を盛んからしめんとして一致精勵したる結果製氷溜池を增掘し販路を擴張すると同時に之が設備高も增加して一時非常の盛況を呈するに至れり、當業者は冬季農業閑暇の折柄を以てする者なるが故に運搬者の如きもその賃金を得て餘談木の支拂規定をなすものからず、而して二十二、三年の頃より各都市に於て機械製氷の盛んに行はるゝや天然氷の販賣上妨害を受くること少なからずして漸次斯業を縮少するの止むを得さるに至れり、然るに天然氷は人造氷とは異にして放賣少額にして利益大なるのみならず野島天然氷は縣下の一物産として名を博しをれるにも拘はらず昨今の有樣にては可憎縣下の名産をして銷路せしめんとするに至る、殊にこの天然氷は本邦中の最上位にあり他方のものゝ之に及ぐべきものなきのみならず運搬上の利便また云ふべからず、然るに今日の狀態にてあるは唯り本村のみならず縣下のため嘆ずべきことなり。

阿賀町

阿賀町は寶大川の河口灣奥に瀕したる小市街にして戸數二千三十六戸、人口一万三百二十八人あり、田百六十七町（六万二千圓）畑百九十九町（二万千圓）都村宅地二十八町（一万九千圓）山林四百町歩（千圓）その他。

本町住民の風習は概して淳良なり、生業農四分、商三分、工二分、漁一分就學者千八百三十四名（九分八厘）學校は尋常高等併置一、尋常二校ありて高等五、尋常十八學級、年教育費三千七百圓。農業は近來止條植を奬勵したる結果本年の如きは實行者一歩に及ぶ、果物は植付十三町五反歩、桃、梨、葡萄、夏橙、水産及び工業は本町住民の活路を求むる所以のものにして魚市場四ケ所、年間漁獲九萬六千圓、水産製造物一ケ所高揚網二万千圓、養平鰮五千五百圓、其他一万圓、工業に於て絹絲繰糸製造は繰糸株式會社一ケ所、撚立個人工場四ケ所（四万圓）漁網地絹絲製八万五千反二万四千圓、麻糸製一万七千反七千六百圓、海軍工廠職工酒勘七百十八人年十二万圓。納税に關し納なし。基本財産現金三千余圓、日露戰爭の記念基本財産山林十一町歩余等のほか學校基本財産として町内に增殖をはかりあるもの山林一町八反（三十九年五月三十日縣有林より備島拂下許可）現金四百圓等。勤儉貯蓄組合五組、四百十五圓。

本町には阿賀町有志懇話會あり同會は昨年七月二十九日の設立にかゝり現今五十余名にして專に公共事業に關せるもの及び宗教家、教育家等より組織教育の普及同上、法令遵守、町治の圓滿、公德私德の涵養、風俗の改良、勤業衞生の發達工進、勤儉貯蓄の奬勵、公共事業の振興、長老孝廉篤行者の表彰の各項遂行。本町には未だ青年會の設立はなきも本會と相俟つて不日組織せん豫定なり。阿賀町和合講は眞宗眞俗二諦の教義に依り毎月一回寺院に參集し宗意を會得せん目的にて明治三年五月の設立にして初め懴解講と稱せしを明治十五年十月和合講と改稱し毎月講員僅少宛の基本金を積立て國のために法のために貢獻し或は罹災者貧困者等の救恤等總て慈善事業に盡瘁せり、現時講員百名、積立金四十八圓。婦人最勝講　明治三十一年八月の創立にして毎月一回寺院に參集し眞宗の教義を聽き爲國禁酒實踐躬行の目的を以て毎月一日ゾゝ最寄に集合し製絹に從事し所得の金員を貯蓄し國兵慈善布教等に力を致し傍公の實を擧げたる枚擧に遑あらず、現時講員千餘名、月一回の作業所得金十八圓内外にして實に盛んなり。婦人會　三十八年五月の創立にして婦德養成の目的にて時々名士を招聘し講話を受け或は幻燈會を催し以て家庭の改良風習の矯正等大に見るべきものあり、現時會員四十二名。地方公共事業に盡瘁者は

【阿賀町玉果關士三好惟孝】明治十一年橋爾を創設し僅に溫州半密柑鳴門等の雜柑を栽培し十四年に至り實稔を植付け二十年の頃葡萄を植付けたるも其當時は未だ果物に對する觀念乏しく苗木の觀別は勿論栽培法の如きも

同へり。現在戸數その他を示さん

戸數二、三九三　人口一五、一八九　△田反別百八十七町、畑五百四十二町、宅地四十四町、山林千九百二十四町歩（農家一戸當り田九畝畑二反六畝）　△米作年收額二千百九十六石（一人に付一斗四升五合）甘藷百六十万貫（全百五貫）麥六千七十八石（全四斗）

同村よりは海外へ出稼中の者四百二十一人、三十八年に於てこれらより本邦への送金四万五千圓。本村民は儉して質朴順良にして宗教は眞宗大部分を占め本浦には淨土宗、日蓮宗父は敬神家多少あり。生業は農漁の二途にして室尾浦、鹿老浦は漁業を主とし室尾は煮乾鰯及鰮の產地たり、その他各浦は農業を專らとし漁業を營む者は僅少、農家戸數二千十六、その人口一万三千二百。基本財產は土地六十七町等、蓄積の方法は別に設定なきも學校基本財產と共に年々百五十圓以上を積立つゝあり、村有財產は土地三反、建物千六百圓。同村には高等小學校一、尋常高等小學校十校あり、學級數は尋常單級四、二學級四、四學級一、五學級一、七學級一、高等三學級二にして、義務教育就學歩合は百人に對し男九十六人六、女九十九人五九青年夜學會二あり百九十五名、水產補習學校は室尾等高校内に設備中にて十一月より開く。納税は滯納なく成績良好。

大柿村

大柿村は元大原、柿浦、大君、小古江の四ケ村を合併して一村とせるものにして古來何れも農を以て專業としその外に漁業を以てす、山林及び田地の面積人口に比し狹隘なるを以て木材薪炭米等は一般住民の需要に缺乏しその供給は各地方よりの輸入に仰ぐも本村には大阪合同紡績株式會社支店工場ありて婦女子の多くは日夜該工場に通勤するを以て常業とせり、海路の交通は古來柿浦より鳴島に通ずる發動船のみにして至つて不便なりしが近來は吳行音戸行及び音戸、吳を經て廣島市宇品港へ定期航海の汽船ありて稍便利を來せり、陸路は險惡にして交通大いに不便なるも時勢の進運に連れて道路の改修も近き將來に期待せりと云ふ、本村の戸數は千五百五戸、人口九千六百二十名、土地は耕地五百二十三町歩、山林四百四十町歩、一人に對する反別耕地五畝十三歩、山林四畝十八歩。

本村の村民は一般に儉ね質朴にして勤儉貯蓄の風に富み農業六分、漁業二分、商航業二分なり、而して婦女子の多數は木綿織物及び紡績業に從事せり漁業は數年前より山本伊勢次外數名專ら朝鮮海に於て鰮漁の端緒を開き漸次隆昌に赴き近年遠洋漁業に從事するもの增加し其利益も亦尠少ならず

△米三千二百石、麥四千二百石、雜穀四百八十石、漁業收穫二万九千圓、商業收入一万圓、航海業全廿一万五千圓、木綿織物二万五千圓、紡績業全二万圓　△他地方よりの輸入は米二千五十石二万九千圓、炭三万貫二千二百圓、新九万貫二千七百圓等　△紡績工場一ケ年經費十七万圓、職工男百九十人、女六百人、鍾數一万五千七百、利益十七万五千圓、工場內特殊教育施設目下施設中

小學校は四校、就學率九十九、何れも校舍狹隘を告ぐるに至り前年來增改築を行ひつゝあり、就中大古校は三十七年四月より高等科を併置せり、爾來高等科生年々增加して二百名。勤業は農事の改良施設方法に就ては近來頻りに勸誘をなし其結果多少改良の機運に向ひ追々進歩の形勢あり、漁業、機織業等は何れも業務稍發達の色を呈せり。又柑橘、水蜜桃、苹果の如きは本村の土地に適するを以て各戸盛んに栽培せり、就中柑橘、水蜜桃は一戸數畝歩以上栽培せるもの年々增加せり。勤儉貯蓄は前年來大いに緩慢をなし未だ組合組織に至らずと雖も近來學齡兒童在鄉軍人會等にありては夙つて貯蓄をなせり、また佛教青年會の設置ありて日夜風俗の改善を勉めつゝあり。地方公共事業概況左は—

山野井進平　は本村農會長なり、夙に勤業に志し柑橘の栽植をなし傍ら柑橘の苗を作り里人に配ち自ら栽植するものゝ家に就き懇に示諭して養育せし

あり父養親、養祖の業を自ら行ふのみなず世人に懇に勧奨して奨勵をなし一昨年日露交戰の事あるや率先軍用秣の採取に努め事業を補佐せる等の効も少なからず。

藤岡隼雄　元本村小學校教員なりしも年來勸農の道に通じ教職の傍ら斯道改善の事には金錢を答ます而に良好なる發明品あれば率先之を求め研究に資し結果を世人に紹介して止まず、昨年本正條植の奨勵に付ては自ら模範植をなし或は奔走し或は人集して普及の事に盡力せり。

深江村

農業を以て主とし漁業之に亞ぐ、山林は面積狹く一般住民の需要を充たすこと能はず其供給を山口縣岩國地方よりの輸入に仰ぎ其他日常品は廣島市より輸入しつゝあり、同村の交通は頗る不便なりしが近來隣村に定期汽船の航海相開け稍々便利を得るるに至る、戸數九百三十、人口三千三十七、耕地百八十八町（一人に對し六畝強）住民概して質朴勤儉、農五漁二航海二商一。十七年露國に事變あるや中野庄藏、岡直太郎の兩人仁川港に渡り板材木及び雜穀牛骨等の販賣を爲し巨額の利を收めたるに始まり同村中航海業を企つるもの日に多く目下百名。就學率は九十六名、能美島東部には高等科の設備なきを以てこれを中央村に設けるやう勸奨ありしも種々の事情により設立に至らざりしが、然も時運は其事情の爲に遷延するを許されず、同村にても此に鑑みる所ありて村會議員ら有志勸誘して同島各村に率先して三十二年に併置

△米千八十石（一人に付三斗四升）　麥八百石（一人に付一斗六升）　雜穀百七石（一人に付一升四升）　△漁業二万圓　△航海收入五万圓　△商業收入八千圓

吳地方の俚謠・流行歌

三十九年「藝備日日新聞」に連載されし懸下各地方の俚謠、流行歌等のうち「吳地方」とされてゐたもの次の如し。

綱引の歌　もちの十四に、かみいちしもいちがまーけてよ、まけた、はらのだち、つなをーきるよ、ハヤドレ〳〵コシヤドンドン

餅搗の歌　やれ高山こかげの山ほど〳〵ぎす、只一度のこえなりとやーれくるかくるかと、濱に出てみたら、只雲に松風やふくばかり

船頭の歌　せんどうさんとこなら、大屋の沖ぢやよ、章魚（たこ）ともご覽か鳥賊（いか）ばかり

遊蕨の歌　あさがほや、朝はひらひて、夜はつもんで（つぼんでのこと）袖の長さは、二尺五寸で、蜆へこしかけ、砂をつゝんで、ぱつぱつぱ、ぞうりはひて、むすんで、かさかぶいて、すすんでどなたも、ごつけんさん、私もごつけんさん

漁人の歌　十七か十七か、しやくにでるさへ船かしや、肴〳〵と、好まれて何を肴にはさもかや、これのお肴戸（せど）のせん水小池、まだ鯛鯛はじやくはいな、前のざえんの、小畑に、茄子が千本植えてある、遲時種やら花ざかり、花を肴に御酒（ごしゆ）あがれ、アイトナ

杯は一つなり、さし（さす）べきお方は、あまたなり、どなたにさうかと思へども、ふすてのもみぢが八重機、樣むさしならさはちでなりと、なんおりめのふすもみぢ　アイトナ

毛毬歌　門口出口のお姫樣、それがこんやに認れました、譬あげようか、簡あげようか、あたしや其物はいりません、唐細細の、白縮緬は、どうですか、か、か、かねさへ持て來りや大丈夫、うう、うら門たゝくは誰ぢやいな、せんまつこうやのきんさんじや、金さん何しにござつたりや、せきだがかはつて居ります、何枚せきだでございます、三枚せきだでございますあなたの兄さんどんとうり、せいかひくして、じやぎつぱち

流行俗謠＝伊勢音頭　伊勢は津で持つ、ヨイ〳〵、津は伊勢で持つ、尾張名古屋はソレサー城で持つ、ハリワイサツサ、コリワイサア、ソリヤナンデモセー、伊勢のお伊勢のヨイ〳〵太々神樂（だいかぐら）五尺男をソレサー、あやにふる、ハリワイサツサ、コリワイサア、ソリヤナンデモセー

俚言　老人と持佛堂は置處がない

子をすてる藪はあるが身を捨てる藪はない

酒屋の門に三年立つても飲まぬ酒には醉はぬ

馬鹿も三年すりや三つになる　一寸の虫にも五分の魂

果報はねて待て　藪から棒出す　泥田で棒うつ

女はらぢなうして玉の輿　秋茄子嫁にくはすな

【一　月】

吳軍港の新春　各官廳等に於ける元旦の賀式例年に變りなく、吳海軍鎭守府にては午前九時有位勳級の奏任官及び同相當官以上、同九時半判任官及び同相當官以下、何れも御眞影奉拜式に列して、今日の吉辰を祝し、午前八時濠艦碇泊艦は同九時艦員一同後甲板上に將列し君ケ代吹奏裡に拜賀式を行ひ、海兵團、水雷團に於ては午前九時團長以下總員假艦橋前に分隊毎に將列、團長勅諭奉讀、拜賀式を行ひ、下士以上有勳者は御眞影を拜す、夫れより所屬將校一同は水交支社に會して午前十一時年賀式を行ひ祝盃を擧げ、下士以下は兵舍に於て饗食に祝酒を給ふ。諸官衙　市役所、警察署、憲兵屯所、稅務署、郵便電信局何れも午前九時各構內に於て年賀式を行ふ。諸學校　高等、尋常各小學校にては職員生徒一同午前八時拜賀式及び勅語奉讀式を行ふ。互禮會　例の如く和庄第二尋常小學校構內に會員相會して海軍側よりも列語あり午前十時番拜式を行ひ賀禮を交換し小宴を催す。「右の如くに御座候が、序ながら市況を記さんに、官となく、民となく千門万戸、門松に七五三飾りせる巍峩には日章旗高里同風に飄へり、士となく商となく農と共に老幼共に「おめでたう」の交換に椒酒三杯酣ふての後は新年宴會、大平樂を謠ふ和氣藹々、かて〳〵軍人は恩賜金に職工は賞與金に夫た春ならぬにポケットの暖かさ、市中に花を咲かして花街柳街に絹を纏ふが如き千客の賑來、いづれを見ても賑はしきことにて候」

因に、戰捷第二の新春を吳軍港に迎ふる諸艦は

富士、常盤、石見、筑波、生駒、明石、豐橋、鴻間、春日、千代田、龍田

姉川以下四十余隻

下士官集會所開放　前年工事のもの竣成して一日より新館を使用。

一二月、第一艦隊の入港には百七十余の緋合を備へて祝砲を攻答

酒保の飲食品も市中より二、三割廉く喜ばる。

市勢の發展

前年末各大字戸數と同年中の增加（括弧內）は

△和庄町九、〇二八（一、三三一）△庄山田村六、一三三（一、一三一）

△二川町二、四四三　（二九七）△宮原村二、三三三　（九七）

にして、三十八年度末より二、八五六戸增加（新築件數一千七百二戸にして約一千件の增加）和庄、庄山田、二川、宮原の順、今四十年も二千戸の增加は確實とみらる、かくて和庄町は宅地の余地減り地價借地料ともに騰る、庄山田村は未だ地面廣く從來の騰貴率も少なけれども、今年あたりより交通便利となるにつれ地代も相當直上りをみる模樣。因に本市在籍者の府縣別は

△廣島六、八九六△岡山三四八△愛媛九〇三△島根六八△鳥取三七△山口三〇八△兵庫一一三△六分五八△香川一一九△大阪一五六△東京一九二△高知四二△長崎三〇△神奈川二七

なほこれが職業別は次の如し

△商二、二七五△工四、三八〇△農一、〇〇八△官吏一二三△軍人九二△雜八七七△日傭一三九

庄山田新開埋立進む　前年五月、二河川へ軌道橋架設を許可（同月參照）せるが、本年も八日の初市會に於て「二河川架橋鐵路布設の件」を決議、庄山田新開の埋立愈々進む（前年の附項參照）

市會議長と參事會員選擧　八日の初市會に於て議長澤原（三十二票）代理者小林芳樹（三十一票）再任。參事會も中島、中鼎、豐田の滿期退任を十八日何れも再選。その節に已に『高崎中島を以て慣量事を處するの技あり、之に次ぐ豐田の衆望を和するものあり、中鼎の壯齡前日果斷敢行の助あり』と、初の半數改選前後に退任せし太刀掛三左衛門說もあつたが實現せず。

△豐田實藏二十八票　△中島健一郎二十九票（二票太刀掛）　△中鼎龍（三十一票）

鐵山村小學校竣工　前年七月起工、十間に四間半、六日竣工式擧行、來賓

部長以下參列者三千名、佐野要校長來任十年勤續を謝して村長大林熙より感狀と賞牌を記念品に贈る。

乃木大將來呉　十日、小澤赤十字社副社長と共に來呉、江田島に向ふ。

ペスト警戒　京阪神及び松山にペスト流行、呉市では前年末傳染病院を擴張して一定三錢で鼠を買收せしも一日二百足前後が百足内外に減ずるの不成績に、二十日より人夫二十名を増益して呉驛附近及び川原石汽船問屋倉庫内の大驅除を行ふべく市會で豫算可決。―その後下火に延期（「呉市史」には―中通青物市場に發生を流行區域と假定し繩生誠員警察署員傳染病院長醫員役員市醫會員衛生組合役員等の經驗あるもの相合して人夫三十余人を使役し實地豫防演習を行ひ捕鼠六十七頭の多きに及べり―とある）

―四月ペスト患者收容病院に關する建議を市會になさる（三七四頁參照）

―家鼠捕獲　竝年は一日三百九十匹乃至三百四十匹前年より四十匹前後増加

中學校裁判所附　何れもその財源の殆どを市民寄附に據定して計畫、進行中のもので、新年早々市長は町總代へ五万圓の寄附募集方を示談、二十三日より着手することゝなる（二万圓も至難ならんと豫想されてゐたが、結局市費によることゝなる）

建艦一休み　海軍省では一億七千万圓、九ヶ年計畫を閣議で削除され、補充艦艇費繰入額増入、前年の減額復活で計畫中の建造艤裝を行ふことゝなり、今議會で承認、建艦一休み。

常備艦隊編成替　第一艦隊では八雲、春日、日進を豫備艦に、新艦香取、香島と磐手、常磐を編入、第二艦隊では千代田を豫備艦に、筑波、千歳、新高を編入、共に七隻づゝの編成となる、南清、練習艦隊は前のまゝ。

澤原銀行設立　前年十月認可申請の新設澤原銀行は事實は呉貯蓄銀行の増資なるを以てその手續をするやう内諭されしも株主間には紛糾、新銀行設立を希望する向多く、この間再三の推問あり認可遅延せしが、舊臘十二月二十八日認可、呉貯蓄銀行專務澤原一郎氏を社長に推し、資本金十萬圓、拂込五萬圓、行員十名、支店を當分設けず、營業時間は午前八時より午後四時まで市役所これを擔當。

銅日株式會社紛擾　資本金額を二十錢に直上げされ各株主無異なりと會社に詰めかけ一時不穩の狀ありしも十四、五錢程度に安堵。

千家大社教管長　十七日來呉、三等二十二日呉貯蓄銀行廣場前に歡迎事務所を設く、佐々木高宗方を旅宿とし、翌十八日午前祭典、午後講話あり、戴後の經濟界に就て說く。初めて接する國道標の讀方なるには市民驚く。「千家大社教管長の巡教、澤原家一族、佐々木氏一家の如き、いづれも安藝門徒の熱心なるものなるに拘らず、前者は祭典の執行にその費の大部分を費消し後者は其地を請ふて一行を逗留せしめる等、洵に事勢を歸したる憾と可申候」

仁方町消防組　一月一日より町制の仁方町では消防組設置以來未だ一度も演習を行ってゐないので十八日實地演習を行ひ、廣分署長ら臨む。

新艦筑波拔錨　二十二日第二艦隊旗艦となり翌二十三日伊集院中將轉乘、鎭守府よりは參謀長以下汽艇で第一呉丸の軍樂隊と共に港外まで見送る（二十五日東京灣に、二月遣英米艦隊として千歳と共に出航、呉工廠建成の國産艦の威力を發揮し無事任を果す）

遣外艦隊の寫眞は我が國造船術の進歩を海外に示すものであるが、艦内一切の裝飾も純日本風に最新美術を列國に紹介するため、長官室正面には光彩燦爛たる日光東照宮の額を、左右舉には帝室技藝員鈴木長吉作の龍形花瓶を、副官正面には兩陛下の御寫眞を奉置、その左右の壁には村田玉田作の牡丹花と筑波山の遠望を掲ぐ、なほ内務局よりは棕櫚竹數鉢を寄贈。因に第一艦隊は旗艦出雲に前呉鎭長官有馬中將司令長官たり。

町總代改選　一月末を以て二年の任期滿了、二十八日改選を行ふ（早くも有名無實の傾きあり、翌四十一年三月規程を廢止し、四月一日より新たに區出更を設置さる）

東雲町勸商協　鹿田通より東雲町に通ずるもの、渡邊傳右衛門個人經營、工事竣工し近く開場。

山内長官銅像建設運動　三番町和田龜太郎發起し有志の賛同を求む。

―十一月、歐洲より歸朝後御用商人間に讓益々繁す。

屠場市營計畫　前年政府に於て食肉の風紀なるに對し衛生上屠場は公營を原則とし場合によっては强制的に接收するやう指示あり、本市に於ては繼て堺川、宮下川埋築に次ぐ新財源としてこれを調査中にして、目下市内に於て一日八頭乃至五頭を屠殺しつゝあり相當利益あるものと見込む。

―二月十五日、市參事會實地調査。―買收交渉に及べるも價額折合はず不調。―四十年度を以てする許可期限滿了を待って斷乎市營に移す方針のもと買收交渉中止。―三名より五千五百圓にて買收の交渉成立して、十二月五日の市會へ、買收費及び公債金一万六千圓にて改築市營の件追加豫算を提出、委員附託とさる（竝年早々に修正可決）（膏島市も此の年市營を計畫）

紹細兵兒帶一筋　第五番尋小學校長調淳松田伊三郎（兵衛？）は今回兵庫縣へ轉任にあたり、同人は呉私立教育會組織以來今春まで理事の任にあり貢獻少なからざりしを以て元同會正副會長澤原、佐々木の兩人よりその勞を多とし紹細兵兒帶一筋を贈與。

第三千日前計畫　本通八丁目、專徳寺支坊前に次いで第三千日前を計畫して三番町佐伯銀次郎は私有の驛員社宅前田圃埋立つ（蓬來舍もこゝに移轉）

呉牛乳組合共同店　北辰社、花澤、松島、多榎山、細田、西永の牛乳搾取所共同して和庄本通九丁目城山町筋に設く、一合五錢。

海外渡航者　呉縣管内昨年中の海外渡航者百五十七名、學科技藝習得商工業練習は僅かに十七名にして殆どは勞働者、行先は布哇、祕露、米國。

川上音次郎一座　我國正劇の開祖、新演劇の頭領川上音次郎、マダム貞奴の一行、前年來呉せしも英艦隊歡迎奈興として、市民へは初のお目見得、二十八日より五日間呉座で開演、呉市始まつての大人氣、初日午後二時よりは小學生に無料解放のお附き合ひ―舞踊「鐵劇」一幕、史劇「兒島高德」同、悲劇「祖國」四幕、喜劇「新オセロ」一幕。

―續いて奇術界の帝王、松旭齋天一も來演。

土廠職工不穩　足尾銅山鑛夫の大罷業、長崎三菱造船所のストライキと、社會狀勢の惡化をみるとき、呉工廠でも殘業がなくなり、且日曜祭日が休みとなつて給料が減つたこと、昇給の不公平なとから職工間に不穩の空氣をみるも、昨夏の罷業その成果を見ざりしほどに、未だ罷業には至らず、この間、北古賀廠長が苦慮の結果は生活費の廉い天應移住策。

「從來日曜祭日と雖も職工に從業せしめしにこの程より早急工事以外の者は日曜祭日は之を休業とし個人業等は可及的廢止する方針をとることゝなりしため職工の收得金は著しく減少し生計にさへ差支へを生ずるもの少なからず多少不穩を漏しゐたる矢先、先月二十日の職工定期昇給に際して不公平ありしと不平の一團はその筋に向って昇給を迫り不穩の情勢あり」（二月）

―五月、一月來の消極主義による殘業、徹夜の廢止には從來三十圓の收入ありしものが十七、八圓となり、生活難から逃亡者相次ぎ、何れも不平を唱へるなかに酒機部六千の職工殊に不穩の兆あり、異變を憂へらる。

―工廠では各工場とも勞ひ余分の作業を與ひつゝあり、十二月、第十一工場では雜工八、九十名には特約事業費を出されるも一般の四百名にはなきところより、公平なる處置を要求して密議頻り稍不穩の狀をみる。

―浦賀船渠會社職工襲動　二月、戰時中二千七百名を二千二百名に減ぜられ、五百名解雇にあたり襲動化。

誠實倶樂部　前年十一月、呉海兵團受命の御用商人により設けられたもの

この頃更に叛軍部を設けて同廠惟士官以下の家庭に日用品の供給を始む。

貸橋村政紛議　同村では二十二日有給助役の任期滿了にあたり二十七日後任を選擧せんとするに、名譽助役を選擧して有給制を自然廢止せんとする一派あり紛擾、三十一日、各十一票に一兩者當選、再招集の手續きなかりしを理由に有効無効を爭ふ、本浦分離請願の矢先とて東西分離熱を高む。

【二　月】

横須賀市制　軍港開設は吳より早かりしも、市制は二月一日より。

吳市醫師會創立　吳市醫會（會員六十余名）では內務省令によりこれを解散、前記會協賛會の醫師會法による吳市醫師會の創立につき、會則を定めて知事に認可申請中のところ、縣令第十二號を以て醫師會施行細則を規程さるにあたり訂正を要す個所あり、よつて縣より鈴木衞生課長も臨んで三日市役所に總會を開くに三分の二に達せず、午後八時散く四十二名の出席を得て會則を讀す、議論百出十名の委員を擧げて讀了せるは翌四日の午前二時、實に十三時間を要す。―三月六日認可され、縣下の驚天をなす。

安藝郡醫師會　會員八十七名、三月十八日海田市町妙顯寺で創立總會、四月十五日認可、會長三宅良一、副會長西龍定之助、評議員長俊一、佐々木亮等。六月、正副會長辭任し總會を開き後任永野司、副會長細田可樹を選擧なほ議事細則、豫算を議し、元安藝郡醫會に功ありし前郡長へ感謝狀を贈り醫術料、藥料を郡內一圓に規定せることゝし價格は次回に宿題。

資茂郡醫師會　五月八日、竹原町照蓮寺で創立總會を開催、會員七十二名、會長を豫選の結果は阿賀町青山才吉。―八月認可。

海軍志願兵檢查　從來管下最終の五月なりしを本年は五日志願者二十三名につき市役所で檢查。

廣村で檜皮採取と椎茸增殖　を計畫、島出郡三田村の篤農植崎主三を聘して聽習、各戶栽培に決し種子を小學校兒童に證かしむ。

吳起業銀行　設立さる（三八四頁參照）

紀元節　第一艦隊も入港して祝賀行事行はる、練兵場では陸上運動會を催すに尺余の積雪は大雪塊をなして壯觀。工廠の慰勞金　も七日より支拂ひを開始され市中賑ふ。

廣村と仁方町長表彰　紀元の佳節を卜して本縣の町村及び町村長表彰規程による初の表彰を縣廳で行はれ、仁方町長、上瀨野村長外九町村長は公同の事務に功ありとし、廣村外二村は關村驛附公同事業振興を賞せられ、藝田廣村長總代（別項「軍港々域町村」の項參照）

―廣村では三月三日、村內各戶國旗揭揚後、尋常高等小學校庭に於て表彰會を開く、中尾郡長表彰狀を朗讀、村治模範を說示、林縣第一部長知事の祝辭を代讀、その他祝辭あり、招待せる八十歲以上の高齡者に紅白祝餅一重ねを、小學兒童に半紙を贈り、余興に村內四校聯合の運動會あり、多賀設司郵便局長は貯金台紙千五百枚を寄贈。

―仁方町では四日午後一時より祝賀會暴行、余興に學藝會あり、招待せる八十歲以上六十五名に紅白の祝餅を、生徒に貯金台紙を贈る、別室で林第一部長は町議高長二十七名に「町長の名譽のみでなく本町の名譽である」と讀ふ、同町ではこの日を期して町是を定め、又商工會を創立（同上別項參照）

第三船渠の構築

目下これが所要地たる機會場の取除工事中、造船部第三船台北側に構築さるもので、二萬噸以上の大艦を容る、長さ七百呎、期限一ヶ年半なるも四十二年四月頃より使用の豫定。因に第一號船渠は六千噸、第二號は一万七、八千噸、第一船台はさきに砲艦宇治、第二船台は生駒第三船台は筑波に次き目下安藝を建造中の二万噸以上の船台にして、今次船渠はこれに相應するもの。―四月、短船工廠一棟取除き、これが裏手の丘を切取る（竣營着手は十月頃の豫定）

―八月、船渠上の建物端船工場二棟は乙造船工場に接してこれを移轉完了少丘陵削を進む。十二月、今春來數地工事中の新大船渠工事は經費を便宜上新繼續費に變更へて明年八月頃まで工事を中止とさる。

―新年度豫算で四月再開（五月の項參照）

百五十噸起重機　日露戰爭の經驗にみて艦艇に十二吋十吋を採用するに至り從來の複卸し百噸起重機では不充分のため一昨年造兵部に於て百五十噸起重機の製造に着手、昨年八月來組立中のところ今回竣工、未だ東洋には他になし。

【三　月】

學校醫　縣令により、吳市では與村義考、宇津均を申請。

市中金融逼迫　不況の擧　工廠の增張、新事業勃興をあてこんで吳市に入り込むもの月に數百名、家屋は一日平均五戶新築さるもなほ不足を告ぐる反面には、これら地所には他府縣所有のもの多く、なは建築資材は悉く市外に仰ぐため資金の流失甚しく、金融漸く逼迫して市中不景氣の聲を聞く。

―四月、依然たり、因に家屋新築は一月一一三件、二月一九一件、一九五戶、三月二三二件、二四二戶、四月一一八件、二三〇戶、一日平均六件。

―米取引所出願　四月不認可。

大鰯　十三日午前八時、二十二間と二十間の大筏を組立てゝ大阪築港を發した大鰯、翌十四日午後四時吳港着、潮を待ち二河川尻に引込み、十五日より一般觀覽に供す、長さ二十間、三万貫、下顎が傳馬船ほど、料金十錢。

第二小學校長行賞　熊田育（音？）五郎、日露戰爭にあたり勅諭を文部省より行賞。吳郵便局長　川原實也從七位に叙せらる。

模範村廣村治績調査　縣治課長武岡充忠は、縣下の模範村廣村の治績につき來だ充分の調査なきため具体的にこれを取纏めるため七日間同村に出張。

（整年岩西助役と共著の爲政者の參考に供する小册子を出さる、本年次別項同村の項に掲ぐ）

音戸の火事　二十六日午後十一時頃船具商池田熊次郎方より出火、外三戶燒失のうちには三等郵便局もありしが重要書類は持出し死傷もなし、原因はランプの轉倒。

海軍小演習　下旬第一艦隊と吳鎭艦隊と軍港攻防の小演習を近海で行はれ二十七日終了、五十余隻入港、市中賑ふ。

福山聯隊設置　新設六ヶ師團は第十三師團高田―宇部間、豐橋、伏見、岡山、久留米と決定、岡山第十七師團下は新設松江六十三聯隊、岡山五十四聯隊と、もと第五師團の廣島の二十一聯隊及び廣島より福山に移る第四十一聯隊を管轄することゝなる、福山聯隊は福山町三万五千圓、深安郡一万圓、沼隈郡一部より五千圓を寄附誘致せるものである。

而して新設第十七師團管內は現姫路第十一師團西部と廣島第五師團東部を區域とし、このため第五師團よりは前記廣田及び尾道聯隊區をこれに劃き、新たに松山第二十二聯隊と岩國七十一聯隊區を加へる。かくて明年より一聯隊平均百五十名多く管兵ざることゝなる。

廣島聯隊區は廣島、吳兩市と高田、安藝、賀茂、豐田四郡、岩國聯隊區は佐伯、山縣、安佐の三郡と山口縣下玖珂、熊毛兩郡を區域とし共に司令部を廣島市に置く（後移轉）從來の尾道聯隊區は福山聯隊區と名稱かはる因に旅團編成は第五師團山口、岩國兩聯隊で第二十一、廣島松山兩聯隊で第九、第十七師團福山、岡山兩聯隊で第二十三、松江、濱田兩聯隊で第三十四旅團、九月一日より實施。

小學教育効績表彰

三十一日、縣廳に於て小學校教育効績表彰式を擧行、文部大臣より表彰及び同省より賞與は仁方町長手島涌之助のみ、同村篤學高等小學校及び松井校長には縣より、その他縣下安藝郡瀨野高小、仁保島高小等十四校長又は學校に賞與、私人團体に對し江田島教育奬勵會外七件に賞與、このほか普通教育奬勵金を授與さるもの教員廣島一八、吳八、安藝

二六、賀茂二三名。關係町村長、校長、受賞者、前々年文部省より表彰の山本、三上、瀧谷三教育功績者ら六十余名列し、手島町長受賞者を代表して答辭を述ぶ。

【廣島縣賀茂郡仁方町長手島浦之助】多年村長の職務に從事し、指揮經營以て小學教育の普及發達を圖る其効績顯著なりとす仍て明治三十八年六月文部省第十一號小學校教育效績狀規程第一條に依り玆に褒獎す

明治四十年三月三十一日　　文部大臣　從三位勳二等　牧野伸顯

賞として百五十圓を授く

【廣島縣賀茂郡仁方尋常高等小學校訓導兼同校長松井善一】本業職務に精勵し兒童の就學及び出席の奬勵に力を盡し特に教授訓練に注意すること深く又青年會其他特種事業を起して地方教化に努むる等其成績優良に付金五十圓を賞す　　廣島縣知事　宗像　政

【廣島縣賀茂郡仁方町立仁方尋常高等小學校】兒童の就學及出席奬勵に努め校地校舍校具の設備を完成し職員協同して教授訓練改善を圖る等其成績特に優良に付金百圓を賞與す　　仝　上

【安藝郡江田島村江田島教育奬勵會】常に貧困兒童の就學を奬勵し又婦人會を起して地方風教に貢献する等其効績顯著なりとす仍て金十圓を賞與す

【仝郡仝村久枝興三吉】常に教育に意を注ぎ廣々寄附金を出して學校事業の施設を輔助し殊に江田島高等小學校地の備設及び江田島圖書館の設置に盡力せる等其功績顯著からざるに付金十圓を賞與す　　仝　上

【同郡倉橋島村林藏一郎】常に教育に意を注ぎ兒童就學の勸誘に努め慶寄附金を出して室尾尋常小學校々舍の建築及校具の設備を輔助し盡力する等其効績顯著からざるに付金十圓を賞與す　　仝　上

―江田島村久枝興三吉は鵞書當新築、學校改築敷地約八千圓の寄附をなしてをり、教育奬勵會の就學出席勸誘は一ケ月無缺席に經過、四日以内に賞狀を授與するの奬勵法によつてをる、なほ青年會は江田島尋高區域内各字に七組と女子青年團一組とあり、學校增築敷地工事を助力するなど活動、六月一日總會開催、婦人會は八十歳以上の敬老と慈善につとむ。

―六月三日、賀茂郡第五組合小學校教員練習會主催にて廣、仁方、阿賀、川尻各町村長、學務委員、小學校職員、實分學長、登記所長、郵便局長ら八十六名、置等尋高等小學校にて文部省選奬の仁方町長祝賀式を擧行、部長、三町村總代村議隊覽の祝詞あり。

石風呂山買收

一月末、石風呂山の所有者なる東京中澤の委任をうけをる市議山下吉十郎、市參事會の公園若くは公共用に供する意圖のもとにこれを市に讓渡すべく一万五千圓を立替へて同地を買受け、在京中の市長にこの旨を傳ふ。―二月市會協議會に於て價格の妥當成り、これが讓渡を受けることゝなる、その價格一万六千八百八十圓、山下市議の仲間の利益について種々疑惑をなされたが、同市議は石風呂山一万五千圓と山麓數十坪三百八十圓と二口買受けたもので差額は七京、諸手續費用に要したものと聲明、市では、これを學校敷地とすべくその一部に殘る墓地三十坪の買收交渉を行ふ

―市ではこの地を最初公園、次いで公會堂に擬せしも二千三百坪では狹隘なため、市立病院又は女學校敷地に計畫、更に孤ヶ城を取込む公園計畫もなせるが、中間紹荷町に人家稠密して不適當とされ、九月再び三万圓の公會堂計畫に方針を定めしも（やがて聞ふ市財政難に實現の機をみず、昭和年代に入つての裁判所移轉地に至るまで放任さる）

―右は中央三十一坪は赤松東一郎外一名が最近買收せるものにして、同人らは五十六坪ありと千二百圓を主張するも土地台帳面では三十一坪にして價格十五圓三十五錢を至當とすと、翌年四月縣に收用法適用を申請。

廣島監獄呉出張所　廣島より事務を移轉さる市有建物なる呉區觀音所に接する現神田町七丁目の監獄敷地五千坪中三千九年度末市は二百八十坪を買收して殘余を交渉中。―四十年度五十間で所要地を司法省借上、翌四十一年買上げ、四月全然司法省に於て建設、翌四十二年二月一日を以て開廳。

商業會議所設置計畫　市の繁榮上及び体裁上市で設置すべく諸材料を蒐集會議所議員選舉資格は非常特別稅を除く營業稅十圓以上、農商務大臣の認可ある場合は七圓以上となつてをり、吳市の有權者は七圓以上五百六十四名、十圓以上四百五十六名、計一千二十人、議員定員は三十名。

―市中商人の間早氣配と相俟ち市參事會でも諸事業多きとき多額の費用を投じて設置するは困難として延期に決し、有力者間に相當醵金して市を離れて建設の議もありしが實現せず。

米價騰貴　小賣十九錢あれど普通は十八錢六、七厘。

新年度豫算

吳市新年事務豫算市會は十一日開會、九名の委員に附託三十日本會議に於て委員會修正通り可決。原案（括弧内は前年度）

【歲入】一三三、七二四圓（二六三、三五三）增額は不定收入たる埋立地又は不用土地賣却費を主とす

【歲出經常部】一八〇、九二七圓（一〇七、一五四）△役所費三一、七四五△土木費一一、五三三△教育費四九、五七〇△衞生費二三、三〇五△公債費五九、一〇六（二一、八〇七）

【仝臨時部】一五〇、八〇七圓（△教育費一二八、〇一九（五六、〇七一）△水道調査費四、三五〇（三、三七四）△土木費一五、三〇八（六四、二七九）△衞生費ナシ△財産費四〇〇（ナシ）△役所費一七、七三〇（一二〇）※本臨各種築費

右臨時費內譯　△土木費　橋梁七、六〇九※堺川に鎧山橋、花見橋架設治水二、九二三　道路改良四、七七五

△教育費　小學校五三、七三三（二一〇、一四四）瀧都役所跡に兩城小學校新築その他　中學校一五、〇（一四（三七、五四四）殆ど敷地費）大部分校舍建築費　女學校四八、九七一※敷地三六、〇〇〇校舍建築二二、二六〇需要費七〇六　教育會補助三〇〇（一〇〇）　給料土地買入費ナシ

右のうち市會校舍建築費二万七千圓を削除その他參事會にて修正して市會への提案約三十万圓、委員會に於ては大した修正なく本會議に於て【助役說明】經常部に於て前年度より七万圓の增を示してをるが、これは教育費に於て中女學校二万七千圓、公債費五万圓の新經費を含むためで、普通豫算に於ては一萬圓內外の增をみるのみ、これは家屋二、八六七戸增、營業稅納稅者五、

五五一名一三、五一七圓增加の市勢膨脹に應ずる自然增にして、これが內譯は殺所費五千圓、德生費三千圓、土木費一千圓、臨時部に於ては新規事業はなく中女學校創設費の前年度に計くもの及び小學校增設の教育費が前年度より六万圓增加してをるが、土木費に於て前年度には堺川宮下川埋築の大工事を行へるも本年度は橋梁增設その他に止めるため四万圓減してをる、而して歲入に於ては堺川、宮下川埋立地等土地賣却費十万圓を見込んでをる。なほ懸案の運河開鑿（二十万圓）及び屠場市會は未だ提案の運びに至らぬを可決

道路修繕方針　本市の道路は埋築部成上築土の完全なものがないがこれは埋築の際區界を混じたゝめ關散に伴ふて路面に凸凹を生じたによる、よつて本年度に於ては表土充分にして振盪固な部分を除いては築石の搬入を見合せ專ら砂利土數をなし路面の孤背形を成し又緣石なき個所に之を施すに止む

【四　月】

校名改正

義務教育二年延長六ヶ年に、高等科二年に伴減の小學校令改正を明四十一年度より實施さるを前に、從來の第一乃至第八の小學校名を本通、東本通、吾妻、八幡、荒神、神原、礫町、五番町と所在地名に改正。

小學校令改正　四十一年四月の第五六學年は校舍設備未了の際は從來の學校即ち高等小學校に收容し得と訓令。―十一月、小學校令施行規則實施につき、尋常科のみの町村に於ては四十一年度より五年、四十二年度より六年を設けるべきであるも、四十一年度に六年を設くるも差支へなし、高等科を有する市町村に於ては四十一年度より五、六學年を設けるべきであるも六年は設けなくともよい、而して高等科は四十一年度より二、三、四學年とし、四十二年度より一、二學年に改むべしとさる。

因に當時中學校入學資格は高等二年卒業。

小學校收容難　―一月、新年度の尋常科新入學二、二五〇名にして期日までにはなほ三百名增加して前年の一、六八〇名より九百名增加の見込みなれど、收容力は卒業生八五六名の範圍を出でず、新設岩方校は埋立完了せ

るも兩城は未起工の狀態に校舍の建設を急ぐ、高等は卒業二四〇、入學五〇〇名見當にして前年度校舍新築により三年以上の二部教授を撤廢せしもまた逆戻りを余儀なくされん有樣に、第六小學校に二年の高等科併置を計畫。

四日、始業式を行ひ六日より授業を開始せるも、岩方小學校未だ竣工せず新兒童は全部收容不能のため二十日まで單に通學せしめ岩方校竣工を待つて分配を行ひ授業を始めることゝす（六月の項參照）

この年（十一月現在）在學兒童九千五百人名の父兄職業別左の如し

商二、二七五　工四、三八〇　農一、〇〇八　官吏二三　軍人九二　雜業八七七　勞働者一二五　漁業二一二　醫師九　其他三八七

なほ府轄原籍は本縣六、八七六、愛媛九〇三、岡山三四八、山口三〇八其他

中學校開校　一日開校、九日第一回生徒百名入學式擧行、十一日より授業開始（前年別項參照）

公園設置計畫　市では市會の要望により前年秋より公園設置の調査を始めより一ケ年千圓宛數年繼續支出を得て樹木を各所より取入れて漸次擴張する方針を定む。—十月年々七千圓繰出東京で纏り、近く一万圓實收を目論む。

—運河私營　二十三日の市會に於て決定（前年の別項參照）

海軍家族慰安　高等官三十名三十一日吳丸にて御手洗の櫻花に遊ぶ、三、四日、下士卒家族宮島へ。

廣島鎭臺呉分遣兵團隊　六日創設十周年記念の祭を行ふ（當初の吳要塞にしてその設立年月判然たらざりしためこゝに記す）

勝工平均日給　本年度造船造機造兵各職工の平均額日給六十錢と海軍大臣より通知。

軍艦安藝進水式　—前年三月起工せしも、製鑵工場（船台への特殊裝置）の完成を待つて工事を中止、九月再開以來は同裝置による便利（時間、勞力を半減）と、筑波、生駒艤裝の經驗から工事の進捗驚くべく、一月既に中板板を殆ど完了、豫定通り四月上旬進水の見込み。

—進水式に間に合はすべく鎭守府廳舍の竣工を急ぎしも間に合はず（五月となる）—期日十五日を十七日に變更されしも同日は潮六寸を低減するので再び十五日とし午前十時に確定。

御臨場御名代東伏見宮依仁親王殿下には十四日午前十時三十分廣島驛御着

この日天氣清朗一片の雲もなく海波靜かにして油の如く午前九時を過ぐる數分時にして檣頭高く皇族旗を翻へす東伏見宮依仁親王御坐乘の御召艦明石は供奉の驅逐艦數水無月、卯月及び屠形石附近に奉迎せる水雷艇四隻の先導にて港頭に現はる、これよりさき午前八時吳港北側に碇泊せる戰艦富士以下大和、第六驅逐隊、また港の南隅に投錨しをる赤色錨止のまゝにして目下艤裝中の裝甲巡洋艦生駒、同じく赤色に塗られて今や大修理を終へて就役せんとする戰利艦石見艦に千代田、春日の各艦は富士に倣ひ滿艦飾をなし、遙か沖合には特に進水式參列のため入港せるムーア中將坐乘の英國東洋艦隊旗艦アラクリチー及び伊國軍艦ベスビヲあり（十四日入港十六日出港）

此時富士を第一として一齊に皇禮砲二十一發を發ち砲煙天に漲り殷々轟々と轟き、乘組員は萬歲の音海に陸に湧き起る。斯して御召艦明石は各艦より三唱せる「奉賀」聲裡に供奉艦を從へて豫定の錨地に就き艦艦飾をなす、時に午前九時三十分、山内吳鎭守府司令長官、上原參謀長、土井經理部長、鵜田軍醫總監、北古賀吳工廠長、山田水雷團長、鷲勝海相、東鄕軍令部長、片岡艦政本部長、山崎同第一艦隊同第二宮原同第四部長以下兵學校長、豫備將官、各艦艤長、工廠各部長、工廠各部長ら汽艇を馳せて御召艦に參向す、十時十分御名代殿下には米原海軍中佐指揮する御召艦の小蒸汽に御移乘あらせられ、此時各艦は再び皇禮砲を發射、各艦乘組員萬歲「奉賀」の間を山田水雷團長御先導各艦長これに供奉し御上陸場たる工廠造船部第二船渠北側に設けられたる假設橋より御上陸、北側には山内司令長官以下と長非海兵團長の指揮せる儀仗隊一大隊整列、南側には軍樂隊奏樂しつゝ奉迎、殿下には長官及び工廠長の御先導にて供奉員を隨へさせ式場に成らせらる、式場は安藝正面に設けられ五階樓となし各階には綠葉と造花とにより裝飾、支柱は紅白の布を以て覆はれ、四圍亦同色の幔幕を引き廻し美觀を極む、定刻前までにこの盛式を拜觀せんとして艦の左右所定の席に詰め掛せたる入場者無慮五万、殿下御着席あらせらるゝや、海戰大臣は殿下の御次に坐し、山内長官、艦政部長ら參列員その下に着席、その次に工廠長以下造船官着席、やがて午前十時二十五分、工廠長は進水準備整頓せる旨を報告するや、海軍大臣は御座右側前方に起ちて命令書を朗讀、長官に授け、長官は工廠長に命じ進水をなさしむ、この時安藝艦橋にある進務部長毛利大佐は艦の支柱を取外し一條綱繩により繫留されたる纜を命に應じたる工廠長並びに階下に進み出で一刀ライツーを切斷す其瞬間號砲たる軍樂隊の吹奏につれ、舷側より綠葉と造花に裝飾され揭艦旗をなせる赤色の二万噸の大戰艦安藝は纜々と進行を始め拍手喝采萬歲聲裡に艦首に菊花御紋章を鏤刻と輝かしつゝ支障なく進水す、これと同時に艦首にありし花籠は開展して忽ち現はれたる櫻花の飾りに彩色せる幾條の布片は飄々として風に舞ひ數羽の鳩鴿々として中空に飛ぶ、殿下は御鳩嬌麗はしく拍手せられつゝあるを拜す。

かくて式を終り、殿下には御退場、御召艦は陸岸を離れて明石に導かれ三度目の皇禮砲轟ろく、午前十一時三十分御召艦扠滿宇品に向はせられ四度目の皇禮砲放たる。

來賓約一千人は式後艦首前方に接せる機械館階上に設けられたる立食會場に入り山内長官の挨拶に次で　陛下前に海軍の万歲を三唱、開宴、各府縣知事、紳士、淑女、英國支那艦隊司令官ムーア中將以下乘組將校、伊國海軍將校らこれに列す、會場を出て左側には共濟會の經營賣店あり記念繪葉書を始め數十種の物品を販賣、その前方に郵便局出張所の記念スタンプ御捺所あり多忙。當日市内は呉一の半數上陸、工廠の休業、慈善能樂會等で非常に賑ふ

—英艦歸航の途次一水兵の轉落せるあり、五月九日宮島五日市沖で死体發見、吳海軍で引取り十一日海軍葬令に準じて海軍墓地に埋葬さる、各艦艦十卒の會葬者及び生花等數あり。

【進水に至るまで】一万九千八百噸、長四百六十呎、幅八十三呎七吋、馬力二萬四千を有する新戰艦安藝は前年三月十五日起工せしも、その後最も進歩せるガントレークレーンを陸の兩側に據附のため工事を中止しキールの据りしは十月八日の事にして、再び工を起して五ケ月、いま進水に至る、斯く迅速に工事の運びたるは異竟この最新式のガントレークレーンの裝置に基くものなるも、亦呉海、生駒の建造に經驗を有する職工の熟練が今日に於てその成績を擧げたるものといふべく、殊にクレーンは十五噸及び三十噸を引揚ぐる力を有するため從來機械据付の際は分解の上起重機を以て一々引揚げ居りしもグレーンを用ふるときは組立の上適意の場所に持行くことを得るによる、而してこの裝置を有するは世界に於ても僅かに二、三ケ所に過ぎず。

横須賀に於て艤裝中なる薩摩艦の鐵板等は主に吳工廠で製作送付せるもの、安藝の材料も甲板は勿論呉にて製作し鐵板の如きも枝光面に外國製なきに非ざるも極く少數。

前年十一月十五日進水の薩摩世界一の堅艦を誇りしも、安藝は更に馬力を增し速力も前者十九節に對し二十一節半。

この艤造に關係せる主なるものは北古賀廠長以下造船部長造船大監小幡文次郎、造機部長造船中監山田佐久、全大技士新庄秀九郎、全磯崎清吉その他長門技師、民部、石部、板倉、八木、高原、芝野、白髮諸技手。工事及び製圖主任山田造船中監は工科大學卒業後海軍技師たり英國にも留學、吳工廠にあつて造船艦の權威者と稱さる。

安藝艤裝と伊吹起工　戰艦安藝進水の第三船台では一等裝甲巡洋艦（一四

、六〇〇噸）を起工する（五月二十二日）安藝は三本檣三缶竪牌、主十二吋四聯十吋、副は最新タービン式にして、未だ他に其比を見ず、伊吹は前級、筑摩、その他諸艦の裝備は悉く既に吳工廠に於て整頓されても、進水六ヶ月、艤裝一ヶ年で完了の豫なれば、安藝の それより早からん。

（頭みて四千噸）の巡洋艦に三年以上を費せし吳工廠は今や二万噸の安藝を八ヶ月で、一万四千噸の伊吹を六ヶ月で進水せしむ 隔歲遽べくしも 焉んぞ進行。

一月出港、目下航海の途にあり今次の（艤裝一年）に屬く戰艦下吳工廠第二次建艦と 長、今や古見の修理を終つて今後航海に携ふ十一月上旬完成の豫定。その兵裝は十二吋砲、四、六吋砲十二、十二サンチ速射砲四、三インチ高角砲四、探照燈は最大、香取の三千吋よりも六吋大

石見の修理　三千人年末より修理にかゝれる艦前艦石見（二三、〇〇〇噸）はこの程愈〻終つて十三日出渠、十七日母島に公試運轉。一九月艤裝の設計にて竣工を要するとあり、第一艦に續く第二艦に當り、この後數次公試のうち十一月十一日出港、艤裝にて第二艦に編入、濟間と交香本艦は艦隊の眼、艦隊の偵察にして攻防力の大なること龍、香取の時に異ならざるこの艦隊と云ふに伍して我が海軍の手力なり。

（もと仙艦、日本海軍の艦艇スクロは撃沈され、アレキサンダー三世が故國の「バルチック海にあり）

獨逸艦隊の來航

獨逸艦隊司令長官と國賓の到着は、獨逸ドレッドノート艦隊よりも英國ではるかの公開から、我が國の艦艇は、獨逸艦隊の來航は、獨逸艦隊の來航は

△二等戰艦一万四千九十六噸、一艦、八七五万圓、兵器四三三万圓、計八七〇万圓　△裝甲巡洋艦一九千五百六十九噸、一艦、二四万圓、兵器三三六万圓、計八七〇万圓　△裝甲巡洋艦一四千九百四十八噸、一

艦、二六万圓、兵器二四万圓、計四二〇万圓　△裝甲巡洋艦一三千三百四十噸、一艦、一七五万圓、兵器一二八

前十一時半より擧式、一ノ瀬檢事長、川淵檢事長、土井地方裁判所長、小玉檢事正ら臨み、工事報告のち祝詞あり正午立食場で祝宴。

○軍艦伊吹起工式　一万四千噸の裝甲巡洋艦伊吹起工式を二十二日午前八時より擧行、山内長官、上田參謀長、日野機關長以下幕僚北古賀工廠長以下臨み、小艦造船部長造船準備成るを報告、山内長官鎚を振るて船底に鋲を打始め造船部職工に起工を命じ中部の据付をなし式を終る、工事主任は安藝と同じく山田造船少監。—八月竣に上部内部の工事に入る、十月頃試運轉、十一月武裝、明年早々就役せん計畫ぶり。

市内增設電話開通　昨年四月始めて一般申込を受理せし市内電話一七五箇開通。—十二月、架設竣供金七十圓を納付せる本年申込者百七十九名（翌年五月開通）

【註】尾道市の開通はこの年十二月二十一日。

第二回海軍記念日　午前八時より構内上陸場前にて各艦隊の短艇競漕あり富士乘組員が長官賞を受く、正午水交社で祝賀宴、午後一時より海兵團内で自轉車競走あり、練兵場には各艦隊部の作り物、相撲、手踊等の余興もあり人出多く賑ふ、市では眼鏡橋にアーチを設け尋常四年以上と高等科中、女學校生徒四千五百名の旗行列を、海兵團前から繰出し港務部前即ち鎭守府廳舍下に至つて鎭守府長官を唱へ練兵場より市中に出で第一小學校で解散。英艦アラクリチー二十三日入港、記念日を吳軍港に迎へ翌日出港。兵學校では來泊の軍艦十早と鎭舍短艇競漕のほか陸上運動會では盲目旗取競走、盲目撃劍、天狗投等あり、正午祝宴。

吳市では海軍の盛大なる祝賀會に謝意を表し、練兵場に於て競馬及び自轉車競走を催し、外に吳券番前に遊廓擧げ手踊りを演じ、八ヶ所に模擬店を出し、又共勵會場側で煙火を打揚け補花を陳列し、眼鏡橋畔にはアセチリン瓦斯によるイルミネーション裝飾の牌門を建設、中、小學校生徒兒童の旗行列行ひ、高女生徒は式場に於て司令長官に造花一對を獻ず、各校生徒兒童式場に會集し長官に向つて万歳を唱へしときは白雷相搏つ如く、長官亦海軍將校生徒の連呼にて吳市の万歳を三唱、市中に於ても大小國旗を海軍旗と共に掲揚し軒燈街燈を點じ各戸休業幔幕を張り作り物見立細工補花俄か踊り山引等を催し頗る賑かの、この日各露店では安價に物品を販賣せしめることせり（以上「吳市史」より）

鎭守府新廳舍落成　して記念日擧式、十九日復開（經理部建築科六月十七日より廳舍改築、この間參謀長官府廳舍に移る）

トラホーム　吳市兒童八、八九八名中患者七二一名、八、〇一の歩合、安藝部二三、三七、賀茂部八、八六、なほ廣島四、九七、尾道市一、九、二四。

部役所に海田市矢野　吳市制前後部役所移轉運動に變化せし海田市町では議事堂は既に竣工せしも、本廳舍の建築には折柄の部制騒止の聲に氣抜けの態に加へて土地買入れにも故障あつて漸く近々に竣工、僅か吏員十八名移住のほか何等町の繁榮を齎さざりしに今更に後悔。—六月九日竣成、議事堂より移る。—水害等のため遲れて十二月三日移轉式を擧行、議事堂新築は部費二千三百圓にて行ひ、廳舍は從來の材を以てして六月竣工、改築、敷地、地上費七千圓中六千四百圓は町民の寄附に成ると古田顧問新部長より報告。

家屋稅實施調査　二十九日の市會に臨時委員會を設置を提案、參事會一、市會五、公民五を以て組織。—十一月、戸別割附徴稅費用多額にして滯納過怠多きため家屋稅によるの案を市會に提出、委員附託となり、縣稅の改正を待たねばならず、豫算編成は明年七月なるを以て實施は四十二年後でなければ不可能とさる。

廣山道路　は軽下までは舊一間の道終竣成。

山内長官渡歐　近時發達著しき英國の製鋼事業視察研究のため山内長官の渡歐御裁可あり、二十八日市長、澤原參謀等と雛林、夫人同伴三十日午後一時半吳發上京、—五日新橋發、舞鶴より西比利亞鐵道による、十一月

の伊吹進水式までには歸朝する豫定で、留守中代理山田少將。

—十月二十四日神戸入港の常陸丸にて歸朝、語る『六月六日教賞出發、同二十八日倫敦着、九月七日發、滯在二ヶ月余、往路をシベリヤ鐵道によれるが日本より倫敦までは初めての旅客であつた』と。因に渡英實件は北海道炭礦汽船會社と英國アームストロング及びベッカース兩會社と合同事業の日本製鋼所設立に關するものといはる。

【六月】

小學校舍難對策　（四月の項に續く）本年度の入學兒童結局前年度より九八〇名の增加に前年度既に狹隘を告げし小學校舍は、前年末十二月起工せる岩方小學校が四月下旬完成せるも僅か六教室、加へて第一高小の一部は中學校、第二同は女學校の假校舍とされて、更に一層の狹隘を來せるため尋常五十名、高等四十名の一學級を各十名增して凌ぐ急を凌ぐ、されど明年度は更に就學者增加の見込みに、兩城校（六教室）と第三高小（十二教室）の新築及び岩方校舍增築を急ぐこととす。一方、中學校は十月、女學校は明年度に校舍成り高等小學校に多少の余裕を來さんもこれには新制の尋常五年を收容せねばならず、一部教授假廢は未だ望むべくもない。

—二十八日の市會に於て、三津田台地の第一高小の裏に隣接して建設する豫定の第三高等小學校は廢止す、義務教育延長の新學制に憾むてのものなるも、こゝに小學校を設くるは高地とて不便、よつて二河土手なる中學校豫定敷地（五千五百坪）を第一、三高小の敷地に變更し、こゝに尋高併置校を置けば三千坪の余剩あり、右敷地坪五圓（目下十二、三圓）なりしため二万七千圓の余剩をみる、たゞ地主に對する感情如何を論ぜられしが、翌三十九日委員附託說破れて右に可決（中學校位置變更については前年の別項及び本編參照）—十二月兩城小學校一棟竣工、明春一月全部竣工。

正條線（別項軍港域町村のうちにその各實行狀況を記されあり）縣では農事必行事項として引續き農村に奬勵、田植期を控へて從來の觀能植よりは至氣の流通、日光、病害虫等の點から一間の增收は間違ひないと說得につとむ

—音戸小學校では學級が三、四年生をして農業實習地で。

牛乳變氣消毒の論　この頃牛乳の變氣相毒を始められ、その効能を頗りと宣傳され、本通神尾醫師亦これを排撃せるを、これを扱へる申島店の爲のものとして、北辰社の牛乳配達人數名は同醫師を途に徒伏せ業行に及ばんとしたが、危く難を免る。

遊廓の二の舞か？　朝日遊廓に水兵を暴遇する妓護間々あるに物議を醸しつゝあつた矢先き新月樓の妓天が淺間の水兵を鳴打し恥辱を與へた事件あり在泊諸艦隊水兵憤慨して數百名海軍墓地に集合して同妓樓破壞を豫證せりと傳へられ、吳警、憲兵分隊警戒、妓樓側では無縁の徒を集め對策を講ずるに第二の吳榮舍事件勃發を憂慮されて數ケ月、客月淺間歸港し、當艦罷島、香取も入港して一層警戒を嚴にされしが、各艦隊士卒協調の結果、相當待遇をなさゞる新月樓、松花樓、福井樓等に登樓せざることを申合し、この禁を破るものには制裁を加へることゝさる。—遊廓側では水兵に非禮ありし妓天を解雇すると共に詫狀を入れ陳謝の意を表す。—十二月、然るに、依然多數の無賴漢、妓天を便役するに至り、その他不都合も增すので部内下士團で協議。

縣酒造組合品評會　第九回を催さるに吳市及び附近に一等なく、二等仁方相原榕の「白雪」、三等には

△仁方土井繩次「賀茂泉」△今相原芳樹「銀世界」△倉橋島村林森藏「三谷春」△吳市和庄町三宅潤兵衛「吾妻」△矢野村福山峰太郎「玉龍」△吳市和庄町高橋基緒「峰の露」△吉浦村野間八郎「改進」

このほか味淋で二等吳市和庄町高橋基緒と阿賀町川本庄太郎。

安藝郡長かはる　縣下郡長の淘汰異動を行はれ在任十數年の栗原安藝郡長に代つて古田剛己。

醫師會非醫者を取締る　吳市醫師會では市内に往々非醫者にして診察施藥するものを勝手取締ると共に會員中に反則ならんことを期し七日第一回職員會を開き市内を六部に區劃し各部に部長副部長を設くること及び左を決議△各部は部内を既設し醫師會員の反則者を出さゞるにつとむ、違反者は部會議に列席せしめず△他部の反則者を檢擧したる場合直ちに本會へ通告すること、檢擧に要する費用は本會に於て負擔する

海員養成所規模縮少　海員掖濟會吳支部では宮下川理榮工事と共に敷地成り校舍建築にかゝるが、されど右は副支部長たりし内田中將（當時少將）が港務部長兼豫備艦部長として監督の好都合上吳に位置を置びしものにして、元來神戸又は大阪に設くべきものであり、なほ同中將も現職を離れ豫備役となつてからは專ら理事として同會の事務に働つてをり最近東京へ移り更に神戸に居を構ふる模樣なるほどに、吳に設けられるものは勢ひ當初の計畫より規模を縮少さるものとみられる。

―十二月、宮川下埋立敷地五百坪を市より引渡さる。

赤十字の王座を落つ　赤十字社吳委員部では三十八年末人口十八人に一人で全國第一位にあつたが、爾來人口は增加するも會員の增加件はず、王座を落つ、されど一月以來三百名の新社員を得て計二千三百名。憲兵隊人會も本年八百名の新會員を得て計千九百名。

藝豫要塞廢止　今春第一艦隊と吳海軍との聯合演習の結果豐後水道が內海防備の最樞要關門にして、殊ろ佐田岬に要塞を必要とするときされ、藝豫を脫して守備隊六ケ中隊を移すことに決す。釣島要塞新設、周防灘なる山口縣大島郡に接する一島、愛媛縣釣島へ要塞を設けることゝなり、築城本部の實地調査をJ（築造に着手、廣島重砲兵（今年より要塞砲兵の名を改む）

―電鐵社長かはる　七月十八日吉川樓で總會、老齡の社長高木文平辭して士居通夫（大坂）當選、取締役桐山可造、近藤良幹專任となる（株價十二圓五十錢拂込が五十五圓）―九月三日動力變更の申請認可さる。

第二次建設事業と財源　吳市は市制五年、本年四月現在の人口三万二百五十九、戸數一倍となる、戸別割一戸平均九十三錢は本年度三圓四十錢、その他諸稅もこれに準ずるほどに、中、女學校創設その他は堺川、宮下川埋築により財源を得しも今後は增稅余地もなく建設事業の財源難に當面し、これが捻出に苦慮しつゝあるも、當面しては市營屠場二万圓內外のみ。

【七月】

吳三原電氣鐵道　（前年十一月の項に續く）―三月、同標路線につき澤原虎雄、內藤守三らより六百万圓の資本金を以てする「山陽電鐵」設置認可申請は許諾に及ばずと却下。七月、終點を尾道、私設鐵道條例による吳案と終點を本鄕、軌道條例による東京案（內藤守三幹旋のと兩派合同して澤原銀行樓上に委員會を開催、吳案には中島健二郎、濱本佃二、佐々木仙一、中鹽龍等も加はり發起人協議の結果、終點を三原に、名稱を「藝陽電氣鐵道」と定む（遂に實現に至らず、經緯不詳）

阿賀實業講話會　代議士早速整爾を聘し西光寺で、木村讓遞開會の辭、終つて高橋五樹宅で有志四十名懇話會を開く。

柳浦校二川訓導　柳浦村立尊當小學校訓導二川イシ、本年四月同郡日宇那小學校に轉ぜるに、村長渡邊太郎右衞門、助役西岡欽十郎、校長松本治三郎より記念の銀盃一ケを贈る。

倉橋島の乾燥室焼失　縣水產試驗場所屬の乾燥室より出火全燒、四間八間の建物と機械焼失千七百圓ほかに乾燥中のいりこ二斗入二十俵（百圓）の損失、怪火の疑ひあり村長林藏一郎出縣陳謝。

安藝郡の大水害（山潮）　四日來の豪雨で縣下の被害は安藝郡に於て最も甚しく、吳市これに次ぐ。殊に廣海田一帶から矢野、坂兩村は山潮により滲沢を極む。

坂村の本浦に於て家屋流失十四、小學校一棟、死亡二、不明一、負傷二、浸水家屋五、六十、うち破壞十戸、耕地流失八十町歩、堤防缺潰六十町、今村小屋に於ては死亡三十七、不明十八、家屋流失二十七戸、破壞三十戸耕地流失三十町歩、矢野村に於ては死亡四十、不明二十一、負傷百名、家屋流失百戸、今耕地千町歩、浸水七百戸、石橋木橋各六流失

右につき安藝郡長は「七十年來の豪雨にして、本年は半夏生後降雨を續け雨量も平年より多く、十五日早曉の水害最高度は三十分、坂、本鄕に於て一時間の短時間に起れるもので、各町村とも概ね午前五時より同六時までの間である、被害は山崩れによる出水所謂「山潮」によるもので、廣海田、矢野、坂に最も大、中野、下瀨野、熊野、繰山これに次ぐ」と縣へ報告してをる。

吳市に於ては十五日午前六時、堺川堤防破壞し降雨甚しく各川附近の人家は避難し消防夫警官總動員で防禦につとめた結果、新泉場町で一戸流失に止まり、同六時降雨止み水量も減ず、二河川は幅一町の大川と化し山手通り一面水に浸り屋根から救ひを叫ぶ慘狀、新榮橋、海軍橋、地鎭梅榮橋、三津田橋の四橋流失、二河橋は危く免る、寫西館火葬場及び賭場三ケ所のうち一ケ所流失、豚小屋流れて豚十數頭水葬、兒玉鋼帶製造所は天井まで浸水、繰山からの死体が流れ來る有樣。

吳線復舊には三晝夜を要し、電鐵は松山を迂回。

吳市は數年前迄同一行政區域にあつた縁から金五百圓の見舞金を贈る、又吳每日、吳公論兩社により義捐金募集あり、正覺寺で救恤演說會を開催、吳每日主筆吉武栢朗、同記者和田鳥城、吳公論主筆爾村素堂、同記者細島北溟、仝寺住職金石秀堂出演。

一この時の洪水に二河橋は流失は免がれしも、橋梁半ば落下しこれが架替は折柄の電纜工事を促進するの結果ともなり、又遺体により下流新榮橋の架替も行はる、因に吳浦時代より屢々洪水に見舞はれた二河川堤防は危うく難を危がれしが、この土手は井上福造戸長時代に總夫と稱して村内各戸を組合に分け早く濟んだ組から酒肴に就くやう餌釣りを競はしめて工を成したものその後二十七年縣下河川に等級を附し一等縣七分村三分、二等五分五分、三等村七分縣三分の總持費を定められしとき、二河川は三等河川に編入され、當時の井上村長は直ちに縣會へ陳情して二等河川に昇格せしめ、在職中に二河橋の東西兩岸の石垣を完成し、この度の難も免れしものといふ。

一救恤に六百圓の御下賜金あり、安藝郡四八七圓（三二八戸）賀茂郡一〇一圓（一六〇戸）比婆郡一圓（二戸）吳九圓（八戸）を配分。

一九月、二千八百圓の損害を蒙つた兒玉鐵路製造所は三千圓を投じ敷地を改修改築して設備を擴張。

木村謙吾縣令解除　かねて縣政令執行中なりし吉浦村平民無職木村謙吾に對し改悛の情著しと認め命令を解除。

廣島知行論表彰　暗名團体なる同會では縣下の善行者表彰にあたり二十七日廣島縣廳紋祭當日、仁方町平民松尾久七藥ミョ（文政十二年生）の貞順を以て終る、及び同町平民土井榮太郎（安政六年生）の孝養を賞して木杯を贈る筈紋祭獻燈から火事　二十七日の當日、夜九時五十分、吳市鍛冶屋町三七吉物商藤原虎吉方から出火、同家と納屋を全燒、原因は子供が獻燈と稱する炎火をしてゐたのが屋根に燃え移つて。

阿賀在鄉軍人會　會員五百名、凝會式を二十八日午後四時より尊常高等小學校に於て擧行、町長祓會の式辭、會長勅語奉讀、千秋聯隊區司令官の訓示あり、余興に自轉車競走、銃槍、擊劍、蓄音機等。（藝陽在鄉軍人會廢止）　既設聯隊區司令長官を會長とする藝陽在郷軍人會は區域實情に過ぎ時として莫大なる經費を要することあり實行上困難にして亦効果少なく、自然弛緩に傾き日露戰後漸次の委なりしため前年十二月十五日聯隊區司令部に於て役員會開催の結果これを廢止して、別に各市町村毎に獨立組織することゝなる。—吳市は翌四十一年四月三日設立）

【八月】

教育會夏季講習會　前年同樣本年も一日より十日間開催、會場東本通小學校を過般の水害の結果第一高小に變更（翌年も同樣）

吳學生團　夏季休暇歸省中の中等學校以上の學生市内百五十名は互ひに戒めて休暇を有意義に過すべく三日五番町小學校で吳學生團を組織。—四十二年學友團と改稱、先輩有力者を顧問に、會員二百名、五番町小學校で柔道、庭球も行ふ、少尉候補生二名、帝大八名、私大八名、高等學校七名、醫學校四名、高上三名、高商四名。

宰（つかさ）湯　龍口鐵工所主が建つた五番町二丁目洋館二階建の宰湯は階上に碁將棋など設備し當時最新鋭湯、開店披露に二日間無料解放。

廢艦筑波拂下　陸軍主から英國皇帝に獻上したものなる廢艦筑波が拂下、公入札の結果六万九百八十圓で宮原幸三郎に落札し、桐山可造に讓られ、大阪鐵工所により吉浦海岸で解體さる、鉛鐵材料全部チーク材にして、一部競賣されしも、一般市民にも小賣さる、（鉛鐵二万貫以上、チーク材七八万噸その他金物、木材いづれも良材、翌年四月吳陽倉庫會社で賣出）

落雷　八日午前十一時頃の驟雨に岩方小學校運動場欅手の電柱、川原石、東泉場松本町境、その他三、四ヶ所に落雷、市内電話の故障五十ヶ所。安藝郡では去月十五日の水害後、十八日、三十日と今回と四次の降雨に見舞はれ三十日の降雨には矢野村では浸水三戸、坂村では浸水三十九戸、同床下三十戸、田地十町、家屋流失二戸の被害あり。

日本一の模範村「廣村」　前年内務省の治績調査によりこの年全國五模範村の一に推賞され廣村と共に、縣の模範推賞をうけ教育の仁方町、蓼鵜の川上村と賀茂郡下の三町村長は、八月三日相州小田原で開催の二宮尊德翁報德會講演會に相携へて出席、講演を終つて同日の夜會に、内務省井上參事官は勝頭弟一に廣村の治績を賞揚し本省に於て最も重要視してをると、藤田村長を一堂に紹介「日本第一の模範村と謂む」の讃辭のもとに藤田村長登壇、拍手喝采、村治整理から個善會の組織に至るまでの概要を述ぶ。同會は全國高等學校教授はじめ文部、内務兩省關係の人々を以て組織されてをるもので、廣村の名聲はこれを以て全國に高まる。郡内町村長合同　廣村の治績、仁方の教育實地視察をかねて本年は廣村で開催、歡迎せる町村長は連名で九圓五十錢宛を兩町村に贈る。

傳染病皆無　本年四十六名（チブス二三、ヂフテリヤ二一、赤痢三、コレラ一）近年稀なる少數で、前年本月までの一二五名の四分の一、この調子なら本年は百名内外で終らん、目下皆無。

勤續巡査表彰　縣下十五年以上表彰さるに、賀分署十七年二月の内勤高橋修造、吳署十五年十一月の刑事河野令一。

工廠職工宇品轉住交渉　（さきに北古賀工廠長の天懸轉住案あり）平和克復と共に急に淋れた宇品は家賃廉く外來者を容るる余地多きため工廠有志より同町實業協會に對し物價高で生活難に追はる職工三百名の轉住方を交渉に及ぶに、同町でも大乘氣なれど、これが往復に使用する船なく、建造すれば三千圓を要し短距離のため運賃引合はずと、交渉謝絶せず。

吳毎日社長依托金橫領　吳毎日新聞社長梅軍用達商三宮鷹藏（安政六年生）はさきに物引擔保に附されてゐたが、終結輕罪公判に附さる、事件は

昨年二月中在神戸グリユレビッヽ會社支配人の依托により被告名義にて全會社所有のスヒンドルオイル三百石を一石代十七圓四十六錢で海軍工廠に納入し今年六月總代金五十二百三十八圓のうち全會社の負擔すべき過料金二百八十八圓九錢を控除したる金四千九百四十九圓九十二錢を受領し納入費用五百十五圓、手數料六百六十一圓を差引いた二千余圓を費消せるもの—九月重禁錮四月二年間執行猶豫。

文官論功行賞　本年初春陸海軍人の論功行賞を終つて文官の調査を進められてゐたが、この月本省關係はじめ、縣知事、郡長、署長等の論功を發表、當時安藝郡長たりし梁原幹は縣下郡長の筆頭で勳四等旭日小綬章一時金四百五十圓、賀茂郡長中尾松太郎は變光旭日章一時金同、當時吳警長坂本思親は勳六等單光旭日章一時金三百五十圓。—次いで九月、貴衆兩院議員は功に依り勳四等に叙し旭日章を賜る、既に勳等それ以上のは一級を進む、議長は勳一等、副議長は勳二等。—十二月縣勳の行賞あり、當時縣にありし飛彈吳警長は勳八等一時金百二十圓（市町村長等發年三月、個人叙位は八月に）

行賞賜金の貯金大方引出し　日露戰爭下士卒行賞賜金中特別貯金一〇四万八二、八八二万圓中拂戻二、三三七万圓、現在人員六六万人、五五四万圓で五分の四撒布、證券八五万人九、八〇五万圓中本人直接交付或は貰却六、八〇〇万圓（四分の三）殘り二十一万八千人二、二七九万圓。因に行賞賜金は一億五千万圓の豫算なりしも四千万圓の剩余をみたのでこれを以て公債貰入を行よ。

吳署長かはる　坂本署長、甲叙郡長に轉じ、後任飛彈由藏警視となり縣より轉ず、第十五代。—三十一日送別會開催。

火藥製造禁止　加賀町一五一番地理髮業斎藤今太郎（ヤヽは二十五日魚捕獲用の雷管火藥を製造中爆發して容器なる琺瑯鍋微塵に碎け、重傷、名草一等軍醫の大手術を受けしも死亡。石劑火藥爆發　翌日後、吳市二河山奥の石劑工場では火藥試發して傍觀者二名重傷。

鉄艦選の結果は十六票天野健太郎、十五票宮崎俊太郎で天野當選。

【九　月】

囚徒の賣笑　あまり依怙贔屓ならずとあつて、監物利用の飯米用外米袋を茜色に染めて縫り半外套として兼ねて防寒用とす、笠はニラ山型に被む。

愛媛縣護送都督事部　五日郡役所で日露戰爭に際しての功勞者に記念品を贈るに、金側銀牌はなく、銀側銀牌を阿賀小川リセ、齋村藤田タツの兩名受く

小學校始業　六日より授業

安藝郡、吳市酒類品評會　安藝郡吳市支部酒類品評會を吳市役所で開催、七日實狀授與式、會長荒尾市長「故良の實益々あがる、叙勳を讃祝し勵勞增加をはかれ」と式辭を述べ、出品人總代野間八郎答辭、同夜久保田樓で慰勞入賞者次の如し

△一等　三谷の春（林森藏）紅葉の友（宮崎俊太郎）峰の露（島隈基緒）

△二等　春妻（三宅酒兵衛）吳泉（中岡市郎）吳櫻（平岡盛吾）音鶴（大隅賢晃）玉龍（畠山峰太郎）味滿甘露（高橋基緒）

因に支部管内の本年度釀造高二万九千石、七十万圓。

青盛浦太郎　元第六小學校長、私立教育會擴張に功勞あり常議員會より花瓶一對を贈る。

控訴院長會減裁判　一ノ瀬院長、尾道區裁判所判事を本人に相談することなく轉任し大審院で減裁裁判をうく。—在廣辯護士辯護。

工廠消防組長　檢查工場消防組長岡安次之助は部下職員の地位にあり勤務中自宅に歸りをりしこと、部下より叱兵分隊に密告され、松井上等兵八幡上通の宅を襲ひ現場を突止めるに、歸る途中を追ひかけて八幡神社前で洋服のポケットに五圓札を押し込む。

倉橋島等科併置　村立倉橋小學校に。—音戸高小では廣島縣に二百六十名出動して得た數十金を以て圖書館を建設。

（この時山内長官は含まれず、されど發年海軍記念日發表内狀には男爵山内となつてをり、山内長官の授爵もこの前後らんと思はるも確實に時日不明）

第二高小校改稱（小學校附設）　三十九年度五號町小學校附へ移轉

轉を決議せる第二高小（女子）へ專常科を併置して二河專常高等小學校と改稱（發年四月一日實施）の件認可さる、一棟建一棟一七八坪その他三六一坪建築費二万二千五百圓、校地總反別五反二十五歩。第一高小移轉、敷地を中學校に譲つた第二高等小學校（男子）も二河土手へ移轉、一號建二棟二五六坪、附屬三九四坪七千百七十四圓、校地總反別四反九畝七歩（因に二河小學校は當初竹屋を三津田台地の第一高小校跡りに目論まれしもの）

江田島若衆水兵を殺す　二十三日江田島村秋月小學校運動場で

素人芝居を催さるに、近學校の一等水兵二名和服にて見物に來れるを此細なことから言ひがゝりて土地の若物十數名樫、割木、鉄利丈及物など携へて集行、一名即死、一名重傷、犯人松浪登一郎ほか組下。—十月上旬までに十七名起訴、次いで四名拘引、總人十二名。—醫島地方裁判所にて起訴

二十二名中十三名殿打致死罪で重罪公判に、四名殿打創傷罪で輕罪公判に附されその他は免訴さる、豫審決定書中同村の祭禮行事について記さるところ九月二十一、二日は全村鎭守八幡社の祭禮にて全祭禮は全村各部落を六區に分ち毎年順次受持ち祭禮儀式を執行するものにして本年は秋月部落その順に當り六年目一回のことゝしてその振ひ甚しく神輿に從ふ行列には大旗組笹組手踊鉦組金箱組花飯俱組素襖組等若者各體任を定め數十日前より積古をなし祭禮當日は百數十人衣類を飾りみえを競ひ、なほ若物らは秋月尋常小學校運動場に於て餘興を興行、而して二十四日は俗に「小屋やぶち」と稱し祭禮の費用を計算するため村民一般休業し若者等は行列の體面をなしたる節の肥料を各農家に招待饗應せしが、大旗組笹組手踊鉦組の着總計三十七、八名は全部落大田行造方に於て飲酒し今日午後七時頃解散を統すると稱して檀那（笠箱に紙を附し之を飾り頭劇場に持行きこれを寄贈するものをなし大旗を鳴らし劇場に行きしに、これと前後して來りたる立鉦組鉄箱組の各一名が劇場附近に於て大旗組の一名に對し、秋月區の若者共右の大旗を祭禮終りたる後損に持出したるは不當なりとて爭論中、當夜觀劇の爲來りたる海軍兵學校一水兵は立鉦組の一名を自己の友人と誤認したるものか背後より突然「オイ君」といひつゝ全人の肩に手をかけ全人が振向くと「失禮」を詫びしに生意氣なと…

かくて手に〳〵棍棒、割木を以て兩水兵を包圍亂打し二水兵は逃げて學校裏手の養蠶中に投ぜられ更に逃げて一家屋内に入れるを刀を以て胸を刺しなほ殿打して脱血死に至らしめ、他の一名にも二十三ヶ所に傷害を與へたもの。

—十二月、島井新太郎に輕懲役六年、以下輕禁錮一年半九名、同一年二ヶ年猶豫二名、同八月同二名、同六月同一名の判決あり。

—翌年四月末、廣訴院に於て原判決を取消し新太郎に輕懲役六年、五名に重禁錮八月、その他三名無罪の判決。

縣會議員總選擧　二十五日執行、吳市は定員二名となつて最初の選擧、宮原幸三郎、小林芳樹ともに再選、次點近藤良輔、今中富三郎と末會有の激戰、安藝郡では音戸町長家頭昌德再候補して落選、賀茂郡では廣村大石菊次郎再選。—十月新縣會役員選擧の結果は議長森田俊左久、副議長は宮原幸三郎推薦で檜山金太郎、何れも革新俱樂部で占む、政友派は第月俊吉を議長に擁せしも成らず。郡部會議長には指名、選擧兩派各十八票、假議長森田俊左久推薦で宮原幸三郎に決る、參事會員には郡部會より林、有田外二名（會員守部檢定射擊　優勝艦には東郷軍令部長より褒狀を、吳鎭では富士。

郡會議員選擧　二十五日の縣會議員總改選を終つて月末各町村にて郡會議員選擧を行はる。

△音戸町　一一七票大隅類弘、一一一票山口貢吉—次點九四票家頭昌德、無効二票

△倉橋島村　一一七票加藤力吉—次點九〇票上中彌太郎

△倉橋島村　一一一票林森藏、六七票友澤茂作、四四票藤平我之助

△深江村　雜部非右衛門　△大柿村　松井恭太郎、藤岡潮雄　△三高村南鄕仁一　△飛渡瀬村　中野庄五郎　△沖村　中本常太郎　△中村　後藤常

利なり（もと倉橋島）農事改良組合（郡内各町村大新開一ノ割）を設地に設して十三日市役所會議室で三十日の市會に附議（自原道路工事改修のため國庫補助金十六萬圓と自治三万六百圓の追加豫算可決）一年末豫收を終る（豫算二十圓の三百五十圓（豫算一部約四百圓は三十六年豫收繰越）（市會參照）

一（これが新聞記者として歩いた（後輩）の轟を市會になさるも、他都市に例なく、實現を危ぶまる）

一昭和四十二年三月、豫定地千四百十六坪（前記と數の區別ある）を所有者大本五郎に五千二百圓で埋立方得名、昨年までに殆んどの契約。

一四十二年十月、呉ヶ坂地元市役所豫定地九千三坪は不用地として賣却。（今年度末起債の一部をなす市役所敷地賣收金は約二万圓）

一西警察署（金立市役所の前身）では、大字堆山村字西町（船頭町より二千東方）に會議室を設け次第署員には二人を無料で使用せしめることゝす。

一川シンチ。堺川埋築工事成つて當分の間流に豫備時、底が見えるやうに良きこと尺のしゅんせつが一里のほつて來たのを發見したが、遂に遂がす。

一警察署出張所　日本海々軍の陸戰隊三笠は佐世保港外にて例々年九月十一日メンマストより擧がり、翌三十九年八月最新型第一艦と佐世工事に成功、二千三百人乘したが、一年余を要してこの建出來近く呉軍港へも回航の報。

一昭和四十二年三月十三日人口市民數。

一水兵漂出所　三十一日夜、四人の水兵船酔放歌、明日前浜出所に出頭を命ぜらる

死亡。―室尾小學校秋季陸上運動會　同字新宮大明神境内で開き參觀者二千余、盛會。

古江貯水池紛擾　市會議員なる中谷保太郎外和庄三丁目森下登次郎、同町土井松太郎、同古土井清松、同久保好五郎、登町岡本信次郎ら九名共有の古江貯水池は下流古江、和庄町民が洗濯など用水に使用してゐた水を二ケ所に貯水池を設け市中に運搬販賣してゐたもの、七月十五日の大雨でその一の堰防缺潰し民家危險に瀕したことから物議を醸し、住民と共有十名との間に紛爭を惹起した矢先、中谷らは更に二ケ所の大貯水池を設け、ために流水殆ど枯渇し且堰防の不完全は再度の危險を慮られ、町民は談判に及ぶも聽かれず、よつて見張番百余名を動員して工事を阻止すると共に市へ檄文陳情に及ぶ、中谷は市長に仲裁を依頼、岡村助役は若林書記と共に十月二十五日憲兵隊へ嘆願に赴くに、前記工事は要塞司令官の許可區圍を繞えて擅大されてをることを告發されてをる際とて受付けられず、よつて助役は要塞司令部に泣付くに一蹴され、斷乎復舊を命ぜらる、同二十七日憲兵隊では共有者十名を召喚し復舊急施を命ず。右は周圍八十間、深さ三十五間、周圍に幅五尺高さ五間の堰防を四十間築けるもので、工費一万圓を要し一ケ月二百五十圓の收入ありといふ。因に岡村助役は町民委員との間に調停に立つや、要塞地帶法違反處分後は條件付でこれを存置することに委員の賛諾調印を得てゐたものであるが、憲兵隊の態度強硬にして、偶々委員の一人より憲兵隊への投書もあり、隊長は助役が調停に及べることをも詰り兩者の間に激論を闘はされたといふ。

酒儒玉治本　眼鏡橋畔書籍販賣方にて悠々漢詩を唱和、書畫を揮毫、市長、助役ら嘱める遊會を得て出發。―四十二年關國死去。馬飼善の遺兒　閃妃殺害事件の余波を蒙り上命中の韓國の名族貴族議員ら官民數百名出迎ふ。―十二日吉川樓に於て官民の歡迎會を開かれしる應へて十七日午前八時港務部埠頭より汽船二艘にて關内將校高等官市内有志ら官民二百名を嚴島大元公園に招いて園遊會を（御用商人有志發起の觀櫻建設の議熟す）―十二月新會社日本製鋼所理事井上角五郎と宴會へ出張（五月の項參照）

―同月十五日、水交社に於て二十五年の銀婚式祝宴を張る。

圍錢の不足　「轉近軍位の取引減少せる上に綱價騰貴の營時葉錢の鑄潰さるゝもの尠からさりしを以て地方官衙役場中には徵稅上劍錢の缺乏せるため二厘三厘は磅寸若くは付木幾枚かを以て代用するが如きこと稀ならずして遂に地租の單位切落の問題を生し、大藏省にても講究中なるが、若しして地租の單位を切捨てるときは當に國庫の收入を失ふのみならず一圻二圻の土地を有する者の公課を毀失せしめるに至り且つ單位の取引はなほ相當あるを以て已むを得ずば半錢單位とするのほかなし」―昨年二月議會可決。

軍艦伊吹進水式　二十一日午前九時半より行はる。東伏見宮依仁親王殿下には十九日午後宇品御着御乘艦内に御假泊の上二十日朝江田島灣に御回航、十時半海軍兵學校卒業式（三十五期）に御臨場、同夜は宮島に御假泊、二十一日呉御着。

前日來位置を正して碇泊せる安藝、生駒、春日、姉川、千代田、赤城、大和、龍田、豐橋、明石、第五、七戰隊逐隊、第六、七、八の名水雷艇隊、第二潜水艇隊、練習艦隊、松島、嚴島等、大小三十余隻の艦艇は午前八時一齊に禮砲を發す、東伏見宮殿下には御召艦富士にて呉鎭守府より奉迎のため尾形石附近に派遣せる第九艇隊龍以下四隻の先導に由り宮島より御着港皇族旗高く大檣上に掲げられて八時三十分徐々港内に進み中央に投錨、在泊諸艦より皇禮砲を發す、山内長官、工廠長、在泊各艦長ら及び進水式參列の齋藤海相、山本大將、片岡艦政本部長以下御召艦に伺候、十時十分殿下には御召艦に御移乘、再び皇禮砲發射裡を第二船渠北側棧橋に御上陸、儀仗隊一大隊整列、軍樂隊君ケ代を奏す、殿下には海軍大佐の御軍服にて式場に臨ませらる、同式場には部内高等官及び同婦人各團体、小學生ら庶びに二河川丸、江田島丸にて來港せる兵學校生徒ら無慮四万人、進水艦の兩側觀覽席に埋まる、進水は齋藤海相、北古賀工廠長、小幡造船部長、主任山田造船少監及び港務部長毛利大佐により型の如く行はれ、式終つて殿下御歸艦、この時御召艦富士皇禮砲を各艦は答放禮、十時三十分御召艦宇品に向ふて發港するに各艦一齊に皇禮砲を發す、水雷艇四隻警逸。一方機械館樓上の立食場には來賓二千余名、長官の發聲にて　陛下の、海相の發聲にて呉鎭守府の万歳を唱へて散會、なほ會場には共濟會の總善賣店に設けられ記念繪葉書は郵便局出張所にて受付く。この日市内國旗、球燈に飾られ人出に賑ふ。

この新艦伊吹は初めて我國にて造られた一万噸以上の筑波に次ぎ、生駒、薩摩、安藝、鞍馬と艦多艦上の進歩を纏いで完成された而も初の純國產軍艦にして、安藝が夜業、殘業を以てせしに八ケ月を要せしを、本艦は平時作業を以て僅か六ケ月の短時に進水。因に伊吹の建造費千四百十万圓、うち艦体關係七百十万圓。なほ附屬費五百四十万圓、鋼裝費百七十万圓、造兵關係七百十万圓。なほ造船工事で最も功ありしは按手民部源吉とさる。伊吹の艤裝　六ケ月の超短期間に進水せる伊吹の艤裝はこれ亦六ケ月で完成される豫定にして、三本煙突二本檣その長さ四百八十五呎にして安藝に次ぐ、前部上甲板は筑波、生駒と同じく二重甲板となし、樫海鼠は六台、武裝は十二吋砲四門の外副砲、機關はタービン式を裝置し本邦未曾有の馬力を具有せしめ少くとも二十二節四分の三の高速力を期さる。―四十一年四月、經費の都合で最初の設計を變更、第二船渠に入り船底下部工事中、試運轉は來春、完成は明年度となる。

軍艦製造に一新紀元　呉鎭守府副官南里中佐より海軍省副官村上大佐への報告書概要次の如し

一等巡洋艦伊吹は艦体鋼材全部本邦の製品を以て建造せしめたる軍艦の嚆

にに於て聖皇の勅命を帶べりと稱する朝鮮高永根のために酒席に於て纖細を以て後頭部亂打双手を以て咽喉を絞して絕息せしめられたる上衣服靴刀を揮つて殺害されし慘事は外國にまで喧傳されしが、酒井ナカとの間に出來た長春（ママ）は兇變當時は東京機目某に引とられてゐたもの、この程市内寺西町醫野吉太郎方へ來り、小學校入學願を出す、市では外國人滯在者として扱ふことゝす。―韓國亡命客　この年韓國は皇帝讓位、隆熙と改元、八月皇太子の即位式、同國の亡命客、前の侍從武官陸軍中佐李承九は呉驛近くに寓樓中。

福山聯隊工事　新設福山聯隊の工事一切は五十万圓にて呉市の富島數郎に落札、前年大本五卒の九州鐵道工事看講あり、このところ新興呉の名を轟かす、福山聯隊工事は設計以上の出來だつたとの評、何れも相當利益。

【十一月】

朝日座新築　朝日遊廓表門にあつた朝日座は朝日劇場株式會社（資本金一万千二千圓）にて、一万五千圓で現在地に移轉新築、十一月二日より關西劇壇の若手中堅嵐橘次一座で披露。東京大相撲梅ケ谷一行、小林元太郎歸元にて中通三丁目で天長節前後三日間、當然ながら素晴らしい人氣。

天長節　呉鎭守府では午前九時拜賀式、正午水交社で祝宴、各艦八時君ケ代吹奏、軍艦旗掲揚、先任艦富士に倣ふて瀧艦飾揭拜式、正午禮砲、朝來の雨も止んで港務部埠頭より島子島前面に至る三千米の艦隊競合短艇競漕につぎ慶潮大佐を委員長とする相撲芝居等の余興販ふ、今年は陸上競技はなし。

思海中今朝休校　佐藤校長の威信地に墜ちボートレースの紛擾から同盟休校に及び、退校三十名、處罰五十名、停學八十名の處分を行ふ、因にこの年呉市に中學校を開かれしも市内の子弟にして同校に學べるもの多し。

山内長官歸朝　前月二十四日神戸へ歸朝の山内長官、六日午前八時三十分呉着列車で歸廳、驛頭幕僚及び工廠長以下、澤原貫族議員ら官民數

矢にして我邦軍艦建造歷史に於ける一新紀元として此に特筆の價値あるものと信じ彩艦全体に渉り今日に至りし進捗概要を列記す。本年四月進水せる軍艦安藝にして其工事の進捗迅速なりしは既に世の定評に關すと雖も本艦は僅か六ヶ月、總体稍小なりと雖も職工の員數を減じ倘殘業、夜業を全廢し……數多の經驗に基因するものと認むべきも主として工事監督者の宿輝官數と職工の技術進歩と材料供給の完全とに因するものにして、其に國家の爲め慶賀の至りに堪へず。鋼材は吳工廠製鋼部と枝光製鐵所との製作に係るものにして前者に於ては甲鐵板全部、船首骨、船尾骨、シヤフト、プラケット、舵輪の如き鍛鋼品及主部類の鋼材の悉皆を製作し、後者に於ては軟鋼々材全部を製作供出したるものなり、吳工廠製鋼部に於ては既に業に軍艦筑波用甲鐵板、鍛鋼品及機關主軸類の鋼鐵全部を供給し全艦起工後二十四ヶ月の短時日を以て竣工を告げ、今又現時艤裝中の生駒、薩摩及び今回進水すべき伊吹の甲鐵板を如此迅速に供給を完全する等の成績は既往の如く甲鐵板其他鋼鐵品を外國に仰かざるを得ざりし時代に在りては到底不可能に屬す、また枝光製鐵所に於ては曩に軍艦安藝用鋼材の半數を供給し未だ半年ならずして軍艦伊吹用鋼材全部の製造を了し供給を成しをり、斯る一艦全部に要する多量の鋼材を供給したるは今回を以て嚆矢とす

生駒の艤裝遲延　筑波の工事を急いだゝめ進水を遲れた生駒は進水後これまた筑波の艤裝に主力を注がれてその艤裝を遲れ、更に安藝、伊吹の建造、戰利諸艦の修繕と作業輻輳して一時中止の姿なりしも、客年末筑波完成後は石見の修理と共に工事を進められ、本年四月安藝進水後は大いに進捗、八月艤裝委員任命、乘組下士卒も逐次補充して二百名となり、本月二十五日試運轉、その後三回に行はれ、二十一節の高速力に成功。—十二月二十五日歸港武裝も年内に完了、赤色鋼止めなる艦色に塗替ふ。—翌年三月二十五日工事完成して艦長江頭大佐に引渡され、同艦長は長官以下を招待晩餐祝宴（鑑酒二三合宛）の宴を張る。

農商務省清酒醸造法試驗所主催の全國清酒品評會に出品して廣島郷の鑑酒と爭ふて最優等品五品のうちに加へられたる倉橋島村字宮尾の富豪林森藏の醸造にかゝる三谷春は、その本家たる中田宇右衛門（現藏林藏一郎祖父）の時代に始めて坂井虎山翁より三字の銘を附され、亨保時代より引續き醸造し來れるを分家に讓りたるもの。

愛國婦人會支部總會　二十五日縣廳總務部長官臨下を迎へ奉り愛國婦人會廣島支部總會を開かる、有功章を授與されたもの吳市では一等一人、二等三人、三等十八名。

呉署の副新　飛澤署長着任來、擧風を一掃すべく漸次更迭をはかり、從來の部長は一名も殘さず轉勤。

吳市の造林計畫

本市各區は六十三町八反九畝歩の山林を有するもその多く雜木芝生赤山に過ぎず、こゝに於て植林は水道敷設の企畫ある際水源涵養土砂防止の設備上必要で且市將來の財政を潤くること大なるものあらんと、六月、大林區署に照會の上計畫着手、百町歩を目標に毎年十數町歩宛七、八年繼續して百二十万本を植栽、半數枯死するとして三十年後七、八万圓の收益をみんとの目論見のもと市會に諮るに、和田六町五反、宮原三町九反に對し五十三町三反を除する牡山田區選出佐藤、勝田議員らは草刈場がなくなること及び金利計算よりして利益とならざるを論じてこれに反對せしも、結局地上權のみ市に讓り二、三十年間伐採せずその後の利益一部を下渡する方針のもとに大体に承認を得。—市では廣島大林區署森山林技師の視察を乞ふなど調査を進め、十月再びこれを市會に諮り、委員附託となる、委員會に於ては區民の要望を容れて和庄三丁歩、牡山田十三町歩の草刈場を除くことゝし（場所は參事會一任）十一月市會に上提、牡山田區宮原議員より「植林は立木なきところにせよ、この計畫の六十余町歩は實測すれば三百町歩にも及ばん、中止論の場合も檢想されるので五十年の地上權設定は必要に應じてなしたら如何」との意見あり。—翌年一月二十二日の市會に於て前年より繼續の造林計畫につき大林區署出張森技師の設計説明のゝち、三十一日の市會で大多數可決。各區の割別は次の如し

△和庄　北免田六町五反二〇〇歩　本谷一一八—計六、五、三一八
△牡山田　日野原二一、一、五一九　灰ノ峯小右ケ谷一、〇、二〇五　灰ケ峯法堂平三、一、六〇四　灰ケ峯本谷九、二、五〇三　灰ノ峯出五、五、二〇四　灰ノ峯迫八、〇〇〇　上二本松一、七、五二四　東金立二、六〇三　道岸四、一一四　市井原一、一、〇三三　西市井原三、五、〇〇九　梶木一四、四、一一一—計五三、三、六二九
△宮原　竈藏三ツ畝山三、九、八二八

—以下「吳市史」によるに、一月二十九日の市會議決に依り縣知事の許可を受け植林事業のため左の基本財産造成條例を設く。

一、林地は本市大字牡山田村區和庄町區宮原村區有の土地の内山林を借入れて之に充つ
一、每年度に於て栽植すべき植數は五万本以上とし豫定の反別に植付完了するを以て止む
一、公債を起す場合に於ては市會の議決を經て其年度に限り栽植の全部、若くは一部を停止することを得
一、間伐植繁及管理方法は參事會に於て定む　前項借入土地は無償にて五十年を約し地上權を設定し林區を略定す

—同年四月、幡苗三年生三万七千八百本、櫟苗同一万二千六百本購入（已爰村農事試驗場より）して牡山田村字上今西市有畑地へ假植せしが時期を遲れたのと同年夏季旱魃のため發育面白からず、翌四十二年四月約二万本を灰ケ峰山字主人崎林班一、二、三の林區楓算四町歩に移植せしも五月の火災のため八反歩を燒き、その他不良苗木三剛を出して結局一万二千本となる、また四十一年四月購入の植種子一斗からは苗木三万二千本を得翌年上今西市有地へ假植し、次いで四十二年も植一斗櫟一石を播いて苗木七万本を得しが一大正年代に入り、財政緊縮として每年公債を起すに至り植林事業は自ら休止の姿となり補植に止まる。

【註】造林費は四十二年度より二千四百圓、三千六百圓、五千四百圓を支出し四十五年度なく大正二年度の四百五十圓で打切りとなつてをる。

【十二月】

入學　徴兵兵八七五名（廣須賀一、二三二名、佐世保一、一七一名、舞鶴七三八名、計四、〇一六名）で吳海兵團は横、佐より少數）吳鎭守府佐世保への入團八百七名（うち吳市二十九名）は二十九日吳市へ集合、午後二時臨事列車で發。

吉浦江田島間海底電線　五日海軍省告示を以て左右四十間その區域とする

水産の譽れ

第二回關西九州府縣聯合水產共進會に於て本縣水產功勞者三名を追賞さる、その一人坂村故坪川基三郎は新漁場を發見して全業者に裨益せんと十七年七月單身小漁船に投じて鳥城漁を試み更に韓國釜山に渡航し沿岸漁業狀態を調査し十月一旦歸國して已の財産全部を投じて網試驗を開始、八年間失敗を續けしも特志家の同情を得て遂に十八年成功、鰮網漁も好結果を得、かくて韓海漁業逐年發展して縣下一般に歩り、單に安藝郡のみに於てみるにその鰮數二百九十六萬人、員二千七百、漁獲高二十万圓、三十七年出漁中韓國沿岸で暴風に遭死し鄉黨爲に悲嚴なる船祭を行ひ記念碑を建設して生前の功を讃す。

その一人吳市二川町故島須誠三は

夙に水產興業に意あり壬午龍新後は自ら製茶釜鐵の業に從事し來りたるが明治十一年頃より韓國貿易の有利なるに着目し旁數度の船舶を造りて航運の便を圖る。明治二十一年我海軍糧食用繰詰の多くは輸入品なるを見て邦家の損失不尠るを慨し自らその製造に着手し試驗品を遠洋航海艦隊に納め其成績良好なりしを以て機に乘じ鯛子及び職工を米國に派し見學せしむ、二十一年六万圓を投じて合資會社を組織、三十五年再び鯛子を歐米に派遣して製造方法を講究せしめハクゴム鐵式鯛繰器を購入して歸朝、これよりさき二十三年豫後佐伯に魚類繰詰所を設け鰯、鯖の繰詰を製造、三十四年日向國の漁業有望なるを視て一工場を建設し、三十六年來當時下關に在りし捕鯨會社と協同して韓國沿岸に鯨詰事業を開始せんとして準備成れるも日露の干戈となり機未だ至らず遂に不幸病歿に殁す、されど遺業益々好況を呈し近く長崎縣下にも一分工場を設く。

なほ入賞者中吳市及附近は次の如し（十月の部賞上の項も參照）

△一等賞　繰詰機械　吳市二河町島須繰詰合資會社（縣下では外網地、曾通鰯の二件）
△二等賞　網地　音戸町櫻原源右衛門、今月田慶三郎　繰詰釜ボイルト鍛ボ

イルト島須磯沿合資會社（仝外九件）

（三等賞）　鎭子―阿賀町岡光久太郎　繩地―廣村佐々木學太郎、川尻村橘利吉　消車類―音戸町月田傳太郎　蚕干蓆―音戸町山口寅吉（仝ほか二十數件）　（四等賞）　網地―音戸町池田兵右衛門、岡本若太郎、樽廣克巳、山口寅吉、阿賀町小村小市、森澤近松

●呉市米穀仝業組合　申請中にしてその目的は賣掛代金の貸倒れ防止、品質改良、相場の高下一定等。

●那沙美島沖に火藥爆發　火藥乾燥中火氣移つて爆發、常用人夫即死二名、重傷二名、事務室にありし酒井豐長臨營倉五日禁足五日、監督の責にある廣島鎭要塞司令部員砲兵少佐は輕譴責一日の處罰。

近來稀なる不況

「歲末景況は近來稀なる不勢にて今春來住民の多數を占むる工廠職工間に收入減少のため一般市況に不振を及ぼし殊に近來は金融の異常を呈し各銀行の如きも一種の危惧を抱けるもゝ如く資金の流通不活潑、各銀行とも近く一厘方引上を行ふ模樣…商家不景氣を見越して仕入れを差控ふ…破產者も續出の傾向にあり…商勢チリ〳〵下向の方にて、市民の購買力減に物價安値に加へて不況を見越しては賣り氣味にて更に割引を行ふ、昨年に比して呉服の賣行は半分、和洋雜貨は一、二割安とするも捌けず、米も三、四圓方安値を唱ふ」米屋の破產　三番町二丁目米穀商田村小市郎は年々六、七万圓の賣買をなすこの地方における手堅き商人なるが、客年海軍納入白米を請負ひ米價騰貴に際し數万圓の損害を生じ米穀を二重低當に二ケ所より五千圓餘借金せしが遂に支拂沙汰となり、海軍よりは白米納入契約を解除され、產地三田尻、小郡、九州、伊豫の廻米差控へとなり、一般米價に手違ひを起し、銀行の損失第一は澤原銀行。呉レース場　古川町に今夏賑ふ競業式があげしも昨今休業狀態。盜難頻々。不景氣の市內に盜難頻々。呉警取締を嚴重にし二十六日より非常巡査をして夜中警邏せしむ。窃盜事件近來にない多數。

●工廠より金屬窃取故賣　呉鎭兵分隊が檢擧せる工廠より窃取せる金屬製品物故賣の故物商は昨今續々就縛され、張本と目されし西本通二丁目桶木幸太郎（五十）二城通二丁目濱邊早之助、川原石福田篤吉ら十七日檢事局へ。

●さきに逮捕されし原久吉は重禁錮二月監視六月罰金五圓、仝人に賣付けた窃盜犯兩名も仝樣、三城通速水辯次郎は重禁錮一月、罰金五圓監視六月窃盜犯は重禁錮二月、田中徳松窃取重禁錮二月等相次で呉區裁判所で判決公廳會話通話所　和庄町本通九丁目に設けられ年內に開通。

●衛友社　准士官倶樂部を各軍港地とも一齊に改稱。

世直片々

△私生兒　十月中の出生二〇五、うち私生兒認知一八。△租稅滯納　十一月末納期のもの五千八十七圓、營業稅は三分の一が滯納。△浮浪人　万年寺新宅某といふ俗僧怪しな祈禱を行ふ。△浮浮雲道　荒山田村狐ケ城（稻荷町）なる作官教會所これまで妖教的說法で愚昧農夫の財寶を被れるに對し呉署より認可を取消。△恩給共助料　呉市の二年間七四、一九四圓、海軍が陸軍の六倍。△三好旅館立退　堺橋通りより立退きを嚴中通二丁目に移轉せしもあとを借手も買手もなく所有者困惑。△戶別割四圓　三圓四九錢七厘、昨年より一錢四厘の增なるも四圓にならんとの取沙汰に噪々。△家屋建築減る　一日五戶平均で多少減る、されど前年同期よりは二倍。△職工へ千五百圓　植田新之助は息子（中には息子）を千五百圓にて買ふ、職工の鄕中に陷つたものともいひ、近く芝居に仕組むといふものもある△年末賞與　町總代に一個乃至五圓、市吏員には岡村助役の五十圓を最高に百路收入役二十圓以下六十人に六百十七圓、野次馬總監督に十七圓、巡視五名と小使に五十七圓、拔手二名に五十圓。

●呉商工銀行　このほど二川町に支店を設けしが、二十五日より和庄通二丁目に出張所を開く。

龜山橋竣工

七月末中野佐一郎四千九百圓で請負へるもの、巾四間長さ十六間半、鐵欄は本市鹽原鐵工所の製作にかゝり、四ケの電燈を附し呉市第一の完全を誇さる、花見橋、新榮橋もこの程竣しせしが架替なるため別に式なく、新設本橋にては二十一日竣工式擧行、三天嬌東より西に渡り、幣帛、俳敵、市立中女學校生徒の渡橋あり、來賓に茶菓を供す。

●川堤立漸く完了　十六日熊野出張調査をなし認可を得（明春分讀）因に本年度への繰越しの工事一万七千圓。

●中川筋堤防（畔山田村）　十二月完成。―同村議田川修築は堤防の改築を要するため延期）

●呉原道路開通式　二十六日畔原小學校に於て擧行、市長式辭、議長、青盛參事會員、有志松尾鶴八、青年會員總代後藤潤一の祝辭、有志を代表して後藤友三郎の答辭あり、密柑、餅撒きあつて來賓に折詰を贈し、余興に素人相撲、少女手鞠等、村民休業して祝意を表す。海軍用地上手を橋梁一、掘削二工費一万五千七十圓、蕉道よりは十五万間を短縮し、馬車も通じて村民の利便至大。因に本年度に繰越工事四千圓と二万一千圓。

●學校增新築工事　岩方、本通、荒神、兩城、神原の各學校增築工事、年內に大体完了、兩城は一棟落成、のこり明春、神原增築は年末落成。

●電鐵の起業近し　二十二日川原石の假事務所で電設會の結果一月臨時總會を開き資本金を三十万圓に增資すべく五十圓株四千七百株を現在の株主に配當することを決議、新年早々起業式を行ふ、デッカ會社へ許可の車輛、軌道代四万二千圓の前拂を濟ます。

●消毒法施行　縣令によるもの、二十日より明年一月に亘つて全市に施行、年內に二河町を終る。德牛組合より補助人夫一名を出し各戶に手傳はしめ汚物汚水の根本的掃除を行ふ。

●呉品評會　呉税務署管內二十二日中通久保田樓に開く、一等九名、二等九名、三等十名、一等は呉市三宅、宮崎、音戸矢頭昌德、吉浦田中大助その他私設醫院（呉原村字上室淵寶藥商合澤敬馬）は私設營業を行ふて從來三回連續をうくるに又々敗件あり、診斷料學代一圓をとつてをるに對し同人の依頼に應じ擬製せずして死亡診斷書を作成せる醫師木村文吾（仝）と共に公判に附さる。

室蘭製鋼所

新設にあたり東京の海軍造兵廠を引揚ふて擧業を合併し新たに職工の募集は行はず各工廠より明年二、四、六月の三期に分ち轉勤せしむ、呉よりは毎期二百名乃至三百名の豫定にして先發四十名は明年一月要するため延期）

呉原道路開通式　二十六日畔原小學校に於て擧行、市長式辭、議長、青盛參事會員、有志松尾鶴八、青年會員總代後藤潤一の祝辭、有志を代表して後藤友三郎の答辭あり、密柑、餅撒きあつて來賓に折詰を贈し、余興に素人相撲、少女手鞠等、村民休業して祝意を表す。海軍用地上手を橋梁一、掘削二工費一万五千七十圓、蕉道よりは十五万間を短縮し、馬車も通じて村民の利便至大。因に本年度に繰越工事四千圓と二万一千圓。

●學校增新築工事　岩方、本通、荒神、兩城、神原の各學校增築工事、年內に大体完了、兩城は一棟落成、のこり明春、神原增築は年末落成。

●電鐵の起業近し　二十二日川原石の假事務所で電設會の結果一月臨時總會を開き資本金を三十万圓に增資すべく五十圓株四千七百株を現在の株主に配當することを決議、新年早々起業式を行ふ、デッカ會社へ許可の車輛、軌道代四万二千圓の前拂を濟ます。

●消毒法施行　縣令によるもの、二十日より明年一月に亘つて全市に施行、年內に二河町を終る。德牛組合より補助人夫一名を出し各戶に手傳はしめ汚

社會斷片

●海兵團に不詳事續く　橫須賀海兵團に於て「またも水兵の投身」など、噂さゝる折柄、呉海兵團でも一月六日夜に下つて縊死、中旬毒を仰いで自殺、下旬水死と不詳事續く、六日團內裏門附近のボート倉庫で縊死せる五等水兵は出身地和歌山縣にベスト流行せしため隔離中精神に異狀を呈したもの、十七日モルヒネ自殺せる三等水兵は窃盜の發覺を恐れたものと

いはるゝも眞相不明。―石炭積載中海中に躍り込んだ富士の四等水兵の死体は三月三日に至り百噸起重機の傍らに浮ぶ。△投身女　十五日、湯舟の溜池へ。△新聞記者恐喝　吳毎日新聞社々員機江茂四郎恐喝取財で沖送さる。―前科三犯あり、中通八丁目佐伯庫一を恐喝して二圓を得んとしたもので、重禁錮十月、監視六月、罰金五圓に。△船乘一家水沒　倉橋島村船頭中宗熊吉は一家五人乘組み石炭を積載航行小森江沖に暴風を避難中船体破損水沒何れも死亡。△ニセ海軍中佐　四月、藏本町に來り住む書家(註)海軍中佐と稱して長官以下各關係方面に親交ありと大法螺を吹き御用商人より共同出資の名のもと數百圓に亘り數百圓を捲上げ、同商人が斡旋してくれた情婦を廣島に呼出して晦まんとするところを捕はる。△養女と姦婦殺人　五月二十三日、草里町岩本方二階で二等信號兵曹短刀で斬付けられ數ケ所重傷間もなく絶命、加害者は妻の養父で、かねて關係ありしを知つて兵曹が難詰せし樣子の果て一有期徒刑十五年。△阿賀峠で強姦　六月、一少女襲はる。△兩城の土方殺し　謀殺事件に情狀酌量有徒十二年。△嫉妬の放火無罪　吳市和庄町平民無職武內太郎左衞門（弘化四年生）が二月二十五日嫉妬から情婦同町濱村フユ宅に放火せる事件は一番重禁役六年に處せられしも控訴して證據不充分で無罪。△官吏侮辱罪　七月二十七日、川原石派出所前で巡査を侮辱せる工廠記錄工吉出張覺(註)に對し廣島地方裁判所にて重禁錮二月罰金二圓(監視六月判決。△他人の加給を　過額部組立場記錄工某(註)は職工の加給金支拂手續を熟知するところから他職工の名で九回に四十八圓を騙取未遂二回で官文書僞造私印盜用罪、輕禁役六年。△就行猥褻取消　阿賀町字延崎生魚商(註)は本年一月際事院で毆打創傷罪重禁錮二月十五日二年間就行猥褻の判決をうけしもの、八月二日儀路で放歌するを制止されて「吳の方の氣の利いた巡査なら格別だが馬鹿巡査の聲に生意氣な」と竹杖を振り廻りかゝらんとする異狀の態を裝ふて侮辱せる廉により廣島地方裁判所で重禁錮三月罰金七圓に處せられ服役中前記の執行猶豫を取消。△無期懲役分重傷　七月二十七日、二河町字西二河通の無賴漢士方の親分にして顏役なる大神田國太郎は同町字長濱飮食店傳原松藏(註)より金指輪一ケを取戻さん

人を容る、同校に陳列されてをるもので特記すべきは呉造船廠製作にかゝる軍艦八島の十分の一模型と宮島丸の模型にして、前者は日露戦争に沈没せしもの、後者は建設時代廣島灘航行用船の模型である。

歴代校長　将校室に寫眞を掲ぐる歴代校長は明治三年任命の校長兼兵學頭兵部大丞故川村純義以下

△海軍少将中牟田倉之助　△海軍少丞石井鶴吉　△大佐松村淳藏　△中佐伊藤佳吉　△大佐松村淳藏　△少将中牟田倉之助　△大佐仁禮景範　△少将松村淳藏（十八―二十）　△少将有地品之允（二十一―二十二）　△少将伊藤東祐麿（十七―十八）　△少将山本漸（二十三―二十四）　△少将柴山矢八（二十六―二十七）　△少将山崎景則（二十五）　△少将坪井航三（二十六）　△少将柴山矢八（二十八―三十）　△大佐吉島辰寧（二十八）　△大佐日高壯之丞（二十八―三十）　△少将河原要一（三十一―三十五）　△少将東郷正路（三十五―三十七）　△少将富岡定恭（三十七―三十九）

にして現校長少将島村速雄は歐洲出張中にして石橋甫大佐これを代理。

その他　西北海岸に重砲台あり、軍艦同様の建築にしてその中に十五珊砲五門、十二珊砲二門、四十七ミリ砲二門、八吋砲一門あり、南向に二万五千燭光の探海燈を供ふ。―戦利記念品陳列―奇妙な艦古道具―教室―将校倶楽部と書籍館―教育綱領―學科目と教授（略）

出身者　優等卒業者中には有馬中将、日髙中将、山本大将、片岡中将、上村中将等現代海軍首脳者あり、十二年の同期生に山本權兵衛の舊兄にして海軍の三俊才といはる齋藤海相、坂本中将、山内長官のほかに北古賀工廠長ほか二少将あり、報効義會の都司大尉も同クラスなりしが一番尻で卒業、十三年の卒業生は三十名中優等現校長島村少将、二番海軍次官加藤少将、三番練習艦隊司令長官吉松少将、元呉海兵團長野元綱明少将あり、その他は概ね大佐。因に東郷大将は最初本校にありしが中途より英國に留學せるため卒業者中に加はらず、その他柴山大将、故角田中将、爪生中将、井上良智中将など

川原石港閉鎖と吉浦村

四十年秋、近く川原石港閉鎖の斷行が海軍によつてなされるを豫測されるや、俄然吉浦村は時代の脚光を浴びて關心を高めらる。十二月二艘備日日新聞」に數次連載さるところ次の如し。

吉浦港は呉軍港の西に隣りし僅かに一小突岬を隔てるのみ、宇品より約八里を隔て、灣内水深くして四十尋以上淺きも十五尋を下らず、灣口は約一浬を有し二十町余の灣入は恰かも小呉軍港の形をなす、目江出島、宇品、音戸呉の要衝にあたり、波靜かなる良港にして、日清戦後の頃元海軍出仕白峰駿馬この地に造船所を設けて繁盛をみ、その没落と前後しては呉線開通して吉浦驛を設けられ盛運を挽回す、日露戦役中、此地を軍用品の輸着基點となされしは海陸運輸の自然的設備を成せるによる。

一方、川原石港をみるに、呉軍港には軍港第二區の沖合まで浮標を設けられたるも多數艦船入港の際は不足を感ずる狀態にして、商船出入するは第一區の一部分即ち軍港上最も必要なる部分であり、已むなくその沖合に碇泊する驅逐艦等のため普通船舶の航路を塞がれてをる現狀である。また、自然の捲移にみるも、二河川流出土砂のため港内は年々淺く狹くなるも、市の財力はこれを防ぎ得ず、又築港計畫の如きは將來を俟して徒勞であり、運河計畫も砂防に役立つところがない。かゝるとき海軍では軍港入口西邊の岬端にある吉浦海軍火藥庫を江田島に移し秋月火藥庫との合同を明年度に於て實行しなば吉浦灣に向ひ海面を一部埋立てゝ造兵部の危險工場なる第六工場（神藥作業場）を離隔移轉する計畫をなされるがためには、川原石港は海軍設備の中樞をなすに至り、こゝに商港を存するは海軍も不便であり住民も好まぬ提言は外國の兵學校を卒業せるもの。

ところであり、早晩商港閉鎖は免れ難き運命にある。なほ海軍では吉浦村との通路を整へて七百名の職工を同村に移し右工場に通勤せしめんとしてをるこの必然の運命に事業家は夙により吉浦村に着眼し今春來諸種の計畫をたてられ土地の繁華を加へつゝある、即ち白岸造船所跡の海面を合して一万坪は港の西方山中に擬せる最良の地點にして、うち四千坪を富島歌郎買收して一大職工場を計畫し、海面の一部を含む六千坪には名古屋市大野伊右衛門が職工徒弟學校を目論み、こゝに四、五十名の職工が收容されんとしてをる、また大崎島なる縣立商船學校は島嶼縣在の地にあり不便にして從來より移轉地を物色しつゝあり吉浦は最も有力なる候補地とされてをる、また北海道室蘭に設けらるる製鋼所は呉工廠との運輸連絡に吉浦驛に降荷し船で工廠に運ぶを便利として過般重役伊吹進水式に參列せる同會社重役井上角五郎はその際實地視察して大賛成は勿論場合によつては分工場を設けるも可ならんとの意を洩らしてをる。

今、これが現狀をみるに、山を負ひ海に臨む山紫水明の吉浦灣は氣候の順和なる、飲料用の善良にて十分なる、空氣の清鮮なる將又景勝の地として居住に最良の地にして、近年戸口增加し、工廠の計畫せる職工專用列車も近く先づ第一に呉吉浦間に運轉の運びとなつてをる、物價賤く家賃も低く車上七分、海上二浬、腕車二十分の便は將來益々移住者增加の傾向にあり、現在にても海上よりの工廠通勤者六百余名を算してをる、村民亦これを厚遇して家賃を一定、商品の如きも廣島より直接に仕入れて安價に提供してをる、なほ村税も呉の十分の一に低きにあり、目下工事中の電燈も吉浦へ延長の計畫といへば今後の發展愈々大なるものあらん。而してこの村の發展に應じては、海灣の櫓要地を物貨集散地となすべく遊覧を山手に移轉する計畫もなされてをる。現在村内には清水鑛工場、鈴木、瀬良兩鑛工所、細本ポンプ工場、桐山製作所等あり職工七百名を擁す。地價騰貴して一等地三十圓、呉と同一の綫路をみんとしてをる。

愈々閉鎖を豫告　年末、軍港細則第七條を改正して四十三年一月一日より商港閉鎖を豫告さる、既に有地中將が長官の時よりこの議あり、横須賀その他軍港に倣するも軍港と商港とは確然たる區別あり呉の如く艦艇繋泊地なる第一區内にこれを含むことは多數艦艇出入任泊に妨害となり、又軍事の取締り風紀の上に不都合多くこの閉鎖は當然のことゝして今更に驚くものもない、閉鎖範圍は不日官報に出るべく、これが草案を携へて副官當地出張中佐上京中、この猶豫期間については海軍は一年、地方廳は三年を主張せしを中をとつて二年とされたものといはる、閉鎖後は住民の和船、漁船に限り陸岸に沿ふ極めて狹少なる範圍に出入を許さると。海軍側では火藥庫を撤去して工廠分工場設置にかゝり、一月十五日より土工に着手、七月十二日までは火藥を使用する旨注意を綾す。

今日を見越して所有地を持續け來つた吉浦村海岸の大地主桐山可遣は、さきに千田貞曉知事と協力し宇品築港に致した方法と同樣、兩澤原、吉浦村長野間松太郎ら地主有志と協定し地料を一定して低廉に貸すことを申合し、なほ補下を受けて解體中の廢艦筑波の材料で棧橋を計畫。されど海岸地所が他地方人所有のため、吉浦村民は開港對策に一体に冷淡にして、呉市の道路計畫にも敷地は寄附するも出資はせぬと出る。なほ桐山可遣の海面埋立出願に漁民三百名は難癖港を失ふと稱に反對陳情、沖合に大突堤を設け船舶繋留の便を圖ることで折合ふ（さきに同村山内鶴雄より出願ありしも資力なしとして却下のもの）また同村では字東新開西の堀及び附近一帯の海邊を元來官有地なりしを公用中のところ、公用廢止の許可を得て賣却するにあたり公入札によらず時價とせる村會の不法決議に對し村民より苦情を申出ず。

川原石に浮橋橋（荷上場）一月、さきに市計畫の川原石橋は海軍側の許可を得ざりしが、今回浮橋橋として架設方を西本楢木外二十八名、富島歌郎外七名より出願ありしに、市では市に計畫ありとの故をもつて却下、石田議員よりその必要を述べて建議に及ぶ、即ち風來舍附近道路への荷物を置くことは處罰されるので驛と協力して七十間の間を一間半乃至二間巾の浮橋を架設、又東西港町三百間の間は二間道路なるも狹く荷物置場とされ通行不便なためこゝも一間半擴められたいといふにあり、市では海中に浮橋を設けるを許可されざるによつては約五万圓を投じ荷揚場を設置すべく測量中なれば建議に及ばずとなす。

道路開鑿計畫

商港吉浦への道路開鑿計畫は新年早々調査立案にかゝる、兩城より、舊道、海岸の二線のうち、兩城より開鑿は川原石の繁榮を阻むものとして、舊道、海岸の兩線につき檢討するに、火災廣へ接近して危險はあるも海岸線を可とするに異論なし、地方廳、呉市、大地主、會社の負擔により十万圓の目論見にて鐵道敷設の議も進む。（九月十九日の市會協議會に於て道路二十一万四千圓、海面埋立（一万四千五百五十坪）十六万二千圓、外に一万六千圓、計三十九万二千圓の計畫をたて、作業着附條件にて、道路開設によつては吉浦なる所有地二万坪の地價を高め電氣鐵道布設權は同人が會社の專務として好都合の立場にある桐山可造に先づ經營に及ぶことゝすると共に、吉浦村の石淡に憤慨しては別に阿賀を呉の商港とする計畫をたて道路改修築港につき議するに、同町は大乘氣なるも經費の目算たゝず再び吉浦道路計畫に見つて、十二月九日、丁事方案を市會に附議（以下本編第十二章參照）因に、本年五月より從來廣村長濱宮港の各社汽船は阿賀港へ寄港することゝなつたことは阿賀町を商港とする運動に拍車せるも、この間の道路改修に併せて築港に莫大なる經費を要すること、而して吉浦道路の如き作業容附の方法に依り得ざる地形にあることがこれを阻害した。

神社の緣起

藝備日日新聞に數年に亘り連載の「藝備事蹟考」近世史の「神社」中より呉市及び附近のものを摘記するに次の如し（呉市の龜山神社はじめこの記中に缺ぐもの多し、その緣起中古、近古史に關し近世史には特記すべきことなきためならん）

【呉　市】

高日神社　呉和庄村（今呉市和庄町）にあり、祭神は建日別命、久しく廢下に衰微し人その祭神たることを知るものなかりしが、正德五年新に社を遷り後遂に舊號を擧ぐ、後寶暦八年再建す（明治に至り祭神を高城入道實命とす、何故に改めしやを知らず、境内に稻生神社あり）

幸神社　呉宮原村の鳴山にあり、元甲賀浦にありて久しく廢せしが後延享四年再建してこゝに祭れり、社に掛くる神鏡は舊地より掘り出せしものと。

龍王社（四貫にあり略）

【安藝郡】

八幡宮　押込村（今本庄村に屬す）同社は野間刑部實勝の再遊、初めは今の古宮と呼ぶ地にありしが、寬文十二年同村河内に移轉せり。

八幡宮　栃原村（今、本庄村に屬す）にあり曾ては一旦宮原村へ移しゝが元文中に至り復此村に還遷せり。

厩神社　寛永六年、江田島人民總產生神として再建。

八幡宮　倉橋島前宮之浦にあり、近古史既に記すところあり、近世天明十二年再建す、全島の產生神なり。

春日神社　倉橋島本浦にあり、寛永十四年同島の人林市兵衛社殿を改築し萬治九年林善助、林右衛門社殿を再建す。

新宮社　倉橋島字釜尾の田にあり、元祿十三年社殿を改築し若見より社之洲賀に移す。

財崎神社　倉橋島村矛野木浦前宮之浦にあり祭神は大國主命、實際中の訛傳と傳ふ。

大歲神社　倉橋島村大城戸にあり、天和三年九月建立。

磐臣社　倉橋島村綱郷にあり、祭神は伊弉册尊、相殿は還江三前神、大山祇神、初め深山谷の間にありしを元祿五年こゝに移す、境内稻荷社あり

春日社　浦刈島字河が浦にあり、天保二年勸請。

春日社　稱名島田戸浦にあり、寬文十二年の再建。

八幡宮　浦刈島下島にあり、寬永十年再建、神社調査書には勸請を慶安三年に作る、境内に天爾宮、光照神社あり。

惠美須神社　坂村字南中須にあり、創建年月不詳、寬文二年再建。

八幡宮　瀨戸島瀨戸町字八幡平にあり、延寶年中の勸請。

天爾宮　瀨戸島瀨戸町隣渡浦字天神平仁あり、寬文七年の勸請。

八幡宮　瀨戸島村隣野隣浦字本田にあり、元祿五年の勸請。

大神社　瀨戸島畑浦字大原にあり、天照大神を祀る、貞享三年勸請。

大神社　瀨戸島先原浦字胡子にあり、天照大神、大穴牟遲神を祭る。元祿十一年の勸請。

天神社　渡子島田原浦字濱崎にあり、菅神を祭る、寬文六年の勸請。

【佐伯郡】

入龍神社　能美島の中是長村（今、沖村）字入龍山にあり、寬文七年改築

向井神社　同島畑村（今、沖村）字向井山にあり、興津氏古、興津日豐神なり、年月不詳、村民官有林中の一老松あるの地を官府に願ひ神地を得て社名を向井神社と稱しぬ、後近時、元治元年八月に至り此神地の近傍に官地を購ひ得て、方一間半の社を創立せり。

【賀茂郡】

八幡宮　阿賀村（今、町とす）加賀須の森にあり、相殿は宗方三女神なり永正年間源盛勝之を神立に勸請し、永祿年間之を今の地に移す、近世に至り寬文九年再建す、明治四年改稱して神田神社といふ、神立の地名より來る。

松尾神社　阿賀村字小倉新開にあり、總郡見神を祭る、寬永元年九月勸請

中町神社　阿賀村字中町にあり、大國主命及び事代主命を祭る、寬永七年三月勸請。

新宮神社　阿賀村字個島の中にあり、大國主命、宇氣母賀命、大山祇命を祭る、正德年間勸請。

八幡宮　賀村字大賀西にあり、毛利氏の家臣不動宗德、致仕して本村に來り、有田異似といふ者と謀り、之を建立す、時に天正元年八月十五日なり、享保元年、異似の後裔大賀神崎の私林を寄附し社殿を再建せり。

入江神社宮神社　賀村字長濱入江にあり、天照大神、事解之男命、伊弉諾命速玉之男命、速佐須良姫命、猿田彦命を祭り、相殿に金山彦命、品陀和氣命市杵島比賣命を合祀す、正德二年享保十三年再度の火災に罹り社傳不詳なり寬永十二年寬文七年元祿十五年文化十二年九月再建すといふ（正德享保再度の火災ありて其再建濟きは如何）祭神は前記の如くにして嚴島神は其相殿なれども神社の紋章は三穗にして嚴島神社の紋章の如し、藝藩通志に此社を嚴島神社とせるもの之が爲か、社藏の寶物中一休僧の筆、地藏の顯を掲げし詩あり、淺野內匠頭の書翰及び和歌、豐太閤三奉行の書翰（猿田右衛門を指す）征韓關路關祥傳命の綸旨、小早川景隆の書翰、菅謫居筆、日野大納言資枝の位石並に自讚の像、人名不詳の繪兜等あり、正殿三間に三間半、拜殿三間に五間、祝詞殿二間に一間、相殿四間に三間、神輿庫二間に三間、社守詰所三間に四間、老松數株あり。

八幡宮　廣村字船越にあり（今、船神八幡神社と稱す）創立年月不詳、享保二十年六月二十四日再建。

稻荷神社　廣村字上蒲浦にあり（蒲浦稻荷神社と稱す）寛永十二年勸請。

宮風呂神社　廣村字宮風呂にあり、迴遊神を祭る、寛永五年三月勸請。

明神神社　廣村字神久茂にあり、大直日命、神直日命、豐玉姫命を祭る、寛永十二年勸請。

津々良神社　廣村字津々良にあり、大山祇命を祭り相殿に宇迦魂を祭る。享保二年十一月勸請。

岩崎神社　廣村字八幡山にあり、天水分神を祭り相殿に品陀和氣尊を祭る元和元年五月勸請。

稻生神社　廣村字東郷にあり、豐受姫命を祭る、明和八年六月勸請。

岩倉神社　仁方村字西砂にあり、大山祇神、聖々杵尊、木花開耶姫命を祭る、初めは澱屋の字を用ひ後俗に通ぜんため之を改む、相傳ふ、昔當郡川尻村の漁夫字岩戸海上にて魚網を下しにその位置は毎に異なるに、三顆の石あり、三たびながらその網に入りしかば、以て神意なりとして之を岩戸濱の南と女猫島の北溪谷間に置き祠屋大明神と稱して祭れり、後毛利元就この海上を渡りしに故なくして舟屋として動かざりしかば、元就奇異の思ひをなし、神明を地方に探り、この神を得、吉凶悉く占ひしに、驗を得たりと覺えぬ乃ちこの神の祠屋の地は、地性の善惡に拘らず、一谷の田地を寄附すべしと命ず、是に因りその地を善惡（よしあし）と稱するに至る、永祿五年九月十七日、仁方村の神職花田兵部をして更に當村今の地に祠屋せしむ、後慶長六年（毛利氏長門に移るの翌年）福島氏領地、寛永十五年川尻村の地誌にもこの神社の舊跡（善惡田）は依然一谷を除租地とせられ、川尻村の人民耕耘して毎年米三斗を當社に獻納し來れり、善惡田の中に石あり、人民之を敬して犯すことなし、境内金比羅社、秋葉神社、稻生神社、五神社、宮原神社あり

八幡宮　仁方村字一井迫にあり、創立年月不詳、文明六年八月藤原重光改築し、弘治二年十一月、豐田郡忽海村床の浦城主浦兵部宗勝亦改築し、享保十三年村民重ねて改築せり、元八石の社領ありしが福島氏の時没收せられり、境内に櫛山神社、幸神社あり。

下華田神社　仁方村字原にあり、創立年月不詳、天文十六年八月再建せり

新宮神社　仁方村字宮迫にあり、天照大神以下五代の神を祭る、天文十九年創立、享保五年十月再建。

鹽神社　仁方村字戶田にあり、住吉神を祭る、舊稱は卜閒神、創立年月不詳、享保十五年九月再建。

新宮神社　川尻村字沖田にあり、伊弉册尊を祭る、元和二年沖田へ勸請せしが其地不便なるを以て慶安四年城山に遷座せしに是より數年五穀豐かならず、漁業亦利あらず、因りて又沖田に社殿を造營して之を奉還せり、境内殿島神社、少宮神社あり。

大歲神社　川尻村字鄕にあり、大歲神を祭る、初め文龜永正年間、宇向山に記載ありしを、元龜年間社殿を改造しこゝに遷座す、境内高宮神社、水波神社、綱龍神社、若宮神社、少宮神社あり。

新宮神社　川尻村字沖田にあり、伊弉册尊に、事解男命、速玉速命を祭る元龜二年九月勸請。

八王神社　川尻村字珍敷岡にあり、須佐之男命、稻田姫命を祭る、享保三年六月二十四日勸請。

音戸の瀨戸

務記によれば「八皇第四十五代聖武天皇の御宇神龜元申子年此井浦と稱し八家十五軒あり、久藏、五郎左衞門、源藏、藤藏、大兵衞、九郎次、與三、四郎右衞門、九左衞門、藤兵衞、次郎右衞門、伊左衞門、權作、甚吉といふ人名等のうち姓の分つてゐるものは中川久藏、加藤大兵衞、今田與三、野田藤左衞門の四人、これが音戸町創始の住民ならん、當時警固屋とは幅三尺位の地續きで四邊一帶に砂濱をなしてゐたもの、聖武天皇の御宇この地に城代を置かる、右の十五戸が家人なりしか漁夫なりしか不明なれど、これらは釣網や釣漁をしてゐた考證あり、城代舊趾の丸山は今は城山と稱し町の裏手にあたる、城址は二ケ所あり一は兼久因幡守、一は不明、「鹽渡」の舊稱は瀨戸島から地續きの一ケ所を警固屋に向けて「隱れ渡る」から來たものといひ今でも鹽渡といふ一部落あり、鹽戸、高須、波多見、畑、有滿、先里、勝脇の七浦より成り、現在商船のつく附近が鹽戸に當した方である。

音戸のホノギ（小字のこと）についてみんに一ノ井浦に小澗がありしを瀨戸掘切の土を引いて埋めたのでこれを引地といふ、北方丁度瀨戸の間際に當るところは砂濱で人家なく鹽を干してゐたので鹽濱と唱へ、發達して戶數一千人口六千の音戸町の中樞は往時砂濱の鹽濱なのである、對岸警固屋の堂の鼻には往古より胡堂の小祠あり九郎右衞門といふこの地の先祖を祀る、この中にまた三軒家といふホノギがあり瀨戸掘切の際潮止の番人がゐたところ、このあたりに九郎次ケ畝あり。對岸警固屋は往古鹽竈の築場で柏木を煮出して染料としてゐた、鹽竈の役人が居たゝめこの稱ありといひ、河内に酒盛が一時滯在した遺蹟あり、河内千軒と稱し當時繁華なりしものゝ如く、その後山林田畑は維新の際官林となりその後拂下あつて開墾するに地下數尺より石俵刀鍬が多數出てをる。

酒盛の瀨戸開鑿については「酒盛の憑慕する鹽島の女神が同神社の繁榮を期して同島への航路の便を圖るべく酒盛に開鑿成れば意に從ふと約し、酒盛開鑿を成就するや躬体と化す、酒盛惣つて六月十七日の鹽島祭典に參詣出來ぬやう瀨戸の潮流を激せしむ一繩當には停る」との傳說あり。この切通は永承元年七月十六日、酒盛四十七戸の時（兵庫の築島より八年前）といひ、當時の遺書によるに開鑿の長さ二町、幅四十間（干潮一鑓潮六十間）酒盛の差圖書といふものには瞥見浦、瀨戸浦、釜城、泡尻、日付、沖の島、瀨戸町、會下山などの地名が殘つてをる、釜城は對岸の山にて今は瀨同山と稱し瀨戸際に所を構へて築城したところ、釜城といふ出鼻あり、菅屋、鶴岡といふ所もあつて附近に九郎五郎の殿といふのがあつたが今はない。

瞥見浦の先の灘邊に竹田、先含などいふところあり、その前方に的大小島といふ海中の岩嶼あり相生の松を生じ更に離れて落合小島といふ岩嶼もありしが是が瀨戸開鑿の飛魔物となつた、現今瀨戸の兩側にある岩嶼らしく一は酒盛の墓と稱する紀念碑やうなもの〻土台となり、一は對岸に接して燈台を設けられてをるが、對岸瀨同山の南麓は海中に及んで岩嶼となり暗礁を生じて取除くことが出來ず燈台も設けたものらしく、その燈台は石鑿鑿の古いもので航路の標識ともなるが酒盛の墓といふものに對して所へたもの〻如し。その墓といふは瀨潮には海中の島嶼となり干潮には徒歩で渡れる、高さ六尺の四圍の石塔にして古色蒼然、地域の周圍二十七間、陸岸より十五間、今でも一抱松あり、石塔は元暦元年に建てられ瀨戸開鑿の記念碑ならんも普通墓と稱し開鑿成就の舊七月十六日には會佛語と稱へて往古より祭禮に古式の大名行列を行ふ、これを三年毎に行はねば町内に火事ありと傳ふ、碑石には梵字が四、五字のこるのみ、七月十六日宮島祭禮の船がこゝを通るとき乘客は

こゝに饗餞を投げたので今でも聞々掘出され、なほ一老松のその松葉は腫痛に効ありといふ。因に「隧渡」又は「隧戸」が「音戸」となりしは、書き易いためこゝを通航する大阪商人が用ひたに始まるといふ。

清盛祭　人皇第七十八代二條院の御宇永萬元年七月十六日、清盛がこの瀬戸を開鑿以來、この日（舊暦）を期して三年目毎に一回行はれた清盛祭は明治三十九年より舊三月三日に改められて本年も盛大に行はる。音戸町今日の繁榮は瀬戸開鑿にありと、古來傳はれる假裝にて行ふ大名行列は清盛が瀬戸を開鑿し竣工祝として花々しく行列を行ひしに擬せるものにして、同町のうち堺井、引地、鰐濱の三部落より各一組を出し最後に合して一隊となり町内を練廻る、他に比類なき行事である、右三部落は各一式の裝具を備へて町内よりは各戸一人必ずこれに加はる義務あり若連中は行列の活動隊をなす大名より家老、近侍、足輕、仲間、小者に至るまで一隊すべて千二、三百人何れも異樣の服裝に古代模樣の色彩をそのまゝ、駕に乘る大名一人、馬に跨る家老一人のほかは何れも徒歩、荷物數棹ありて花飾りをなし裝飾を加へ一々異裝の小兒を載せ、徒歩の者は多く十三四才より十五六才位の男女にて列然歌舞伎芝居のそれの如く熊毛、立髪などに風變を競へ競拂、雜持等一切備はる、衣裝は各自々辨なれば一ケ月前よりこれが準備にかゝる、早朝行列は三部落の三隊町内を練り瀬戸海岸の一部を渡つて儀禮を終り、のち干潮を期に海岸を廻り三部落一隊となる、その總長二里、途中各種の藝を演じ夕刻に至る、見物者毎回二万以上を算す。（以上明治四十一年の調備日日新聞に）

【一　月】

呉軍港の新年　艤裝中の安藝、赤色目立つ伊吹、略竣工して風色に添香つた生駒の勇姿、艦隊に在る淺間、讃備艦常盤、春日、富士、龍田、姉川、大和、赤城、豐橋など午前八時艦飾（檣艦飾にあらず單に檣頭の裝飾）を施し

正午の禮砲、部内の拜賀式、市中の互禮會（十一時）例年の如し一新編成第一艦隊呉に入港、在泊の遂間加はつて中旬玖波灣を基點とし各種訓練ののち月末第一期を終り再び編成替（遂間、龍島、香取を豫備艦に修理完成の三笠並に日進、春日就役）今年は十一月下旬朝鮮海峽より水戸水道に亘る大演習を行はれる筈。

荒尾市長は會長として干城會業務にあたれると同會へ九十八圓の寄附に知事より木杯を賜り、山内長官は正四位に陞叙さる。

倉橋島沖に鯨　倉橋島村字鹿島の漁夫二名漁船に乘組み元日同村字横島近海にて漁業中長さ七尋の死したる鯨を發見し潮を待つて海岸まで持歸るに漁業組合では未だ曾て例なきこと故その價格を知らず三、四十圓の相場を附せるを七十二圓にて買ふものあり、これを解体したるに肉ばかりにて四斗樽十二個あり、この噂を傳へ聞ける阿賀の某は尾、鰭、骨のみを五百圓にて買はんと申出る。

加州全胞より見舞金　昨年七月安藝郡下の水害に對し加州同胞より二百八十圓の見舞金を送附さる。

天然痘の猖獗　和庄通二丁目田中トシノなる天然痘患者發生、廣徳岡檢疫官、野村同委員來つて同町の健康診斷を行ひ三名の患者を發見し前記患者と交通し感染したものなること判明、嚴重なる消防法を行ひ必要な範圍に種痘を行ひ、なほ豫防法施行の結果四圍の各戸につき健康診斷を行ひ全市に亘り在住者にして六ケ年經過者に種痘を、工廠職工二万五千名は廠内にて（四月醫務部で實施）同家族は共濟病院にて行ふことゝす、然るに患者なほ續發の模樣に千圓の豫算を計上して全市一般へ接種することゝなる（「呉市史」によるに患者九十五人、七万八千人分の痘苗を購入臨時種痘を行ふと）

一月末、音戸町、倉橋島村にも發生。

二月中旬、阿賀町に發生、傳染經路は船乘業が神戸から持歸つたものと判明。下旬阿賀、倉橋、呉、音戸と各地に猖獗、阿賀町最も甚し、何れも老幼七分方の接種を終る、音戸の八名は阿賀（月末四十八名、計七十一名中死亡六名）から隔離病舍に十一名收容、六疊と四疊半に各二人乃至五人の附添あり終日を通めるので急遽一棟小屋掛を行ふ、縣檢疫官、郡衛生書記詰きり役場員と巡査と二組の檢疫隊を繰出し豫防々疫について大道講話も行はる、臨時町會では消防費中から立替へ千五百圓で種痘及び隔離病舍增築を可決せるも、既に病勢衰へる氣配に見合はす、もと〳〵同町は町長派と助役派に分れ内紛の結果衛生設備不完全にして發病に際し種痘の訓令ありしも直ちに實行に至らざりしなど町當局へ非難高し。

四月はじめ、海軍部内へも入る。

同月上旬、呉市内は各所に散發して患者三十一名を算するも、阿賀町は終熄して病院閉鎖。五月はじめの調、患者累計四四一名、内譯は（括弧内は死亡、下は現在）廣島市六（四一〇）呉市八〇（一八一一四）賀茂郡六九（四七一一）安藝郡九〇（六七一二）次では豐田、御調郡等に多くして、現在患者は呉市が最多。この月吉浦にも患者發生。

（六月號へ續く終熄。（同月の項參照）

軍艦筑波歸港　歐米巡航より客年十一月末露國、露米陸下の御覲閲をうけて横須賀に泊中なりしが六日發航、舘山、宇和島灣を經て十日正午歸港、全市裝飾歡迎、荒尾市長以下十數名第二艦丸に乘組みて歡迎船を吉浦沖合に出して出迎へ、山内長官は酒、餅を寄贈、呉市では更に乘組を二分して十一、十二三日間呉區に招待酒肴を供し新築樽小泉一區の觀劇に優を饗ふ、

一月末、音戸町、倉橋島村にも發生。

二月中旬、阿賀町に發生、傳染經路は船乘業が神戸から持歸つたものと判明。下旬阿賀、倉橋、呉、音戸と各地に猖獗、阿賀町最も甚し、何れも老幼七分方の接種を終る、音戸の八名は阿賀（月末四十八名、計七十一名中死亡六名）から隔離病舍に十一名收容、六疊と四疊半に各二人乃至五人の附添あり終日を通めるので急遽一棟小屋掛を行ふ、縣檢疫官、郡衛生書記詰きり役場員と巡査と二組の檢疫隊を繰出し豫防々疫について大道講話も行はる、臨時町會では消防費中から立替へ千五百圓で種痘及び隔離病舍增築を可決せるも、既に病勢衰へる氣配に見合はす、もと〳〵同町は町長派と助役派に分れ内紛の結果衛生設備不完全にして發病に際し種痘の訓令ありしも直ちに實行に至らざりしなど町當局へ非難高し。

四月はじめ、海軍部内へも入る。

同月上旬、呉市内は各所に散發して患者三十一名を算するも、阿賀町は終熄して病院閉鎖。五月はじめの調、患者累計四四一名、内譯は（括弧内は死亡、下は現在）廣島市六（四一〇）呉市八〇（一八一一四）賀茂郡六九（四七一一）安藝郡九〇（六七一二）次では豐田、御調郡等に多くして、現在患者は呉市が最多。この月吉浦にも患者發生。

（六月號へ續く終熄。（同月の項參照）

軍艦筑波歸港　歐米巡航より客年十一月末露國、露米陸下の御覲閲をうけて横須賀に泊中なりしが六日發航、舘山、宇和島灣を經て十日正午歸港、全市裝飾歡迎、荒尾市長以下十數名第二艦丸に乘組みて歡迎船を吉浦沖合に出して出迎へ、山内長官は酒、餅を寄贈、呉市では更に乘組を二分して十一、十二三日間呉區に招待酒肴を供し新築樽小泉一區の觀劇に優を饗ふ、

呉鎭守府將校高等官は同艦將校を交互に招待歡迎、十三日大半の兵員留別をかねて下士卒家族招待會を艦上に行はる、十五日市長ら返禮に招待さる、同艦より旅路明記の地圖大額を集會所へ寄贈。因に同艦は佛艦たりし千歳と共に第二艦隊より除かれ第二豫備艦に編入呉にて修理に就く。

參謀長かはる　參謀長上眞伸次郎少將着任會議々員に轉じ後任竹内平太郎少將八日着任。

市會議長改選　八日の初市會に於て指名にて代理者とも前任者再任。

世相片々　出生　昨年中二、七五九（本籍一、五五七、非本籍一、二三八）死亡一、七九二、差引一、〇〇三名の增。出生中私生兒認知二五〇件、遺棄非認分　男一、七五四、女六二九で年々增加、郡決に對して正式裁判を仰ぐべく保證金を納めながらその手續に及ばず沒收されし額二百三十七圓。

派出所　今年四月一日より從來の八ケ所が十二ケ所に、巡査九十名が百二十名となる。裁判所　前年六月來の民事本訴受理三七七件、刑事同二二件、支拂命令受理一、〇八八件、假差押處分五一六件、強制執行八件、廢業申立一四件その他五〇五件。捕縛拘留者　年々に減れて專業五十五戸兼業百五戸、六百七十人、うち女三百二十名。

三等局長行賞　廣島局管内三等局長に對する行賞は勳八等瑞寶章十名、一時賜金三十名、この中に呉二川局末永九郎、呉和庄局近藤良幹、同二十圓に阿賀局大多喜三、呉倉橋局岸博藏あり（呉本通局長本田喜次郎その他不詳）

電鐵起工認可　前年五月内務大臣の許許を得て起業準備中の呉電鐵會社では九日付起工認可申請を知事に致し近く認可ある筈、一河橋架替は舊職部會退加盟寫に於て會社分擔を條件に軌道併用を可決、本明年度繰越事業とされ、九月架橋工の筈、工事は二万二千圓にて廣島市天神町三木他三郎に落札（因に昨夏焼失の三津田橋は本月工事着手、新築橋は既に落成につき

破壞せる二河橋の通行を禁止）二河橋が豫定通り九月竣工すれば電鐵は三月下旬起工、年末開通の見込み、これが豫定は先づ地盤（落成豫定四月中旬）
△吳電所、貯水地、車庫（今六月中旬）煙突等の工事にかゝり、五月堺橋架替（今九月）軌道布設、六月變電所機械据付、七月車体組立（今九月）九月上旬電車線架設、十月十五日試運轉。
―四月、吳路布設の機械一切倫敦へ註文せるが一月十三日積出、近く神戸へ着荷するので六月早々着工の見込み。―五月、堺橋架替には海軍水道鐵管の暗渠及び附近の石垣を取除くの要あり出願中のところ、原形復舊と、鐵管に近き橋台の基礎は總管修理の際必要あるにより鐵管外部より二尺離れて施行するを條件に認可。（以下八月の項に續く）

△吳銀行　資本金十万圓うち拂込額六万五千圓なるも昨年改稱來營業成績より今期純益七千三百圓、一割配當、株金全部拂込後增資を計畫。
△吳工商銀行　吳商工銀行に對立するため昨年御用商人連が設立せるものなるが僅かに資本二万圓、多數小銀行間に於ても余り取引なく、三百七十圓の後期繰越をなせるほか見るべき營業成績なし。
△澤原銀行　昨年資本金を五十万圓に增加し名望家の經營に屬するため營業堅固、當期も二万九百圓の利益金を年一割配當して一万二千圓後期繰越。
△吳商工銀行　澤原銀行に對立して昨年佐々木仙一創立せるもの、確實なれど資本僅か二万圓、近く二十万に增資しうち五万圓を拂込む計畫、下半期六百圓の純益全部後期繰越。
△吳起業銀行　昨年阿賀銀行を移轉改稱（資本金拂込五万圓）純益三千圓、配當年五分。
△吳二川町魚市會社　資本金二万圓、純益千九百圓一株に付二圓五十錢配當
△株式會社吳青物魚市場　資本金五万圓、一二百圓の損金。
△吳寺西館　資本拂込一万五千圓、五百八十圓の缺損。
△吳廣倉庫會社　二川町にて客年十月新く開業（資本金十五万圓）一方吳倉庫株式會社が設立のまゝ未だ開業の運びに至らざるため獨占の有樣にて、當期純益千圓、五百圓を繰越。

△吳勸商株式會社　資本金二万五千圓、一時非常な好成績を得たるも昨年來不景氣のため今期にては年二割窮の配當。
△吳劇場株式會社　資本金二万圓、三千三百圓未拂込、純益九百圓、配當六百六十圓、良好ならされど別に至難ならず。
△朝日劇場株式會社　資本金二万二千圓、純益三十圓、改築のため今後は幾分の利益をみん。
△吳實業株式會社　客年創立、選擧傳右衛門、赤松東一郎ら金持連中の經營にて資本金僅か三万圓なるも抵當物件又は信用により資金を融通するものにして相當の收入あり、今期一割。
周旋業と高利貸　浮浪無資の徒多き吳市に於ては最も投機的事業にして營業者地方に例なきほど多數、且相當の利益を占む、前記吳實業株式會社に次では吳丁未株式會社あり資本僅かに一万圓なるも名望家これに關係、營業目的は動産不動産有價證券賣買及び金錢物品の貸借並に不動産金錢貸借の紹介及び諸般の仲裁をなすものにて吳市役所前に開店、金錢物品の貸借紹介についてはその經營者個人に關係せるもの多く、事實は周旋業と高利貸を兼たるものにして個人の利慾徒輩の不正當正に間接の利益あらんも、會社としては關分妙なるもの、又吳產業合名會社なるもの區裁判所附近の代書人によりて設立され略同一の業を、更には有信社、開隆社支部なるものあり、孫れも周旋貸借、信託、賣買仲介、固給年金への貸金等何れも個人裏面の機關に投ぜる營業を營みをり、會社は別としてこれら會社的名稱のもとに種々の不正行はるゝらしく其筋では充分に取締りをり。

屠場の市營

前年來の屠場市營計畫は三十一日市會可決、逓次計畫とゝもに兩懸案解決して市會閉會、三屠場を五千九百九圓で買收、改築工事を一万六千圓二ケ年繼續で行ふべく二万一千圓の起債案は敷地が高價で道路もなく不適當とされ、公借金を減じ、事業費九千圓を百圓に付月九十錢以内で一時借入れることゝなる。―二月、高須外二屠場を市營に名義變更出願を認可。―三月、主任事務者も決り一日より引繼ぐ、從來の病牛屠殺料一四二圓五十錢は高きに失すと縣より注意あり五十錢に引下げのほか從來とかはりなし。―新年度より使用料屠殺料を引上げしが吳市附近では阿賀屠場あるも隔日三頭にして一日六、七頭平均の吳には影響なし、因に右は認可期限四十二年六月にして滿了と共に閉鎖さるものとみらる。
―六月、移轉地を選衝中、九月より工事、明年より使用すべく二万圓の計畫を立つ、即ち、今春建造物及び權利報償二万百圓にて買收後の成績は辛ふじて元利償還程度にして更に三万圓を投じて移轉改築に及ぶは現建造物が他に需要の途なく賣却金も少額であるとゝもにいさゝか無業の如きも、海田市晉戸、阿賀の附近三屠場が明年六月末で期限滿了後は資金回收を得んとの目算（實現幸雖、翌年に及ぶ）

孤兒院寶渡　酒水寶道經營の吳孤兒院慈善寶渡說、寶物とはへんなもの。

海員救濟會新屋舍　四月落成（千五百圓）支部總會開催を前に、會員の大募集を行ふ、目下六千名。

明法寺山門改築竣工　工費七千圓。

屠獸業　前年來の捕鼠獎勵にこの一月の捕鼠九千九十三匹、三錢にて買上げのところ、二錢にて買集めの屠獸業も現はる。

吳工廠々歌　（作者その他不詳）
機關の響轟々と　晝夜を分たぬ槌の音　昇る煙は雲となる　東洋無二の大工場　二萬に餘る職工が　雲霞の如く寄り集ひ　忽ち造る軍艦　潛波、生駒に安藝、伊吹　艤へあげたる大砲や　他國に誇る水雷の　實にや軍器は　獨立し　嚮たる天下の吳工廠

【二　月】

參議院獨立選擧區運動　市制來の懸案、この年吳、福島、松本、長崎、宇治山田、佐世保、橫須賀、豐橋の八市につき五日衆議院本會議で讓會省略可決確定（されど貴族院通過せず）

紀元節　在泊、第一艦隊と艦隊艦と計四十九隻、十二斑立カッター（水兵四回、機關兵二回）の往復三千米と騎馬隊の片道三回の短艇競漕に吳鎭勝つ表彰　匿名慈善團體なる鷹島明行會表彰木杯八名のうち倉橋島村字室尾池條次郎兵衛姉池條リテ（文政十年生）林家へ仕へ婢女として雇ふを賞せらる模範村の面目し　廣村農代平（三七）は野呂山に立入り小柴十二束（代三十六錢）を燒伐し背負ひ歸らんとするを森林主事に咎められたので小石を投じ逃げんとするを追はれ腕力に訴へしも及ばず逮捕されて吳區で重禁錮十五日。

家屋建築減る　昨年中一、九二〇件、前年の一、七二〇件より二〇〇八件の增をみるも、本年二月中旬まで九十一件、前年の三分の一に過ぎず、不況を反映して建築漸次減る。―前年三月まで五百件、一日六、七件の割なりしが、本年は百五十件、一日二戸に減る。―五月までの新築三百三十一件三百四十八戸（うち二階建九二、平家二三九）日に平均二戸强にして前年より四、五戸減、坪數も前年二十二坪平均が本年は十三、四坪となつてをり、貸家でなく職工又は個期兵が貯蓄を以て建てたものが多い事を知れる。（九月の不況深刻化の項參照）池遊廓も淋る　娼妓數昨年末六七一名、一月より三月までの廢業一五三新登錄四九計五四九名、昨年末より百四名減、客人員は一月より三月まで二万九千人、一万三千圓、昨年より五割以上の減、なほ吉浦遊廓は四十三名。營業稅の增加　好況なりし前年の實績による營業稅は管內の醉を拔いてをり即ち下關市の一割、屠道市の一割五分、吳市は三割の增加にして稅額六万六千圓、千五百九十二名（前年五万一千圓、一、三四四名）所得稅　本年度九万五百五十圓、前年度の六万六千七十六圓より二万四千圓を增。

明石艦損傷　寺內第二艦隊に屬し二十日午後有明灣外に於て曳船作業中右

三、六七三　乘車賃一萬四千五百七十四圓、荷物等發取扱噸數二千四百八十六噸、發送二六八噸九二九圓、例年とかはらぬ。

縣醫師會　縣下の醫術開業免狀を有するものにより創立、吳市會員は和庄町櫻井近之助　本通三丁目酒井正敞　本通八丁目一橋幸三郎　仝二丁目安野直次郎

三稅廢止案否決　（前年十二月參照）十二日贊成者憲本七六、大同一八、猶興二六等一二二、反對者政友一六三、大同二六等二〇〇にて否決さる。

本縣醫化費減―花井、早速、森田、富島、荒川、高木　反對―松本、菱田、脇、井上、小田、米田（荒川、高木は大同の除外例組）

金利改正　支店銀行は定期一年六分、六ヶ月五分五厘、當座預金前者八厘、後者九厘に。

製艦費臨る　繰越まで全部含めて一噸あたり戰艦千三十三圓、裝甲巡洋艦十圓、巡洋艦九百圓。

海軍機關限度　內國八錢、外國十三錢、夜食二錢と四錢、犯罪者食代は四錢五厘。

市長、助役ら行賞

尾崎東京市長以下全國の市長助役千四百九名の日露戰爭行賞を二十三日發表、勳四等旭日章四名、五等十六、六等六十二、七等五、八等四名、勳四等瑞章二名、五等十一、六等五十九、七等二十九、八等九十七名、賜金十二百二十名中、伊賀健前醫島市長は勳四等旭日小綬章賜金千五百圓、尾道市杉山新十郎市長は勳五等旭日章六百圓、杉尾道市助役仝三百五十圓。

荒尾吳市長は勳五等旭日小綬章一時賜金七百圓（天野助役は期間中退任してをるため同時に發表なく不明）渡邊龜太郎收入役は勳七等瑞寶章賜金百圓次いで三十日發表の市記事の行賞は吳市次の如し

△勳八等瑞寶章一時賜金八十圓三宅喜三郎　△一時賜金八十圓栗谷元吉

△仝七十圓吉村豐隆　△仝六十圓土屋東、佐々田潤、渡邊近仁、田中兼高

△仝五十圓太田駿郎、若林和郎、村上謙、堀田京次郎、橋本稍助、中谷四郎、關直之進、青盛又三郎、高林恵助、山田重太郎、大下龍緣

次いで四月上旬發表の町村長行賞は

【賀茂郡】△勳七旭（五〇圓）―廣村長籐田讓次、阿賀町長河越彦右衞門、仁方村長手島浦乙助ほか三名　△勳七瑞（五〇）―川尻村長河野麟、鄉原村長荒谷節夫

【安藝郡】△勳七旭（一〇〇圓）は仁保島、牛田兩村長のみ　△勳七旭（五〇圓）―江田島村長吉岡多平治、音戸町長家頭昌治、繰山村長大林龍、渡子島村長桑原靜夫、下蒲刈村長大村多代松、大屋村長島地神一、本庄村長三好平太郎、倉橋島村長友澤金三郎、吉浦村長野間松太郎、（元）警固屋村長井上式太郎、坂村長菅田茂四郎　△勳八旭―前警固屋町長石原富士三

【吉浦郡】村長關田要

【佐伯郡】勳七旭（五〇圓）―大柿村長渡邊吉郎右衞門、飛渡瀨村長盛生平代太郎、深江村長三浦成一、中村長堀田卯平、三高村長澤原俊一、鹿川村長前田雅、沖村長山田泰造、高田村長熊谷楳二

次で助役は治んど勳八等

【賀茂郡】△勳八旭―賀村岩西傑造、阿賀町宮尾守次郎、仁方町小島觀三郎

【安藝郡】△勳八旭―音戸町向井米太郎、倉橋島村西林源太郎　△勳八瑞―江田島村高山京松、繰山村西山松次郎、下蒲刈島村脇出延次、本庄村横田平吉、吉浦村末永浩藏、坂村縫部祿郎、渡子島村金原傑一郎　△銀盃一組

軍艦三笠入港　前年營繕修理中のところ十二日佐世保發錨、十四日午前十時半入港、市民歡喜迎ふ。

貞節婦　其筋の命により取調べたる吳市の貞節婦

△胡町六澤原俊雄父母繼室貞婦澤原コト（六七）△胡町五三宮原龍之助方故唯次郎寡婦貞婦キミ（六七）△繰山町六〇中店多久郎妻ミヨ（六七）△西本通一丁目九番橋久太郎長男久助寡婦節婦セツ（六七）△本通一丁目七貞婦櫛村ミネ（六七）△本通一丁目八山根セン（六七）△本通二丁目二三楢岡タヨ（六七）△本通二丁目七三山本龍松妻アキノ（六七）

共勵會工場增築　下士卒家族共勵會では新年度二千五百圓で二階建五十坪の工場一棟を增築する。會員百四十名（每日百名平均作業）一日平均二十三錢、中には月十七圓に及ぶものあり。共濟病院　愚者平均五百名のうち入院五十名、養成中の赤十字及び同院看護婦五十七名。海軍病院　愚者三三七名（平病一六四、外傷七五、花柳病九二、傳染病六）艦隊入渠のため前月より稍增加（四月四日現在）

山本參六校長表彰　第一高小校長、就職十年以上となり知事より臨時賞與され市長より表彰狀を傳達、二十四日校內で祝賀會。

一四十年度中教育に功勞ありしものに對し市長よりその筋に功績賞與方稟請申、四月十三日授與式を行ふ。

△二十圓第一高校長山本參六、川原石尋校長進藤靜夫　△十五圓吾妻尋訓導石田時乙助、學務係員猿本佃二　△十圓第一高訓秩原彥太郎、第二高訓久武カスミ、荒神尋訓導中トヨノ、東本通尋訓吉川萬喜二

元町の大火災

二十六日午前三時十五分吳市目貫の和田本通四、五丁目の東側元町（元南京町）に接せる勳商場より出火、四、五丁目裏手より元町南部七曲下の一帶を燒野原と化して同五時半鎭火。消防組出動せるも給水乏しく僅かに數戶の井戶のみ、隔離的消火作業の外なきところへ、海軍より海兵團、水雷團、港務部、工廠、遞兵部、軍艦浪波、常盤の防火隊出動、急速なる施設にて新式大型蒸氣ポンプで堺川の水を引用し、折からの滿潮に水導管を川中へ投じて補給、何分隔離せる堺川より元町までのことゝて離間數々なるに苦心せるも中藏大部隊統率正しく活動、更に四丁目に蒸氣ポンプ一台を以て井水を補充、住友銀行裏の久米料理店は一時猛火に包まれしも僥らの土藏で火災行詰る、八間の大街路飛越え西側へも及ばんとせるも西北の風起るや火の手は五丁目裏神尾醫院を燬はんとし、更に八幡通へと、東西左右に擴る、風治まると共に火勢漸く衰ふ、かくて本通四丁目一部、五丁目裏手全部と元南京町を全燒（全燒六八、半燒六、半潰二）計全燒九十戶、半燒十一戶、燒失二十五萬圓、商品を含めれば三十五萬圓にも及ばん、保險は日本火災三萬二千圓、大阪火災八千圓、內外火災一萬二千圓にしてこの支拂額四萬圓に及ばん、七十二名の消防夫と二、三の機械では本通の全燒は必至なりしを海軍の應援で燒止め得たと感謝さる、なほ死傷者なかりしは不思議とさる因に被害者の多數は貧民にして、勳商場は天野德次郎の所有、佐々木、川崎二商店のほかは殆と借家、ポスト一、電柱一本、電話十四箇も罹災。原因は勳商場入口の書店田島福人の雜貨部からか又は中央でランプの顚倒からかといはるも不明。なほ市では專燒寺設致所を借つて罹災救助施設をなし有志者亦義擧の炎出を行ひしも往年吳淪の火災の際と同樣救助を當むものなく、寄贈物品は燒跡整理の人々に擠ふ。―罹災者中には保險會社と紛糾を來すものありしも遂に協定をみる。―四月繼續に家屋新築に關し元町道路擴張の議をなされ地主は感諾せしも連接する現家屋所有者に五年間又は改築までの猶豫說出で一致せず。

吳陽屋火災共濟會　二十五日臨時總會を開き組織、三十一條、罹造物持主が共濟金一口千圓、一ヶ年十圓を五年間納入。忽ちの元町の大火災に刺戟せられて成立。

吳電話新局舍　二十九日午前九時より海軍練兵場で椎七官以上で行はれ、終了後吳鎭守府參謀長を二河々原で開かるに吉川、鹿田の貿店を許可され紅組連二十余名出動。

自動電話　三十日二河町に開通、通話區域は市內と廣島、岩國、尾道の間（これで市內瞬間、和庄と三ケ所になる）

新年度豫算

新年度豫算は九日市會（提案、十二、三日閉會、委員附託とする、豫算案は

△歲出經常二千二萬三千圓　△仝臨時四萬三千圓

△歲入前年度より八萬七千圓の增は堺川堺立地賣却代年賦八萬三千圓、小學生徒授業料引上げ增額八千圓、屠場市營收入五千圓、家屋土地賣買の歩

一稅たる特別稅五千圓等による（豫算收入は十八万圓）

繰出經常部新規は公債金償還八万三千圓、市營屠場改築費千六百圓、敎育費前年度より一万一千圓增（小學校七千圓、中學校一千圓、女學校三千圓）仝臨時費市廳舍改築費六千圓、土木費六千圓、敎育費二万五千圓（小學校八千圓、中學校五千圓、女學校一万圓）水道費四千圓、造林費五百圓にして、公債費と土地賣却代と匹敵して經常費の增は前年度より七千五百圓のみ、臨時事業も一段落後とて前年より少ない、委員會では衞生組合補助三百圓を二百圓に修正のほか原案可決。

【前年度豫算審議】戰後經營として一般市政上振作改善を要する時期にして各方面の事務繁劇を加へしが、又市制施行間なく戰爭に際會し施設を要すべきものにして未だ成らざるもの多々ありしも、政府の財政方針に則り現狀維持又は緊縮方針のもと新事業は必要なるものみに止めたり、區裁判所廳舍市有建物建設は前年來のものなれどこの年完成、宮原道路開鑿、堺川堤立も亦この年完了、中學校は三十九年度の計畫なりしも二千五百坪の敷地買收は四十年に契約し目下地均中、女學校敷地三千坪のうち二千三百八十八坪は買收濟なるも殘る六百十二坪は故障あり目下調査中、石風呂山は買收せしも附屬地三千坪につき收用法用適を縣へ申請中。而して三十九年より繼續竣工せるもの堺川堤立、宮原道路（竣工間近かに大破損）中學校敷地、草里川輻員取擴め、臨疾廣場、中川堤防修繕等、四十年度豫算によれるもの中學校、女學校、兩城小學校、高等小學各校舍の建築、龍山、新榮、花見、三橋の架設、二河川筋治水堤防改修にして、ほかに七月十五日より實施。一日土地賣々著しく下落し賣手も絶へ目の際なれば百分の一の稅率は豫定の收入に滿たざるものとみらる（因に廣島市もこの年同稅新設）右は本年一月二十七日の市會議決にかゝるものにして

【市當局の說明】市財政五十万圓に及ぶ、現在の財源を以てしては臨時費

特別稅移轉稅

土地建物所有權移轉歩一稅なる特別稅、內務、大藏兩省より四十五年度まで課すを認可さる、二十五日告示五日間を經て三十日より實施。一日土地賣々著しく下落し賣手も絶へ目の際なれば百分の一の稅率は豫定の收入に滿たざるものとみらる（因に廣島市もこの年同稅新設）右は本年一月二十七日の市會議決にかゝるものにして

【市當局の說明】市財政五十万圓に及ぶ、現在の財源を以てしては臨時費

二万五千圓前後にして、さらに堺川、宮下川の埋立は一時借入金によれるも明年度市役所移轉、屠牛場改築等これでは賄へぬ、屋場市營は利益ありて本市に於ける土地賣却は九十三万五千圓に及ぶ、他都市に於ける率は百分の三なるも百分の一、五として相當稅を合して九千三百圓、徐いて七千圓を見込む、特別稅は政府で嫌ふ、本市は三圓五十錢なれど認可を得られるものと思ふ、而してこの特別稅は或は更に遊病院設置のためにするかも知れぬが一應市議落成で打切る時稅千分の十五を減し得る、これに千分の二十を加へれば千圓で五十五圓、所得稅は三百圓以下は除かれてをりこれからも取れる。一戶別割は傳染病流行等の場合に增す。一土地を下落さす、又貧民にして土地を賣らんとするものを苦します一の論ありしも原案可決。

本稅は土地建物の所有權を移轉したるものに課し、裁判所に提出したる登記申請の登錄稅額に相當せる土地建物價格の百分の一以內に於て每年市會の決議により定め徵收す。

歩一稅制限

この年九月、內務、大藏兩大臣より市町村に於て將來歩一稅を起さんとする場合に制限を附し府縣知事に訓令す、即ち地租、營業稅所得稅等に附加するものは制限外に違せざる場合又は府縣稅の戶數割一圓五十錢以上、市町村の戶別割三圓五十錢以上の場合。

市廳舍新築

これが財源たる別掲特別稅歩一稅により二、三万圓公借して新築の議もなされしが、四十一年度に於ては六千圓計上、水道事務所（一、五〇〇）汚物掃除事務所（二〇〇）同器具置場（四六〇）廳下（二〇）等二千三百圓の附屬廳舍に止め、三千七百圓（本廳舍）は差積することゝさる。一五月起工の豫定を經費の都合（堺川公營見込薄）により四十二年一、二月頃に延期（敷地については前年九月の項參照）

二十五万圓起債

二十六日の市會に於て異議なく二十五万千圓の公借金を共濟生命保險資社より利子九朱以內（參事會一任）四十三年度限り

にて借入れる事を決議。償還は土地賣却代金の收入により利息は買受人の納付すべき利子によるとさる。市有地賣却豫定は

△元市役所豫定地　二三三坪（坪二十三圓）　五、三五九圓
△元高等小學校敷地　一、五〇〇坪（〃　三十圓）　四五、〇〇〇圓
△堺川堤立地初年度の三分の一　二〇、三五九圓

これが組局の使途內譯は一

前年一時借入の堺川、宮下川築調費五万七千圓の借替、中學校敷地一万五千圓、仝建築九千圓、女學校敷地四万圓、仝建築七千圓、兩城小學校敷地一万六千圓、今西土地買入四万七千圓、市役所敷地二万圓、區裁判所建築費二万圓、堺川橋梁一万二千圓にして、前年七月末十一万圓を年度限りの契約（四十年度豫算繰替金として一時公借）にて共濟生命保險會社より借入れ、次いでこれを含めて借替を行つたもので

財界緩かならず貸出手控への際とて歡迎され、東京安田銀行あたりでも貸出希望ありしもの。

因に年度末市區有財產は次の如し

△吳市六五反　△和庄八八反　△荘山田五五七反　△宮原四四反のほか、市には建物四、二五九坪、二河を除く各區に有價證券各千余圓。

手數料億上　五錢を十錢に一部改正、納稅證書土地區物船舶出征兵役の證明、犯罪身分證明、堺火藥許可、公簿の閱覽。

堺川埋立地賣却

前年未賣の殘分を終り、新春早々行ふ豫定なり

堺川埋立地賣買は、右埋立地中に官有地五百余坪を發見、官有地特別處分由の六百坪以下なるもの價格最低坪五圓五十錢とするも二千圓以上のため適用不可能、工事前に認知せざる縣も不都合なれど今更に致し方なくために賣却の運びに至らず、直接公用か公益利益事業には特典あるを以て市廳舍附屬水道、汚物掃除事務所敷地として拂下を請求、二圓にて四坪、三圓にて五十六坪、その他五圓にて五百十八坪拂下。一四月、十圓年間積積手續をなすため公費は五月十日頃となる。一五月行許可となり、六月五日公入札を行ふ旨告示、和庄瑩田新開（外2）一、一三二坪と荘山田大新開一、九二三坪、收入は學校道路繰越の費及び市價還に（宮下川の殘りも併せて公賣）

一六月五日、公入札を行ふに二十六万圓の公借金價還に殘金を新事業費に充つるべく二十八万圓の豫算のもとになす、坪六十五圓より三十五圓、豫算には多少餘たざるも境界としては上値で賣却成りしも僅かに五万圓、四分の三を殘す。次回を年內には行はんも、豫算に過誤を來すは既に明らか。

一市役所附屬廳舍建築豫定地一千四十坪も余り日實に近く且他に候補地もあることゝて共に公賣に附すことゝし、市會を經て認可を申請、よつて第二回の入札は九月以後となる。一九月、第二回を豫定されしも金融依然逼迫に十二月初旬に延期（結局翌年に廻る）

中、女學校增築　四十一年度に於て中學校一棟增築、女學校は現在六教室のうち二教室を使用中なるも四月より按配修理を費くと新入生のため余剩なく四十二年度は不足なるため更に一万圓の豫算を以て六教室丈に關學室の增築を計畫。一七月公入札。

【四　月】

義務敎育延長と校舍

四十一年度より義務敎育年限延長實施に吳市では高等小學校々舍に余裕を生ずるため既に三十九年度に繰越せる三、四學年に次いで、畫制の一、二年即ち新制の第五、六年の二部敎授、繰越は必然となる（十月より實施）

新制實施を前に就學兒童は高等科一、八六六名、尋常科八、九四八名、計一〇、八一四名（一月現在）なほ前年末十一校の別置貯金は四千五十五人、二万三千七百七圓にして最多は第一高の八百名四千九百圓。一二月、代用敎員全廢のため新年度に十八名增聘の人物を豫定。四月新學期の就學兒童は港町一〇〇、兩城一六二、五番町一五五、吾妻町一五六、岩方一〇四、本通一

九四、東本通二一七、八幡通一五六、神原二一六、荒神一九九計二千二百二十名に通知せしも三月末までに手續終れるは千七百名、住所不明、轉住で交付不能のもの、淡水學校入學者もあるが、また新手續者もあり、結局二千名ならん（一一、九七二名、前年より三百名減）

四月一日より第一高等小學校を吳高等小學校と改稱し、第二高小は併置の小學校なる二河尋常小學校の名に改む（五年以上の二部教授廢止及び通學區域變更による學級整理等は十月一日より—八月の項參照）

町惣代廢止・派出吏制　セップ配布、異動調査、徵税補助等を主目的とせし町惣代は實効なくこれに市費手當支給を廢止し、新に區取締役制を十一日の市會へ提案、月十二圓乃至二十四を給して補助機關とせんとするもの、自宅にあって職を探れるので希望者多く熾烈なる競爭をみん（三月）

市政補助機關として一日より市に派出吏なるもの十九名置く、職務權則は

第一條　派出吏職務の概要左の如し—住民の移動調査に關すること、徵收事務の補助に關すること、水火風害等の被害調査報告に關すること其他の外務又は臨時命じたること

第二條　派出吏は受持區域内に住居し勤務せしむ

第三條　派出吏は住民名簿を備へ常に住民の出入を加除し十日毎に市役所に報告すべし

第四條　毎月五日（休日に當るときは翌日）市役所に出頭し事務の報告をなすべし但時機に依り定日を變更し又は臨時召集することあるべし

第五條　毎日受持區内を巡視し第一條の職務執行の外凡て左の事項に留意すべし　一、孝子、節婦、義僕等一般の龜鑑と爲るべき程のものは取調細取調べ具申すること　二、極貧にして日々の生計に苦しむものあるときは詳べ具申すること　三、種痘及び學齡兒童を常に取調べ報告すること　四、諸營業者に注意し無屆營業者を發見したるときは直ちに其旨を報告すること　五、戸籍、寄留其他成規の屆出を怠らしめざるやう注意すること　六、右の外道路、濟渠其他衞生上に注意し異狀あるとき又は意見あるときは具申すること

第六條　日誌簿を備へ巡視したる事項は洩れなく之に登錄すべし

第七條　受持區域は別に之を定む（細則を以て全市を十九區に分つ）

△第一區—次右衞門原、赤羽根、坪ノ内畝、坪ノ内潤田、北潤田、殿垣内　△第二區—南、北小原、上、中、下神原　△第三區—上、中、下寺潤丸子、休原（以上宮原村）　△第四區—清水、八幡通　△第五區—本通、中通、東栄通一、二丁目と鍛山町　△第六區—仝上三、四、五、六丁目と元町　△第七區—仝七、八、九丁目と寺西、城山南町　△第八區—和庄通一、二、三丁目と登町　△第九區—東本通、東栄町、幟町各一、二、三、四丁目（幟は三まで）と柳、泉鏡、新泉鏡三町　△第十區—寺本町と上、下吉浦、溝路、長迫　△第十一區—春日町、魚屋町一、二丁目、鹿出通、東鹿田、畑（以上和庄町）　△第十二區—西、上、中、下の七町　△第十三區—朝神、松本、下中、藏本、神田、宮原四町と辰川通と惣付　△第十四區—朝神、松本、下中、藏本、神田、岩方六町と中川、西栄南通　△第十五區—鄕、内神、濱田、片山、今西、稻荷、吉川の七町　第十六區—一番町二番町、三番町、四番町、五番丁、六番町各一、二、三、四丁目　第十七區—西二河通、西本通、三城通各五、六、七、八丁目と愛宕町と山手奥山手兩通と三津田（以上荘山田村）　第十八區—仝上各通一、二、三、四丁目と雨城　第十九區—長濱、東港、西港三町と川原石西ケ迫、新宮（以上二川町）

【註】字名中大字宮原村内は全部町を稱へずその他の大字中でも未だ市街化せざる部分は町を稱へず單に字名のみを以てさる、市街發展度を知るべきである、また町の代り通を以てするところもある。以上區域は大体に戸口地區を平均して分劃されるものゝ如く、市勢發展過程を知る資料ともなる

—四十三年五月嚴止。

大阪相模　中通四丁目廣場で一日より五日まで、勸進元は願役小林元太郎

吳市在鄕軍人會　（前年八月陸賀同參照）　一月十六日、市役所に在住者七十八名中二十一名出席、役員選擧（會長犬上）會費、會則等を協定、四月三日發會式を擧行すべく町總代へ寄附募集を依頼（五百二十四の寄附を基本財産とす）四月三日五番町小學校に於て發會式擧行。因に吳市の在鄕軍人は陸軍一、二三二名（歸休五四、豫備一八〇、後備四一四、補充兵九七四）海軍三九三（豫備二五七、後備一三三、補充兵三）にして、本年度徵兵檢査は六月一日より六日まで明法寺で執行、適齡三九六名（和庄一五八、荘山田一三九、二河五八、宮原四一）警固屋征鄕軍人會、八月二日鍛小學校で發會式。

音戸高小表彰　縣下小學校教員その他教育上の功績あるものに表彰にあたり學校の分にて音戸高等小學校長彰ざる—兒童出席の奬勵に努め職員協同して教授訓練の改良を圖る等其成績優良也。

矢野村の失態　豫算計劃なるも賬簿不整理のため調査も出來ず三十一日午後十二時までに辭了に至らず遂に部參事會の議に決することゝなる（三原町でも工場誘致費支出責任を回避して町議出席せず同樣未議了）

高女定員の半分　（開校第一年は定員以上の志願者ありしもその後の不評に）志願者市内四三、警固屋二、吉浦二、阿賀二、仁方一、廣島一その他で五十一、入學試驗に及ばず、第二學年補缺も吳一、警固屋二、阿賀一。この年より新設の技藝專修科は吳一一、阿賀四、仁方一、ほか一なりしも明日迄に二十一名となり十五名を許可、敎員一名を增聘し五月十五日開く

吳署の定員增加　一日より三十名增—從來の定員八十七名と合せ計百十八名（別に講習巡査一名）市内一番町吳縣附近、藏本町、荒神町の三派出所新設

戸出巡査駐在所の強盜　警固屋町役場書記河崎久市（二）の監守盜事件を瀕戸分署より地方裁判所の豫審に（重禁錮一年、五年間執行猶豫）七月、元安藝郡書記行示德次郎（月俸二十七圓、會計主任、六月末休職）は昨年吉浦貸座敷營業稅滯納處分の六百圓を費消し仁保島村での同樣處分金をもって補塡してゐたこと判明、官文書僞造行使委託金費消。—九月、元安藝郡書記にして音戸町役場書記武永新八（三）は一昨年十一月より郡役所派職中徵稅係にあって横領費消發覺、監守盜にて檢引（重禁錮二年五年間執行猶豫）

（翌々年、古出郡長、二ヶ月十分の一減俸の懲戒處分あり）

「吳毎日」官吏毎年事件　三月十七日付「奇怪なる巡査」に對し編輯發行

人島木睢二と記者團戸外城、中村松雲を刺引、中村は卽死。—五月島木は無罪、團戸に懲役刑一月、金五圓、二ケ年間執行猶豫の判決。

大每吳通信員第一回　吳市岩方町大每通信部日出芳太郎氏稿を乘り警察中のところ突然銃殺（のち東京へ轉勤）

縣下製菓業者大會　十七日吳市久保田樓で開き、終つて海軍見學。

吳如竹會　三十三年四月、本市の名流婦人により、慈善事業、戰傷病者遺家族救護、かねて收容をみがくを目的に組立されたもの、四月、川原石澤原別邸に音樂會を催し收入を以て本部に寄附したが、其後會員百餘名、澤原精一方に事務所を。

軍艦松島遭難　練習艦松島、艦島、橋立と共に少尉候補生五十八名を乘せ遠洋航海の歸途十日、澎湖島沖で火藥庫爆發沈沒、矢田由德艦長以下大山元帥息大山嚴ら候補生多數も殉難（四四六名の過半）吳より職工百三十名當艦に乘込んで急行（のち引揚を斷念し艦體を除く）

【五月】

吳市支金庫　大藏省では一日より和庄支金庫を吳支金庫と改む旨告示。

戰艦艦卵月　（戰艦艦の第一艦隊支隊に合すべく五日毋港吳着、周防灘にて着艦のパイプ破裂して五名重輕傷。

第三船渠工事再開　前年十二月經費の都合で工事中止のところ、四月より再開、目下敷地整頓中、今秋までには開艦に移るべく、製造着手は明年度以後、完成は明後年度ならん。

傳染病院改築と電柱稅　十一日、地價額その他賦課制限法による增收三千圓と艦材賣下二百圓計四千二百圓を以て和田傳染病院五万圓改築計畫の一部なる看護婦一棟六十五坪のもの一棟を改築せんことを市會に附議、右は莊山田、和庄、宮原ともに附近に人家增加し期程に反するのみならず傳染病院分立は官費からぬを以てこれらを實却し莊山田に統一せんとする計畫であるほどに、敷地を他に決めて大改築を行ふべく見合せとなる（現在は宮原は殆ど使用に堪えず專ら莊山田病院使用中）—よつて改めて本年度豫算に計上すべく理事者に於て計畫を進め千七百坪に、傳染病室三棟（各二十室六十名）精別室二棟（各三室六名）隔離室二棟（二十名）事務室二棟（以上三万圓）を建て、宮原のみ殘し他は擁下の方針にて調査を進むに豫定地を立てれば住民の嫌惡に遭ふ。—八月六日參事會可決。されど堺川理立地公費結果の不成績は市の財政計畫に障害を來し新築困難となる、が、莊山田病院も二兩年後は使用に堪へずこれが改築大修理を行ふよりも新築を可とする。—八月に至つて三万圓五ケ年計畫豫算繰增一致可決。電柱稅　市立病院改築、道路橋梁設備に前途巨額の市費を要する財源にと一本三圓以內（目下四一五本なる）電燈電話設と共に增加、將來の好財源）を徵收すること（一、二四五圓）を前記市會で可決。—本條例は四十二年一月二十九日許可を得同年二月五日施行）この市會にて市稅賦課徵收二期を所得稅同樣四期に改む

市有建物保險基金設置　前記十一日の市會に於て從來の火災保險を廢し市有建物保險の爲左の條例により豫算表を以て定め每年基金を積立することゝす

△通例火災保險會社による保險料　△既住の蓄積金より生ずる利子蓄積基金は市有建物の罹災に因り毀損又は破損したる場合に於ては其復舊工事に充つるときは其以後每年度積立基金額の豫算中の利子を除外すること

堺川に橋梁增架豫算可決　右の市會に於て東堺通三丁目より四番町一丁目に、同四丁目より五番町一丁目に、同六丁目より西堺通に通ずる橋梁新設建議を決議、七—八月に起工、十月竣工の豫定で直ちに寄附募集に着手（容易に實現せず、翌年、翌々年に及ぶ）

火葬場新設計畫　和庄町字蟇田山六九四番地、設計は總坪數四百五十坪、

總體場は木造瓦葺、火葬場は煉瓦造平屋建二十八坪、火葬爐は煉瓦石造、完全なるものにして圓式火葬場を自然廢せんとするもの。臨時費計畫　市費三千圓を投じ有志の寄附により斷次完成を（共に實現せず）

軍艦吉野四年忌　法會を十五日海軍墓地で生存將卒發起執行遺族多數會す

工廠長かはる　北古賀總長難關工廠長に轉じ、舞鶴鎭守府參謀長伊地知季珍少將後任に。

衛生組合による衞生撒水は年中無休好成績、中通よりも申込あり、五、七、九丁目衞路三ケ所井戶を掘鑿しこれに應ずるべく外に本通一丁目に一箇所と併せ認可を奬勵。

春季消潔法　（吳市では臨寒期十二月—一月に執行せしに次ぎ十五日より六月二十一日まで執行、縣令第三十二號に基き家屋內井戶、廐舍溜、便所、下水渠、同溜等を行ひ、客年以來天然痘發生及び本年三月以來チブス患者の家屋周圍は二日前の通知にて市費を以て消毒、從來よりも勵行。—秋期　十一月初旬より十二月にかけ、流感豫防に先づ海岸地帶から執行。

衆議院總選擧　任期滿了の衆議院議員選擧を十五日執行、區島市の早速、串本は五票遲ひで早速の敗の歡戰、都部よりは吳の富島輔夫、豐田郡の篠月圭介が最下位に並んで當選、賀茂郡內藤守三は次點落選。

第三回海軍記念日　端艇競漕は紀元節と天長節に限つて、各艦團聯合陸上競技を海兵團運動場で催され、長井海兵團長委員長となつて、障害物競走、相模、武裝競走、艦艇など及び發飛艦爭、盲目家鴨捕獲、二人三脚、騎手取競爭などあり、正午水交社での記念會には長官、大元帥陛下の谷川要塞司令官帝國陸海軍の、市長吳鎭守府の、野元艦合艦隊司令官吳市の各高等を發艦、記念日繪葉書は鄒內にて意匠を凝つたものを水交社と集會所で發賣、一組十二錢、吳局では特別スタンプを押す、大々的發賣の作り物も出され、市中の賑はひ前年と同じ。提灯行列の盛ありしも取止めて市立女生をして花束を長官に獻ぜしめ、時常三年以上と、中、女學校生徒六十八百名の旗行列を行ひ、八時半龍山橋集合、練兵場で宮本中學校長祝辭を述ふなは臺後花火を打揚ぐ。

●ケ首の怪事　二十四日より十日間の豫定にて大砲發射試驗を行ふに二十五日午前十一時頃築裝填を了へ發射せんとする刹那尾栓外るゝと共に猛火は後方に凄じく噴出し作業中の遲兵部砲術統工長岡松平、橋本秋松、中谷雅太郎の三名（何れも模範職工）徵臨に、襲いて二十六日も職工數名同樣の災厄に遭ふ、報利露式十五サンチ速射砲なりしためならん。

貰ひ子殺し　市內三城通三津田川島サツ（廿）同二川町西二河通五丁目大工職坂本俊太郎（廿三）とサツの妹江田島村岡井トキ（廿三）共謀の事件發覺に附さる、私通による嬰兒を養育料十八圓で貰ひ受けて壓殺、同十七圓五十錢のものを山奧で絞め殺して埋める、同十七圓のものを流掛で首を締め嫁殆てるなど、都合五件、人鬼姉妹の仕業に世人驚く。—十二月の公判、服本人トキは「吳署の自白は拷問嚴しく夢謠知らぬ事を、そんなら殺したことにしてをいて下さいと申出たもので、何れも病死したものを射的場の土で隱き又は山中に埋葬した」と申立て、最後に嬰兒の骨片等を示さる、姉はサツは全然否認、サツの內緣の夫坂本も否認、今一名の被告莊山田村杉田常太郎（廿）は不拘留逃亡缺席。求刑はトキに無期、サツと常太郎に有期懲役十二年、坂本に無罪。判決はトキ死刑、サツに十五年、常太郎に無期、坂本は無罪で、坂本のほかは求刑よりも判決が重い。—死刑を宣せられしトキの情夫杉田は翌年三月逋捕され缺席判決の無期徒刑に異議を申立て放棄裁判を開かれ、七月公判、官選香川辯護士、前判決通り判決さる。

川尻の鬼婆變　無免許產婆大岡ヨソ（廿）は胞胎を輕まれて、縫針を呑ませ

んとせしも呑みかねるので鍼針十本を白紙に包んで三回呑ませたところ腹痛を起し、足部を切開して十八本を取出れるも九本殘る、他にも同様の疑ひ多けれど依賴者自白に及ばず、重禁錮一年。

【六月】

吉浦ポンプ會社　細田式ポンプ製造商會を株式とし社長呂原幸三郎、七日設置會を（呉市の撒水用井戸にも使用）

八幡社永代奉納句　呉市の金澤寶玉、門木判川、船木夢樂の三名關主となり八幡神社永代奉納句大募集、題は四季隨意、選評は正評一京都花の本、美作六合庵、副評一伊豫夢名庵、備中細石庵、別評一呉時々庵、廣島半月庵、客評一備前狐松庵の各宗匠、〆切七月十日、開巻八月二十三日、中通鶴鏡、別に惣句の募集もあり、景品澤山。

縣衛生品評會　呉市附近で一等は玉龍（矢野村富山峰太郎）のみ、味噌の一等は和庄町三宅酒兵衛が一人、二等吾妻（三宅）一因に呉市の醸造石數一昨年に比し二千百六十五石（十万四千圓）專業二戸、兼業二戸を增加し清酒八、五一九石、三四〇、七七二圓、八戸。一九月六、七、八日呉（六戸）安藝（三二戸）佐伯（二八戸）の酒類品評會を呉市で催すに、一等呉鶴（三宅）三谷春（倉橋島村林森藏）林正宗（同村林盛太郎）玉龍（矢野村）二等呉鶴（呉市平岡盛豆）紅葉の友（呉市宮崎俊太郎）吾妻川（三宅）峰の露（呉市高橋基緒）その他で審査に非難あり。

開市來の行賞調査　縣では呉市が市街化した明治二十二年來の道路その他に私財提供者を行賞調査すべく關係者を派遣せしが、仲々の困難事。

納稅を銀行取扱　呉市では從來納期の混雜に六月末の納稅戸數開、市稅戸別割納期より各支金庫（澤原外三本支店銀行）にても取扱ふことゝす、なほ住所不明納稅書交付不能については十九名の派出吏を四月より設置せしも、

【七月】

漁網地製造　呉及び附近の特産にして前年中のもの次の如く、これに次ぐは沼隈、鞆田、深安の沿岸諸郡なるも、稍減に落つ、總じて前年より一

未た住民名簿完備せずこの納期には間に合はぬ。

正條植　呉市の田百五十町此は山間溪谷の故に正條植不可能の地多く片正條植を出願のもの六、七十町歩、うち許可三十町歩、八十町歩までは許可の見込み。一縣下の本年度實行歩合は呉〇、尾道九八、安藝郡一三、佐伯郡五五、御調郡九九、甲奴郡一〇〇、賀茂郡四九。

阿賀の自轉車競走　十四日、廣島からも來り行ふに、阿賀が負けさうになつたので故意に廣島の自轉車を轉覆せしめ、喧嘩となる、多數の阿賀は廣島を袋叩きにするところへ警官來る、有志仲裁。

天然痘漸く終熄　一月以來の市内の天然痘は（同月の項參照）前月三十日發生を以て漸く終熄、他に傳染病もあとを絶つて一時滿員なり旭山田傳染病院も二十二日を以て閉鎖。燻蒸消毒。同病院へ備付け組織患者に使用せしむ、市内死亡者の結核によるもの千分比は三十六年二〇〇、三十七年二〇〇、翌年同、三十九年一五〇、四十九年九一と減少を辿る。

呉公論創刊二周年　前年九月、宮原幸三郎社長を桐山可遊に謀る呉公論は週二回を日刊とし、この一月より普通新聞型に擴大（詳細三十九年次別項）の體裁をなしてをり、三十日午後二時より呉座に於て創刊二周年の記念を催す、同社職員募集の十美人及び呉勞働者の歌舞、松旭齋天一のマヂック、勇武館員の至心流劍術等余興あり、來賓九百余名、桐山社長挨拶、澤原政雄代表して祝辭、市長の祝盃にて同社万歳を唱へ盛會。

富永正男の僞證　穩田村の有力者富永正男の僞證事件、探訴棄却、二ケ年間執行猶豫。

【八月】

牛疫　この年全國的に流行し呉市附近にも發生、阿賀町では豚コレラも。

室蘭の日本製鋼所　山内長官の渡英、歸旋、日英兩資本による室蘭なる日本製鋼所は目下機械据付中、建築職工入用にして、呉で運輸工を募集して四百五十名を得、山内長官は今夏の休暇を同地に出張して滯在十數日に及ぶ、この前後より同長官が所長となるの說高し、されど呉鎭守府殊に工廠と同長官の關係も格別なるほどに、果して呉を離れるに至るや否やを疑問視す。校數地價上取止め　荒神、五番町間小學校數地料價上繫を六日の市會に提案さるも「時期に非ず」との反對あり遂に擱み潰さる（三五四頁參照）

山中德三郎死去　先代德三郎が大山中家より出で本家の女婿を養ひ安佐郡祖御庄屋より迎へしもの、長男久太郎は豪洲に眞珠採取業を、澤原銀行の創立に盡力、溫厚謹愼、佛教を信じて酒雅、六十九歳。

生祠標の正式裁判　東本通二丁目下駄商沖德四郎母イシ（誤字）は二男の病氣が岡山方面で祈禱を受けて全快せるも謝分金をとられたゝめ、これが取返しに自らも生祠標を携ひ立ち、那數に諸方の祠標を祀つて祈禱を始め、近隣を脅はしてゐたのを拘留四日の處分を受く、不服で正式裁判、信徒多數傍聽に押寄せて呉れたせいか罰金一圓で濟む。

韓國皇儲御來呉　大師伊藤公以下を從へ十二日午後四時神戸より軍艦薩州にて御來呉、二十一發の禮火に市長ら小蒸氣で艦を訪ふ、御上陸に際

は出征者に對して毎月五回の通信をなす事と定め料紙郵稅等を給與するの外戰地の勞苦察り又は月一回此等家族を集めて講話をなす等効勞少からず

慰勞會で行賞されしもの次の如し

△廣島東人待遇會△廣島婦人一心會△呉半城會△呉海軍下士卒家族共勵會△深安郡繩山町義貧救團△廣島市眞宗安藝婦人會△尾道市尾道恤兵義團△安佐村飴張村婦人二八會△御調郡三原町婦人赤心會

【八～九月】

僧增加（男女及び藏相を含む）

	戸數	職工數	數量（斤）	價格（圓）
呉	七	二、八五五	八五〇、六八六	三八六、三七二
安藝	二、〇六六	四、七二七	五八一、三〇〇	二〇九、八三八
賀茂	三三	一六、八三三	四九七、三三三	二七六、五二〇
計	三、六四六	二九、三六八	二〇七五、五六一	九八二、八一七

縣原校新築　郷原村尋常小學校では十五日（舊六月十七日の休日を利用）本年新築の校舍に於て兒童學藝會を催し父兄八百余名參觀、劣等兒ものこさず二百八十余名の兒童全部になさしめたことを謂る。

四十一聯隊轉營　備後師兒による廣島の步兵第四十一聯隊は二十年十二月一日第一大隊、二十年全第二、三十一年全三大隊を設けられたもの、十六日より福山へ轉營を開始、十一聯隊内に中營の新設第七十一聯隊は二十日この跡に移る（前年三月の項參照）

教員苦學講習　二十五日より二週間、呉高女で開く、教員六十名、高女生七十名。師資校設起にて普通教育に熱心にして教授法に妙を得たる山口縣下關高女教諭原田彦四郎を講師に、調律師として野崎正明を招聘し、八月一日より七日間同校にて唱歌講習會を開く、ピアノ持參、毎日午前七時半より午後四時まで。

戰後個人團体行賞　日露戰役行賞、戰役に盡力せる個人並に團体の行賞を二十八日發表、個人金銀杯賞は呉市有未濟屆ら縣下十二名のうちに呉市佐々木健一、吉浦村細島歌雄あり

【金杯一個ー呉市和庄町佐々木健一】　呉市十城會の組織に奔走し殊に軍人家族生業扶助の爲奮勵、討個團道の職業を選定して自ら各地を視察しなほ自分の娘をして廣島市の實業者に就きて二業を習得せしめ之を工女に敎授し其他國債の應募を勸誘し又は赤十字社、海員救濟會、愛國婦人會の事業に功勞多し、又市内を巡回して此が爲に盡力したり

【金杯一個ー吉浦村鯊光寺住職細島早雄】出征軍人家族の生計困難者救護のため全寺内に總動員組織を始め村内の軍人家族をして之に從事せしめ、又

1全市三年以上の五千八百の兒童は海兵團より水雷團前へ整列兩國旗をかざして奉迎、絕えず煙火を打揚げ、全市國旗祝賀を飾り大國旗を交叉、夜は兒童、市民の提灯行列を催す、その夜水交會に御一泊、伊藤公らは吉川旅館に

翌十三日工廠視察のち午後一時宮島へ向はせらる。

漁戸島漁夫仁川沖で海賊に　我が軍隊に討伐された露國東海賊と化して陸上にて軍資金三千圓を强奪、海上にては我が漁海出漁船を襲ふに、吳海軍よりは通報艦千早が急行。漁戸島漁夫吉村傳治（卅）の弟彌治（卅）佐吉（卅）と妻子の朝鮮人政治（三）同方一（六）の四名は仁川沖にて日露千余艘の漁船と共に漁業して仁川への歸途を二百余名の大集團に襲はれ、殘存の力助かる。

電鐵起工に至らず　（一月の起工認可の項に續く）三月起工、十一月三日の天長節の期して開通式を擧行する豫定なりしも、經濟界の不振は株金拂込殘滯して軌道諸機械神戸に着荷しその他の準備は成るも未だ着工に至らず、十八日株主總會を開き十月工事着手、明年三、四月開通を期す。

一十月、三十九年八月二十二日創立總會以來一万余圓の費用を支出しなほ買地工事に着手せず果して事業成功するや否や株主重役の措置に疑惧即ち、三十万圓（六千株）の內第一回は十二圓五十錢を第一回は二圓五十錢を拂込ましめ第二回が十月十日迄のところ第二回未拂者多く第三回は五大の拂込者ありしのみ、從中社長澤原精一、常務取締役近藤良幹と共に專務として會社重役たる桐山可遣の二千株加きは第三回未拂にして、一株十五圓（一、二回拂込額）にて會拂ひ退社せんとしたるも未成立の會社の事として謝絕せられ大阪の有力者に十二圓五十錢にて買取らしめんと交涉中のものといはれ、而して會社の工事としては第三回の拂込の拂込を了せざれば進捗困難即ち既拂込み額十六万圓なるも神戸に到着せる軌道器械は十九万五千圓にて九万七千五百圓を拂込濟、尙九万余圓を支拂はねば引取る能はず、然るに創立以來二万圓の費用を要せしほか鐵骸費に二万七千六百圓を費しをり株金不拂込のため一万二百圓の一時借入をなしをる有樣にて、今後工事に

電鐵起工に至らず

（一月の起工認可の項に續く）三月起工、十一月三日の天長節の期して開通式を擧行する豫定なりしも、經濟界の不振は株金拂込殘滯して軌道諸機械神戸に着荷しその他の準備は成るも未だ着工に至らず、十八日株主總會を開き十月工事着手、明年三、四月開通を期す。

一十月、三十九年八月二十二日創立總會以來一万余圓の費用を支出しなほ買地工事に着手せず果して事業成功するや否や株主重役の措置に疑惧即ち、三十万圓（六千株）の內第一回は十二圓五十錢を第一回は二圓五十錢を拂込ましめ第二回が十月十日迄のところ第二回未拂者多く第三回は五大の拂込者ありしのみ、從中社長澤原精一、常務取締役近藤良幹と共に專務として會社重役たる桐山可遣の二千株加きは第三回未拂にして、一株十五圓（一、二回拂込額）にて會拂ひ退社せんとしたるも未成立の會社の事として謝絕せられ大阪の有力者に十二圓五十錢にて買取らしめんと交涉中のものといはれ、而して會社の工事としては第三回の拂込の拂込を了せざれば進捗困難即ち既拂込み額十六万圓なるも神戸に到着せる軌道器械は十九万五千圓にて九万七千五百圓を拂込濟、尙九万余圓を支拂はねば引取る能はず、然るに創立以來二万圓の費用を要せしほか鐵骸費に二万七千六百圓を費しをり株金不拂込のため一万二百圓の一時借入をなしをる有樣にて、今後工事に

通學區域變更で校舍に餘剩

現在吳市の小學校通學區域は大字又は迫によつてをるため學級により小は三十名から大は八十名の區々たるを、通學區域を變更して小學校令の通常七十名、高等六十名の定員に統一するときは實に二十教室を減じ得る、通常科は二部教授のためこれを六十名平均とするも十三教室の余剩をみ（右は不況化と共に就學兒童の年々の激增が停まり本年度は前年度よりも少數なりしためもあり）一教室千圓を要するとして一万數千圓の市經濟の節減を招來する、よつて通學區域を宮原と川原石及びその他の二區の大區域制とし、同時に簡校は許可せずとの方針を十七日の學務委員會にて可決、二十二日校長會議に諮る。

二部教授をこの際に尋常五年以上を廢止（高等三、四年は三十九年度廢止これに次ぐ、一、二年に相當するもの）することゝするも、神原（六六名）二河（三四六一女子）の併置高等科を廢止し四月改名せる吳昌小（舊第一高小一五六〇名一男子）に合し、九七二名を收容、同校は千二百名の收容可能のため三、四教室余り、尋常科の通學區域變更と併せて結局十五教室の余剩をみるに至り、一校廢止設出で、廢止校を定めるため九月一日よりの實施豫定を廢止後に持越す。

從來の高等二〇、尋常一七一、計一九一學級、整理後高等一七、尋常一五六、計一七三學級で十五學級、なほ昨年の半途退學二、〇一七、月平均一六八、一校平均一八三名なるも、今數の半途入學あり、結局通學校の變更にして、本年は四月現月八十名きは九十、六十を下らぬ住所の異動あり住民薄訂正に仁校の有樣なりしも、最近は四十戸內外の異動、漸次減少見込

市制來のこと　市制來の小學校新設は吾妻、八幡、五番町、岩方、兩城と五校に及び、更に從來の學級も高小は第一、二とも收容力を倍加、神原校も數次增築高等科も併置するなど其他各校とも增改築を行ひ來れるが、市制當時の尋常四、三一九名が本年度七、一七〇名、高等一、五六九一二、四六二名と兒童も倍加に近きほどに、校舍繼は市行政最大の惱みをなして今春まで殘けるものにして、今回の校舍余剩は全く夢想だにされざりしもの。各校兒童數、通學區域整理前の各校兒童數次の如し（五月一日現在）

△高等科　△吳高五七八（男のみ）△二河校三四八（女のみ）△神原校七一ほかに淡水校七一名

△尋常科　△本通八二九（女のみ）△東本通一、二〇八（男のみ）△寺妻五三四△八幡六二九△荒神一、一五三△神原一、一五三△港町五一一△五番町六二一△二河一、〇二四△兩城九二三ほかに淡水校一六三名

仁方鐵の改良　從來高質粗惡にして政府の收容等級は等外一等にして瀨場に於ける干瀨用若くは最下級生活者の需要に供され來りしが、今回豐田郡小泉村永井眞登が七ケ年來國で研究を積み昨年歸朝してこれが改良を企て澤原俊雄所有礦田を借受けて實施せるに一躍三等礦となり、他もこれに倣ふ。

吳驛貨物庫燒失

二十四日午前十時頃吳驛貨物庫で揮發油缶にハンダをつけてゐたのが失火、貨物事務取扱所と二棟百五坪燒失、海兵團防火隊三十名先づ駈つけ同庫に接する荷扱所（十四坪）を取毀し、港務部蒸汽ポンプ、水雷團防火隊、軍艦の救助ポンプも出動して延燒を免れ五十分にして鎭火、損害建物三千六百圓と在庫揮發油貨車四輛分、ビール千二百打、米二百俵など數万圓、隣側では運送業者又は荷受主に引渡後なれば鐵道局に賠償の要なしとし、一方では未だ完了せずと爭ふ。

新中統　二十八日、本縣出身の島村速雄、加藤友三郎兩少將ほか二名の

中將進級あり、全時に異動相次ぎ、そのたびに山內長官の日本製鋼所長へ轉出を豫想されしも未だなし。

水野基次郎三万圓の橫領罪　本年五月二十日、吳市宮原村水野吾次郎が岡山市築町二十二銀行より宇野縣上拿保證金三万圓を受取つての歸途、山陽線福田市驛に至り厠巡から橫領とられたことを知り廣島京橋分署に屆出た件—三千圓の懸賞を附して犯人搜査を依頼中、犯人は徒歩で福野驛に至り大阪、奈良と豪遊、歸岡で藉聞被擧の報にかゝり補はる、一万圓は引揚げしも一万五、六千圓は不明。

普通實業補習學校　八九年前より改修の議ありしも日露戰爭で立消へ、今春起工、約十五日より宇和木迄、尾立より室尾迄落成、近く全通する。木浦、尾立、室尾には銀行あり、石炭は宇和木より東京へ運ばれ石工の入込むもの多し、室尾には汽船便あり、魚市場もあり、藏益前の大猷に賑ふ。

授業料納入　本年四月より引上げらる（三五九頁參照）一万千四百五十圓のうち一圓以上の滯納をみるため（中女學校は停學處分あり何れも小學校）從來の二ケ月分を每月に改む。

【九　月】

大內青巒　私立教育會（會長澤原俊雄）の招聘により當方小學校で、一、二日、道德講話を行ふ。私立教育會では十月常議員會を東本通小學校で開催澤原會長以下十五名出席、秋期教育講習會に殿行小波を喚ぶ件、福岡市子供愛護會視察に中村小諸夫兩城、齋藤立三郎八幡校長を派遣、倘吉會吳支部と合併し教育講習會を開く件等決定（註—教育界の暗流に教育會長を辭して以來閉門し殿行した澤原俊雄の會長受諾年月及び經緯不詳）

納品會社詐欺と恐喝事件　恐れ多くも金枝玉葉と稱して三城通日の丸旅館に泊り込んだとて、大蹇帶國威一會長なる僞華族（京都麻葛野

郡西能峨村）中山國藏（三十）一家全部より一御前のお伽はボンター敗巻は某々一二百五十万圓の會社一家全部より一御前のお伽はボンター敗巻は某々一二百五十万圓の銀行創立一大日本海軍納品受負株式會社の組織一御前のドロンと敗巻の迷盟云々一と「吳公論」及び「吳毎日」によりこの新事の話題を賑はした大詐欺事件と、及び財産物の脅喝取財事件を產む。

十一日早朝吳警の前に人力車數十輛が集ふとみるや、廣島地方裁判所勝沼豫審判事の指揮下に忽ちに全市に飛ぶ、家宅捜査十數ケ所、拘引さるもの宮原縫藏、本田市藏、綱村吳公論主幹、三宮吳毎日社長ほか一名、事件は九日納品會社詐欺事件の擴がりありに續く恐喝事件にして、これが内容は

本年二月中旬神戸の紳商は在京某後援團擁護のもとに海軍屬兵に商業の途を得せしむる目的を以て日本海軍納品合資會社なるものを組織すと稱して京都府島野都西能峨村中山國藏（三十）なる者單身と稱して吳に來り三城通一丁目目の丸旅舘に投宿し盛大に納品會社の基礎築固にして前途有望なることを吹聽す、これ麗に拘引されたる佐々木鑛太郎、今田弘夫らの關係にして中山國藏の如きは一個の傀儡に過ぎず、神戸にては各自の出資七千圓宛より成る資本金五万圓の日本海軍用達會社設立の登記をなし吳市には其の支店設置の登記をなしたるもの、これよりさき吳市居住者にして有の社員となりたるは前記佐々木、今田のほかに赤松庸介、赤松伊之助ら而して全會社は表面七千圓宛の出資なるも吳より加入せる者は赤松庸介所有の地所を價格二万五千圓の登記を以て會社の資金として提供せるもの、以て營業開始の準備成れるも商品は現金にて購入せずして神戸明治屋支店より掛賣にて購求することとし、キリンビール、櫻正宗關話その他纏請等二千八百圓を染らしむ、然るに吳支店には現在流通資金なきに會社支店の家屋を設備すること及び彼の中山國藏らが從卒を衒はんがために身分外なる遊興に耽る費用多額を要するより明治屋より送り來れる物品中代價二千圓のものを吳陽倉庫會社に費渡費を添付して質入し一千二百圓を借出す、かくて融通金を得たる佐々木、今田、中山らは以前に倍し海興に耽り日夜となり、吳毎日新聞社長なりし三宮鷹藏先づ喰込み、次で當時會社當務取締役にして市會議員なる本田昇三が交渉をなし、三宮は若干、本田は吳毎

日帝聞社の株金たるを表面の名義にて約三百圓を取得したるより本田は强て今新聞紙上の記事讀載を抑止したるも、吳公論は金枝玉葉と儕稱すと題して連日納品會社を攻撃、然るに吳陽倉庫に入質したるもの期限到來して流質すれば八百圓の損なるを以て他に借替を行はんとするも連日の新聞記事により相談に應するものなきより、吳公論買收の必要を感じたるところへ、元吳區裁判所登記主任書記たりし高橋啓太は借入金の周旋をなし且吳公論の記事を中止せしむべしと申込みて金二十五圓を佐々木より受取る、然るに中止を見さるにつき煩悶せるところを東港町平賀多市が交渉し一百圓を送りて吳公論の記事中止を取計ふも、宮原幸三郎も斡旋してこの方は抑へたるも吳陽倉庫會社の督促厳しきためこれが販賣取方を本田昇三に依托したるに今人は人を以て本通二丁目胥陽堂支店に買取り方を交渉、然るに全支店は神戸なる明治屋と特約せる取引先なれば明治屋の商品がこの始末なるを急報し、明治屋では直ちに店員を吳に派し取調べに事實なるにより納品會社へ厳談に及び、會社にては先づ解散の決議をなし清算にかゝれるも、これを告訴に及べるもの

一二千圓の土地を二万圓の出資とせる土地の實地檢證もあり、綱鮮全羅道全州日報主筆となつてゐた元吳毎日新聞主幹吉武柏柳の證逃もあり、十月二十三日豫審終結して宮原縫藏ら保釋出所、綱村主幹は「紙上斬邪の筆に恨を含む狡奴に誣言せられ」と憤慨。豫審決定書によるに起訴

△詐欺取財一申通五丁目太刀掛貫一（三十）二川町三城通二丁目上田安太郎（三十）今所佐々木鑛太郎（三十）愛媛縣周桑郡高須村今田弘夫（三十）寺西町藤井辰郎（三十）神戸市兵庫上本通六丁目呂林美一郎（三十）二川町字長濱赤松伊之助（三十）西本通二丁目赤松庸助（三十）二川町字長濱平賀多市（三十）

△恐喝取財一本通五丁目吳公論主幹綱村良次郎（三十）郡山田村元吳區裁判記主任吳毎日新聞重役高橋啓太（三十）今村縣會議員宮原幸三郎（三十）二川町三城通二丁目市會議員本田昇三（三十）本通八丁目六五海軍用達商三宮の屋人森本村之進（三十）四番町二丁目元吳毎日新聞社長三宮鷹藏（三十）大分縣大分郡鶴崎町元吳毎日新聞社主幹吉武茂四郎（三十）

のうち、太刀掛、上田、赤松、平賀、森本、三宮は證據不十分で免訴、被告十名にかゝる決定内容を前掲に補足するに

佐々木鑛太郎は旅順口閉塞勇士なる海軍三等兵曹にして當時吳鎭長官はじめ部内の信用あり、純益二分を救濟會（共濟會一病院に寄附する條件で吳鎭需要物品を一手に供給の許可を受け用達商を營み來れるもの、赤松庸助所有二川町山林二反三畝を我所有地に假裝しこれが評價を過大に稱して何時にても提供するとて中村四太郎、原田忠治、千崎久世壽、仝持明院基哉らを誘ひ誘ふて共に日本海軍納品會社を組織、吳鎭より海洋航海に要する食糧品三万六千圓の註文を受けたと欺き、大阪服部合資會社、神戸明治屋よりビール等二万千八百圓、廣島市商人より約千圓の品を送らし、又四太郎、忠治からは會社の經費として千八百圓を支出せしめるを幸助し、又この有望なる會社に入社せしめるとて安佐郡深川村岡畑力太郎より約束金五百圓を出さしめたもの、偶々前記明治屋よりの二千圓の商品質流れから詐欺事件の發覺に至る、なは吉武は新野田櫻にて櫻正宗等價格百四十二圓を株金代として出さしめたもの。

一整四十二年の二月二十三日、一番公判、勝井裁判長、岡上檢事、横山外十五名の辯護士列して近來の大公判、先づ詐欺事件より審理、功七金瑞檢給九十六圓檢七瑞實章の佐々木鑛太郎は豫審決定を認め、京都醫專中途退學、廣島豫備病院醫長として檢七瑞の今田弘夫、海軍豫備一等信號兵曹檢八百桐の縣井辰太郎及び宮林美一郎、赤松庸助並びに會喝被告は否認、殊に詐欺の主犯宮林は同罪にて重禁錮三月、四年、五年の前科三犯の强か者「この宮林がそんな小さな詐欺は致しません」と白を切れば、檢事は「本件に公訴詐欺に非ず、不適用詐欺なり、主犯宮林が家族に宛てたる葉書中には本件を裁判し得るものは大阪地裁以上の傑物に非されば能はずと嘯語、豫審の神髄といはる勝沼判事をへこましたる詐欺の神髄なり、この男人を欺かざれば一日も生きてをれぬ先天的の詐欺師にして、日本三大詐欺師の一と新聞に書かれをるも宜なり」と論告、宮林に五年、吉武、綱村に二年、高橋、本田に一年、赤松、縣井、今田、佐々木、宮原に各六月を求刑、二時間にわたる、公判前後四日間、午前九時より午後九時半まで晝夜ぶつ通し。

會喝關係は豫審終結と共に保釋ありしも詐欺關係になく、公判終了し三月

安政回漕店主赤松の保釋許可方を町民有志西本岩松外三十二名連署で願出づ

一四月、廣島地方裁判所の判決は

△詐欺取財一懲役五年宮林美一郎　仝一年半佐々木鑛太郎　仝一年藤井辰太郎、今田弘夫　仝六月赤松庸助（執行猶豫）

△喝喝取財一懲役二年六月吉武茂四郎　仝六月高橋啓太　仝四月宮原幸三郎、本田昇三（以上兩名二ケ年間執行猶豫）

一同年末控訴判決は

△無罪一宮原、綱村、本田、高橋、赤松

△重禁錮十月一吉武　△軍禁錮五年一宮林

△棄却一佐々木、今田、藤井

宮原、綱村のために有志により西教寺で雪冤會開かる。

綱村妻女ふ雖「讒拔けの大詐欺、油斷ならぬ山陽學生一寺本町三戸料理業藤田坂賣山陽學生大杉善次郎は名に似合はぬ不善の奴奴、不渡手形を濫發、店は他人名義で無財產、詐欺取財で告發さる」の八月十五、十八、二十一日の吳公論記事を當人より誹毀罪で告訴するあり、編輯發行人たる產後間もない綱村トミ（三十）と印刷人岡本重二（三十）廣島拘置監へ收容さる、十九日告訴取下で兩名放免。一二重拔き事件　前記高橋は保釋出所中、十一月はじめ次の事件にて再び拘引さる。

六番町二丁目隆花園（もと舖花園）敷地販賣斡旋を一昨年地價暴騰の際川原石町矢野正策が所有者大地主宮原鐐之助より買受けこれが步捌をなすべく仝地を抵當とし周防銀行より一万五千圓を借出し轉で二重抵當として宮原頭取の吳起業銀行より三万圓を借出しながら、うち二畝二步を二千四百圓にて岩方町木村某に賣渡すこと、し內金二百圓を受取り殘額は登記を了へてからとの約束をなせるに、元區裁判所書記登記主任高橋啓太郎に代書人として登記を了へ、內金二百圓を受取り殘額は登記を了へてからとの約束をなせるに、元區裁判所書記登記主任高橋啓太郎に代書人黑潮市之助關聯して疑惑あり、木村の告訴に勝沼豫審判事の家宅捜索及び拘引をみる

鐘山綱村祭總　隆暦十四、五日に相當する九、十日執行。

宮原青年會　風紀綱正を目的に前年五月組織、成績よく、今回會誌を出す

吉浦青年會　十三日、同村小學校で發會式擧行、會員二百五十名、會長野間松太郎。

艦山村助役選擧騷爭　西山松次郎、七月末で任期滿了、同二十三日再選されるも辭退して受けず、果然元助役、吳區議會議員今田順太郎、元吳市書記清水完量、廣島市書記久保木と競爭、九月に至り伊井、今田の爭ひとなつて七、八九日と村會を開くも折合はず、結局助役に缺員を求めて再選して結末。

黃海々戰記念日　十七日、大演習を控ふるため全興取やめ水交社前夜會のみ。

海兵、水雷團長がはる　中井榊吉大佐水雷團長に轉じ後任出雲艦長矢島純吉大佐。

富島嘉一郎表彰　八右衞門より俊雄に至る六十年三代に仕へ原本家總支配人吳市宮原村（中通居住）富島嘉一郎翁（八七）は、數年前退隱老を機はしめられたるも、もとらぬ足をなほ毎日主家に通勤しつゝあり、十五日、宗像知事より篤行を表彰木盃を贈らる（于十一、孫四十一、曾孫二十名の手前者）このとき松本勝太郎、永井慶太郎、熊谷喜品の三名へも金品寄附を賞して木盃を。—十一月三日の佳節、富島町行會また富島嘉一郎を表彰。

吳市の不況深刻化

（就學兒童激減四、八月の頃、家屋建築減少）三月の頃、授業料滯納八月の頃事參照）本店六行と住友、廣島銀支店あり、六行中四行は市內に支店、出張所も設けをるも、預金は主として住友、澤原兩銀行に吸收され、前者はこれを中央市場に送り、後者を貸出を遊るとて市中商人より非難さる。昨年來の經濟界の小恐慌には吳市は特殊都市としてその影響少なかりしも、呂號戰艦の起工はじめ海軍の諸事業縮廻べには多大の打擊をうけ商人の破產閉店するもの多く、銀行は益々警戒し資金融通止まつて地所家屋下落、職工の收入は前年春以來減少の一途により小賣商人の夜逃げ相次ぎ、賴母子講の瓦解の厄難免れず、市況は愈々沈衰する、かくて海軍大演習に豫備艦も出港して港內淋しく、呂號戰艦未起工に造船部は極めて閑散、遲兵部の殘業も大演習前の一時的の多忙にとゞまる。なほ新艦伊吹の試運轉は十一月の豫定なりしも東鄕費縮少と海軍大演習により職工事業延で明年五月となる。因に九月中の新築は四十五棟、前月より十棟を減じ、前年の三分の一。澤川牛肉店　中通四丁目澤川喜太郎商店は月々一万圓の賣上ありし遞軍への納入も行つてゐたが六万圓の資金を投じ店舖を開店營業。

營行者一仁方町—（寫眞）　優名營業團體なる廣島銀行會では二十三日營行者八名を表彰するに何れも仁方町

【酒造業相原殿】（安政二年六月生）資性溫良元仁方村吉淺たり、町村制施行の後名望眾望に擧げられ二十五年三月退職まで在職八年村政に盡し、退職後專ら商業に從事し傍ら部會議員として公共のために圖るところ多く仁方貯蓄銀行頭取として經濟界に便を與ふ、特に品行方正にして一家庭睦祖母の如し

【回漕業濱七郎】（安政二年四月生）仁方町濱源右衞門の次男にして十四年濱家を繼ぎ爾來剛直の資を以て公共に盡すところ多く、昔て村會議員たり港を企て或は汽船を容港せしめて荷客運漕の便をはかる、戰時中出征軍人留守家族慰問につき官の賞するところとなり近く賞勳局より銀盃を贈らる

【農白井滿一】（文久三年八月生）孝養深く、又戶田區の風俗改善に功あり三十二年全區より木杯を贈らる、農、町會議員としても功あり

【職工白井庄三郎】困尼の母を孝養【白井貞次郎妻エイ】夫出漁遭難後貞節を守る【農西本玉次郎妻ヲツ】孝貞一日の如く、大島區戶主會長として木杯を贈る【山下農松妻ヶウ】篤孝、病夫につくし、仝上【農谷本仲之助】孝養、公共につくし官より木杯賜る

本通小學校廢校

（八月の項參照）かねて市街發展の中心地にあつて增築の余地なく、警出新開への移轉も成らなかつた本通小學校は、これに代る岩方小學校前年度に開かれてをるので、この年十月一日よりの學級編成通學區域變更にあたり前月十九日の市會に於て廢も校舍不完全、土地不適當の校として廢止を決議され、教員の冗員十二名を異動により海法、兒童八二八名中一年生一八〇名は最寄りの東本通校へ、その他岩方校へ三九〇名、五號町校へ二一五名、八幡校へ三名、荒神校へ二〇名移すとゝなる。

三十一日廢校式を擧行、式後教育勅語を市區へ移し、生徒は翌一日東本通外各轉入學校に引渡され、教員も夫々に新勤務校を定められる。

同校は鎭守府開廳の二十二年一月現在の表通教室七十八坪を以て神山田小學校分教室とされたに創まり、翌年職令維持を廢止し獨立して和田小學校となり、二十四年二教室を、二十五年更に二教室を增築して現在に至る。

右廢校に及ぶも通學區域變更と本年度就學兒童三百餘名の減によつては一然らざる場合本通校を存置しなほ教員十七名、二十七教室の增を要する譯のところ、逆に一教員十三名を減じ十教室の建築を控へ得るに至り、市財政の上に於ては廢校による二万三千圓と區域變更による本年度二万一千圓、明年度二万六千圓の增築を節減する得、なほ教員十二名の減俸によつては給料三千圓の節減を得。因に一部教授は高等科は既に全部、今回尋常科は五年以上を廢止、明年度は四年を逐年漸次低學年を廢するも一年は文部省も二部を可する意嚮あり、而して全部復するには四万圓を要する見込みにて、本年度八幡、港、吾妻三校增築に止む。

高等科併置廢止　十月一日より二河、神原小學校の併置高等科を廢し、神原六八名、二河三四名を吳高等小學校（第一を改め）に收容、十一學級を更に六學級增加、男一、二七名、女一、五九七となる。

藤慶吾大會　二十九、三十日、關西斯界の名手在阪宮田秋堂を聘し門下により大會、劍舞の余興あり盛會。

一万圓以上の地主　縣下の地價一万圓以上の大地主卓附近は安藝郡熊山村

富永群雄、賀茂郡豐村西本万助、同阿賀町多川万助、吳市宮原俊雄。

【十　月】

廣島別院落成　一日、盛大なる落成式と盥佛式擧行、三十九年十月起工

鐘樓講話と秋聲　（川覺鐘湯船鐘關院にて五日間鐘學講話を行ひ、二十三名の猶參鄕鐘あり。—（この後も數年續く）

戊申詔書煥發　「馬券發行を禁止せるに關係者は請願その他あらゆる方法で復活を運動するに對し、十二日臨時縣議を開き性官相參內、詔書の奉讀を要請に及び」と報ぜられてをる。—はじめ「勸儉力行の詔書」と稱してゐたのを「戊申詔書」と定める。

—十一月十三日、郡市長を驅に集め大詔奉讀式後知事の訓示あり。

—二十日、市役所樓上で奉讀式、澤原農務課長、同市會議長、各學校長犬上在軍人會長、附田、神官等六十余名參列。市長奉讀後演說し、奉行に關して協議會を開く、助役、民會の草案を示し十五名の委員を選て市長より指名することゝす（翌年一月の「新民會」の項參照）

—本派本願寺布教　甲種臨時布教を十一月二十一日より五日間、事務所を澤原俗雄方に置いて、明法寺、正圓寺と西教寺、二川兩說教所の四ヶ所で、戊申詔書及び法主御眞影の聖旨を說教、二川町興田喜八藏當て每年五十圓の貯金を、如竹會、青年會よりの寄附申出等あり。

—縣校に傳達　年末各學校に、私立學校では甲辰女學校、中等梅城學校、英語學校、興學館二學校。

廣島衆議院補選無効判決　僅か數票で落選した星運派有權者より宗像知事を被告とする選擧無効訴訟は十六日廣島區裁判所民事部に於て無効の判決あり、その要旨は「有効投票伯中なりしも選擧權なきもの>投票多少ありこれが何れに加はりしかは無記名投票のため判らぬ、よつて選擧の結果に

影響すべきものと認む」

新刑法實施　刑務長期四年が二十年に、官吏侮辱罪がなくなるなど、現行のもの實施、後者により苦役中のものには特赦の恩典ありまた、從來事件大小に拘らず陪審制をとられをりしを、複雜事件のみに改めらる。

米國艦隊來訪　十八日横須賀入港、帝都に於て盛大なる歡迎あり、軍艦愛宕はこれが接待艦。―從十一月三十日、日米協約調表。

流尾市長よりは「吳市民は國防の熱誠を以て晝繼隊員一向の御安着を祝し御滯在中愉快に消光あらんことを望む」と、また市會議長よりも祝電を發す。

歸朝コレラ　警固屋、音戸、坂等に發生十一月倉橋に歸似ペスト發生。

坂村長再選　管田茂四郎、四期十六年終始一日の如く熱心、今回辭退再選

共濟病院擴張　第二高小數地二百坪に西洋建平家と外來患者診察所を起工入院患者は五、六十名なるも外來一日三百四、五十名、多きは五百名なるに擴張を必要とせるもの、左は擴內の全景を病院前に移轉。

吳中學々藝會　十七日午前九時より舉行、順序次の如し

△君ケ代合奏△開會の辭△生徒の談話（書食休憩）△体操（一時間）△擬劍、テニス（二時間）△ベース（一時間）△閉會（午後五時）其他生徒の製作品、古布書を陳列（但し雨天の際は室外運動を省く）

【十一月】

仁方町招魂祭　六日、神國神社大祭日を卜して維新以來の戰死者招魂祭を小學校に於て催す、千代縣隊區司令官も臨み、祭文を朗讀、午後一時より斯民會の發會式も行ふ、晴天なれば消防手擬習も行ふ豫定なりしも、參會千餘名にて驚會、殊に着席者滯延、一仰あり「小雨集君の愚志の身にしみて老の身おもも忘れぬるかな」

小、中、女職合運動會　八日、海軍記念日にて開催、吳本中學校長會長となり竹內校長講話（以下來賓多數、オルガン、バイオリン、横笛、大鼓などで體ふ△旗送（各一男女）△運原運（全二全）△擴行運（全三全）△メスケット

ボール（全二男）△日毎の月（全三女）△擬馬ボール送（全四男）△行進遊戲（全四女）△體操操（全五男）△鉄操（全六男）△國技舞（高一二女）△鉄操高一二男）△ブレンチカドリール高女一二年△鉄操中學校一二年

海軍大演習　前月十八日より帝國海軍八十万噸百七十餘隻の攻防海軍大演習を豫讃近海より內地西岸にかけて擧行

△第一艦隊旗艦三笠（司令長官伊集院中將）以下八雲、磐手、石見、日進等△第二艦隊（全吾妻（全出羽中將）以下生駒、明石、千代田等△第三艦隊（全鞍岡中將）△横須賀取以下△呉鎭富士以下、佐鎭敷島以下△無線艦島以下△その他竹敷、大湊要港部の諸艦も參加

本月九日午前九時終了、呉、佐世保へ分れて下士卒の休養、炭水補給を行ふ十日午前五十八隻呉入港。觀艦式に三たび御召艦の光榮に浴せし軍艦淺間の直ちに艦上へ向へるほかは何れも上陸、十四日午前神戸へ向ふ、觀艦式は十七日風波のため翌十八日に擧行。呉學校卒業式　觀艦式一日繰下のため同校卒業式も同樣、二十一日東儀兵營に練兵場あって第三十六期を擧行。

廣村小卒業會　廣茂郡私立教育會が十五日西條町正教寺にて學校及び教育功勞者並に青年會表彰式を催すにあたり、風早小學校、川上村青年會、內海町青年會と共に表彰さる。

三十九年創設以來一致共同風儀の改善に努め講習會を開き婚儀の修養を計り品評會を催し婦女技能の增進を企て或は共同作業に或は共同貯蓄に勤儉勤勞精神涵養に其成績顯著なる團體の模範となすに足る

通常縣會紛擾　二十日、前々日の議員及び議員外不正行爲調査委員會設置の決議を知事が取消す、次で別項共同苗代廢止決議を取消し、近來にない紛擾。

宮原議長不信任決議　本通常縣會に於て吳市選出宮原幸三郎（前郡部會議長）は十三日議長に當選。十六日の

議長及副議長不信任決議案―廣島縣會は刑事被告人として有罪と豫審決定したる宮原幸三郎君を議長の任に當らしめ、また仝氏を議長に指名推薦」

たる不破熊男副議長の任に在るを以て縣會の威信を失墜し縣下民衆を侮辱するものと確認し茲にその敗德行爲を彈劾し絕對的不信任を決議す

は流會議決に至らず、身上に係累（九月の項參照）ありとて反對派縣政攻擊會より處決を促されしも「貴下らの中に既決の罪人あり、被告あり」と酬ゆまた議長の倚すについては「縣會の總意を以て選擧されしものを」と。

―翌年二月、知事は縣參事會へ提出の宮原幸三郎外一名の矢幅狀議案を法律上の疑義ありとして撤回。

共同苗代設置強制反對猛運動

八月設置規則を發布された共同苗代につき、九月吳市では地主を召集し二十四日より二十九日に亘り各部落に示諭。―十月はじめ、吳市は地勢水利上不可能の旨を縣に報告、縣では實地調査のうへ更に地主を召集して示諭に及ばしむ。―十一月はじめ、宮原村一圓、和庄古江方面は知事に不可能の旨出願に及び、結局吳市には共同苗代は實行されぬ模樣。縣では「可及的苗代廢を減少せば敢て設置不可能ならず、採種、選種の如きは人力の及ばざるところにあらざるを以て吳市方面の出願を許可せず」と强硬、よって各部落毎に設置に決し管理看戰事を選定して屆出づ。

―十六日、縣會に意見書提出調査決議あり、縣下各地の反對運動漸次沈靜化す

安藝郡よりは

縣令第七十號共同苗代設置規則施行を猶豫せられんことを知事に建白せられんことを懇願す、抑も本郡は耕地二千四百六十六町余歩にして之に從事する農民は十一万三千七百余人、就中專業者三万八千五百余人にして殘りの十一万余の住民は兼業且副業に從事の者にして郡の南部に住居す、專業の三万余の農民は郡の北部に住居―此れは山間部にして從つて耕作すべき土地も平坦ならず人家亦に山間に僅少なり、且つ小作米の如きは耕地狹少に加ふるに住民多きため一反歩に付玄米二石八斗九升を地主に支拂ひ居れる故に跡地を共同小作を成しても玄米三石五斗の收穫を得るとせば六斗一升の收得にして之が肥料を

削除すれば余す處更になし、只勞力の點に於て利益あるものゝみなるも前陳の如き地域なるに依り一定の關所に設置せんか却つて之が運搬に勞力を要する多大にして損あるも利なし、斯如事情なるに因り生等も縣是として必行事項の御說明の當時より憂黑團の拔き取り、稻止條項、種子鹽水選等夫々實行勸誘し遺憾なきを期したれども共同苗代設置の件に付ては之が施すの術なく、今般共同組織組成候得者其團に考案御採拔すべきに付何卒生等の微衷を了察せられ數年間施行猶豫あらんことを縣下農民を代表し知事に建白せられんことを懇願候也　十二月二日

安藝郡農會總代―坂村長菅田榮四郎　大屋村長鶴地柳一　吉浦村長野間松太郎　江田島村長吉岡多平次　警固屋町長宮本保太郎　音戸町長家頭昌德　渡子島村長森脇幹夫　倉橋島村長友原幸三郎　下蒲刈島村長木村多代松　本庄村長柳原文吾　蟇山村農會長羽山豐（その他中北部各町村長）

縣會議員議長宮原幸三郎殿

十二月一日、縣知事は縣會の議決を取消す。

明治四十一年十一月十六日縣會に於て共同苗代設置の强制は本縣の公益に害ありと認むるに因り當該官廳に對し意見書を提出する旨の調査委員を設くる云々と決議したるは縣會の職限を超へたる不當の決議なりと認む、依て府縣制第八十二條に依り該議決は之を取消す

明治四十一年十二月一日　　廣島縣知事　宗像政

賀茂郡では郡農會長なるため郡民の陳情書を却下せる安佐郡の例にみて、共同苗代の如く郡民に不利なる問題に當面して郡農會長は郡內の有力者を推すを可とし、從來の郡長職務を拔して農村長藤田謙天を選擧（同部は北中部に練熟なる反對運動あるも右中部にはこれをみず）

（郡下宇、愛嬌過直轄）郡下部部には從々貧困を來すため年賦金を繼續し得ずと町村取纏めて提出あり、縣御當に對する戰術として（郡）農民救濟五郡全體山縣、高田、安佐、北賀と安藝郡とで。縣會では組高長文の意見書を內務大臣に提出。（翌年一月に續く）

【十二月】

豫備艦隊條例　從來は豫備艦部長を置き各豫備艦の保管、就役準備のみを掌らしめしが、一日條例を公布、各軍港に豫備艦隊を置かれ、司令長官當然の職務として麾下の軍紀、敎育訓練をも監督する事となる。吳軍港は筑波を旗艦に石見、常盤、春日、嚴島、千代田、大和、龍田、矧川を以て編成して十日より實施し司令官は少將。—初代司令官には野元剛男少將任命、翌年三月待命となり、後任海軍々令部參謀佐藤幸至少將。

天理敎獨立　天理敎會から獨立、吳市にもこの頃相當の信者あり。

埋立擴張規則改正　要塞地帶法と軍港要港取締規則との關係は從前通りなるが、鎭守府長官の許可は不要となる。縣知事關係は從前通り。

市外電話を區別　今迄、市外からの通話も市內相互も交換局の相手方呼出のリンが同じであったが、一日より、市外電話は一秒間二回に區切り、市內は連續に區別せらる。

戰役慰勞金　縣下の巡査百七十一名に、縣關、市では雇以下に二十五圓以下の戰役論功行賞慰勞金を給與さる。

江田島の火事　五三八番地漁業丸子榮吉方から出火、四戶全燒、三戶半燒納屋三棟全半燒、鎭火の不始末から午六百圓の損害、草屋葺家屋連接のケ所干潮時水利不便の時とて同村稀な大火となる。

軍港內の漁獵禁止　艦艇の行動を自由ならしめるため軍港要港規則の一部を改正し、港內の漁獵採藻は之を妨げざる範圍に於て許可することあるも今日の場合既に許可せるもの、外一般漁獵は禁止する方針のもとに—地方長官は第三區內制限外に於ても海軍官憲と協議の上許可を定めること、海軍官憲は許可に先だち地方長官と協議すること、第三區內に於て制限を附すべき部分と雖も概ね地方長官より免許したるものに對しては其儘とすること、第三區內にて制限を附すべき部分は軍港要港規則を以て告示すべきこと—を府縣知事へ訓令。

音戶町靑年會　二十日備後小學校にて於て發會式擧行、古田部長、鹽井縣屬、中村部書記その他地方有志多數列し盛會。音戶奧內通俗講談會　小學校で毎月一回靑年を集めて催すに、十二月は

△腦溢の疲勞に就て△火山の話△勤儉貯蓄の必要△實踐道德△警察と人民惡風△アラビアンナイト

△戊申詔書の大意△靑年會の模範△日蝕と月蝕△國家の經濟△現今靑年の

協榮太郎死去　前代議士往年縣收の大立者、廣島市大須賀町の自宅にて腦溢中二十二日死去。

醫師屋町長選擧　二十五日助役呂本保太郎當選せるも、選擧劇傳に如何はしきものありと町民吾惻。—翌年三月書記生部十名は「缺ずるところあり」と連署辭表を提出、呂本町長のもとに執務を肯しとせず。

吳驛構手洗止め柵門　關係地主が修繕し關同の番人を置いてゐたのを三十九年より關有財產に移せしも、順次その必要なくなるにより再び舊來通りに復旨座。宮原村に、この年の紙上にみるも、設立年月不詳。

市會第二次半數改選

十七日より行はる（年次史未）「選擧」の部に一括）

廣村名勝繪葉書　多賀谷橋下神谷尙古堂より發賣、役場、設置所と白糸館二級讀各二枚の六枚一組十二錢。

社會斷片

△藏拿資法違犯　仁方町五一藏藏通業者宮中幸三郎は昨年十月五日同町某の周旋により貯藏場の藏二十五斤を賣却したること發覺し告發さる△廣城道路外休　一月二十二日、出口で殺見、稱神異常らし。△强盜傷人九年　昨年十月末、吳市で手剪刀で亭主と女房の面部を斬りつけた强盜に九年。△無免許醫　吳市莊山田村字中川の無職(五四)醫師法違反で告發さる。△針金强盜　二月はじめ、本通一丁目乾物商佐治岩吉方を襲ひ針金にて家族の嫩腕を縛め出刀で脅迫して五百圓强奪等。△工藏の負傷　三月三日、還兵第十一工場で夜間勤務中運轉工某が巡視中推倒されると同時にナイフを投げられて倒る、驚いて彈工ら負傷、共に海軍病院に收容、加害者不明。—十三日に至り、吳憲兵分隊で加害者第十四工場仕上工なるごろつき二名を檢擧。△壯絡警告の鐵砲腹　午砲と殆ど同時、兇器は十八年式村田銃、宿佛壇具の用意、佛壇の下に遺書を貼る、給料受領の委任狀と實印、原因は脚病、全身支身—は東鹿田町海軍職工藏村眞太郎(五七)。△水源池に屍体　海軍水源池第二砂濾池底より屍体浮上る、吳市泉場町市書記長女花代(一七)の厭世自殺と判明。△水兵と憲兵格鬪　東泉場町にて水兵五十余名と憲兵格鬪し、憲兵は官帽を奪ひ取らる。△一昨年の故殺　音戶町水夫前科五犯家頭新三郎(五三)が一昨年御手洗で船主と乘組の二名を海中に突落し在金を物取せしを怨へ故殺罰盜で軍檢公判に附さる。△投身　六月、鐵山橋より遊廓の幟場(六七)が不義理から職工に救はる、海軍石炭庫附近から娘が一衝客に救はる。△水兵喧嘩な　驛逐艦長月一等水兵德原藏助は將校と口論して罷戒され腹癒せに喧嘩を突いて自殺、病院に收容せしも死亡（前後して橫須賀にも兵曹と一水の職打傷害沙汰あり、長尋致あり）八月、驛家艦士の日一等水兵(六七)艦官で艦內自殺。△貧橋の四人斬り　猪川浦の工藏一職工(三七)警固屋の下宿先より歸り掘棒を以て妻と娘の四人を殺し己は音戶町淸田通船着內にて縊死、生活難に心狂ひしものか？△軍語線泥棒　警固屋の山中に於て數回被害あり、現場を捕へしは工藏職工兩名、被害六十圓。△公判延で天然痘　七月、勝間の被告を公判中顏一面の吹出物が天然痘の疑ひあり直ちに公判を中止して診斷を乞ふに間違ひなく實付縲放して市に引受けしむ。吳軍ではほか六名同房にゐたので大騷ぎ。△盜品に出刀　八月十三日午後十二時ごろ、西敎寺敎敎所で盜賊の闖入を聞し衆漠二十名十三才の少女を襲ふ、二人まで目的を達す。△長濱元太郎射たる　西浦町西ヶ迫なる彼戶漢の親分大神田國太郎(三七)と同人の乾分岡田新太郎(三七)が吳海軍工藏へ納付すべき銃銀の荷役請負工事のことより十一月十七日夜本通二丁目旅館料理屋吉井忠吉方裏二階に於て長澤（もと小林）元太郎、宮原秀丸と爭論の末同人を殺害せんと國太郎は拳銃を新太郎は火鉢を以て秀丸に負傷。—翌年三月、大神田に懲役二年岡田に八月を判決、控訴せしも間もなく取下げて服罪。△倉橋海岸に屍体船　十二月三日宇眞光の海岸に乘組員なき三百石和船漂着、貨物なく、敷板に生々しき血痕あり、瀨戶分署へ無報、御調部の船が能美島大君物產工場に石炭を輸送し代金を受取っての歸途。△六千圓の大詐欺　吳市二川町三城通二丁目中村眞三(三七)は一昨年十二月より本年三月まで前後四十五回、公證文書及び私印私書を僞造して同和田町泉場町有田晉太郎外九名より六千圓を詐取せる事件公判に。△金庫を釣上げる　十二月のはじめ、起業銀行中通支店では行員三名晝食の際に八百圓在中の手提金庫が二階へ舞上ってをり、中味はカラッポ、三日目、もと同行主任で今本店に勤めてゐる馬場福吉がその日金があることを知って二階から二本の櫂の先に釣鉤を取付けて釣上げたものと判る。求刑通り懲役二年。△丸龍美人井戶中の屍体　この葬を賑はした事件に對し前號で報見された「丸龍婦人の屍体」あり、絞殺のあと、繩絆と腰卷のみ手に殘したこあり—のほか、手拭、指輪にも手掛りなし、吳警は全市はおろか隣接町村まで捜索活動を開始したが事件は徒らに迷宮に入るのみ迷惑な副產物も隨分出る、十一月二十九日の報見から約一月にもならんとする頃、五月橋を通る兩刑事に「あの寫眞の女はうちの前に二、三年前間借りしてゐた女によく似てゐたが」と話したものがあったのが端緒に、その女の

郷里調査部に出張して茲に寫眞をみせれば、果して一月前に、無事に吳についたとの手紙は夫の軍艦爲士乘組二等兵曹酒井五三吉が出したもの、勇躍引返して同艦から酒井を引致すれば證據物件を見せつけられて慄へる「莉的場三本松附近で女の肩掛けを取つて絞め、絕命をみとゞけたが念のため更に繩で締めて下駄、手袋足袋は附近の瀧の中に踏てその上に石を置き、死體は古井戸に投げ込み、着物だけ持歸つた」と自白に及ぶ、五三吉は昨年娼妓愛子の年明き近いのを身請けしたが、友人に注吉されるまゝに離緣し最近河田二等兵曹と喧嘩別れしたみすよと同棲したが、これとも別れる氣になり郷里へ返したが、又も出てきたので殺意を起したのであるといふ、それを吳中の生徒がベースのボールを追つて土手を下つてふと井戸を覗いて發見したのが發朝のこと、吳署が凱歌を奏したのは大勝日慾々迫つて。—海警務課長より飛澤署長を通じて警部戸島直吉、刑事巡査島田重登、同福場四方平、同松本逸幸に慰勞金を贈らる。

明治四十二年

第三次市長候補者選擧

この年、八月十一日、第二次市長荒尾金吾の任期六ケ年滿了を前にして、澤原議長は七月六日議員一同を吳洋館に會し次期市長推薦に關し內議す、このとき澤原貴族院議員推薦の聲高かりしも、同人は「荒尾市長が再任を拒否せざるものなるにかんがみては、これを推薦して、善後の計に成功せしむべきである」との意を陳に表示してみたので、一部には豐田實論說あるも大勢再選、次の會合に持越す。

翌七日、市會協議會開催、一部には、荒尾市長を財政紊亂、老實無能視するものあるも、殘健市民の聲としては、市庭の窮乏は一般財界の逼塞が偶然に禍ひしせしもの、建設の大事業に有終の美をなさしむべしとの再選論多きも任期滿了後に持越す。山內長官よりは「海軍側はこの選擧に干與せず、前艦關長海軍少將田邊男外國（廣島市大手町八丁目住）は待命中のものでもあり、推薦云々の事實なし」と市原副官をより議長へ通達あり。

八月十一日、任期滿了、告別式、中島市參事會員吏員を代表して慰勞。協議會で各議員の推薦者を聽くに、栗山矢八、栗原榮、荒尾金吾、田邊、澤原俊雄、澤原精一、石田龜太郎、豐田、勝田二三郎、天野健太郎等々。田邊少將推薦には年氣壯銳の今中富三郎ら熱心なるも、本人は滿場一致の場合のほか應ずる意なきもの、如く斷念說も傳へらる。

二十三日、市會協議會、散會して吳洋館で協議せんとの提議は成らず、翌日選擧會を開くに決す。澤原俊雄は應諾せず、栗山中將には未だ交涉に至らず、栗原前安藝郡長は往年の氣なしとのもとに、荒尾前市長、田邊海軍少將、元代議士豐田の三名を連記投票說出でしも、市會の誠意を披瀝して澤原俊雄に出馬を請はんとする論多數。二十四日市會協議會、無記名投票による二十四票澤原俊雄、八票田邊少將、一票荒尾前市長、よつて、天野外十三名の交涉委員を選び、應諾を求むるも熟考の上回答を約するまゝに見込みなくさらに、九月一日、委員會を開き正式に委員長に青蘭敏馬を選び澤原議長と最後的接衝をなさしむるも難退。

九月七日協議會を開き、再び豫選會を開かんとの動議は成らず、十四日直ちに選擧會を開くことに決定。同選擧會に於て、議長より「市制第五十一條—助役及び名譽職參事會員は市會之を選擧すべし、選擧は第四十四條による—に依り市長候補者の選擧を行ふ」旨告ぐれば、「市制の明文に市長候補選擧を規定されてゐないが、本條によるも差支へなきや」の質問あり、理事者より「既に第一、二次とも本條によつて行つてをり、その前へ倒ひたるも之に依據して差支へなしとの事であつた」と答ふ。再び豫選實說が出でしも十一名の少數で破れ、選擧の結果は

第一候補者—二十五票荒尾前市長、八票田邊海軍少將、一票豐田實議
第二候補者—十八票豐田、四票田邊、三票佐々木仙一、二票澤原精一、一票宛四名
第三候補者—十七票澤原精一、七票田邊、二票天野健太郎、一票宛六名

第二候補者投票中には「吳妙法寺」「海軍大臣山本權兵衛」「明日あり」と愚ふ心のあだ櫻」など前回前々回同樣不眞面目なものあり、因に田邊少將はのち四十四年橫須賀市長に選擧されしも三十四票中輸入候補反對十八票あり全會一致ではなかつた。

なほ、この候補者推薦にあたつては、女婿子が息大尉文雄に嫁す關係から佐々木仙一は荒尾の再選につとめ、天野健太郎、佐々木千秀は姻戚關係から豐田を推し、代議士選擧から引續いてこゝにも兩佐々木の對立を演ぜしが、八月十四日荒尾再選と田邊少將との競爭激化のなかに慫々名乘りをあげしも決選投票に菲山田議員が荒尾に決めしため豐田は斷念の余儀なきに至つた。

「吳日々新聞」の發刊

（五六二頁より續く）四十年、「海國時報」廢刊するや、その機械活字は同社への貸金決濟のため尾道市高木龍藏の所有となる、而して演本伊二、齋藤市太郎、田鍾白三名の名義で之を借受け、もと海國時報關係者關戶雅城ら七名新聞發行の計畫あるに資興せんとするにあたり、吳毎日新聞社では創刊以來火災その他で經營困難の際又もや競爭紙の現はれることは自滅の憂ひがありとし、取締役笠井龜太郎は營業をこの團體に委託する事とせしが、かねて納品代橫領事件で拘留中の三宮社長九月執行猶豫出獄するや、關戶、田鍾らとの調賃契約を否認し、相手方は契約の際の保證金五百圓の拂戻しを請求し不動產全部の差押へを行ひ、三宮は極力契約解除に努むるの紛爭に、關戶らは遂に十一月三日を期して新たに「吳新聞」を創刊すべく準備、會社側では九月十八日整理委員四名を擧げて社務を整理、同三十一日の臨時株主總會は前記調賃契約を否決し、發行されんとされをる「吳新聞」の活字一切買收新役員宿名推薦、資本を倍加して二万千圓とすることを決議す、されどこの間、双方に關係を持つ田鍾ら調停の結果、濱本らと三名借受の機械、活字は吳毎日新聞が使用するものなることを條件に新聞體の人々により新聞營業をなさしめることゝなる。

かくて、形式は會社直營となりしも、田鍾、高橋ら經營の實權を握り、編輯は關戶の指揮下にかゝる、翌々四十二年二月より田鍾、吉武ら數月に亘り破綻收容中、關戶は營業權を田鍾より讓受け、機械活字も橋本より直接の貸借契約を結び、改選による重役三宮馬義、吉田龜藏、西川仁十郎（獨水）らも亦當分の間關戶の營業を承認する事とす、されど重役派（會社側）と關戶派（現業派）の阻隔は遂に西川が社員に襲行、告訴沙汰となり、四十二年十月七日を限り會社は關戶に對する調賃契約を解き直營する事とす。

この間の經緯を「雞備」一紙の報するところにみるに—會社側の事業直營通知には兩者の交涉は破裂し、會社重役は三月以內に家屋明渡しの訴訟を提起するに、關戶側は家賃を支拂ひるるを以てその理由なしとし、十二日、四番町一丁目田鍾方にて重役三宮、全吉田龜藏、全西川仁十郎、發行兼編輯人高木唯二、廣吉係官七五郎の五名が飲酒して社に至り、關戶に對し家屋明渡を強請し暴力によらんとするを、入院中の中村松雪に急を告げられ、全人馳けつけて西川に不法を詰る、西川はこれを突飛ばし警官出張して漸く解まる、中村は傷害罪の告訴を提起。西川も亦これに應じて傷害の告訴に至れるも双方不起訴となる。會社の社屋明渡しの訴訟に對しては、關戶側では重役が定規の株式を供託しをらざる會社法違反及び營業解除による損害賠償の訴訟を起す。

こゝに於て　戸らは、既に機械活字の賃借權を持つところから、別に發行保證金を納付し吳毎日の號數を繼いで十月十七日より四番町一丁目三三番戸の社屋（それまでの吳毎社）に於て「吳日日新聞」を二千九百一號より發行會社側は小新聞を卽刷し正統我にあり、排擊激の所業なりと訴へしも聽かず遂に無期休刊するに至る、社屋明渡しの訴訟も十一月二十六日吳區裁判所で開かれ、會社側は米田外二辨護士、吳日側被告訴人關戸一人、賃借權を持つ證人田邊か中間に立つての苦しい證言に、會社の使用權は曖昧たるもの、二十一日、原告請求は之を棄却す、費用は原告の負擔とすの判決あり、吳日側に凱歌あがる。

吳日日新聞の初刊なる「千九百一號」に關戸はその經緯を次の如く報ず。

吳毎日新聞社は三十九年五月株式成立後半年直營のゝち、重役三宮鷹藏、仝來田昇三これを請負へるも共に續かず、四十年十一月より四十一年四月まで會社直營、次いで田邊良、高橋啓太、齊藤市太郎、關戸福吉の四名に負擔する損失に何れも苦しむ。田邊は社屋は自己の所有であり、設備にも出資してをるところから、一事件により二月中有效期間を定めて後事を托し、關戸は活字改良のため市內有志より千圓の寄附を得しが、古活字の處分につき詐欺取財橫領の密告をなさる。今年五月三十日總會に於て會社は社長三宮鷹藏、取締役支配人西川仁十郎、取締役吉田齋藏ら、七月より二十圓の契約にて當分關戸の營業を承認することゝなりしも、關戸は、1既營業中の債務を支拂ふこと　2活字機械は所有者と自分と賃貸契約をすること　3家屋は田邊より直接賃借し現在の儘使用すること　4編輯局員も他は動せず、よつて會社組織の事に關與せしもの、從に到りて實に前借の情に堪へざるなり、由りて同志相謀りて吳日日新聞發行の計畫を講ず、吳毎日が內に財務の窮乏に喘ぐつゝ外に正義人道を鼓吹せしは、確かに社會の認めて多とせる所ならずんばあらず、蓋むらくはこれを援護し共救して以て他日の成功を期せんなり、嗚呼、事多く志と異る、終に吳毎日と絕縁せしめられたるこれ幸ひ、茲に更めて吳日日新聞を發行する事と爲しぬ、而も個創刊以來吳毎日の編輯に當り吾人はその主義主張の當も異ならざるものなれば紙面の体裁その他總て舊に據りて變へず、十日以前に吾人の唱道せりし旨を繼ぎて吳日日を編輯す、然れば殊更第一號を出すべき必要なく吾人が艱苦缺乏に堪へて來れる七年の歷史は取りもなほさず一千九百一號の續號なり、由って以て茲にこれを襲用する所以、…既に新聞たる吳毎日の形骸は疎なる重役の手に殘れり、我が吳日日新聞の確乎不拔の精神は依然として在り哭…

と、その所信を明らかにし、別に「憚らずに告白」をもつて經緯を詳らかにしてゐる、一方吳毎日はこれに對して吳公認と共に攻擊の筆陣を敷いて相闘ひ、時の話柄をなしたが、水の低きに流れる形に於て自然な落着を見せ、吳毎日の名は歷史的な新聞として西川仁十郎氏に依て昭和七、八年の交まで繼承され、吳日は唯一の土着日刊紙として興隆した。

さは言へ、この苦難中に生れた吳日の前途は必ずしも平坦ではなかった、新聞經營は辛雜中の至難と万人の口を揃へる所であるが、創業時代は誠に憂患の連續であったが、その中に能く健闘して、初刊第一年の新春にはその頃としては珍らしい「雪上番犬の圖」を會附錄として月極讀者に贈呈し新しい行き方を示してゐる、執筆者は丸山鶴縁の門下生長谷露雪であった、當時の社屋は四番町三十三番戸（現吳商工會議所附近）にあり、印刷機は手廻しで石油ランプで夜業をしてゐたと記錄されてゐる、隨って文選見習職工は藤家の小僧さんの如くランプ掃除も大きな仕事の一つであった、後に電燈、ガスが吳にも施設されたが、財政難のため、その文明利器も活用關使することが出來ず、相當長い間ランプで甘んじ文選はローフクの蠟をケラ箱の上にたらしつゝ活字を拾ったこともあると故都築福次郎氏、職長故小澤大雄氏らが吳日紙一万號記念座談會の席上で述懷してゐるのを見ても、當時の苦難な姿が偲ばれるが、紙幅は堂々菊通型四頁、新聞代は一部一錢五厘、一ケ月二十八錢、廣告料は五號、六號活字一行三十錢、特別指定六十錢、第三種郵便の認可は明治四十二年十月十六日即ち初刊發行の前日これを得てゐるなど、企劃人の有能を物語るものがある。

斯くして生れた吳日は販賣については、既に全國諸新聞の取次販賣をもつて盛名をなし業界に確足を伸ばしてゐた興亜海陽堂及び汎合新聞部と結んで着々實績を擧げて行った、新聞經營の要は販賣網の確立と絕對讀者數の獲得にあることは言ふまでもない所で、皆それ〴〵に腐心して來たが、當時の傾向は新聞社の直營よりも請負ひ、つまり取次店に原價をもって卸す方策が盛く行はれ、これと能く結びついたものは思はぬ功利を收めて發展の段階を經上り得たのである、今日多少の趣を變へたと雖も決戰態制下に新聞共同販賣制の實施を見たると彼是考へ合すならば、輪因とのみは言へぬ、さあれ、吳日の生命線と賴んだ興亜海陽堂は本通三丁目堺橋筋四ツ道路西に入る所にあり、また河合新聞部は中通八丁目にあって、それ〴〵の機能を總動員して、これと相提携したのであった。

寺院の緣起

前年の「神社の緣起」に同じ

【佐伯郡】

光源寺　眞宗西派に屬す、下向じ、高田村宇空にあり、元禪宗なりしが、

寛文中改宗す。

長徳寺　是長村字二小屋にあり、初め小庵にて寺號もなかりしが、寛永六年敎圓公許を得て寺號を稱す。

禪圓寺　大和村大字大君字森林にあり、初め大龍院といひ、元和五年寺號を改め公許を得たりしが、寛文中、藩府調査の際、風說に惑ひ、道場と申告せしを以て遂に道場となれりといふ。

妙覺寺　飛渡瀨村字久米にあり、慶安元年九月初めて木佛を安置し、極樂寺の舊號を襲し、妙覺寺と改む。

寶持寺　（寶洞派）能美島大林村大字大原にあり、寛永五年一月十日、島民小野井重久創立、地藏尊を安置して本尊とし、佐方村洞雲寺骨叟を請ふて開山とす、寺號公許。

【吳　市】

明法寺　（眞宗西派）和庄町寺迫にあり、初めは眞言宗にて浪漾山明法寺と稱し後中絕、文祿四年西念改宗して本願寺准如の弟子となり、依然舊寺號を稱し來りしが、寛文中、寺院調査の際、願寺合併等の流言に迷ひ道場と申告せしより例となり、寺號を失へり。

【安藝郡】

光敎寺　眞宗西派、熊野村字宮前にあり、永祿中僧尊寶眞言宗を改め眞宗に歸し、寛永年中官許を得て光敎坊といひ、六年本山より木佛を賜ふ、境內眞宗に編れにも加藍嶺觀音堂あり、是その初め眞言宗なりし所以なりといふ藝藩通志には光敎坊と稱す、文政以來何時より寺號とせしや。

西林寺　西派、坂村字羽にあり、東岸山と號す、寛永二年僧道羽開基、文政天保の間學嚴學あり本山學林の司敎より勸學に昇る、已に宗敎の部に見ゆ　靈光寺　西派、吉浦村字竹內にあり、大永四年立安創立より妙蓮寺と私稱せしが、寛永六年本山より靈光寺と改稱せしむ。

敎法寺　西派、江田島村字能丸にあり、寛永十二年八月僧圓秀開基、鷹谷山と號す、元祿十五年寛元保年七月再度改築す。

慕敎寺　西派、濱手島村字川久保にあり、初め眞言宗にて浦泉山慕敎寺と號せしを、元和中、紀圓改宗し道場とし、本願寺末寺なりと改號す。

西蓮寺　西派、倉橋島字迫にあり、寛永六年九月、二世明譽、本山より西蓮寺の寺號を許可され、寶湖山と號す。

妙行寺　西派、倉橋島村字蓮にあり、古老の傳ふる所にては、初め禪宗にて、無量寺と稱せしを、萬治三年十二月、僧了順改宗して本願寺に屬し妙行寺と改む、藝藩通志には、公稱寺號なく、又道場中に見えず。

福藏寺　東派、倉橋島村字城にあり、長岡山と號す、初め禪宗にして眞福寺と稱せしが、僧正西派眞宗に歸し、寛永二十年、東本願寺宣如法主に從ひ改宗し、始めて得藏寺と改むといふ、享保十五年、回祿に罹り、舊記を失ふ（寺院明細帳）藝藩通志には天正九年僧慕圓創立にて眞福寺と稱し、慶長年間寺號公許旨共に改むとあり。

信順寺　東派、倉橋島村字鹿老渡にあり、元得藏寺の支坊にして、同寺より獨務せしが、寛文中、社寺調査の時上申せざるを以て廢寺に屬し堂宇を得藏寺境內に移せり、享保十五年得藏寺と共に類燒せしが、十八年また鹿老渡に再興せり。

淨福寺　東派、倉橋島村字尾崎にあり、近世紀以來禪宗にて大林寺と稱せしが、寛永十七年十月僧了順官許改稱す。

西光寺　西派、倉橋島尾立浦字加登にあり、初め眞言宗にて、劍宗山西芳寺と號せしが、後大破に及び寺と廢せんとするを以て寛文年度社寺取調べの際、願に洩れ西蓮寺附屬となる、藝藩通志、道場の內にも見えざれば果して文政中に存せしものなりや疑ふべし。

祥嚴寺　西派、蒲刈島村字宮盛中原にあり、寛文九年七月五日、本山より此寺號を得たりといふ、然れども、藩刈は關淨坊と號し來れり、其由來年月は詳かならず。

【賀茂郡】

法愚寺　西派、阿賀村字田中にあり、初め禪宗なりしが、住僧無住中、寛文年中寺院調査の際、申告等閑、中絕す、寶永二年泰淳事實を以て藝藩を歎願したれども採用なく聽寺となる、享保六年眞宗に改む、安永九年火災あり現今の地に移轉し、天保十三年十二月本山より寺法にて法燈寺と許可あり。

稱名寺　西派、阿賀村字中町にあり、慶長中本山より寺號覺許あり、村內字高田にありしが其後覺許狀を取上げ、享保十四年三月十一日、新たに本尊阿彌陀堂前に寺號を許可し、天保八年に至り、僧志深新に中町へ一宇を建立しが、僧善知、寛永六年九月眞宗に改め、同時に本山より寺號並に木佛許可せられ、後移轉す。

淨德寺　西派、仁方村字古土井にあり、元和六年、洪水にて堂宇流れ再建

【一　一　月】

豫備艦隊條例　四十一年十二月勅令第二號を以て豫備艦隊條例制定（豫備艦部條例廢止）豫備艦隊に司令官を置く、司令官は鎭守府司令長官に隸し麾下の豫備艦を統率す、豫備艦隊幕僚として參謀、副官、機關長を置かる（前年十二月の項に誤記、不足あり再揭）

潛水艦隊編成　四十二年潛水艦隊編制改正せられ吳鎭守府所管として左の二隊を附せらる

第一潛水艦隊　第一、二、三、四、五、六、七潛水艦

第二潛水艦隊　第八、九潛水艦

定繫港號改正　四十二年二月達一七號を以て改正、鹽吉灣戶以內、鳳若渡島、臨島、桂島、黑島、前島、馥島を運接したる線以內。

一四月、達六九號を以て課官編　藏向水雷艇及雜役船舟の定繫港區域を次の如く定めらる。

吳軍港、鹽戶瀨戶以內、早瀨々戶以內、切串崎と龍石鼻とを接したる一線以內、全江田島、津久茂瀨戶以內

共同苗代强制の紛擾

（前年十二月に續く）　安藝、賀茂兩郡もこれに加はる縣下の縣令撤廢期成同盟會成り、十二日廣島二葉公園（鶴津）に縣民大會を開く。—二十三日（舊正月二日）正午より、川上村妙德寺にて北部有志發起の賀茂郡農民大會開かる、農民三千余集り、縣參事會員有田溫三を會長に「共同苗代は農作上大打擊」と決議。前記縣下大會では廣村大石榮次郎縣議辭職を振へるも、沿岸部は一帶に（竹原方面を除き）北部ほどの熱意なく、北部では更に二月二日志和村にて北部大集會を開く。—安藝郡では縣議眞睫、野島、林の唱導で二月十一日海田市町劇場に三千余名、郡民大會を開催、これよりさき二十四日能美島村で大演說會。

—縣下選出衆議士藤澤三十余名聯成の「共同苗代强制に干する質問趣意書」を二十九日衆議院に提出。—政府答辯は「運用官吏を得ば實地に適合すべし」とあり、更ねて質問書を提出。

—安藝郡中部聯合大會を佐々木亮、木原七郎、眞睫文吾ら發起で二月二十日矢野村に於て開かれ幾山方面からも多數參加。—三月六日北部大會を府中村龍泉寺に開く。—本庄村民殺氣立つ、三月十八日、私設私費僞造の疑ひを以て吳警察部二名巡査十八名本庄村に急行するに或は島嶼を擔ぎ或は派人に紛し何れも變裝して入込む、各自に至り共同苗代强制反對陳情書に捺印せしや果して同意せしものかを取調べ、翌日引揚げ、二十日再び入村、警部一、角卷巡査二、正服同三名の一隊は隣村幾山駐在所に陣を構へ、神藤村長を召喚取調べの上村役場に至り村長以下吏員一同を訊問、南田書記驚泣の狀噂

ゆ、折しも午後三時役場所在地なる苗代競致所に集合して調印中の村民に、同書記運れ歸られんとするの急報あり、村民六百名村役場を取圍み、夜に入るも提灯を點して警官が引揚るまでは去らぬと頑張り、火彈場から薪を持運んで諸々に焚火を始む、十一時、同書記の實父が伜の身附を引取ったので漸く解散。―賀茂郡會「寬大なる處置を乞ふ」の意見書を可決。

―本縣選出代議士より提出の請願書貴族院で採擇。

―四月、吳市では遂に除外の許可なく拔し方なくこれを設置して管理者以下役員を推擧せるも規約の認可申請に至らず、苗代期切迫して二日市役所に役員を召集せるも僅か一、二名のみ、結局申請不可能か。

―賀茂郡長は四日町村長を召集して實施方法に就き示談せしが、知事の容認よりも更に慎重なるに郡民激昂、なほ、その會場に竹原、西條兩警長、廣分署長を立會せしめしは威嚇の意ならんと非難。

―第二回縣民大會を二十一日廣島市二葉公園で開催、縣令第七十號の徹廢まで縣下各地の運動を繼續すること、示像知事を信任せずの決議に及ぶ。

―二十二日鏡山村では村民を圓福寺に召集し郡長、吳警長臨席して示談、最も困難を感ずる山窖せの北側部落民には殊に壓迫的なりしため何れも涙を振って立去る、村民は村長の抑壓的行動に憤慨しつゝも苗代地を本場分場の區別により大略決定、されど各組合とも管理者總辭職して村長人選に苦しむ（十二月縣知事遂に縣令を撤回、同月の項に讀く）

衛生參考品陳列會　十日より五日間、午前八時より午後五時まで、元本通小學校々舍に於て開催、縣下巡回のものにして廣島市に次ぐ（詳細本編三七五頁參照）―吳市山手通醫師松田雄雄は衛生狀態兒一、胎兒二、備品二、條虫二を、同和庄町中通醫師藤場金司は摘出子宮を縣衛生課（寄附、巡回展參考品に加へらる。

十一票。再選擧して澤原多數で再選、昨年、一昨年と議長代理者たりし小林芳樹は繪圖の半數改選に落選し、石田、天野これを欲せず、お鉢が二流議員にまはり、近藤、宮脇兩議員候補にのぼり近藤多數で當選。參事會員改選は半數退任の佐々木仙一、青盛敬篤、天野健太郎と市會落選の小林芳樹及びたゞ一人市參事會員にのこされをる元町村長中の軍山田村井上潔遣が候補とされ混戰、結果次の如し

△三十一票佐々木仙一　一票小林芳樹　一票青盛敬篤

△二十票井上潔遣　十四票天野健太郎

△二十票小林芳樹　十三票青盛敬篤　一票今中

電鐵愈々起工

前年一月起工認可以來、折からの經濟界不況に株金拂込繰延して既に一年を經過せるが、委員による內部の事務整理成り未拂込金も殆どなくなり（大株主中に只一人）愈々起工するべく、一月、工事用材の購入に着手。

―五月、デッカー會社へ注文のうち發電機械、車台、レール等四日吳驛着工事は一切競爭入札とす。―二十二日午後二時より二河橋詰の會社用地にて起工式擧行、山內長官竹內參議長以下海軍部內、知事代理以下官民二百余名バラック式事務內を式場に、正面に祭壇を設け神饌を飾って祝詞、角田春子の筑前琵琶、記念撮影あり、式は澤原精一社長の式辭にはじまり、長官、知事らの祝辭、太刀掛社掌の祭文、東京澁澤男爵以下の祝電披露あり、桐山專務の挨拶、長官謝聲の萬歲で終る、山內長官は「吳市は驚くべき發展をなせしも未だ完全なる市に非ず、消化機關の備はらぬ人間の生長せるが如きである」と。因にこの噴火灣島市では大日本軌道株式會社が二十三日可部軌道の起行式を擧行してをり、市內電車は翌年認可。

―既に五回の拂込を了し、第六回五月二十日限り、七回七月、八回八月、九回九月十五日に區切る。

―發電所機器基礎七月一日完成直ちに家屋建築に、煙突は六月二十日着手機械全部到着手入中、電柱も全部到着荷、電線は古川鑛業が六月中に完納、此外は同二十日完納、堺川橋台は目下石垣取崩しを了し根掘中（七月初め）

―七月、二川町の事務所從隘のため二河橋東詰の車庫筋向に移る。

―第七回拂込の（七月十五日限）拂込者少なく殘今一時中止、八月十八日臨時總會、監査役二名、取締役三名任期滿了又は辭退の改選を行ふ（取締役に澤原精一、桐山可遖、近藤良幹、監査役に西村喜平、佐々木傳介）なは諸材料及び車庫敷地代諸工事開通準備のため臨時借入金八万圓の事後承認竝可決

―開通十月の見込みに車掌運轉手を募集。

―九月、技師長奧寶綬彥のもとに工事進捗して十月十五日終了、十日間試運轉を行ひ、二十五日開通式の豫定。

―十月、開通を竪へ火力發電に支障、即ち當初許可は水力の供給をうけ万一の停電に火力を準備することゝなってをり、過般の總會に廣島水力電氣會社と假契約に及べるも、右供給時間と停電時間にては運轉圓滑ならず火力の常備を要し經濟上不利なるも、縣にこれが獸諾方を交涉。

―開通後の運轉時間は午前十時より午後十時まで、一台四十人を定員、九丁目―四ツ道路、四ツ道路―驛前、驛前―西本通踏切の三區とし一區三錢、一區四錢、三區五錢。

―二十六日、デッカー商會派遣技師シュルツ來吳して機械檢査を行ひ、翌日電氣局技師出張して試運轉。―愈々竣工して三十一日開通式擧行、順調なる工事進捗に守屋理事（支配人と同じ）廣富工學士の熱心なる努力に軍役一同感謝（以下同月開通式の項に讀く）

坂村海面埋立成る。同村の名望家兒玉道忠經營、四十年六月出願、四十一年四月許可、九月起工のもの、今回竣工、二十四日地鎭祭を執行、澤原爲綱

同俊雄代理精一等來賓記辭、高齢者招待、餅撒き等あり、四日間に亘つて開宴、海上漁組兩船節を施し村内各種團体の余興に賑ふ、この模演は人口多きに敷地狹隘にして道路不便を極め待望の埋立にして、村民は晃玉父祖來の德望を益々嘉ふ。

斯民會　（前年十一月の項に續く）前年十一月二十日奉祝式擧行にあたり、戊申詔書の趣旨實踐のため斯民會を設けるべく市長より十五名の委員を指名することゝなりしが、延び〳〵でこの一月斷く左記を指名、二十九日市役所に委員會を開き、會名、會員勸誘につき議し、吳市を一團とし各町に支部設置し全市民に普及することゝす。

熊谷喜品　岩崎眞了　山本綾太郎　濱本佩二　今中富三郎　澤原精一　佐々木仙一　澤原俊雄　豊田實譯　後藤友三郎　宮本正貫　堀岡眞一　熊田育五郎　中島健一郎　岡村倫道

（吳市に於ける本會はこの後何らの發展もみず自然消滅す、縣下各地近隣町村に於てもこれを設けるもの多く、相當實績をあげしものもある模樣なれどそれらのうちには詔書設布以前よりこの名のもとに設置しをりしもの多し）

安藝郡斯民會　三十日（孝明天皇祭）郡役所で發會式、會長に吉田郡長、決議を行ふ、式後總集會を開き、善行者を表彰、會長の告諭、本願寺關同赤松連城師等の祝詞、講演あり。

吳米取引所不許可理由　吳市よりは再三申請に及ぶもその都度却下、山本縣勸業課長その筋の意向を叩くに一定期米だけなら兎も角之に伴ふ投機的弊害を生ずるは既往の實驗に徴して明かにして、設けざるもさ程痛痒を感ぜざる吳市の如きには絕對不許可」とあり。

【二　月】

廣島監獄吳出張所　一日開廳式擧行、看守部長一名、看守六名を任命、吳區裁判所事務取扱吉人及び吳署の長期拘留に使用。

各種營業取締規則改正斷行　吳鐵ではさきに常盤に優勝旗を授與されをり、一日、山内長官より細紋章入花瓶の授與式。

市營屠場移轉改築　三十九年四月發布の屠場法により從來の施設は本年六月限り失効、それ以後は新規設備標準によるものを郡市一ヶ所限り許可さることゝなる、吳市も六月までにこれを行はねば營業を許可されざるため、移轉候補地につき地主と交渉を重ねるも纏らず、三日市會協議會。

―四月、市會に反對ありしが、結局九百坪を七千百圓にて買收、近く改築を公入札に（屠場改築は報酬三千圓、建物その他七千圓、敷地千百坪一万圓改築費二万五千圓、計四万圓の計畫をなされしも、敷地九百坪を七千百圓、とりあへず大修繕（二千圓）を加へ現在の二棟を一棟とし、これを豚、牛馬體牛に分け、内臟取扱所のみ新築することゝされしもの、計九千圓―以前のと合して一万八千圓）

【註―屠場關係費に就ては計畫と議決と錯綜―本編の第五章記載の二万二千圓にて買收市營とあるは誤記にして、補償費三千五百圓と雜築物五千五百圓を支出買收せしもの（四十一年一月の市會修正議決の項及び六八五頁の市基本財産の項參照）二棟を一棟とせしは買收既設三ヶ所のうち一ヶ所は流失、殘る二ヶ所を合せしもの、その位置は舊屠場（下二河七三四二番地の一、二、三）を擴張せしものか、又は現在地は全然移轉して異なる位置なるか不詳、市の收益は年三千圓乃至四千圓、四十年一月、四十一年一月の兩項を參照】

○工廠職工動搖　遞兵部各工場職工は組長に歩金の收支報告を迫るに、組長連の態度に嘗きものあり、同部全職工の動搖をみる。

阿賀延崎の大火　阿賀町延崎は人家密集し貧民の多きところ、十五日午後零時半同字三八一農業岩平久松平（ママ）の煙草の吸殼が藁に移り大火となり、七十六戸、七百九十坪燒失（うち空家二戸、綱糸工場もあり）同三時鎭火、損害一万九千圓、罹災者三百十七名のうち救護を要するもの七十一

戸二百九十七名を算し、同字區長宅に役場出張所を置き繰跡に假小屋を設けて救護につとむ、同町及び吳市から衣糧金品の寄贈多數、阿賀銀行よりは米二升宛見舞ふ、この火災には同町のポンプ二台の外、廣から一台、仁方から一台應援、同町東青年會、廣村横路青年會等活動、吳署もポンプは出さなかつたが廣分署と協力、消防手信岡保太郎外一名負傷、牛一頭燒死のほか人畜の被害なし。

吉浦道路計畫反對　吉浦道路三十七万九千圓の工事を市で計畫さるや市内有志は一月來これが反對の政談演說を重ね、一月、吳座に市民大會を開催、一千余名、左記決議實行を市民會幹事に一任す。

一、吉浦道路の開通は不必要と認むるを以てその計畫を放棄せしめること（汽車あり）

一、堺川兩岸及び宮下川埋立地及び石風呂山其他市に歸入したる急要なき土地を賣却し以て市の財政を整理すること（堺川埋立地は賣却の時期を逸し二十六万圓の負債償却に餘しつゝあり、市役所敷地ほか十余万圓の地所は利用の途なし、四十万圓の道路は不急）

一、吳市稅の賦課は飽迄失當なればその規則を改正して棚衙宜しきを得せしめること

一、義務敎育の完備を期し二部敎授はこれを全廢すること

一、市民の意に副はざる理事者及び市會議員には辭職を勸告すること

市民會は、前月、市政研究總關として福田永助、水越晉平、保持正次郎、菅月熊平、後藤一郎、平原喜四太郎、井上樹、田淵自、關戸龍城らにより組織、會費六十錢、十五日久保田懷で發會式を擧げ、假事務所を吳毎日新聞社に置くもの、吉浦道路關聯は市の裏面を誘ふものとして反對、十一日正午吳座で會則を議し宣言、決議、座長平原喜四太郎の指名にて幹事三十名を、關戸龍城の「憲法と地方制」の講演あり。同夜同會主催にて憲法發布二十年祝賀會を五番町二丁目笠地で開催、平原會長挨拶講話、提灯行列を行ふ。因にこの頃、吳毎日新聞と吳公論は吉浦道路の反對に火花を散らし、右提灯行列について、吳毎日はその盛會を自讚、吳公論は「市民會主催といふも社長田淵自、記者中村松霞ら吳毎日が社員を總動員して憲法祝賀を名に吉浦道路反對の示威運動を行へるもの、その順路、濱本の泥橋、山下の奸賊順撫奴、佐々木千秀の馬匹、御用新聞吳公論萬歲と怒號し廻れるは地主家主の歡心を得んとせしものと紙上に攻撃す。人力車夫反對決議、吳市城山町人力車夫取締山田吉方に市内私設駐在場の特主なる車夫二十余名集會、吉浦道路反對の陳情決議を行ふ、市内に車夫千余名。

―吉浦道路案は二月二十五日の市會に於て、客臘市會提出のもの、効力に關し（半數改選のため）疑義を論議、一先ず廢案と決す。

紀元節　吳海軍短艇競漕は二千米十七分二十六秒で海兵團優勝。

廣村青年會設會式　十一日、午前十一時より尋高校に於て擧行、中央部青年百余名は同七時より戰役記念公會堂（學校前）敷地埋立のため河原鈔を手車で運搬、發起人總代岩西助役會則を諮り、築山分署長ら百名の名譽職先輩等を特別會員に推薦、校長村越隆寛を會長に、動語詔書奉讀、會長開會の辭來賓武岡縣治課長、岡田視學、手島仁方校長、大石縣議らの祝辭あり、司監藤田村長の告辭、會員代表平尾萬太郎の祝辭あつて終り「四つのしるべ」及び「警察職務令」千五百部を頒つ、堺立地で角力、校庭で自轉車競爭等余興び「警察職務令」千五百部を頒つ、堺立地で角力、校庭で自轉車競爭等余興

廣島明行會では紀元の佳節、廣村岩西健造、同村五九一助太郎髪加藤ハツ子（慶應三年生）同村一三五清吉髪武田タカ子（明治元年生）の善行を表彰して木盃を贈る。

川尻村青年會設會式　十一日、小學校庭で河野隣村長祝詞書奉讀、堀寛吾校長これを勅語謹說し、午後在鄉軍人會總會（會長岸光德）を、同三時より青年會設會式を擧行、川尻病院長加藤千九次、光明寺住職日高燃文等の祝詞あり、終つて斯民會の設會式、八十歳以上の高齢者三十七名及び軍人遺族廢兵十余名に記念品を贈る。

室尾浦青年會發會式　倉橋島村室尾浦は戸數五百余、半農半漁の部落にして、數十年來秋季氏神祭の余興には東西若連中より各一個のダンヂリを出し揉合ひ爭ひその壯烈絶倫一と稱され來りしが、ために部落は二派に分れて諸事惡習の因をなし兎角鬪爭に陷り難治の觀所とさる、昨夏青年會を組織されしが入會者なかりしも同年末些細の事から東西大格鬪の慘劇を演じ目下取調中とて鎭靜に歸しをり、諸地方より隱曆正月の關鄕者もあることとてこの好機逸すべからずと、會長室尾小學校長田中榮藏以下妙行寺住職永野一心、眞宗所巡査、會幹部ら協力、鄕軍、熊識松藏一郎らの贊助を得て十四日同浦新宮大明神境内に於て會員百九十名の盛大なる發會式を擧行、餘興に提灯、服裝徒步競走、福引等、なほ元東若連中頭古川芳太郎の發議にて基積金百二十圓を寄附、東西若連中の共有のダンヂリも當年會に寄附。

一因に昨年末の東西兩部落の慘劇は、三月豫審終結、起訴十名中三名證據不充分免訴、傷害罪にて公判に附さる、事件は十二月二十六日夜從來互ひに惡感反目せる兩部落の若者が娘宿をなしをる作田方に集會夜遊びの際內庭にて突いたを口實に出刀、棍棒で入亂れ大格鬪に至つたものである。

山本豫六校長退任　三十一年以來吳高等小學校々長たりし山本豫六氏は去月末日願出を聽許、退任、十二日告別式、市はその勞を犒ふ、後任に廣島師範訓導伊太利大助氏を擧げ、十二日着任、吳公論社により發會を擧行さる。

吳每日重役社員拘引　元取締役井上三郎、事務員田澤良、廣告主任吉田彌藏、元社長三宅鷹義、主筆吉武茂四郎の五名十八日拘引、三十八年の東北二縣凶作義捐金募集に關し物品は送付せしも金員は消費の嫌疑にて豫審一一部豫審免訴、田澤、吉武も七月九日無罪判決、鐵窓百四十日。

兩艦生徒　吳鎭豫備艦、戰艦富士、裝甲巡洋艦常盤は大隅國馬毛島南方海面にない暗礁に乘上ぐ、艦隊運用教練に徐航中の椿事にして、吳より職工二百名應急修理に軍艦豐橋で急行。

漁業組合出願　韓國にて四月一日より實施の漁業法による出願手續きは、倉橋、橫濱、音戸、江田、柿浦、馬川、吳、百島、田島、阿多田の聯合にてなすことゝすることに、縣下漁業組合理事會で決る。

市街地價均一修正　こゝ數年續いて地價修正法案は今議會にも提出さる全國市街地價の不公平は次の如くこれが均衡を急務とさる、四十年の平均一坪地價は　△門司四錢四厘（最低）　△橫須賀二十二錢一厘　△佐世保二四九　△吳三四三（總坪二十一万坪）　△廣島五七七（全上一四万坪　△尾道六三八（全上一五万坪）　△神戸八七四　△東京九二七　△大阪九七五　△函館一、二〇七（最高）

未成年者飮酒禁止法　二十日の衆議院にて原案十圓未滿の罰金を十圓以下の科料に修正して可決。

平民稱號廢止　に關して前年議會可決、今年は族稱の記載に關する法律案提出。

市財政緊縮の新年度豫算

好況に膨脹した吳市豫算は前年來の不況に緊縮方針に一轉す、二十六万圓の公債金を堺川宮下川五千圓を二十圓（當初五十圓）に見積つて十万圓、來年度より道路改修費まで削除して臨時費四万圓を浮かして五ヶ年間二十万圓、計三十万圓で元利を償還せんとする緊縮第一年の新年度豫算は

歲入二十四万二千圓（前年度より土地賣却費等減じて三万八千圓の減）これが內譯は　△市稅一三三、一二四　△授業料四〇、三八一　△土地賣却代四〇、九五五　△市有建物臨裁判所貸費月五〇年六〇〇、代書十戸四八〇　△雜收入四、三九五等で

市財政の緊縮にもかゝはらず市稅のみは一万四千五百圓の增を附加率引上げ等によつて行はる、即ち

△地價割　地租百圓に付三十錢を四十錢として百十圓　△國稅營業稅割一圓に付三十五錢とせると業者の增加で千四百圓增　△所得稅割營業稅全額に附加率を增して二千六百圓增　その他　△縣稅營業割三千五百圓增　△戸別割四千三百圓增　△土地建物移轉稅二千五百圓增　△電柱稅千二百圓（前年度と全じなれど前年度は收入なし本年度は全額收入見込

歲出に於ては經常費二万四千圓、臨時費二万四千圓を減して

△歲出經常費二十一万二千圓、全臨時費二万九千圓で減額は各部に亘り（括弧內減額）

△役所費三〇、一〇七（二、八二〇（一、六〇〇）　△土木費四、二四一（一、六〇〇）　△衞生費一八、九五一（四、〇〇〇）　△公債費九〇、七七五　△臨時水道費五、五五五　△臨時土木費六、六七二　△全教育費九、五〇三（中學校八、一六四、女學校一、一〇〇、教育會補助三五〇等）　△全衞生費六、七〇〇

一三月五日市會開會、委員附託、宛と原案承認。

公告式改正　吳市の公告式は各大字に揭示板をもつてせられてゐたが一時中絕、この年、二河新地を有爲に、神原訊を伊勢名に變更、なほ市會で新聞紙に揭載方を提唱さる。議費論議　實費繳償一圓を半減說二名、日露戰爭當時の三ヶ年同樣全廢說八名、原案二十三名。稻田水助　は卒先地料を引下げ市民會を代表して市稅は家屋稅により、授業料を廢止せよと市豫算市會を前に市長の陳情。

本通目鬪の火事　二十二日午後十二時本通八丁目四八雜貨商三島寬方で店員が便所への提灯をそのまゝにせしが佛壇に燃え移つて出火、隣家古物商吉藤駒太郎、竹內キヨ、鰹節商中瀨リヤウ（一物も持出し得ず）の三戸を燒失市消防組、工廠防火隊活動せしも水の便惡く大事に至る、損害二万六千圓。

江田島青年發會式　二十八日擧行。飛渡瀨區青年會では昨年七月二十二日成立、定額貯金、桐植の共同等實行し來りしが、この日、支部會長以上午前五時より道路の修理に從ひ終つて發會式に臨む（他區も同樣ならん）

川尻町此花巡査　泰宗武一は在勤三年、興望を負ひ、阿賀町に轉ずるに有志一圓に付三十錢とせると業者の增加で千四百圓增　△所得稅割營業稅全額に附加率を增して二千六百圓增　その他　△縣稅營業割三千五百圓增　△戸別割四千三百圓增　△土地建物移轉稅二千五百圓增　△電柱稅千二百圓（前年度と全じなれど前年度は收入なし本年度は全額收入見込

歲出に於ては經常費二十一万二千圓、臨時費二万九千圓を減して

△歲出經常費二十一万二千圓、全臨時費二万九千圓で減額は各部に亘り（括弧內減額）

△役所費三〇、一〇七（二、八二〇（一、六〇〇）　△土木費四、二四一（一、六〇〇）　△衞生費一八、九五一（四、〇〇〇）　△公債費九〇、七七五　△臨時水道費五、五五五　△臨時土木費六、六七二　△全教育費九、五〇三（中學校八、一六四、女學校一、一〇〇、教育會補助三五〇等）　△全衞生費六、七〇〇

一三月五日市會開會、委員附託、宛と原案承認。

公告式改正　吳市の公告式は各大字に揭示板をもつてせられてゐたが一時中絕、この年、二河新地を有爲に、神原訊を伊勢名に變更、なほ市會で新聞紙に揭載方を提唱さる。議費論議　實費繳償一圓を半減說二名、日露戰爭當時の三ヶ年同樣全廢說八名、原案二十三名。稻田水助　は卒先地料を引下げ市民會を代表して市稅は家屋稅により、授業料を廢止せよと市豫算市會を前に市長の陳情。

本通目鬪の火事　二十二日午後十二時本通八丁目四八雜貨商三島寬方で店員が便所への提灯をそのまゝにせしが佛壇に燃え移つて出火、隣家古物商吉藤駒太郎、竹內キヨ、鰹節商中瀨リヤウ（一物も持出し得ず）の三戸を燒失市消防組、工廠防火隊活動せしも水の便惡く大事に至る、損害二万六千圓。

江田島青年發會式　二十八日擧行。飛渡瀨區青年會では昨年七月二十二日成立、定額貯金、桐植の共同等實行し來りしが、この日、支部會長以上午前五時より道路の修理に從ひ終つて發會式に臨む（他區も同樣ならん）

川尻町此花巡査　泰宗武一は在勤三年、興望を負ひ、阿賀町に轉ずるに有志一圓に付三十錢とせると業者の增加で千四百圓增　△所得稅割營業稅全額に附加率を增して二千六百圓增　その他　△縣稅營業割三千五百圓增　△戸別割四千三百圓增　△土地建物移轉稅二千五百圓增　△電柱稅千二百圓（前年度と全じなれど前年度は收入なし本年度は全額收入見込

歲出に於ては經常費二十一万二千圓、臨時費二万九千圓を減して

△歲出經常費二十一万二千圓、全臨時費二万九千圓で減額は各部に亘り（括弧內減額）

△役所費三〇、一〇七（二、八二〇（一、六〇〇）　△土木費四、二四一（一、六〇〇）　△衞生費一八、九五一（四、〇〇〇）　△公債費九〇、七七五　△臨時水道費五、五五五　△臨時土木費六、六七二　△全教育費九、五〇三（中學校八、一六四、女學校一、一〇〇、教育會補助三五〇等）　△全衞生費六、七〇〇

一三月五日市會開會、委員附託、宛と原案承認。

公告式改正　吳市の公告式は各大字に揭示板をもつてせられてゐたが一時中絕、この年、二河新地を有爲に、神原訊を伊勢名に變更、なほ市會で新聞紙に揭載方を提唱さる。議費論議　實費繳償一圓を半減說二名、日露戰爭當時の三ヶ年同樣全廢說八名、原案二十三名。稻田水助　は卒先地料を引下げ市民會を代表して市稅は家屋稅により、授業料を廢止せよと市豫算市會を前に市長の陳情。

本通目鬪の火事　二十二日午後十二時本通八丁目四八雜貨商三島寬方で店員が便所への提灯をそのまゝにせしが佛壇に燃え移つて出火、隣家古物商吉藤駒太郎、竹內キヨ、鰹節商中瀨リヤウ（一物も持出し得ず）の三戸を燒失市消防組、工廠防火隊活動せしも水の便惡く大事に至る、損害二万六千圓。

江田島青年發會式　二十八日擧行。飛渡瀨區青年會では昨年七月二十二日成立、定額貯金、桐植の共同等實行し來りしが、この日、支部會長以上午前五時より道路の修理に從ひ終つて發會式に臨む（他區も同樣ならん）

川尻町此花巡査　泰宗武一は在勤三年、興望を負ひ、阿賀町に轉ずるに有志

記念品を贈り、村民多數馬車停車場に集つて見送る。

【三月】

仁方手島町長監獄署　公同事務に勤勉せし功勞に對し、一日、縣廳で傳達式擧行（二月十六日付）その主力を注ぎし仁方小學校は明治七年民家に創まり、十五年酒造庫を買收修理せしものを、日清戰後の機運に二十九年改築に及べるもの（以下四十年別項等參照）

市醫師會長に吉村軍醫總監　七日總會、五十九名中四十三名出席、會長宮原一人、新會長に豫備海軍々醫總監吉村晉を推し同意せるも遂に承諾、副會長に佐々木貞一、幹事に宇野宇助、片岡光次郎、三万格、高屋朔二、行友一來を及び函議員十一名を宿名決定、議費個上は讓論百出函讓員會に附託、共濟會病院が實選人を厭價にて加擔するに對しては函讓員會の交涉調査を待つことゝす。

開院十五年祭　朝日新聞では不景氣擬回衆として九日から二十三日まで開廊十五年祭を行ひ、廊內は諸興行、手踊、屋台で賑ふ、この期間もん日の値上に倣はず、一枚二圓五十錢、一枚二圓の平常通りに加へて、酒二本、台物一枚のサービスになほ總額一千圓の觀引。

三稅廢止否決　地價導實、織物稅、通行稅の廢止、讓會で否決。

夥しい市民異動　吳市一月中の市民の移動一、九七八件、二月中二、一三七件にして、全市一万三千戸の十分の一乃至二は每月移動するわけ灰ケ峯山火事　十四日出火、十五日再度燃え擴がり、苅草、柴を燒く四十五町歩、非常巡査、消防隊で鎭火、一時は全山火に包まるの壯觀。

廣村處女會　三十日午前十時より尋高小で發會式、會長たる校長の教育勅語、成申詔書奉讀、司監校田村長の告辭、午後一時より中尾郡長、廢田村長武岡縣治課長の祝辭朗讀あり、會員總代答辭、五分間演說あつて同五時閉會

教育効勞者表彰　本縣普通教育振興規定により三十日附を以て四十一年度中普通教育に功勞ありし學校（四）職員（十二）市町村（二）教員（一五七）學校醫（六）學務委員（五）市町村吏員（一九）（寄附金を下附さる、一人十圓乃至百圓、計三千百六十五圓（文部省選奬の仁方尋高校に別掲とさる）被表彰吳市附近次の如し

【仁方町白田區農業團】二十圓　團員能く協同して兒童就學の普及に努め各種の會合を設けて青年婦女子に勤儉の美風を奬め公共の業を勵す等其効績見るべきものあり依て之を表彰す

【宮原部落會】十圓　【婦人會】婦人講習會を開きて風俗改善の練習をなし或は會員製作物品評會及び講談會を設けて婦德の修養に努むる等

【賀茂郡廣村小地蔵女會】十圓　【廣村】青年會に教育に意を注ぎ婦人會を組織して貧民救濟保護の方法を設け青年會の成立を助けて風紀の矯正を圖り或は小學校に試作地を貸與して農業習得の便に供する等其効績顯著なからず

【敎員】△二十圓　吳市神原尋高訓導兼訓長辻慶雄　△十五圓　同訓長中村小蘭夫、倉橋島村高訓長田中馬吉、燒山村高訓長生盛一人、△十圓　吳東本通尋訓堀川榮夫、五番町今岡井誠守、音戸高訓吉光勝市、江田島尋高訓渡邊榮一、宮原今宮中チエ、元音戸高訓横田トヨ、郷原尋訓長藤本新二、仁方尋高訓池田虎雄、川尻今宮田ヤエ、廣今吉田春二

【議員失職決定取消】　前年十一月二日、市會は本田忠三郎宮原總譽らと共に被告として公職に附されたので、失職決定をなせしが、本人は之に不服で訴願、縣參事會は十月十六日經過の提出あり、市が之を受理と同時に議員資格は消滅してをるので、市會の決定には不當にして之を取消すとの決定をなす

—九月、吳市長代理助役對縣參事會知事宗像政と行政訴訟の結果、十月市が勝訴。

【四　月】

市財政難に苦慮

第四號年二部敎授繰延期　二月、入學二、一五〇名、卒業三五〇名で一、八〇〇名の就學兒童數を增する前年通學區域を變更しての學級管理による過剩敎室に收容するもなほ十六敎室の餘裕をみる、よつて第四學年を全部全日學校となすもなほ余裕あり、問題は敎員十六名の增加のみとされしが、本体には敎室余剩あれども、學校によつては敎室の過不足あり、增築を必要とするため明年度にのばす。—前年度決算を七月末市會で承認、豫算二十八万六千八百圓のところ歳入四万圓の缺陷に二十四万余圓、右は堺川現立地賣却四万二千圓が一万二千圓、その他一万圓の缺陷をみしものにして、これがため各種事業を繰延べて收支を償ふ。因に各區歳入出は宮原二、七一〇、和庄四〇五、荘山田二四〇、一河一四、荘山田上下大組九、三六二。—八學校增築　同校は四年度で五六年の一敎室增築を本年度に行はねば明年度より困る、港町校も同樣のため、六千圓のうち十分を公債に、三分を土地賣却代による、右公債は九朱の現在公債金は高歩のため豫定通り償却を行ひ、別に敎育基金より八朱の借入を行ふことゝす、然るに吳市の一戸當り負擔は三圓六十五錢九厘にして全國の最下位にあり附近最低の吉浦村よりも一圓少ないため本省より增稅を求められる、一戸五十錢增して一万二千圓の收入あるも、市民の苦情甚しく困難（市稅は四十二年度にかてゝは前年度より一戸に付六十七錢四厘、前々年度より一圓十四錢五厘增加してをる）—八月、前月堺川十地年賦二万圓と今回の豫却を三万圓に見積り豫算流用して五万八千七百圓の公債金償還を行ひしも、十日公入札の宮原區有財産土地賣却（神原訓の元村役場敷地等）は十二圓の豫定の半額にも達せざりし有樣に、堺川、宮下川の豫却に及ぶも三万圓は至難とみて延期、この際市の財政計畫に一大革新を加へずば流用金の埋合せが出來ぬと苦慮。—十月二日、經濟界振興調となつて、堺川宮下川埋立地九九一坪公入札、三万三千百七十三圓、實受人九名、四年賦（右第二回目の公賣にて堺川、宮下川埋立地四、九三〇坪中二、七四八坪賣却濟み、殘り二、四五二坪、このうちには八、九二〇圓、厩橋一六二坪五、五〇九圓、小屋校一、一六七坪四四、三二二（兩城外も起債によるもの含む？）中學校二一二坪九、三八八圓、女學校三五九坪一二、二六五圓、計二、一二四坪、九〇、四〇圓を加ふるときは、一六、一二五坪、二五八、〇一〇。ほかに宮下川、堺川埋築五六、一八七圓、櫻築五ヶ所一二、五四四圓、計六七、八七一圓を加ふるときは、三十二万六千五百七十圓。これが實現は實却物件により不足は經常費より開當て臨時費として償還しつゝあり、この財政計畫には內務省、縣よりも實質をうけてをる。

戸別割と家屋稅

市財政打開のため、戸別割の賦課標準更改（十月の荒尾市長再出式參照）又は家屋稅によるかの問題に、市當局は戸別割を依然可として豫算市會に於て次の如く說明

目下七万三千圓のうち五万圓を家屋所有者より、二万圓を平等割當としてをる、家屋稅は廣島市でこれを試みしに惡稅として議論沸騰、家屋所有者は借家人に轉嫁するため二重稅となし、方法は可なるも實行に惡稅である法律に戸別割の代りとして家屋稅を徵し得とあるは、一は財源の強固を期し又便宜の上からであり、吳市の如く住民の移動甚しき都市に於ては戸別割によれば財源の強固を期し難く寧ろ家屋稅を可とみらる點もあれど、目下一千戸の空家ある狀態、これに家屋稅を課すれば空地あるも新築は全然止まり市の繁榮を阻害する大ならん、本市に於ては家屋稅に變更の方針のもとさきに稅制臨時委員會を設けて調査はなし來つたが賦課方法について土地等級によるか賃貸價格によるかの重大問題に當面して決定をみぬまゝに今日に至つてをるものである、なほ戸別割のみを家屋稅に改め

契約に地主の諾否を確かめずして決議するは私人の權利を蹂躙するもの」と決議による市理事者からの交渉を一蹴、感情問題ともなり、再議か學校移轉かの破目に至る。

●小學校生二萬八千人と吳市　義務教育延長の小學校令改正により四月一日後の出生者は就學を猶予出生者よりも一ヶ年遲れる不都合に、省令十二號を以て施行規則を改正して設備ある市町村に於ては四月二日より九月一日までの出生者は九月にも入學の便を得るやうさる。吳市では明年度より四學年の二部教授を廢止すべく本年度吾妻、港町、明年度荒神町校を增築を計畫して千名の收容餘剩を得んとしつゝあるも、九月更に七百名の新兒童を收容しては二部教授は計畫に齟齬を來す。—遂に實施に及ばず。

●高女募集延期　本科百名、二年補缺四十三名は辛ふして足るも、技藝科五十名の志願者少なく、十五日迄延期し同時に三年補缺十名も募集。

●漁業保護　漁場に入り、近來支那人の密漁者多數にして海軍も積行するため軍艦千早艦派に向ふ。因に同方面へは前年將棚助遭洋漁組二組に壯丁數十名乘組して派村より出漁せるをはじめ、安藝部沿岸よりの出漁者多かりしが本年も同樣ならん。

神社合併と龜山神社昇格運動

三十九年十二月無格社及び存立困難なる府縣鄉村神社合併施行に關し訓令あり、これが標準及び方法は廣島縣内地坪數五十坪以上にして官有地又は神社所有地に限る、本殿拜殿各四坪以上にして島嶼及び水邊を有するもの、六百圓以上の現金又は動不動産を有するもの又は一ヶ年中醵資に金五十圓以上の社入あるものを存立の標準とし、式内式外神社その由緒ある神社（元祿年代以前の創立にかゝる神社にして史上に記載せられ又は朱印地ありし神社）は特に保存維持せらるゝことあるべく、又地方の情況に依り合併することを得ざる特殊の事情あるものは最寄鄉村神社内に移轉すること

四十一年三月神社合併を行ひしも兩城有縁の鳳琴比羅神社は獨立、室瀨赤崎神社は分離を出願。

四十二年、境内狹隘、社前不備、嚴嚴維持不能の無資格社は合併するやう指示さる、市内の該當社は

△原美須神社（莊山田字加）　△導之神社（今宇一ツ橋）　△高日神社（和庄町字高日）　△六幾神社（今宇堀）　△原美須神社（二河町字東濱）

△萬神社（荒神町）　△赤崎神社（宮原村字室瀨牛泊北側）

このうち萬神社は既に貴船神社に合併してあつたのを勝手に現在地に移したもの、赤崎神社は既に村社龜山神社に合併せるもので公認のものではない、この神社整理の一方、龜山神社は從來各戶から六錢づゝの祭典費を徵してゐたが、總代は士族の者に限つてゐるので、今回の任期滿了する期にこれを一般市民から選び、その數も和庄、莊山田各三名、二川、宮原各二名とするやう市當局より指示あり、同神社はこれに從ふ（五月二十日選擧）と共に、鄉社に昇格運動を起す。因に五月十一日二日の春季祭は賑々しく祭典執行を計畫。

●吉田校報德式　轉任の小根森德市、砂古清市、石丸喜子は轉勤繁きうちに何れも四年以上の在勤者なりしことゝて報德式を。

●新路客減る　鐵道開通に加へて不景氣のため海路客減る、行樂四月中の四十年一三、九一九人で六、八一〇圓、四十一年九、二七九人で五、一四五圓が四十二年は八、九五三人で、四、八一二圓。家屋新築　前年十月より四月末まで六百戶、不景氣に前年前々年より減るとはいへ市街の膨脹はやまず。

【五　月】

●勞資協調能樂　一日より櫻上に演藝場を設けて晝間はこゝで遊藝を練習たほか茶、生花の師匠を置き、また從來の如く自宅に知らせるの不便から午後六時から十時までは櫻上に詰切つてこゝで着替へをすることを求めしに「こう窮屈では」と贊成者なく、信子、さと、お正ら姐さん株以下四十名連署陳

助して同盟能業に入り、吳警（廢業團に及ぶ、勞資側善後策協議、置島から藝妓を借りても强嘯、藝妓側からの二ケ月間猶豫してその間に風雲を案るものあれば詰切らせよの申出ある、置島が一本につき藝妓所得六錢、吳は五錢八厘なるを置島同樣にせんとの勞資設立の誘ひが例によつて起る。

—五日より新勞資の營業開始、藝妓四十余名、十一日發起人馬野仙太郎ら開業を繼續することとして中通四丁目萬歲館着月熊中方に於て開業式を擧ぐさしあたり元松鶴樓主松宮三乙助を支配人に、事務所を吳勞資前の舊交友舍跡に設置。—小林元太郎再度の和解斡旋で、勞資の株數を增し、從來の料理屋旅館のほかに置屋も加へて圓滿をはかる（結果不詳）因に、勞資の演舞場書間の藝妓監督制度は、料理屋側でも今迄のやうに一時間もお客を待たさずに濟むので大いに歡迎さる。

新舊券番對立

新勞資では三割引、歩減りは各料理店と按分し、七錢のうち六錢藝妓、一錢料理店、勞資無手數料とす、これに加はれるは万歲館、吳洋館、改進亭、珍の家、備前屋、數そば、偶田川、山陽亭、永藤館、田每庵、小林旅館等。

●安藝實生會　諸流評翫子會、吳洋館にて。

運動界

三月、工廠造船造機製圖工と吳中生の野球競技はれしが、この時の運動界をみるに—△庭球は每日曜每に試合を行ひ盛んとなる、造兵製圖最近振はず、造船製圖に連敗、造機製圖は立派な歷史を持ち昨今これが復活に練習、吳中は造兵製圖と互角、今秋は小町倶樂部に復讐戰を、總じて野は造船製圖に。△庭球は吳中が造船造兵製圖を後援、（野球禁止となつてよりとの方に力をいれる）造機製圖も熱心に練習、教員では五番町の中岡が群を拔く。△撃劍は吳中安藤△柔道は同今村、堀村敎師、造兵造機は沈默、造船製圖で僅かに撃劍を。△水泳は吳中。

神應院入佛式

吳市唯一の禪刹、昨秋本堂新築竣工、入佛式延期中のところ、越前福井孝顯寺戶澤春嶺師回錫を機に該寺第一の法式なる授戒式を併せて十四日より一週間、十六日入佛式を行ふ、住職笹本悅玄以下發願の僧侶二十余、授戒の信徒及び觀音講員百余名、東本通二丁目正覺寺なる行在所に出迎ふ、新に調製せる一揃の輿に本尊十觀世音の御厨子を四人宛の輿丁に擔げしめ之を納め、稚兒十四人紅白の綱を引く、先頭本堂建築請負者、旗、鉦鼓の幡、僧侶二十余名讀經、住職、戒師、隨伴員の順、御厨子を本堂內陣に遷し、禮信徒建築委員その他を代表して杉田吉太郎祝辭を朗讀、戶澤戒師七十五歲の老軀もかくしやくと音吐朗喨左の如き法語を述ぶ

神應院入佛慶讚會法語

孝顯春堂老納

盛章佑衆實利成　移茲堂座表丹誠　峨眉嶽目端嚴相　雨竹松風說法聲

讀經あり焚香嚴なる法會を終る、次いで工廠公務死傷者追弔法會を行はれ、長官代理婉子夫人、工廠長代理副官、造兵造機製圖各部長以下の參列もあり、盛會、雜踏。

吉浦の火事　二十一日吉浦村六六二漁業山本方より出火、草葺五棟（八戸屋矢、炭俵中に通行人が煙草の火を落したるため、損害七百圓。

第四回海軍記念日　午前十七挺上運動會、各艦艇の飾り物展觀、午後市の競馬、武裝競漕、相撲、その他二十餘種の運動會、正午水交社で祝宴、四ツ道路に一大假設門を設飾、市内各戸國旗、軒燈を飾る、構内局、式場、水交支社の三ケ所で葉書等に限り記念スタンプを押捺。

山内長官陞叙　正四位勳二等功二級男爵山内長官勳一等に叙し瑞寶章を。

所得稅調査委員選擧人の選擧　二十九日市役所で行ふ有權者九百名のうち郵送二十四名、出頭四十六名で他は棄權、連記、四十五票堀岡眞一ほか十九名當選。

廣、仁方祕祭　縣下都市長會議へ列席の一行四十三名、三十日、第一二保安丸で宇品發長崎上陸廣村視察、八幡社前で記念撮影、仁方町に於て兩町村長主催の晩餐會にのぞみ、仁方出港宇品へ。

官原道路（第二期）改築出願許可　再度出願に及ぶも不備箇所、三度目の許可願を出す（前年十一月二十七日市會決議のもの）一本年八月二十三日付許可となる一本圖參照）

【六月】

廣島市參議院選擧無効　前年廣島區參議院の判決に對し從參加人串本廣三（當選代議士）上告中のところ七日棄却。一七月二十六日再選擧、早速一、七〇六票、串本一、三九九票で前回と逆に。

佛教講究會　是山和上は吳市有志の要請に三十九年來半々春秋二期住寶所化區に九州、北國、紀州、兵庫等十ケ國の地方特志の僧侶を引率して來吳一ケ月づゝ講究會を開き來りしが二十一日より三週間西教寺に於て第四回本與講究會を開く、教卷と行數は既に講了されをり、今回は信卷より、ほかに誡講として秋月龍珉師唯心教義を、多田瀧城師二卷抄を講ず。一七月十日閉會

（翌年も同樣）

西教寺門徒總代　船尾恕三郎、佐藤万藏、宮原鶴之助再選、新に宮田淺次を加ふ、高種博士　八月、佛教青年會招魂講演。

チーハー賭博と吳署の收賄事件

二十一日二艘列車午前六時二十分吳着にて廣島地方裁判所勝沼、五十嵐兩豫審判事、吉良、黒正兩檢事は書記二名のほか光區警部外數の刑事多數と總勢三十數名を率いて突如吳市を襲ふ、吳區裁判所で夥拇ひ、秋山檢事も加はり、數隊に分れ、東堺通四丁目小林元太郎、本通三丁目細川伊太郎、四番町一丁目有田某ら外數軒と、六番町一丁目浜花園（清水久藏）中通五丁目新野田（野田茂吉）、東堺通三丁目東京亭（藤田金藏）の家宅捜索を行ひ、細川外四名を拘引、一隊は瀬戸分署へも向ふ、吳署は呆然たり、これ、吳、鎭へかけてのチーハー賭博に關し仲間の仲間の仲間の

長澤が二、三年續けて經營してゐたが今は大阪の親分に株を讓つてゐるとのこと、然るに吳では長澤が胴元となり岡山の小林某をまき手として會計は細川猪一郎がなしをり、自分もまき手となり經營に從事した、次で長澤より鯛に於ける經營の命をうけ金五十圓といれ紙、クワ紙等を攜へて二囘亭に赴く、こゝで使用せるギソは二名、チーハーはギソ（走り）とまき手と結托すれば如何なる胡魔化しも出來る、長澤も「モーリンの渡鳥屋」（巡査憲兵探偵に贈る賄賂のこと）といふ名のもとに二、三度賣手を胡魔化してをる、要するに賣手が馬鹿をみるもの、チーハーの總收入は月十七、八圓になる云々。長澤は一本年二月より六月にかけ吳にて東本通の貸家を借受け吳及び鯛にてチーハーを經營、播岡由松にかけチーハーを讓りしは株を賣りしに非ず五分（全等の兄弟分）の者がそこへ來れば其者に利益を讓つてやることになつてをるからである、播岡は兄弟分なれど、眞森は乾分にも非ず云々

機事の論告　二時間、眞森、長澤、細川、播岡の賭博開帳に對しては「被告らは自らの財產權を左右するを得る國法を疑ふも、風乳が百病の基の如く賭博は百惡の基」と、長澤には「自首するよりも古谷の縄に縛せらるべきであつた」と、賭賄も含めて、何れも懲役三年、餘走（ギソ）には阪東鼻太郎外二名に二年、九名に一年、二名に二月を、收賄の河合に六月、贈賄の長崎繩村、古谷に各罰金百圓、酌婦賭賄婦女にも各百圓を求刑。

―十二月未判決、賭博に對しては一被告らは所有權の行使と認識してをる點酌量の余地あり、自首した長澤、細川には改悛の情あり意志强固なる人物なれば改過の効も亦大ならん」と、贈賄に對しては「長崎は前公判では男らしき人物と思ふてゐたに今回の申立は頗る曖昧なるも兄弟分として已むを得ざるものか、古谷は巡査としては憎むべきであるが個人的立場には同情する餘地は眞森を買收して吳警察署を轉覆せしめんと陰謀せしものといはれをるは憎くむもその證據なく、長澤、細川の兩名を贈賄せし點により、求刑一列三年の賭博四名に對し、卷手眞森に最も重く五年、開帳長澤に一年半、參與細川と播岡に各二年、饋走には一年以下、收賄河合に對しては「腐敗せる警察界の空氣を一掃するため」と求刑通り、贈賄關村求刑通り、長崎八十圓、古谷刑事は實刑二月四年間執行猶豫、酌婦賭賄は無罪。

―次で榮轄より收賄の島田刑事は金額も少なく職務上の功勞も多しと微役四月求刑（贓物關三月判決）―渡航免狀の藤島巡査は證人喚問公判數次（刑記錄脫落）（以上のうち巡査の懲戒して前記通りあり、他は二審服罪）

海軍監獄愈々移轉　こゝ十年吳市民の要望でありまた海軍側でも市街地に接して不都合となつた清水通に接する海軍監獄は愈々二河射的場の一部に移轉と決り、まづ水道敷設に着手、宮原海軍用地より和庄町字宮神、警田兩新開より龜山橋を經て和田村大新開二ノ割、下古川橋巷より射的場に入るもので、水管は直徑五吋の鑄鐵管、堺川通過には龜山橋桁上に取つけ

吳市現勢戶口調査　市が知る寄留屆による市民の增加、異動は、警察の戶口調査と常に一萬以上の開きがあり、これは寄留退去屆を怠るもの多きに依る、かくて現在數の不明は徵稅賦課その他執務に不便なるため今回嚴重なる市政調査（戶口宗教職業別等）を一齊に行ふ。―七月二十五日午前六時を期し、市吏員三十八名に派出吏十九名を加へて臨時調査員とし各區同等に行ふ（結果は本編第二、六頁參照）

【七月】

警察教育　延長に伴ふ長期講習會　正教員の學力を補習するため三日より六十日間岩方小學校に於て中、女學校教諭に依囑して國語、算術、物理、化學の講習會を開く、昨年第一回、本年で完了、明年よりは期間短縮。

市會の魔窟淸掃評定　七日の市會に於て、勝田仁三郎議員「兵士に惡德を防ぐべく海軍では衛兵により取締を嚴にしてをるに吳警が住宅を獻策してをるは如何」石田議員「娼妓の二階に及んでをるといふ、宜しく市長より警長に希望せよ」との論をなされ、結局「海軍の意嚮も探知して善處するが貸席數の營業ぶりも改善を要する、花代の低廉を講じその上で警長へ談判」といふことになる、因に竹內參謀長は「根本的淸掃なすべし」と、角田憲兵分隊長一應を追ふ式でなく大淸潔法の警告あらば應援せん」と

京山小園　十七日來、每夜札止め、吳座に素晴らしい人氣、二十日は海軍側各等切落し、二十二日海軍病院慰問。

理髮業者共濟會特約で紛擾　四月一日より職工共濟會特約實店（四一〇頁參照）を市內各所に設けられさなだに深刻化す商家の不景氣を加へしめてをるが、理髮業も亦殺到なところから、小山次郎外一名は和庄組合を脫して十五錢を八錢に下げて特約切符制度を始め、組合の忠告も聞かず、よつて俄然對抗的に「十錢にて支那人耳掃除無料」も出れば、六錢に値下げも出て、競爭激化す、和庄組合は全く無統制の混亂に陷り畦山田組合の應援を求むるも間まらず、遂に組合長以下役員總辭職に至り、理髮料は昔しきは三錢から五錢、六錢、十三錢と區々、これが直接の打擊をうける畦山田組合では委員を擧げて和庄側へ調停交涉するも應ぜず、組合を以て和庄に迫り血の雨も辭せずと決意。―同業毛利音吉、岡本伊太郎ほか三名調停にたつて本通七丁目白崎床のみ應ぜず、岡本は決意して水杯を交して援衛に赴く始末に漸く解決、全市六十餘名と女髮組三百八十名は中通五丁目久保田と元町丸方に集合、全市四區を一括して組合を設けることゝなり、取締役に毛利當選、料金も十五錢に復す。

吳郵便局の能率　休憩時間の減少と手當なきことから獵配人五十餘名罷業を企てしも二、三の慰返えりのため疑惑、首謀者松田昇外免職さる。

秋月火藥庫貯藏火事　二十四日午前四時半、秋月火藥庫より僅か三十間を隔つのみの古袋倉庫失火附着火藥のため火勢猛烈、港務部、工廠の防火隊記つけ同六時鎭火、一時附近の通行を禁止せしが大事に至らず。

第二艦隊入港　月末より全艦吳集合、約二ケ月任泊のため市中に多少の活氣。―九月はじめ、第一艦隊水雷戰隊佐世保陸備艦も吳に集合せしため吳陸備艦も合して聯合艦隊の觀ありしも取止め。

【八月】

吳振商會　吳警より四ツ道路に露店を許可されしも市には相談なく吳警の手ぬかりとされ對策を參事會に一任。

大本銀行休業　和庄本通九丁目の同銀行は六月三十日より一ケ月休業せしが更に九月まで延期。

佛通寺接心會　豐田郡臨濟宗佛通寺では例年の通り八月一日より五日間、宇夏接心會を營む僧俗のため吳市で開き管長香川黛樹老の嚮應提唱稱禪講話ホルマリン含有。

縣衞生課油川技手　吳に出張して漬菜製造業者漬菜小賣店より五百八十五點一齊引上げの上有害物檢査を行ひしに約五十點は殆どホルマリンを含有。

豐町政研新　共進會なるものを設け築地にて發會式。

空米賭博　管波判事、秋山檢事、橫山金太郎外七辯護士により吳區裁判所で開廷、前年開廳來はじめての大公判。

△贓金百八十圓田村久次郎・連淵理△全百五十圓勝谷庇之助△全百二十圓林留三郎外七名△無罪二名△

天宮外十二名は追て開廷。―九月四日、吳警非常召集、中通四丁目中田治三郎外十五名を引致、天宮方で證據物件を押收。―天宮ら十二月公判、盜役六月淺野喜助外三名、贓金百五十四天宮外五名、同百圓三名。

【九月】

第三船渠定礎式　開鑿工事を終り、八日午前十一時擧式、まづ石

工十名大なる礎石を式場中央に三段にて釣下し一同左隅に退き拍手するや神谷建築科長祝詞を捧げ次で山内長官は鏝を持ちてモルトルを石匠の側邊に注入し更に鎚を採りて石上を打つ事二回次で中嶌經理部長、神谷建築科長、中野主任校師は長官同樣石上を打つ事三回、これにて式を終る、同船渠は既に開鑿に一年を要せしが工事は爾今更に困難を增し日數竝の部合もあつて竣成は四十四年ならん、右は目下呉檣須賀で建造中の龍津、河内（五〇〇呎）竣成までには完成せしめんとするので、安藝、隱岐の四九二呎よりも更に大なる五五〇呎までの巨艦入渠可能のもの。

安藝郡呉酒類品評會　縣酒造組合第八回安藝郡呉支部酒類品評會は十日安藝郡役所議事堂にて褒賞授與式擧行

△特等　桎の花（倉橋島村中森光藏）　△一等　呉鶴（呉二七）菊の光（下蒲野村槇林市）國見山（海田市町高實政市）　△二等　個の花（渡子島村原眞一）林正宗（倉橋島村林森太郎）峯の露（呉高橋）紅葉の友（呉音崎音鶴）（音戸町大堂賀亮）吾妻川（呉二七）　△三等　海呉正宗（吉浦村野間八郎）ほか　△味淋　一等保命酒（呉高橋）二等甘露（仝上）

中學校擴張　四十年度二千五百坪（二万五千圓）の同校敷地を更に擴張、荘山田村大字四反八畝二十二歩を買收。

不法監禁問題　市內旭町福田事件吉太郎（二四）が浮浪罪で警察處罰令により二十日の拘留を申渡されしに不服で二十圓の保證金を納め正式裁判を仰ぎしに矢張り二十日の言渡しありしため六日自ら出頭し拘留處分を申出る、然るに豫審期間滿了の十三日に至り呉區裁判所より拘留執行の召喚狀來るに本人は不在既に服役中と判り、裁判所では同人を呉警察署留所外に呼出して「明日より二十日の拘留處分に附す」と申渡し、この間八日間の不法監禁が問題となつて同月二十六日、阪村長、藪七等吉田茂四郎以下更員五名判檢事出動し拘引取調べしも何等の不正なきこと判明。—九月末海田市町では町長濱岡文三郎（三四）が郡役所多額運動に際し費消せし二百圓の運動費いかがはしと拘引、（懲役一年半求刑、判決同但執行猶豫）賀茂郡三津村では山內村長、同早田原村では辻收入役の二千圓費消事件、同原村で收入役黑川駕夫、助役湯賀松太郎が公金千余圓と村共有財產勘業債券百五十圓費消と、この年縣下各地に頻々と發覺事件起る（熊野村疑獄については十一月の項）—四十四年三津口村でも村長平井一男、助役士井光太郎、收入役江木清松、書記二名の公金橫領事件あり、懲役各一年判決、但し未決百余日通算。

廣島に電話　かねて開通豫定のところ、同村では十月十一日の民政講演會（縣下巡回）には近隣町村よりの來村者多數のためこれに間に合はすべく同月一日までに開通方を廣島局監理課規劃係へ要望、米穀取入前なるも工事に農民の苦情なければ六日頃には開通せしめるとのこと。

黃海々戰記念日　長官不在中なるも職員會館圖書館擴張準備中とて余興は取止め各館圖隨意に記念式及び行事を。

仁方製捕品評會　前年來改良の實擧りつゝあり、二十日、第一回品評會を開く、會長手島町長、醫田所有者澤原俊雄ら來賓四十余名、屠獸場會場長の記錄あり、一等永井眞木登外出品十七点、終つて川崎旅館で地主主催の懇親會。因に同地製醬は澤原製醬部が率先改良にあたり、前年四月より何れも三四、五等に列して等外はなくなり、九月、竹原出張所長塚原政之助來村「爾今等外醬は政府に收容せざることゝなりし」旨を訓示、手島町長は益々改良に力を注ぐに至りしもの。

警固屋町青年會竣會式　十九日午後二時より尋常高等小學校に於て、會員二百名、呉本會長勅語、詔書奉讀、式辭のゝち、福島視學の告辭、講話あり總會を開く、同町は各地方人の集合地なれば容易に一致し難く從來懸案にかゝらざりしが意外の盛況。

西本通局盜難　西本通六丁目の同局では二十八日午後八時より三十分の間に千七百三十圓の盜難に遭ふ、局長西岡小次郎。

聯合醫組合改選　九月一日任期滿了のため總會を開き役員改選、出席六一名（一六名缺）三十票當原一人（前醫師會長）二十八票近藤良辭（前會長）の當選、副會長は眞井思次郎。—十一月、役員增俸決議をなせしも、至會費を役員俸給に充てゝは會の活動不能とのもとにこれに反對して辭職をいきまくものあり、申請書に調印成らず行惱む。

倉橋島村長改選と東西分離　林右馬司（もと部、村更）に藤井文二が一票の差で勝つて當選、東西分離の經緯益々高まる、臨期退任の友澤部村長に更員一同より記念品に時計を贈る。—十二月、戶數二千、人口一万のこの大部落は東西に分離すべきであると再三年前よりの論が再燃して、十一日、分離派なる宮尾は島內唯一の良港所在地なるに非分離派部落への船舶乘降荷物運搬を禁止するに至り、これらは他に港を求む。

鎭山神社例祭　二十九日、順當の和庄町では儀廻しと大旗を田して神輿を迎へ中道、堺橋通を練り五當町の市役所敷地で式祭、この頃同社を村社より鄉社に昇格せしむべく財產を準備中。

【十　月】

荒尾市長再任　（候補者推薦經過については別項）六日就任式擧行語るところ次の如し「市制呉の基礎は成れるも財政整理に急を要する、呉市の現狀は本邦都市中最下位にあり而も市民多數なる職工の收入は少額ならざるに生活難—市稅負擔に堪えずーの聲あり、これは物價の高いこと、東京を除いて他に例なしといはるる家賃の高きによらん、されど當面して上水道の國庫補助に仰ぐにこの現狀にては許されず、暫も生活狀態を削減して呉れぬから、今後多少の增稅は免がれまい、また區劃整理の更改も必要であらう、吉

浦道路も決行せねはならぬが益々物價は騰り四十万圓の大工事とて仲々に至難、國地約二万圓の補助は至當と思ふがこれさへ市民に反對者あつて困る」

明法寺佛教講究會　島組六助六百五十年忌御待受の催備として三十九年頃より開設の明法寺の講究會は例年通り十月二日より開延、三十一日終る、是山和上の統卒せる光明寺生は遠きは九州、北陸より三十余名列す。大谷光演來錫。十日、五番町說教所で御敎、南條隊士の講演あり、佐々木仙一方で晝餐後鎭守府海兵團を訪ひ能美島に赴く。

「吳日日新聞」發刊　關戸雅城、中村松霞、中山雪素ほか社員四十名連袂吳毎日新聞社と關係を絶ち、關戸使用權を有する會社の活字、機械により十七日創刊し從前の購數を追ふ（別項參照）

堺橋架替竣工　電鐵軌道工事と共に橋体竣工、關十鐵柵を取付中、十九日開通式、二河橋と同樣渡初式を行ふ、中通六丁目富島嘉二郎(ママ)夫婦。

教育品展覽會　二十日より四日間、市女外三校で行ひ、この期間臨時休業（三七〇頁參照）

伊藤公薨去　二十六日、ハルピン驛頭で兇彈に斃る。

物言ふ活動寫眞　二十七日、禮埋座で大入り（トーキーに非ず）

吳電鐵開通　三十一日正午二河橋東詰會社用地で擧行、伊知地工廠長、竹内參謀長、毛利水雷、矢島海兵團長ら海軍部内多數、廣島よりは永井縣技師、縣會正副議長ら來賓五百余名、これを代表して荒尾市長、市會議員一同を代表して今中富三郎ら祝辭を述べ、近隣當務各地よりの祝電を披露飯島喜藏專務挨拶、開宴、車輛九台に來賓を分乘運轉、同三時より營業を開始、來賓に記念繪葉書と三十回乘車券を贈る。

―十二月五日、總會にて本通九丁目より東本通眞を游覽門へ、岩方通三丁目より下中町、明神町を經て遊覽に至り前者と連絡する臨延長線甲請（既甲請特許の未成線には四ツ道路眼鏡橋間、驛前線、踏切より長濱間の三ヶ所あり、驛前線は十二月末竣工、二十六日開通、長濱間は延期を出願、翌年四月竣工、四ツ道路眼鏡橋間はのちに取消出願、沼間の遊覽裏門線は四十四年三月竣工、之と連絡する後者は同年今西線に變更出願せしも許可に至らず）右、四ツ道路眼鏡橋線はこれを堺橋筋を直行して海軍監獄前を曲り軍法會議前より工廠表門に至るやう線路變更を計畫、監獄移轉を待つ要あり、保留、遊覽裏門線は沼田邊に出れば街路取繕げの要あり裏筋とさる。

―十二月二十六日、驛前支線開通。

―翌年四月二十七日より踏切以南開通、全線三區なりしを九丁目―四ツ道路（十字路ともいふ）―驛前―西本通角―終点の四區に分け全線六錢となす四ツ道路川原石間のガタ馬車廢業、人力車廢業は三十餘名に及ぶもなほ三百餘台あり。

（廣島市の電車は翌年二月十二日付許、翌四十四年工事）

開通當時の主なる株主左の如し

△五八七株桐山可造　△八四〇株左々木傳助　△三〇〇株澁澤榮一　△二一五株近藤良幹　△一九五株澁原精一　△一四五株澁原銀行

全、會社の主要工作物及び諸機械は次の如し

△發電所―敷地五九〇坪　貯水池深十六尺水深六尺面積四二坪　家屋煉瓦製一部鐵骨二六尺、汽機及電機室四七坪、汽罐室五〇坪、合計九七坪　汽罐英國バブコック社製水管式二台各二百馬力宛　煙突大坂鐵工所製高地面上二一尺鐵筋外徑頂部五尺下部二二尺　汽機英國アレン社製二百馬力一台　發電機英國デッカー社製直流二百馬力二台　電動機、全交流二百馬力一台　凝汽機英國アレン社製一台　温水裝英國バブコック社製二台　給水ポンプ二台　配電盤デッガー社製

▽車庫―敷地（本社用地共）一、五〇〇坪　車庫木製鉄骨二八尺建坪一九二坪　車掌運轉手詰所建坪一五坪

△軌輛―車体笠後若津大川運輸株式會社製　車台及電氣裝置英國デッカー社製　電動機容量三十馬力

△架線―電線 SWG 二番　長五、九〇〇尺　電車線全三番グループ形複線長七、三七〇尺

△倉庫―八八坪

△軌道―單線長二哩六〇鎖　軌條ステツバレール　一碼重量六七封度　一本ノ長四〇尺

△關係せる工事―二河橋（全部木製叉七間長三六間半）堺橋（橋面の外全部鐵製叉七間長一六間）

―開通當初は近隣當務が街頭に樂隊入りで市民に注意を促せしも、十一日三番町で小兒を輕傷せるを皮切りとして事故續發、會社は保護者の不注意として見舞をなさず、殺人電車の惡評も立ち、守屋理事嚴重なる注意方を訓示（脫線又は衝突は翌年夏頃より始まり、九丁目の引返し点にかて多し）

熊野村紛議　同村は戸數千三百、人口六千、出來、中溝、吳地、萩原、城の堀、初神、新宮の七區に分れ、村役場は中央の中溝に置き、年經費一万三千圓、風俗淳朴、村内平和、農の傍ら特産の筆により縣内屈指の富村をなす。城の堀區村議醫師佐々木亮は小學校々舍敷地所有主なるが地料の紛議より村會に移轉を迫り、やむなく官有地神社境内に移轉、佐々木これにも反對妨害せしも、一時事濟まりしが、本年八月九日村長世良實三郎が任期に至るや留任に反對し從弟熊野銀行常務高等小學校訓導佐々木三郎次を候補に擁し村議十八名中の六名を得しが、留任派九名、あと中立、佐々木更に二名を獲得して互角となり、七月十八日選擧會を開きしが何れも半數に達せず無効、よつて二十九日再開、自らが打つて出しも敗れ世良再選、八月十一日認可となる、佐々木は檢事局に投書し、十月二十七日檢事出動會計帳簿を取調べるも進捗なし、偶々宿直室の貯金通帳より、矢野縣道路改修工事費補助金下付運動に役場員の寢會費として二百圓の公金を費消しをるを發見、村長及び助役三池清人、書記槻山定美拘引さる。―助役、書記免職となり、世良村長の三十九年より四十二年に亘り公金八十九圓を酒肴に費消のみ有罪。

吉浦付祭禮の奇習　同村では習慣に未婚の女から男に羊羹を贈り、男は祭禮の翌夜返禮、これを贈らねば村八分さるの風習あり、吳署では衛生上風習改善上これを取止めしむ。

駐在教員規定　知事管高校では教育經濟事業中兒童取締法として駐在教員規程なるものを設く

△校外における兒童の動作を觀察監督し及び家庭訪問等の實務を有す

△毎月數回管區内を巡視すべし　△注意すべき事項―地方風俗上の改善の兒童の衛生風儀、命令と訓戒の効果、遊戲の狀況、家庭の狀態、兒童の心性、諸流行事件　△區域―1新畑2原3郷4田中5神立6大上7東城8東町9中町10西町11延納

【十一月】

警備艦にも軍艦旗　從來掲揚なかりしを祝祭日は終日、平常は午前八時より日沒前五分前までの間一時間を限つて許さる事となる。

「伊吹」就役　八月兵裝を終り、九月所屬横須賀に回航の豫定なりしも遲れて十一月就役、一万五千五百噸の新艦は數馬と同型なれど右が在來の機關なるに伊吹はカーチス式で、公試運轉の結果は前者の二十一浬を優いで二十二浬の好成績。

吉浦道路協議　本年初頭市民の猛反對に市の計畫する案は自然廢案のまゝとなり、晝來泣慶入りの形なりしが、十五日、電鐵常務近藤良幹、市議石山巖市、市參事會員小林、中鹽、中島、海軍用達中島儀一郎、吉浦村長野間松太郎ら集合協議、實力者集合して三、四十名を以て工費を分擔、出資額に應じて埋立地を分割せんとの方策をたてらる。―十二月、市會に於ても閉會延期出願を取止めると共に、埋立地を買收する心算にて買收金を出資これにより起工せしめる方針に略々決る。（年末松本勝太郎ら三名と作業費附として假契約、翌年六月市會提案、本編及び明年次の別項參照）

燒山村鶴行者　富永辰次郎（嘉永七年生）は父清次郎病歿のあとを引繼いで富永家に仕へ二代四十年（同人明治十五年以來二十七年）家運挽回を圖る を廣島駒行會より表彰。

稅務署長かはる　中澤銳太郎十五日福山に轉じ同地組合井三郎と交替、市内有志送別に銀盃一個を贈る。

市内防火井水調査　上水道未だしに、防火の唯一の水源井水調査を全市消防四區に於て行ふに、第三部長（和田一四）小鹽潤三郎最も熱心に調査、消防の使用に堪ふるもの二、五二四、證當による父は貯水槽四七。

志道會　仁方、阿賀、廣、川尻四町村の郡醫、僧侶、町村長、學校長、醫師、警察員等集まつて、道義を基とし有益なる向上を圖らんとするもの、本年三月組織、第二回を十一日仁方小學校で開く、百名、廣村長成申詔書を奉讀、町村醫區長も加へる事とす、縣から臨場の田頭屬の講義、島視學の敎育上の注意、左記會員交々の演說あり、本原唯順提出の會員貯金による各地視察案は保留、次回は來春川尻村で。

△廢化救濟事業に就て一本原唯順△實業家向の女子敎育に就て一廣村濱田哲太郎△信仰一仁方町新田耀善△所感一阿賀町高橋主一△酒の効用一川尻村石川勝一郎△至誠一廣村岩西健造

小松原文相　中國、九州方面視察の途十三日北條高師校長らの案內で宇品より保安丸で午前十時來吳、工廠見學のち中學校に於て中、小學校長を集めて訓示。

「飛鷺の泉」發覺　農商務省釀酒試驗場主催全國清酒品評會に本縣出品一四八點、受賞二二七點、優等三津町花心、西條町愛正宗に次いで、一等中に、飛鷺の泉（廣村森生浦助）二等中に富士鶴（仁方町相原勝）吾妻川（吳西三宅）三谷春（倉橋島村林森造）林正宗（同村林森太郎）桂の花（同村中森光藏）あり。

兵學校卒業式　第三十六期北白川輝久主爵下ほか華族三名以下の卒業式を十九日擧行、御名代竹田宮恒久王殿下台臨、本年は前年と同樣優等卒業生の講說はなし。齊藤海相は十八日吉浦驛に下車、山內長官と次席試驗を視察、水交社に入り、翌日數育本部長阪本中將と江田島へ、東鄕大將は御名代宮御召艦淀に陪乘、同大將は佐世保で乃木大將と出合ひ二十八日の旅順表忠塔除幕式に參列（關連書日で二日吳に立寄る筈のところ豫定變更宮島より東上）

婦人の町內夜警　川原石、吉浦方面に火災頻々たり、殊に川原石は放火の疑ひ濃厚、東、西濱町、川原石、西迫、新宮の各町內では午後十時より午前四時まで男子は稼業に差支へるので各戶より女子一名宛出て四十戶を以て一團となし夜警に任ず、鐵棒を曳き或は金盥を叩きバケツを打ち拍子木をうつ

明法寺の旋毛　十七日朝、內陣には阿彌陀如來と祖師のみ、聖德太子はじめ高僧の繪像十二副そろひ（皆直にしても六百圓）見當らず。一翌年一月、京都本願寺附近に明法寺住職と偶り宿泊する女連れの男を檢擧、果して犯人

吳陽學院と吳幼稚園　藏本町（岩方小學校前）に私立吳陽女學院（甲辰女學校後身）なる中等程度の學校を設立せる校主宮原幸三郎は今回更に附屬幼稚園を申請中のところ認可、十二月一日より開園。因に吳陽學院は二ケ年半（學期六ケ月）の夜間。一翌四十三年より授業休止、四十五年十月廢校手續

私立海城中學　二番町（驛前）にあり、青年會を設けて校內で演說會、討論會盛ん。

興行界

この頃の興行界、藝備紙吳附錄（一回のみにて續かず）に一瞥するところ一吳座は京山小圓の浪速節、次で吉備團子一座の歌舞伎を、朝日座は地勢に制せられて間、寶來座は振つたことなく、神垣座は移轉して目下假設興業場ながら意外の人氣、義太夫の覇大隅太夫一座乘込むの景氣、永福座、濱樂座、富起亭、三城座など寄席も時々の人氣を占む。料亭旅館の一流は吉川、德田、岩越、次いでは吳洋館、萬歲館、久保田。

牛乳販賣競爭　牛乳搾取場は市制當時六、七ケ所、三十九年七ケ所、四十三年八ケ所、大正元年九ケ所、取締は縣令十四年競爭、二十年改正、三十三年四月內務省令發布。從來市內には販賣上の競爭なかりしが、四十二年十一月廣島市中島牛乳搾取場主が本市鞆山田村二番町二丁目に分店を設け一合代價五錢なるを三錢五厘乃至四錢にて配達を開始せるより市內場主は之に對抗の擧に出で三錢にまで値下して競爭販賣二ケ月に亘りしも十二月末協定して之を止め原價に復して配達販賣をなす（この項「吳市史」による）

【十二月】

山內長官待命

一日付進級異動で軍令部長伯爵東鄕大將は軍事參議官に、後任に第一艦隊司令長官男爵中將伊集院五郎、山內吳鎭長官待命となり、後任に海軍次官中將加藤友三郎、さきに橫須賀水害救援に轉ぜるもと吳工廠長北古賀少將も中將に昇進して待命。一七日、新長官着任して送迎式擧行、事務引繼、伺候式のち、午餐を共にさる。

山內前長官は、八日、遺兵、製鋼兩部の工手六十余名を職庭に集め懇篤なる別辭を與へ、自他ともに許す「職工の親分」は、日清戰爭以來大尉より中將に至る十數年の間苦樂を共にせし我が子と袂を分つ、感激本部長松本中將伊知地工廠長と龍ケ首大砲發射場に向ひ、長谷場技師永年の苦心に成れる長谷場式アーマーに對する發砲試驗を視察、翌九日午後一時半吳發列車で東上築地の日本製鋼所本社で所務を執る、長官退任にあたり吳市敎育基金中に千圓の寄附あり七日市會正式に受納、發別賞を絕對謝絕、記念品も受けず、銅像建設議愈々進む。一十四日參內、拜謁仰せつかる。一年末贈吳、二津田私邸にて酬養、翌年二月正式に日本製鋼所總務に。一家贈の千圓にて翌年市は

敎育參考書を購入（市立圖書館の起源をなす）

【藝備日日新聞のゴシップに曰く一山內は六百余万圓を蓄めてをる、櫻兵衛更にこれを圖關に入れて一儲けさし、相携へて薩派の飛躍を圖らんとするーと、長官の待命ー製鋼所長は山本海相と合意のものなりしを何はる】

山本權兵衛の天下　今回の將官進級と全時に行はれし大更迭は海軍部內未曾有の變動にして、柴山矢八大將が艦隊派の勢力を擁げて山本權兵衛大將に抗抗久しく、柴山の高壓的勇退で表面解總、斷らくは秩序的進級異動を行はれつゝありしも、氣鋭の內田中將、井上少將も現職を去るに及んで天下に槪付くものなく、世は山本大將の權柄を左右するに委ざる、されど山本の用意周到は容易に驚骨せざりしも、今回の異動は世人を驚かしむ、即ち部內に才幹抜偸噪たれど大將の女婿財部大佐の少將進級と全時に海軍次官たるは全期の先任大佐には鹿島大將の女婿竹下勇、山本の舅丸を握る小栗孝三郎あり、その他十三年乃至十六、七年の卒業生多數あるに、數十人の先輩を飛越えてをるからである。

加藤新長官着任

六日廣島市着、夫人の實家なる西白島町嘉美方に一泊、七日午前十時半吳驛着、澤原貴族院議員、荒尾市長ら部內外百餘名の出迎へをうけ、腕車海軍一門に下車、軍樂隊の海行かばの奏樂、警戒隊一中隊捧銃裡に構內に入る、竹內參謀長以下在吳高等文武官、各艦團下士卒整列のなかを鎭守府に至り、前上官と握手、伺候式のち、工廠長以下五十餘名樽上會議室に着退任の乾盃を擧ぐ、このとき廳舍屋上の前長官の將旗は警備艦隊春日の十三發の禮砲裡に撤せられて新長官の將旗を掲揚され、毛利同艦隊司令官は新長官に對し十五發の禮砲を發射、新長官は豐樽をして十一發の答砲を發せしむ。

人事部新設

海軍人事部條例を制定され、一日事務開始、參謀長のもとに兵事官が取扱ふ事務を引繼ぐ、兵曹長及び同相當官の身分も取扱ふ一日、鎭守府條例も改正、幕僚中に人事部長を加へらる。

赤十字社總會　五日、五番町小學校で吳委員部總會を開く、總會は廣島支部二十餘ケ所のうち每年五委員部づゝ順次に開かれるもので、吳は四年連續開催せるため、次回は數年後とならん（豫定通り開かれしや否や不明）―翌年一月建築豫定の新市廳舍内に二十七百圓で屋舍新築計畫、既に寄附七百圓寺に農民大會を開く、通常縣會では一日共同苗代設置規則に對する意見書を當該官廳に呈出する件を二十三對九で可決、同日縣下各郡市同志者協議會を廣島で開催、明年三月を期して藝備農民同志倶樂部發會式を行ふべく、縣下の反對運動は依然として熾烈。

共同苗代縣令遂に撤廢　前月二十七日安藝郡では下瀨野村役場―九日の縣會に、「共同苗代奬勵費」案を提出され「縣下の現狀に鑑み將來を慮り忠實なる縣會の意見を採用し改めて奬勵費規則を設布すると共に共同苗代規程を廢止する」と知事說明、滿場拍手、二年に亘る猛反對運動成功―翌年一月十五日、共同苗代縣令撤廢農民大祝賀會、縣令撤廢期成同盟會解散式、藝備農民同志倶樂部發會式を廣島市鷺堀町書藝にて擧行し、引續き政談演說開催、犬養毅、河野廣中、島田三郎、花井卓藏、早速駈付ら。

石油發掘騷ぎ　市内東雲町四丁目九〇番地商松山榮（二七）後見きく（四四）は十四年間目下のところに居住、十月の地震で二間の井戸水濁色し石油臭きところから、再度井戸替を行ふも止まず遂に警官立會して五升の水を試驗して點火せるに三升燃え、使用を禁止さる、忽ち石油發掘權の運動起る。

縣醫師會設立認可申請　を吳醫師會芳村會長ほか十一名で知事に。―翌年一月認可となる―吳市の役員は芳村晉、山下德彌門、佐々木貞一、宮原一人

吳工廠の擴張　十日、勅令第三三一號を以て工廠條例を改正、明年一月十五日より實施さる、右により從來の造兵部を砲熕、水雷兩部に分たる第五條　海軍工廠に造船部造機部會計部兵器庫品庫を置く　前項の外横須賀、佐世保、舞鶴海軍工廠に造兵部を置き吳海軍工廠に砲熕部、水雷部

製鋼部及び火藥製造所を置く

―この改造で船部には第三船渠とほかに造船々渠と二大船渠築造中（四十四年度完成）製鋼部も工場增築中、造兵部は一月十五日限りで廢止となり、第一、二、三、五、九、十四、十七工場を砲熕部に、部長に有阪前造兵部長が新任、部員には造兵少監多田貫像、同武藤稻太郎、同伍堂卓雄ら任命、四、七、十三工場を水雷部に、佐世保工廠造兵部長大舘鎗太郎造兵大監が部長に新任、從來の火藥試驗所も擴張さる、職工四十二年末二万二千九百名、給料四十五万七千圓、一月は二万三千九十九名休日多く四十二万千七百六十四圓八十六錢。

海兵團の調營番　各分隊で二名づゝ調當番を置き下士卒每月一錢を據金しつゝありしを會計出納不公平から各分隊每に行ひ先任伍長が物品で報酬することゝなりをるも、六圓乃至七圓の據金あるに僅か二、三十錢の物品しか與へてゐないことが、鄕原方面に廻着の陸戰隊兵により摘發され團内に一問題勝内號一五年退団　日清戰利艦通内號が台灣沖で沈沒して十五年に、二十一日の當日、生存者明石副長生野大佐ら龜山神社の記念碑前で追弔祭を。

川原石港愈々閉鎖　愈々明年より十五噸以上の船舶出入を禁止さるに對し、市會では吉浦道路未だ成らざるため延期出願を申出ることゝなり川原石普後處分委員會を十日も開會せしが、恐らく延期許可は不可能とみて十五日取止めに決る。吉浦村では一日華々しく開港祭を行ふべく目下準備中。

木盃　松本勝太郎、鄕里島根縣那賀郡井野村の教育基金に五十圓を寄附し

吉浦沖の舟火事　吉浦驛へ到着、經理部へ和船明神丸で運搬中、揮發油六百六十噸と共に燻失、二川の若者團體活動、江田島小用の消防船急拔、一水兵の重傷して極力收容、損害三千三百圓。

造船々渠定礎式　吳工廠に於ては工事進行中の第三船渠のほかに造船用の船渠擴張を進めつゝありしが、之を終つて二十五日午前十一時より定礎式を擧行、加藤長官、竹内參謀長、伊知地工廠長ら關係科長の案内で式場に至り、石工十人三交で礎石を吊下げるを取外して拍手、關係科長祝辭朗讀、長官は鏝でモルタルを石底側邊に注入し槌を以て石上を打つこと二回、式を終つて祝宴、長官參謀、この間現場係諸員、請負人、職工順次禮拜。

吳署長かはる　飛澤吳署長と藤崎佐賀道署長と交替（左遷はこの年の吳署チーハー賭博等收賄事件のためか）

眞宗浦辺の賑はひ　是山和尙二十三日より下浦辺同島に飛錫、二十六日まで法莚、全島各地よりは勿論、大崎、倉橋、鹽、仁方、川尻、内海より日夜數千の聽衆に滿内は幾十艘の船で埋まり、島内十數ケ所の石灰山の抗夫も休業すれば、密柑山にも人絶え、參詣は三日間停止、密柑波戰場で積出商船數十艘は市場に殺到してをるに手を空しく終るを待つ。

兩大疑獄事件一段落　年末、吳第一疑獄（前年九月檄暴の海軍納品會社詐欺及恐喝事件）の控訴判決あり、同第二疑獄（本年六月檄暴のチーハー賭博と吳署收賄事件）の一審判決あり、前者の有罪と後者の賭博關係何れも無罪、こゝ兩年吳市の話題を賑はし、贅く大公判に廣島地方裁判所を吳が獨占の感ありしが、こゝに一段落（何れも檄暴月次參照）

凱旋門建設計畫　石台に黃銅製文餘の砲彈形とし、鍍金の鷹を付して一千圓、眼鏡橋畔に建てんとさる（翌々年十一月干城會解散に際し記念に門を建つるまで實現に至らず）

大陰醫廢止　明年より一切新曆となり、曆表中の舊暦行事に削除さるもの多し。

吳販業株式會社　近畿地廣外六名資本金五万圓にて旅館貸賃、模範ホテル經營を目的に設立せるもの、目下は新築のみ營業しをるも當初の大計畫たる大旅館建設を決行すべく十一日吳洋館で臨時株主總會を開き、吳洋館の買受及び市内中央に數千坪、二百名以上の大宴會も可能なる大旅館建設について議す。

第二十五議會から第二十六議會へ　（四十一年）前議會提出の財政計畫は凡てその協賛を得しが、爾後財界の形勢は到底これが遂行を許さず、茲に於て政府は事業の再繰延が行び更に行政を整理し、事業を緊縮し以て財政の危機を救はんと勞む、五月十五日の第十四總選擧結果は△政友會一八七△憲政本黨七〇△大同倶樂部二九△猶興會二九△無所屬六四で政友會著しく議席を增す、されど、總選擧後二ケ月を經ざる西園寺公望突如辭表を奉呈、原因は前樣内閣を引繼げるものなるも前内閣派との感情疏隔と、財政の急迫とにあり、次期内閣については特に勅使を韓國に派遣されて伊藤統監の意見を徵せられ、大命は七月十二日再び桂太郎に下る、一方議會では政友會に對抗するべく憲政本黨、猶興、大同、無所屬の合同運動は成らざりしも、戊申倶樂部、又新會の兩非政友團体が出來、憲政本黨と共に桂内閣反對の立場に立つ、政友會は桂内閣に鷹懲たるものがありしも總裁の訓諭より大同倶樂部と共に與黨をなし、期うした情勢裡に十二月二十五日開院の第二十五議會に臨む。

（四十二年）に於ては日露事件により政友十一名、憲政本黨七名、大同二名の代議士削除さるあり、十月二十六日伊藤博文ハルピン停車場の露と消えるありしも、政界には格別大なる波瀾もなく桂内閣は絕對多數の政友會の後援を得て十二月二十四日開院式の第二十六議會を迎ふ。

（本市を地盤とする富島代議士は本議會前又新會を脫して政友會に入る）

宅地價修正　勅制整理案の宅地價修正案今議會に提出さる、四十四年度より實施のものにして明四十三年度における調査費百五十万圓―議會通過

宅地の修正地價は本法に據り定めたる賃貸價格の十倍とするも賃貸價格の十倍が現在の地價の二十倍を越ゆる時は現在地價の二十倍を以て其地價とす、茲に所謂賃貸價格とは賃主が公課修繕費其他土地の維持に必要なる經費を負擔する條件を以て之を賃貸する場合に於て賃主の收得すべき金額にして宅地賃貸價格調査委員會の調査により政府之を決定す

社會斷片　△正圓寺に強盜　被害者大工鹿子(ママ)を縛り起し寢間の三十男出刃を擬して一圓五十錢强奪。△姦夫を殺害　下浦郷島村大字上黑島に於て人妻と姦通せる男を追跡し女房を取戻せしも、又もやこれを連れ出さんと伺ふを聞き數名の協力を得て亂打のうえ海中に投ぜし事件、殺人未遂にて起訴さる。一三名に懲役各七年求刑、一年半と一年半の判決。△肥料法違反　下浦島村三ノ瀨肥料商は發酵許可を受けたる外の肥料を販賣せるを縣廳より告發さる。△夫人二兒を殺して自殺　三月、軍艦伏見乘組一等兵曹醫谷榮の妻ヤス(ママ)は、死に臨み容姿を整へ、主人納戸の長刀を振つて二兒を殺し、一名即死、一名瀕死、自らも自殺を圖る、眠るが如き無邪氣な顏、凄慘の極、酸鼻の極一原因は精神に異狀。△檜垣床下で喉突　役者にのろけた女房と姦夫を殺害せんものと大連から歸つた大阪者の宇佐美正次郎(ママ)女房を詐欺取財で告訴せるも不起訴となり、さりとて姦通の告訴には女に未練があり、いつそ兩名を殺害せんものと姦夫出瀨の檜垣座につけ狙ふたが、既にさとられたか女は見えず、そのうち生活に窮して、姦夫の寢室の床の下で喉嚨を突いて自殺。△三浦シモ出獄歸宅る　三十八年來良家を欺き吳市内で三万餘圓の詐欺を働き情夫に入揚げ私慾貪婪の限りを盡して處刑の三浦シモ(ママ)は四月二日出獄歸吳せるも間もなく詐欺取財の告發に遭ひ七日引致又も舞戻り。△貯金通帳詐欺　吳市曙町三丁目一六古物商岡本シモ(ママ)は內線の夫德榮安と共謀、一圓五十錢の貯金通帳を五百圓に改竄して市內の同業多數を欺き詐欺△紙幣僞造の一味　六月十八日吳警が捕へた新浪場町智川正晃ほか四名の犯罪に、伊豫にかけ海上船中で十圓紙幣を僞造し沿岸部各地で使用、阿賀から吳に持込んで發覺したもので、相當多額、巧妙に僞造され一見して不明。△姪殺慘殺　過ぐる五月二十二日吳遊廓菊水樓娼妓小金を日本刀を以て慘殺せる大阪市の某に無期求刑のところ懲役十二年に。△美艦水兵銃死　七月、吳海

兵團第四分隊一等水兵筆硯兵四等行狀津川四郎(ママ)は美艦が禍し慘々死を決せしも分隊長の懲諭に果さざりしが遂に戰人らしき遺書をのこし一發のもとに落命。△支那人傷害事件　林中隣傷害の和庄町本通七丁目石崎甲子郎出獄△吳署の探賣狩り　探賣婦及び媒合の一齊檢擧二回、五十名近くを何れも十五日の拘留。△嫉妬男を斬る　の痴漢(ママ)に懲役二年。△廢物が燃殺　重傷屈醫藥組三饗好田芳松は三番町二丁目渡邊古物店より十二斤砲彈一個買求め下宿で鎖落し中信管を除きあらざりしため轟然爆殺、全身火傷、妹も負傷天井を貫き屋根裏で止る。△資産差押　十六日、中通五丁目山根峰吉、同二丁目金物商深川利作、本通五丁目京屋呉服竹內隆藏等市內の資産家差押、領母子講役員たりしが新役員を脅喝罪で告發し逆に告發者がやられたもの。石油を呑む　長ノ木町で二歳の子供親の油斷に石油を多量に呑み應急手當せしも間なく死亡。△模範村に老妻殺し　九月二十七日、廣村字高田新開神垣仁八郎母ヤエ(ママ)手誤で絞殺され犯人は放火して行方を晦ます、近隣消止めて大事に至らざりしも、同村では明治四年字大湊の一軒家に强盜押入り家人一名を殺害してよりこの方四十年不詳事をみざりしにこのことありしを遺憾とさる、本案より無籍の妻婦と噂されてゐたほどに當初六月初旬備前地方へ出稼ぎ中の仁八郎が歸宅してみるや一つの蚊帳に人力車夫(ママ)と母が寢てゐるのをみて憤怒この兇行に及びしものとみられしが、その後阿賀町八幡座で興行中の俳優が知合のヤエを尋ね歸鄕すべく金の無心をせるを拒られて自棄自殺兇行に及びしものと判明。死刑求刑、無期を判決。△姉妹の晉玉　十二月、周易判斷(ママ)の一家苦しく、二番娘(ママ)が強勝にも吾身に身を沈めんと申出るも年が足らず姉の名で三年三月を百二十圓で娼妓に賣りしが發覺、詐欺取財で。△遊廓に變事頻々　十二月に入り個死、殺害各一件及び出刀疵丁で相續を殺して自らは咽喉を突く無理心中も。

明治四十三年

市廳舍新築と市財政

日露戰後の經濟界に就て記さるところ次の如し

戰時に於ける外債金の流入及び軍費の撒布に基く市場の好況は、戰時には戰局の長引くべき見越しをもつてなされてをりしも、講和條約後は條件不良に對する不人氣、外債增加に對する懸念、財政の前途に對する悲觀等の爲一時的現象として經驗に富める實業家の多くは何れも謹愼の必要を說き例として日淸戰後企業家の失敗をもつてす、然れども、その後の經濟界の事情は戰時と大差なき好況を示し、外金の流入は續いて多かるべき見込みあり、又軍費の撒出減少すれば通貨は縮少するならんと見込みせるもの多かりしも正貨は輸入超過の趨勢を示し一旦下落の傾向ありし物價も再び上向き工業會社の收益多額…

この戰後の好況の潮に乘つて吳市建設の諸事業は一齊に進められ、市內商工業、事業會社も勿論然たる勃興をみたのが、三十九年吳市の繁榮なのである、然るに財界の反動の影響をうけて四十年多少の打擊を蒙り、更に政府の財政整理による軍備繰延べによつては翌四十一年、吳市の不況は深刻化して、その急激なりし膨脹發展に一頓挫を來し（六六六頁參照）翌四十二年度の豫算編成にあたつては專ら緊縮方針により、豫定なりし四學年の二部敎授施設もこれを延期するのやむなく、土地賃貸料を財源にあてゐる公債金償還は一般市經濟を壓縮し臨時事業整理によつてこれを行ふのほか途なきに至る、玆で四十三年度豫算編成にあたつても、四學年二部敎授施設に苦慮するのとき、市當局はその緊縮たり し市勢發展を年初早々の市會に提出に及んだためこゝに吳市會前後にみる五日間に亘る一大論爭を惹起したのである、而して、當面する公債金二十一万圓を如何にしてこれを解決せんとしたか、その經過は、華やかなる吳市建設初期の樂屋裏を詳らかにすると共に、初期市會

の眞劍さをも物語るものでもあるのであり、これを前哨として掲げんに一

即ち、四十三年度豫算編成にあたつては、三十九、四十年度の莫大なる公債金の償還と及び中、女、小學校の繼續既定臨時費も要するところから、既議決の傳染病院敷設さへも引續いてこれを繰延べ、前年度同樣極力消極緊縮の豫算を編成し、且根本的財政整理を行ふの方針を全議なくさる、然るに四十三年六月を期限とする二十一万圓の公債金は新年度に於て四万圓を償還し殘額を興業銀行から七朱五厘の低利で借替える万針なりしを償還を延期し、たは四十年以來調査中の家屋稅は未だ實施に至らず、さりとて百別制賦課標準の更改も行はず、既收入の增加もなければこれといふ新財源もないまゝに愈々豫算討議を前にして市廳舍新築の新規事業を目論まれたのである。

これが理由及び財政計畫は

もと吳倶樂部なる市廳舍は共立株式會社から借つてをるが、建築技手は東本通小學校を、土工技手は市會議事堂（廳舍階上）を使用してをる、その不便は忍ぶとしても、かくするもなほ充れない市廳舍の無隣はその執務を益々困難ならしめてをり、關道亦極めて不完全であり、よつて、今、市役所を豫定敷地に新築せんか、その地の免租二十圓、繩內代書人室貸借料三十六圓に、現在要してをる本廳舍敷地料家賃八百四十圓、倉庫借賃三十六圓、飲料水料三十六圓、その他十二圓、計九百六十圓の經費を合算する年千四百圓は二万二千圓の公債金を起してその利息に相當し市財政に何のかよはりもない、都市の体面上更に一万圓を加ふるも、年七百圓の增支出に止まる、近き將來增築の要を慮り更に一万圓を加へるとして千四百圓の增支出に止まる、既公債金完濟後に待てば機を失するから、この際公債金を借增して四十六年度の完濟を一ケ年延長するといふにあり

即ち、公債金は返濟期限が本年六月なのでこれを機に、より低利に借替へるが、序に二万圓借增し、完濟期限を四十六年として許可されてをる市起債條例を四十七年度迄に改正の許可を受け、四十三年度は公債金の利息だけ支拂ふことにして、借增の二万圓と償還定財源とで市廳舍を新築しやう、一年

延期すれば、價還は出來るからーといふのである。

委員會は承認　豫算市會にさきだつてこの市廳舍新築案は先づ吳市公債條例改正案と共に舊臘十二月十八日の市會に附議さる、第一日は近藤（良）議員の反對で議場騷然たるものあり、やむなく散會に至る、同議員の曰くは、「戰後一般に家賃を引下げられてをるに、現在の廳舍の家賃は三十九年値上げをしたまゝである、同會社へは佐々木仙一以下議員でこれに關係してをるものも多い、先づ須らく家賃引下の交涉をなせ、なほ現廳舍の狹隘を云々されるが、誰々の何々なる院を一掃して無能吏員を淘汰し少數者により執務すれば狹隘でもない、日露戰爭當時は今の三倍の事務をこゝでやり果してをる、今は臥薪嘗膽の秋、戰捷に醉ふて驕奢な氣持を起すことは戒申諭書によく戒められてをる、強いて廳舍新築を敢行せんとあらば現在の公借金價還を濟ましてからにすべきである」といふにあり、贊成論は勝田、厚井議員等によつてなされ「既に敷地あり、都市の體裁からも必要である、公借金價還を一年延ばす位は敢て問題でない、この機を外すと五年間待たねばならぬ」といふにあり。翌十九日（第二日）天野議員「吳市の經濟には年々七万圓の余剩ありと雖も、上水道の大事業を控へてをる際なれば、四十二、三年度繼續事業とあるを四十三年度よりと改めては如何」と原案に多少の讓歩を求めると共に委員附託の動議を提出。

委員會で審議の結果は、明年度公借金二十二万五千圓に對する同年度の利息だけは土地を賣却して支拂ふことに修正したのみで多數をもつて新築案を承認に及ぶ。

市會五日間の論爭（市民の輿論）　一月十八日市會に、天野委員長より委員會の決定を報告されるや、當時の兩新聞社吳公論、吳日日新聞社の反對論驚く、市民輿論も囂々たるものありしほどに、傍聽席滿員、特別傍聽席近藤議員

「委員會は斷然たる審議のもと原案を承認したとあるが、自分は然らず、吳市會が今日まで決議した事項の繼許が實行されてをるや、未完成のものに傳染病院改築、中女學校、橋梁、宮原道路、小學校二部敎授の廢廳等々十七万圓の經費を要するあり、この外緊急を要するものに鹽山橋、新築橋間の道路築調、下水道、石風呂山の公園等あり、これら計畫中のものを加へるときは四十七万圓の巨額に上る、これを行はざるに廳舍の建築は緩急を誤まるものである、五番町小學校の地料五升も三升五合に値下げ出來たではないか、現廳舍の貸費料値下を得て、新築は後日のことゝすべきである」と痛論、贊成議員の應酬に議場騷然、散會。翌第二日、石田議員、前日の近藤議員の質問に續いて「緊急を要するものには川原石荷揚場設置もあれば吳阿賀間道路改修（合計八万九千圓）もある、宮原道路、石風呂山公園の連通するため市は幾許の損害を受けつゝありや、本市の財政は三十九年以來膨脹の一途を辿り一朝經濟界の不況に遭遇しては悲慘なる境地に至つた、これ西圍寺內閣の事業熱に冒され、桂內閣の非募債主義の痛棒を喰つたものである、この時吳市のみ、而も不急事業のため起債することを本省が許すものと思ふか、理事者は今後の起債は低利だからといふも、一般經濟界の變調は旦夕が測るべからざるものであり、現に吳市はこの變動のため堺川の埋立に失敗してをるではないか、市制當時は寺院で間に合はした事を考へれば、市會議事堂を別圍に求めて何等差支へない、理事者が出席に不便とは日實に過ぎぬ、委員會は廳舍新築の先入感に侵されてこれを可決し、大局を又不急の點を考へるところがなかつたものと思ふ、又、市役所敷地として千三百坪必要なものなら殘り四百坪は賣却して坪四十圓二万六千圓を此處に求むるも策であらう」と、委員會の決定に反對。第三日、水越音平外七名の延期申請書を朗讀、これは所要經費は寄附して吳區を無償市會議事堂に貸與するから市廳舍の新築は延期されたいといふにある。近藤議員「年に積々二十回、吳區が借れゝば便利でもよい、住友銀行すら一時保險會社を間借りした、議會は三年間鐵橋下で我慢した、議事堂はこれで結構だから、現在のこの敷上は市廳の事務室に使用されよ、市長は構道が悪いから七十人の吏員のうち日に二人宛の病人が出るといふ、事實とすれば、三池炭坑の地下作業に百人で三人の割の病人が出るといふのと同率で由々敷き問題であるが、その病人は勝手に怠ける病人を加へてのものたらう、然らざれば、市長は臨床者を撰つて吏員に採用してをるのであらう、然らば幾ら人員を增しても能率はあがらぬ、病人を作るばかりである」と答辯の余地なからしめれば、岡村助役「學校を講場に使つたとき、半年分の燒費を特別の途中に吏員が揃摸とられたことがある、佐世保が二万一千圓を投じて市廳舍を新築したのは、伊太利軍艦が來訪し艦長が答禮に來たとき市長が會ふのが恥かしくて逃げ置したことが動機と聞く」と泣事を並べると、山下議員「今日いくら綿密な廳舍を作つても、明日差押へを喰つたのでは何の事かわからぬではないか」と揶揄する、贊成議員續りに二讀會へ入る採決を求めるや議場騷然、傍聽席騷擾して巡査部長と二巡査が取締に現はれる、多數二讀會に入るや、近藤議員辭表を叩きつけて退場、當日は散會。第四日、近藤議員前日の辭表を撤回し、堺川埋立地を全部賣却して建築の資金を得る延期の動議を提出、本案を急を要すといへば同時に着手を要する事業は幾多あると迫及、山下議員賛成「兩新聞社の所論、この多數の傍聽人の言を市長は何と聞く、これ市民の意志なり、市民の信を失ふて市長は何を爲すや、本案如き重大問題に參事會員の列席せざるは何故か」となほも市當局を糾彈、堀岡議員「先づ現廳舍の賃貸料引下げを交涉し、引下げたものを基礎に計算して市民の負擔にならぬやう原案を修正、六ケ年計畫に」の動議を提出、その所論如何と待たれてゐた佐々木（千）議員は市民負擔に變りのない二万二千圓の範圍で建築したら如何と折衷案を動議。理事者側は「佐世保市は吳市より人口少なきに二十二万圓の公債金を有し、二万圓の廳舍を新築してをる、吳市が四万圓の廳舍を持つも分不相應に非ず」と、原案を固執。こゝに於て贊成議員から議場の空氣を緩和せんと協議會說を持出せしも、傍聽席の騷擾益甚で成らず散會。第五日「造林、屠場收入、糊むに足らず、公債は財政參謀のもと、他町村への轉住者益々增えん」と、この日も新築反對の討論に續き、採決の結果、延期說は近藤、石田、山下三議員修正說佐々木、宮崎、近藤（米）、佐藤はじめ二十二名の贊成あり、天野、今中、濱本、堀岡等の委員會修正案支持も成らず、條例改正は二十二万五千圓を二万圓減じて二十万五千圓に修正するに決し、なほこれを市內銀行に借ぐか市外に求めるかについては、郡市の信用上からは市內で賄ふべきであるが、爲に金融を梗塞する憂ひもあり、市當局に一任、何れにても可とする。因に市廳舍建築案がこゝに落つくまでには連日傍聽席にあつて議員間を斡旋した關會議長宮原幸三郎の勞及び久澤原議長公正によく反覆の論議を盡さしめたるを多とする、而して少數委員會の決定が多數市民の輿論によつて修正されたことは吳市會史に特筆すべきことであらう。

起債六年減一二万圓に　かくて論爭五日、吳市の財政を檢討し盡して、市廳舍は豫定經費を半減して新築する事となり、當面の問題は市廳舍建築の是非にありしも、既に財政の行詰りをみるとき、如何にしてこれを打開し、如何にして舊に復するかについて拂はれたる努力は大なるものあり、公債政策はこれを以て打切られ、爾後數年間、吳市は一切の新規事業を控へ、既公借金の完濟へ一路精進することに市の事業、財政方針を決定さる。

が更に、右市條例改正による二十万圓も十八万圓に削つて許可をされ、よつて舊債に對する不足二万圓はこれを償還すると共に、なほその十八万圓も

實際の募價は十六万圓とし、休む豫定の四十三年度償還も休まずに行ふこととせるが、これが經緯は次の如し。

●起債償還一年延期も取止め　市會の決定により市當局では市公債條例改正の許可申請を行ふ、その申請書要領は

吳市は三十九年度に河川堤築のため五万八千圓を公借金し、埠築によつては市有地五千坪を得、外に一千五百坪の不用地と合し六千五百坪を坪五十圓平均で賣却することとし、これを財源に四十年度二十六万圓の公借金なし、市の建設諸事業に費し、爾來償還に努め來りしが、戰後經濟界の變遷に地所低落して豫算の半額にも充たず、ために、四千五百坪を十万八千圓にて賣却せる、その年賦收入四万千圓に加へるに已を得ず再び緊縮方針のもと前年來一般會計歲入より六万余圓を以て、四十一、二の二ケ年間に十万七千圓を償還せるも、なほ二十一万八千圓を殘しその期限本年六月に迫る、これが財源としては殘部土地賣却（但し未賣却二千四百坪約六万圓は除き）と一般歲入によることゝし、これが終るまでは學校、傳染病院市役所の建築の外は新規事業は一切控へて極力償還に努めるべく候も一

主としてこれによるのほかなき一般歲入にだては、吳市は二万三千百三十三戶を算するもこのうち職工二万千九百二十一戶、官公吏千五百九十一戶、商業三千九百二戶、農業六百九十二戶、その他五千二十七戶の內譯にみても判然たる如く、恒產の民に乏し、その大多數を占むる職工も戰時來住增加にして當分は殘業、徹夜、增俸等により相當の收入をみしも目下は收入減にあり、當時市稅戶別割一戶當り二圓八十四錢八厘なりしが收入減の今日三圓六十五錢の負擔となつてをるは蓋だ不條理にして、この職工を相手の小賣商は更に困窮の狀にあつて、一般增稅の余地なし

試みに三十七年度と五年後を比較せんに、戶數一四、八七三一二三、三四、一六一一六、〇七七、計九、七〇九一六、二〇九の如く五年間に戶數八、四二九、人口二二、九八七人の增加に對し、稅金は六圓五十錢即ち二倍弱の增加を示してをる（總額二十三万三千三百余圓）

以上の理由により償還期限四ケ年に延長を許可されたといふにある、岡村助役上京して說明、許可を請ひ、內務省に異議なかりしも、大藏省は增稅の余地ありとし、市近ごろむなくば、二部敎授の復舊、傳染病院改築、市廳舍新築は延期せよ、と十八万圓だけ許可となり、期限も四十六年度迄に短縮さる。よつて、別項（三月の項）市會豫算修正結果に於ける如く市廳舍建築費は全然公借金によらぬこととさる、而して、許可の十八万圓も、豫算外の土地一万二千圓と前年度（四十二年）の賣却收入八千圓と計二万圓をこれに充て、實際の償募は十六万圓に止め、四十三年据置、四十四年より四十六年の三ケ年間に皆濟することゝ。

（舊債償還は共濟生命保險會社へ十八万八千圓（六月期限）二十七年度借入の敎育基金四千四百圓（全十二月）全九百圓（全明年三月）計十九万三千圓にして新起債のみでは不足のため、四十三年度堺川埠立土地代年賦收入一万五千圓と利息三千圓、銀行預金五千圓を加へてこれを償還一ともあるが、豫算に於ては二十万八千圓とあり、金額の相違については不詳）

●今四ケ年新規事業差控えの方針確立　而してこれが財源としては堺川埠立未賣却二千坪を、平均二千圓に賣却五万圓、既賣却の年賦收入四十四年一万七千圓、四十五年一万六千圓、計八万三千圓と、不足は歲計七万圓の餘剩中から臨時施設を極力見合はせて捻出、四十六年度までの臨時費は左の如く大体に繼續費のみに止め毎歲平均三万圓宛を充へる方針を定む。

	土木費	敎育費	屠場費	經常費を加へ
四十三年度	四、九二〇	三一、一九五	三、七四二	四〇八、二五九
四十四年度	四、〇〇〇	二〇、七二二	三、二一〇	二二五、八九四
四十五年度	一、五〇〇	一一、四九五	｜	二二四、四九五
四十六年度	二、五〇〇	五、〇〇〇	｜	二二一、三九六

	土地賣却代	一般歲入繰入	合計
四十三年度	五、二〇〇	｜	
四十四年度	一七、〇九六	四〇、五二四	
四十五年度	一六、〇八六	五五、一三七	
四十六年度	｜	四九、二九一	
		二八、三八二	一四四、九五三　一八三、三三五

因に、十六万圓の起債は、市內に求むるも四銀行の定期當座六百万圓あり容易、農工銀行の五分七厘、均一償還で五分八厘の複利、手數料六分の方法もあれど、結局一般募債の煩雜なき讀原銀行と契約。

（以上「吳公論」による）

●市廳舍新築反對運動　九日、在吳新聞なる吳公論、吳日日新聞兩社及び市民會主催で憎坦座に演說會を開く。―十八日より二十二日に至る五日間の市會大論爭の結果、四万圓の原案は二万二千四百圓に修正可決。―翌二十三日吳座に反對大演說會開催、市會の闕將近艤良幹、宮原、不破縣會正副議長、縣參事會員內田哲郎、市民會より中澤寬蔑、平原喜四太郎、田淵與伯、吳日社から鯛戶、中村、中山、吳公論社より綱村、藤井露峰ら出演、市會の經緯を報告したほ反對を強調。

●市廳舍設計　豫算半減によるもの、本館西洋製木造瓦葺二階建、百二十坪一万四千圓、附屬事務室五十、三十、十五坪の二棟、何れも日本建木造瓦葺五千圓。

宅地價修正と吳市

（前年十二月の項參照）今議會通過、明年度より實施の宅地價修正のため各稅務署では多數の臨時雇員を置き調査に緊張を極めてをるが、現在の市街宅地百分の二十、郡村宅地百分の七、五に比し、現在の價格の十倍を以てする新地價を自分の二、五なる新地價によるとき、從來の地價安價なりしものは地租增徵となるも、然らざるものは減少し、縣下を通じては多少の減租となる趣旨。

六月一吳稅務署管內市部の價格調查委員定數九名、同部部十名と決定吳市では坪百圓の賣却價格の土地も二十年前は一反四、五十圓なりしもので、宅地となりしのち地價は非常に低位にあり、今回の修正で地價の均衡をみること、縣下第一、全國中その比をみまいとさる。

吳市には公道として使用地所より地租を徵しつゝあるもの多く、莊山田村一部地主は市役所に地目轉換手續をなすべく方法を協議。―莊山田區では左記二十二ケ町の土地區劃整理を宅地價貸價格調查に間に合はすべく急ぐ。

京町、成町、伏原、西原、大歲、朝日、弓、胡子、榮、明神、松本、荒神草里、中川通、藏本町、神田町、岩方町、今西町、濱田町、稻荷町、古川町、片山町

―八月、賃貸價格調查委員選擧を四日吳稅務署で行ひ候補者二十數名、左記當選（有權者一、五八二名中投票一八二）宮原區は協定を急ぎ一名も得ず

△和庄―佐々木千秀、堀岡眞一、佐々木萬次郎、橋本貞之助、青森喜一郎
△此山田―宮原幸三郎、宮田幾次郎、佐藏萬藏
△二川―石山義一
安藝郡―菅田茂四郎、野間八郎、家頭昌德、山田一清、永野法城、桑原幹夫
世良雄三郎、小原伊兵衛、林嚴一郎、吉岡多平治
賀茂郡―南部竹原組、浦邊組、黑瀨組と北部三組と協定して、廣村大石菊次郎外

―委員會は十月十五日より吳稅務署に於て委員長宮原幸三郎のもとに開かれ十一月二十四日終了、その結果は稅務署の調查額

市街宅地	七七、一二四圓	より二、八一四圓減
郡村宅地	六八、〇六七圓	より五、一六五圓減
計	一四五、一九二圓	より七、九七九圓減

結局十三万七千五百十三圓に稅務署の同意を得、されど市內の一等地八万二千六百二十坪（うち市街宅地四二、一五四坪郡村宅地四〇、四八坪）は埋立地なるの故を以て五十年までは地價据置の事に決定、吳市の現在地價は市街宅地七五、八三二圓郡村宅地七七、一一三圓の低額にあり、その後騰くべき賃帳に地價の騰貴は既往と比較すべくもあらず、殆と無價格にして廢地たりしものが吳市の繁華地となれるものなるによる、而して今回調查の結果は實

貸價格十三万七千三百圓の十倍即ち百三十七万三千百三十圓と査定され現地價の九割強に上り、二等地にありては規程制限を超過するもの勘なからず。稅率はそのまゝとし地價を引上げて收入増を圖らんとされ一地價修正法は市街及び郡村宅地の毎年の賃貸價格を調査しこの十倍を以て地價と評定するも、市街宅地は現在の十八倍、郡村宅地は七、二倍を限度とす、然しその地價總額が現在の地租總額を百分の二、五で除したるものを超過するときはこれを以て修正總額とし各修正地價に按分して無畫の價格を定めるものである、吳市の市街宅地最高八十六級（一等地）の二圓、一反歩（三百歩）六千圓は勿論この制限にかゝる、原案によれば、吳市一ケ年の地租は現在の二万圓の八割一万六千圓の増加をみるも、十八倍制限のため、實際の増加は八千圓に止まる。

稅務當局の提出した吳市の賃貸價格原案は

市街宅地　二十級を最低に三錢六厘

郡村宅地　十三級を最低に一錢六厘　一等地を七十級として一圓十錢で、市街宅地の一等地二圓は一升十三圓五十錢の米價で除して一斗四升一合にあたり、七升が最高、普通六升の吳市の從來の賃貸價格の二倍にあたる、一等地は六十八級の一圓位が至當であると委員側では勿論引下げを主張せるも、當局は佐世保の一等地八十五級、橫須賀の八十六級と對比して吳市の八十六級は絕對に動かせない、が、十八倍制限のため實際は半分位で止まるだらうから我慢せよといふにあり、接衝の結果は結局賃貸價格總額に於て五分四厘九毛二絲を減じて、原案十四万五千圓を十三万七千三百圓に減じ殘額七千九百圓を各大字に振當て按分に關當修正、郡村市街接近の不公平も改む、而て評定地價はその十倍の百三十七万圓となり、制限價額は

現在市街宅地賃貸價額　七万四千圓　十八倍の百三十三万九千圓

現在郡村宅地賃貸價額　六万二千圓　七、二倍の四十五万三千圓

計　十三万七千圓　百七十九万二千圓

であるので、それよりも四十二万圓は少ないわけではある、が、この中には、五十年間据置の地が市街宅地四万二千坪、郡村宅地四万坪、合計八万二千坪（堺橋通より和庄本通一帶）あり、この地價は五十年後に賃貸價格の十倍を標準に定められるものである。

吉浦道路の開鑿

（本編第十一章及四十一、二年の同項參照）

四十年末豫告、二年の猶豫期間を置いて本年一月一日より實施された川原石港閉鎖の對策たる吉浦道路開設に就ての市の作業竝寄附案は期間關了を控へての前年十二月この地事業家松本、永井、野間の三名と假契約を締結する運びとなり、當衆本契約に要する吉浦村との交渉に時日を要し、波止場その他少々の希望ありしため一部設計を變更して漸く六月七日の市會へ「道路開設及び海面埋立工事施行の件」を提案となる、これが要領は

△道路開設六百六十八間幅員六間六万七千二百圓、海面埋立四万三千四二十九坪三十六万六千六百圓、吉浦村内買收地買收費及び家屋移轉費等指定し讓渡も認める　△埋立民有地は前記作業及び指定寄附者に贈與の場合は幅員變更を認む　△軌道敷設、瓦斯管埋設橋設置を承認　△軌道不許可　△寄附者に於て荷揚場及隣界假置場設置（二千圓）等

市會と參事會の對立　市會に於ては、當初幅員七間の豫定を六間とせる軌道敷設に支障なきや、川原石方面の埋立坪數が增加してをること、堺川宮下川埋立地賣却が豫定通り行かざりしは時機を失せるためで本案は市營として可なり、公益の義務につき愼重審議の要あり等の論議出で、委員附託とす、されど既に市會全會一致假契約を承認してをる手前否決するわけにも行かず、市營希望あれど財源に成算なく、持て餘した揚句讓決に先んじ本會へ圖讓し、議長より市參事會に撤回を交渉せるも、參事會は再調査には應ずるも撤回は理由なしとし、交涉成らず「一應市が道路開設の權利を得て置く要あり、然る上で」との理由のもと撤回要求につき市會協讓會で暗賭投票を行ふ、參事會依然として撤回を拒否するにより、委員會では遂に「原案は甚だ杜撰にしてこれを一々修正せば体形を存せざるに至る、例えば埋立の海面よりの高さの如き潮の干滿によつては一万立方坪の相違を來すがこの點確たる契約なし、昨年市會が全意せるは民有埋立地は二万六千坪なりしが本案には二万九千坪となつてをる、當時は金利高く金融界逼迫の折とてこれに全意せるも今日に於ては再協讓の要あり、東波止場は船の出入不能となる一等の理由を擧げ、なほ市營の場合東波止場埋立には大なる利益あり、總じて坪十圓二万坪を埋立つるに三十万圓を要すとして市が五朱三厘で借入れるとき利息一万六千圓、坪五錢で貸して一万八千圓の地料は利息を支拂つて餘りあり、なほこれが元金は電鐵敷設權、瓦斯管埋設權のみにても十万圓を償還し得べく、更に機關權、遊廓移轉等による利益を償還に充つるとき、市はこゝに莫大なる土地を取得することゝなる等と、助役「寄附行爲の存續する限り原案を維持する、設計杜撰なれば議事の中止を得ば再調査せん」の申出も、又「市營は不利」の反駁も一蹴して、この作業竝附案を否決し、同月二十一日、本會議へ今中委員長「本案は撤回を要求せしも市長は委員會ではその要求に添ひ難しとの事なりしため市會附議會に諮りその意志により二日に亘り撤回方を參事會と交涉せしも應ぜられず議事中止による再調査を求められしも延期不可のためこれを拒否して遂に否決したい旨を報告、市長は撤回せざる理由として「既に二ケ年余に亘る懸案であり、市營は市經濟これを許さず、勿論增税によるわけにもゆかぬため、義俠心に富み且經驗ある桐山氏の奔走、縣の助力、海軍に嘆願して埋立地の增加を得て寄附を待ち、埋立地の半を市に買收を求むる合資組織の議を松本氏らより提案ありしが、これを改めて、遂に今日の假契約に至りしものである」と述べて原案を固執、山下議員（參事會員）「渡止場と鐵道關係を市に提供する事として再交涉したら如何」の議をなせしも成らず、この日、假契約者との關係上否決に加はるを諒とする十二名の議員は缺席して遂に本會議もこれを否決。

一次の市會、九月六日、參事會の威信を保つべく、合議の上、今中富三郎外二十二名の贊成のもと再設計々畫を求むるの建議案を可決せるが、參事會不信任を意味しての市會と參事會の對立が斯くも激化せるは吳市はじまつてのことである。

十一月、市では市營案と寄附行爲案と兩案をたて調査を進む。

（四十四年）

前年の六月に、作業寄附案を否決した吉浦道路開設については、九月再設計の建議案もあり、當局に於て調査立案中のところ、この年八月一日、漸く市會へ提案に至り、十二月二日これを可決。

これよりさき、同道路問題については、この年一月吉浦村會は前決議を取消して、この旨村長野間松太郎、村會議員野間八郎より吳市に通告するところあり、即ち吳市に於て直ちに起工するに非れば、吉浦村に於てこれが工事をなすといふにあり、參事會は測量調査のうへ回答を約せるもその催促急川原石港閉鎖後の善後策として創められし吳曳航株式會社は社長定永清次郎、取締役松本勝太郎、富島歌郎、近藤良幹（大阪商船設所經營者）らによつて業務を營まれ來りしも、第一、二期とも二千圓の缺損をみる。

三月、市内、吉浦村内の實測完了、市營か作業竝附かの方針決定を纏ぜられるに、市長は「市が一モンも出さずして道路が出來れば作業竝附によるも不可ならず」とし、斷乎意を決して再設計に着手、喜利技師を主任として鋭意これにあたらしむ、されど、このとき、瓦尾市長辭意深く（八月二十八日退職）助役の任期（十二月二十八日）滿了また切迫、市制改正の結果（十月一日より實施）參事會の消滅を控へて、八月一日市會へ提案をみしも、直ちに議了には至らず。因にさきに四十三万圓案を計撰とされしが、今次の再設計は四十八万圓を計上さる。即ち次の如し

一、道路開設及海面埋立工事施行の件　△二河町新宮より吉浦村東新開西ノ開に至る一、一七二間、幅員は山間部六間その他七間、工費九万八千三百圓　△二河町字長濱より道路終點に至る地先、四万七千七百坪、工費三十

三万七千圓（潰地買收費、家屋移轉、測量監督費三万七千圓ー以上第三項を指定寄附、其他を作業寄附とす

一、吳吉浦間道路開設海面埋立工事執行方法及び營業者と契約に關する件ー市の所有に歸したる部分にして宅地となるべき土地は全部寄附者に無償讓與す、軌部敷設、瓦斯管埋沒に支障なきを承認

【吉浦村との契約】ー附帶案

一、全然吳市の事業とする　二、吉浦村墳墓内にある潰地買收、家屋の移轉並に波止場、舊道路敷、河川澤渠等本工事に關する一切の手續は吉浦村で行ふ　三、右に要する費用は吳市より若干を寄附す　四、道路完成後は吉浦村に屬し修繕保存の義務を負ふ、但し海面埋立地は下附方手續の上吳市に屬するものとす　五、軌道敷設、瓦斯管埋沒に支障なきを承認

前年のそれと、新舊案を比較するに

	舊	新
道路延長	六六八間	一、一七二間
仝　幅員	六間均一	六間と七間
工　費	六万七千圓	九万八千圓
海面埋立	四万三千坪	四万七千坪

新案は物揚場、澤渠敷、上陸桟、關界置場、宅地に增加、新たに防波堤を設け、たゞ道路敷に多少減

埋立費　三十六万六千圓　三十三万七千圓

埋立坪數を增して工費の減少せるも、道路敷買收費等の指定寄附は二万三千圓が三万七千圓に增加

寄附者の得るもの　二万九千坪　三万一千坪

市會では前回の假契約者もあり、他に希望者もあれば、寄附者を定めずして委員附託とする。ーその後、委員會で調査の結果は、潰地買收費等の指定寄附額三万七千圓を四万六千圓にその他設計に多少變更を加へて十一月二十八日の市會へ委員長澤原精一より報告、道路敷の滿潮四尺（海軍水準規定）基準を川原石の現在三尺に（但し荷揚場は六尺乃至八尺）に變更、十二月二日の澤原市長新任挨拶の市會に於てこれを讀決、先づ前回の假契約者に交涉することゝす。

ーこのとき、關の意見として、本事業は吳市の設計經營にして吉浦村はこれに同意するのみ、假に共同事業とするも埋立地は七分方吳、道路は吉浦が七割を占め如何にして經營するかに難點あり、吉浦商港を目的とすることに變更すべきであるとさる、又、海軍の同方面埋立計畫も突然現はれ、市の埋立を海軍省が承認するか否かが問題となる、因にこの頃吉浦村の家屋一千五百を超過、往年の三倍となるの繁榮ぶりをみてをる。

（四十五年）

松本らと交涉斷絶　前記の如く市は更正案につき總會上先づ前回の假契約者と交涉することゝしてゐたが、明けて四十五年一月、松本、永井は次の如く憤慨書を提出「吾々は地元との關和土吉浦村野間八郎と三名で四十二年十二月假契約をなせるもの、翌年市會は該案を否決せしが設計に就ても條件の變更ではないから、當頭に置くなと市當局よりも懇諭ありしに、本年に入り條件變更の交涉をなされたので吾々は假契約の意志繼續を要求せるに、市は突如一片の書狀を以て交涉斷絶を通告し來れり」云々。二月二十六日、岡村助役は松本と會見、その意見を聽くに「一、二工區（長濱、新宮）は軌道の有無にかゝはらず偏員七間、山間部の三、四、五區は軌道許可明の上、第五區の海面埋立に同意すること、物揚場の敷地、關界置場は現設計の坪數を半減せよ」といふにあり、不調、愈々交涉斷絶。

ーその後、富島歌郎、水野萬次郎らの株式會社說、天野德太郎の東京某の出資希望取次ありしも、濱本佐二紹介の東京市麻布區廣尾總吉との假契約成り、市は一万圓の供託を求め、期限にあたり廣尾側では一週間前に借託したといひ、當局はこれを否定するの曖昧なる經緯あり、結局保證金到達の時效を以て契約破棄となる。この間市會議員多數の希望もあつて富島、水野らの株式會社說具体化せるも、七月、作業寄附行爲は不穩當で行政上監督本省不許可の意味明するに至り、遂に原案を改正に決す。

市營に變更　即ち、工事費は上部竣成の�exclusive埋立地を以て代價とすることゝし、設計も道路一、一七二間を一、八七五間に、海面埋立四七、七〇〇坪を四九、八四八坪に、竣工期限三ケ年を四ケ年に改めて、十月二日の市會へ左記の方案を提出す。

議第七號　道路開設及海面埋立事業施行の件（理由）由來本市物價の騰貴はその大半を海運に賴りて需用を充たせしも明治四十三年以來軍港拡張となり結果船舶制限出入の禁止等運輸交通の便愈々不利を極むるに至りたり茲に於て本市は勢ひ吉浦町に及んで開港せざるべからざる必要に迫れり、仝村は已に天然の港灣を有するも本市との間に通ずる道路頗る險惡にして固より車馬自由の交通を容さず人畜の通行猶だ不便を感す、故に本市商港を得る第一次の工事として本案の通り仝港記一貫せる道路を開設し傍ほ之れが道敷及財源に充つる爲め海面を埋立せんとするものなり

議第八號　仝工事執行方に關する件　吳市吉浦村間道路開設及海面埋立工事執行方法及營業者と契約に關する件左の通り改む

一、本工事は金四十万六千六百四十六圓八十六錢を以て指名請負と爲すこと　二、前項工事は竣成に至る迄請負代金の支拂を爲さゞること　三、本工事の潰地買收費家屋移轉費測量費及登錄稅に充つべき金額四万三千百十八圓八十五錢六厘を寄附するものに對して之を受納することを承諾したる後第一項の本工事請負契約を締結すること（以下十二項）

【說明】前案は作業寄附とせしも今回は之れを改め工事は請負契約とし謝礼金は最後に至り代物辨償と爲す趣旨に變更したる爲め工事執行規定その他の法令に規定なき條件のみを本案に揭げ以て市會の協贊を求めんとす、なほこれが特別會計大正元年より仝四年に亘る四十四万七千九百六十五圓十八錢六厘を設く

【註】工事内容は本編第十一章に記載

市會に於ける澤原市長の說明要旨次の如し

（前略）四十四年八月一日市會へ提出、委員附託となり十二月二日可ぜされるや、總會工前回の假契約者松本らと交涉この間諸種の要求もあり、傍ら讀子府に交涉を開始、加藤文吾、名和參謀長らの仝情のもと埋立地增加の諒解も得しが、遺憾ながら松本らとの交涉には相互利益に反することあり、途に本年一月二十七日不調となる、これよりさき東京中辰商會に希望ありしも松本との交涉中の故に見合せ、交涉斷絶後車戸物吉の代表來吳し假契約を結べるも前者契約不履行のため解約するの曲折を經、その後種々研究の結果作業寄附を廢して市營と改めしもので、これが調貢希望者は必ずあると確信する、なほ吉浦村の承諾書が本案に附帶されてゐないが、事實上の交涉は行政上の手續を市長が行ふ、これを前案と比較するに工事費一万九千六百圓を增加、潰地買收移轉費等七千七百圓を減じてをるが、これは電車終點より海岸通までの二百坪を廢して西二河通一丁目に通ぜしめたゝめ、また監督費を減額したゝめである。

前の假契約の一人たりし永井總太郎議員より「昨年八月一日參事會の提出案は關界置場一千六十坪なりしが委員會で二千百五十坪に訂正され本案は六百三十九坪に減じてをるは如何」と質問、海軍と交涉の結果位置を變更したがためであると答辯あり、同議員は密議に加はらず、九名の委員附託となる。

委員會では、瓦斯管埋沒に關しては吳瓦斯株式會社の既得權を承認することに、軌道敷設は竣工後五ケ年を二ケ年に短縮、關界假置場を二ケ所に分つ等の修正意見のもとに指名調貢者と決定して石田、水野、富島の三名に示談十月二十五日の市會に於て水越議員廢案を叫び、市長は調貢作業者は未定なるを强調、また「吳公論」紙に本利權につき五百圓を收賄せる議員ありとの記事ありしにつき、調査委員會を設け勝田、冨原議員ら委員に指名さる。

五百圓問題は事實全然無根ならず、濱本郎讀長、專務委員を辭任す。

吉浦村會に於ては、十月二十六日、吳市の道路を認め、道路八百二十一間八万四千圓、海面埋立一万五百坪、七万一千圓竣部の覺書に公民六名の委員と共に調印。（以上「吳公論」による）

（本案は大正二年四月二十五日市會決議ー以下次編に）

【一月】

吳軍港の新年　例年とかはりなく越年の諸艦左の如し

△所屬艦—安藝、伊吹、富士、石見、生駒、淺間、春日、嚴島、明石、千代田、大和、宇治、姉川、龍田、鳥海、潮、子の日、若葉、朝風、初春、時雨、春風、初雪、卯月、水無月、長月、菊月、鞍馬、第四、五、六、七驅隊、第一、二潛水艦隊、歷山丸　△他所管—沖島、第十二驅隊、△港外の所屬艦—淀（小笠原方面）赤城（旅順）常磐（佐世保）隅田（岳州）伏見（鎭江）若宮丸（樺須賀）

廣島市長　高來市長辭して後任小田貫市死去、目下渡邊又三郎。—この年九月病氣辭任、間もなく死亡、後任長屋謙二なほ前年十月擔任報否平の七十五年祭を全市及び三次、竹原で執行。

倉橋の火事　六日、大迫池出芳太郎方で小供の火遊びから失火、八戶燒失五百五十個、衣類等家財千百圓。

市會議長選擧　八日の初市會で議長は三十四票で前任澤原精一（次點四票）天野儀太郎、一票今中富三郎）代理者は十六票今中、十五票近藤、今中辭して近藤を推し、近藤亦辭せるも、今中に決定。

宮原縣會議長雪冤會　第一次疑獄事件舊縣米麥訴訟で無罪となり縣會議長宮原幸三郎、吳公論主筆爾村良次郎の雪冤會を九日西敎寺で開かる、來會三千、不破縣會副議長、森田卓爾、岡村助役、市民會幹事本原喜四太郎ら祝詞を述べ、余興に小兒相撲、消防梯子登りなどあり、露店も出ぶといふ未曾有の盛況。—失格決議發返し　九月、縣會では野島議員の辭職承認に關聯して宮原議長の一昨年末の事件による參事會の失格決議を發返す。—右安藝郡神鉄選擧には戶坂村川口令三、三宅彌八立候補し、九月六日三宅當選。

警固屋町發展　本年より川原石港愈々開發され、吳市との道路惡く吉浦村に劣るも、本町も亦これが好影響をうける、即ち從來大阪下關間の定期寄港なかりしが、大阪商船のほかは全部寄港を始め、大阪商船に對しても中國、伊豫鐵附の寄港を陳情、十一日の町會では、加藤力吉出願の水面使用（繫船設置）を滿場一致可決。同町の船乘は二千二百五名

町長宮本保太郎　前町長不給末のあとを町治刷新をはかる、助役銀員、收入役高木平三郎、議員には加藤力吉、上中端太郎、谷本初太郎、杉岡初太郎、水野小太郎、福田三四郎、藤田藤藏、宮本保太郎、向井半三郎、警固屋校長大原範四郎、鍋仝井上須磨、林山仝小櫻善一、郵便局長梶元三、鄕里會長石田祐一郎、漁業組合理事宮地孟彦、西久保庄一郎、正木千代藏なほ町吏員濱は四十年度吳市四、九九二に對し三、〇四一の一四九十四錢六厘、四十一年度吳市六、二三二に對し四、一七六の二圓五錢五厘低位にあるをもつて職工の轉住者も多し。

電鐵擴張計畫　一月早々、堺市櫛屋町工所へ車輛五台を注文（一台六千圓）一二月、九丁目より及び吳郵便局横より延長して遊廓裏門で連絡する二哩半の敷設線認可出願、工費二十万圓の計畫。—四月、第八、九回を終り、資本金三十万圓仝額拂込みとなる。川原石鐵道交叉點に公衆車通過を申請中認可され、舊會社跡を假車庫とす。電燈線營につき調査中。事務所移轉工事も進む。二十八日、下半期の株主總會を開き純益一万圓は線路延長のため後期に繰越し今回は無配當とす。—五月十四日本社移轉式擧行、二階二十八坪、階下三十八坪。

西條間輕鐵計畫　安藝電鐵會社　吳市及び大坂、堺、松山の各市その他有志發起し資本金二十五万圓を以り創設し吳市那山田村字岡田（朝日遊廓を中心とし胡町、大年町、京町の總稱）より賀茂郡廣村に至る電氣軌道を敷設し貨物その他の輸送を計畫。—右は鐵道線で西條へも延長せんとするものにして、西條吳間の一ケ年荷客運賃は二十二万九千圓あり、それを三分の一乃至四分の一に見積るもなほ收益ありと詳細なる調査をなさる。—（衆議院議員選擧

茂輕鐵會社　—四十五年三月、前年出願の賀茂輕鐵四條より黑瀨村を經て吳市に至る十九哩十四鎖許可となる、資本金八十万圓、發起人日山淵三吉、堀内良吉、有田温三外二十名（年前記に吳電鐵は吳阿賀間の輕鐵免許を得てをり、阿賀西條間輕鐵特許の賀茂輕鐵會社發起人と合併交渉—三九二頁參照）（吳、阿賀間競願については本年十二月の項參照）

彌生橋と五月橋　前年上手に中三間（千八百圓）下手に中二間（千三百圓）の兩橋を寄附五百圓、市費區有財産各半々の二千六百圓を以て架設の建議市會で可決せる堺川兩橋は、寄附行惱み中のところ、東堺川通八丁目より西堺通に至るもの十九日入札、三月竣工見込み、中一間一尺、長さ十九間五分、全部木材（十五貫八百五十四、彌生橋）—今一つ、東堺通五丁目より五番町に至る五月橋も、二月寄附三百圓に達して出願、二十三日土木常設委員會に附議、着工。—六月竣工、五日渡初式、魚問屋富島平助老父母八五八三歳のほか四組の翁媼、余興に餅撒、素人相撲、新派演劇等あって賑はふ長さ十六間、中三間、工費千四百六十九圓。

新長官着任挨拶　十七日夕水交支社にてなさる、部内竹内參謀長以下と市長、澤原爲綱、宮原縣會議長ら市内七十余名に、偶々來吳工廠視察の横須賀工廠長和田少將、英國公使館附武官ダンダスも。

廣村公會堂　三十九年戰捷記念に計畫、寄附一万圓を以て竣工、平家建の堅固なるもの、百二十八疊と疊室の二十疊が二間、玄關先右に圖書室と小使室と十五疊が一室づゝ、二十二日落成式を取止めて戰傷病者招待會を鄕里八百余名により執行、余興に謠曲、謠取競爭、相撲等あり、翌二十三日青年大會を催す、九百名、千秋廣城司令官、中尾郡長、高田、相原縣屬、郡視學等參列、會員の五分間演説もあり盛會。

米穀取引所　吳市に不動可理由前年の項の如くなるが、藏本町北浦竹松外數名は更に會員組織により認可を申請、運動。—不許可、よって小林縣議以下百余名連名で十一月、縣會に請願書を提出すべく發起者募集。

巡洋艦二隻建造　四十三年より着手の一万八千噸巡洋艦二隻は吳鑛津、横須賀河内の船台で右造水後艤造に着手する旨、二十四日の豫算委員會で海相説明（これはのちに外國へ註文に變更か或は川崎造船の「平戸」か）

地租軽減・民力休養請願　今議會の稅制整理案に關して在野政黨の議會あり、市内の有力者百二十名より請願書提出、現行は非常時特別稅の繼續にして米價下落ー勞銀、日用品、肥料と隣たる今日農民はその負擔に堪えず、緩急伸縮に便利な地租を改め民力の休養を圖れといふにあり。—（衆議院議員選擧區參照）本議會に於ても三月三日衆議院では可決。

稅制整理の市稅への影響　日露戰爭に際しての非常時特別稅の增徵に對しては國稅への附加稅はこれを制限されしが、今次議會の稅制整理によっては地方附加稅には大して變りはない、地租に於ては

	舊（百分）	增	計	地租領	課稅率	市稅
市街宅地	七三、八二六圓	二、五一五	二〇	一四、六七九	九	一、三一九
郡村宅地	七五、五二九	二、五五五	八	五五、六三三	仝	五三六
田　畑	一〇三、〇二〇	一、七三四	七	四、四二一	一、〇一六	
その他	一、二四一	二、五三五	五	六、一八	二	
計	二五二、〇七四			二、八八四		

にして、從前の二、四九五圓（二、五一四〇）より僅か三八九圓の增のみ

	舊市稅	仝附加額	新率	仝　額
國稅營業稅	六二、二五九圓	八、七四九圓	一五	九、三三八
所得稅	九〇、八六一	一三、八二〇	一五	一三、六一九

一五八九增　一九一減

の如くで、所得稅附加稅に於て減少するも全体的には減收でない（四十三年度豫算更正については三月の項に）

預金利子引下　現下の經濟狀態にみて市内銀行の預金利子引下げを行はる、但し住友銀行支店のみ從來のまゝ、其他各銀行は定期五厘減、當座

は從來のまゝとし、新に貯蓄預金の制を設く、即ち定期一年五分、六ヶ月四分五厘、小口日歩一錢、當座同六厘、貯蓄預金は五分四厘。

一八月一日より再度の引下げ、住友銀行支店は定期年四分、當座四分四厘、小口當座八厘、貯蓄日歩八厘に、吳、吳起業、吳商工、澤原各銀行、竹原、廣島兩銀行支店は定期年四分五厘、當座日歩五厘、小口當座同九厘、貯蓄年利四分八厘に。賀茂郡南部の銀行、仁方貯蓄銀行が川尻、蒲刈島に支店、賀茂銀行が川尻、乃美尾、能野、竹原、三津口、仁方に支店、阿賀に多川銀行製鹽銀行が大三島に支店、阿賀銀行が廣に支店、澤原銀行が阿賀に支店、廣貯蓄銀行が長濱に出張店、竹原銀行が曾戸、吳に支店、早田原、饗庭屋に出張所。

不況と電話　昨年四月以降十二月までの積外移轉八十七件（構內二十件）頻繁は全國比なしといはる、通話五百蕃の一日平均九件の少なきとゝもに不況の反映をみる。

如竹會　會長澤原精一母清子病氣で辭するに感謝狀に仙臺製花瓶を記念に

【二月】

港に來港　バンテル號（艦長フオンシス・ミッドハイム大佐）二日午前入港、二十一發の禮砲を、次で加盟長官の將旗に尋して十五發の禮砲を發す、長官は千歳をして答砲、二、三兩日工廠及び軍艦を觀覽、三日長官晩餐會、四日江田島兵學校へ、五日糸崎へ向ふ、市より助役訪ひ干疋一籠を贈る。

木村謝恩狗引　元吉浦村長、會社株式一万圓の寶劵方を依賴され橫領告訴に狗引。

廠艦竣下　吳市永井廠太郎、鎭中、鎭北二隻の竣下をうけ江田島で修理、石炭運送船に。

賀茂浦組敎會講　開設以來三十年の久しきに亘り一回の缺會もなく克く學事の奬勵につとめしと、本派本願寺執行長大谷尊由より表彰。

熊野局電話　十三日開通式。

吳鎭開廳二十五周年　來る五月二十七日の海軍記念日を期して記念行事を目論めるも、四十六年に。一明治十九年の鎭守府起工よりは本年が二十五年に當るも、海軍の回答は二十二年七月一日開廳より起算し四十六年が至當と

娘宿廢止を　室尾青年會では十四日同地寺院で總會を開き、橋本校長會長として會則につき演說、能野瀨戸分署長新刑法及風俗改良の訓示をなし、八幡宮拜殿中假設物消防競爭を行ふ、娘連が泊り屋として夜遊びに行く弊習は風俗上宜敷からずと父兄に諒示するに多少の不滿ありしも午後十時迄とすることで納得。

模範漁村坂村　十六日、廣島倶樂部に於て、縣下水產會の表彰に安藝郡仁保島村日宇那、豐田郡須波、同郡鰐濱、細鯛都三原、同吉和、賀茂郡竹原と共に縣下模範漁村とさる。

率先韓海漁場の開拓に任じ創業經營三十有餘年效果最も著しく今や全海に出漁するの組織四十統其漁獲二十万圓を下らざるの盛況に達す、殊に力を注ぎは延て韓民を化するに至る、又副子金徵集法を設けて出漁者を奬勵し或は多年一日の如く、模範を他に示せるの功績實に稱揚するに足る、仍て木杯一組を贈り之を表彰す

廣島縣水產會長正五位勳四等桑原八司

組合長たる兒玉道忠（都會副會長）の談次の如し

坂村千四百戸、人口八千のうち橫濱は五百戸、三千にして九分方の四百五六十戸は漁業者である、全地はもと純農村なりしが人口增えて五百年前より漁業を營むに至りしも、藩廳の許可なく他村の漁業者が地先に來るを忌避するのみで中絕、百六十六年前延享二年、自分から六代の先祖兒玉作本し遂に成功、中興の記念碑が今もの立つてゐる、當時市兵衞と庄七の二組あり、海面狹隘のため憂慮、岡山、兵庫、山口、九州にも出漁に及んでゐた、明治十一年頃吉原元五郎、郡井嘉三郎ら韓海を視察、十八年濱岡助

藏の農漁を得て漸干鰛として內地に送り多大の利益を博す、現今四十三組、韓海出漁百余艘二千人に及び、他地方の漁夫も數百名を雇入れてゐる盛況であり、限りある內地の漁業は老幼に委して每年四十余万貫二十万圓を韓海から得てゐる。が、この裏には魚腹に葬らるゝ幾百名の犧牲者を出してをり、三十七年の暴風には一度に五十余名の溺死者もみてゐる、されど益々勇氣を鼓舞してゐる、また三十九年二十七名が擅洋漁業探見組合を組織し、縣の漁船漁具の使用許可を得て二ケ年かゝり、七千圓の損失を敢てせしものも、昨今漸く論はれんとしてをる。また漁業者の美風は、漁民と韓人との間柄、全業者間の救濟に遺憾なきを期されてをる。二十七年韓海に暴徒あつてより非常旗の制を設け、發二十八年阪村全業組合を解散して朝鮮近海漁業組合を設けしもこれ亦間もなく解散、四十二年韓海出漁全業組合を設けしも朝鮮漁業法實施に伴ひ必要なくなる、四十一年創め運漕船全業組合は組合員五十九名、組合長兒島鎭一にして現在に至る、本部落には全村戶主による全部組合あり風敎の向上を目的としてをる、青年會は二十二年創立、現在三百余名、また漁獲物や日用品の賣上高により仲買人や販賣者から胡子金を徵して共有積立金とし追而會や公共事業の費にあてゝをる。

一四月三日、表彰披露式を高小校庭で行ふ、桑原內務部長、古田郡長ら來賓二千名、知事の祝辭代讀、兒玉組合長答辭、橫濱漁業組合では各種記念事業を行ひ、橫濱韓海出漁同業組合長兒玉道忠、橫濱運漕同業組合長兒島鎭一に感謝狀を贈る。

理髮業紛擾　柱床と二百余名の組合員との間の紛擾は訴訟沙汰となりしも管波判事の調示と、西本通松若華太郎の斡旋で和解、賃銀を復舊し訴訟取下一前年夏の騷動もあり、三月、又も蝦夷起り三錢に値下げも出て、吳の三目慢、電車と競守府と理髮戰爭といはる。

文藝雜誌「七草」　俳壇の機關として、中通五丁目俳聖六々庵中にて發行、俳句の外漢詩、和歌、小品文、情歌、川柳、冠句等も募集、縣下に珍らし

廣村・全國一の表彰　內務省の地方自治功勞者第一回選奬に町村三千、同吏員七名、團体一、篤志者八名に奬狀の辭と金員を贈らる、廣村に

軍港內漁業　（日露戰爭によりてか）中絕のものを市が特許を得て漁業組合より收益の十分の三を納めしむとゝす。一十一月二十三日、「吳市に特

許を受けたき」軍港内入漁に關する件を市會に。

―四十五年の狀況次の如し―呉漁業組合に於ては二十五、六日其筋の許可を得て軍港禁漁區域内の漁獲をなせしが、前夜は鰯網二張、出漁船二十四艘人員四十八人、手繰網五張、漁船二十余艘、人員百余人、後夜は右の外漁船六十艘、漁夫百三十人を增して午後六時より翌午前六時まで漁りたれど非常に不漁にして、前夜は鰯三百、後夜は海鼠三石を得しに過ぎず。

軍艦生駒歐米派遣　五月二十一日アルゼンチンの獨立百年祭記念會及び日英博覽會參列のため海軍を代表し軍艦生駒を派遣さることゝなり、同艦は第二艦隊艦より第一艦隊艦に編入され三月六日出港すべく準備にかゝる。―航程は橫須賀よりシンガポール、アフリカ希望峰を廻り、五月アルゼンチンに七月ロンドンに至り、地中海を經て十月歸國（十一月の項參照）。

海軍監獄移轉工事進む　（前年六月參照）二河射的場の一部に新築中の工事進捗し目下周壁にかゝる、二十六日より現廳舍事務室取毀し移轉開始、全部竣工は八月頃の豫定。因に在監者は四十六名、うち二十二名は逃亡罪、その他橫領四、後綬統期二、殺人など。

―九月、大小十七棟を十五万圓で松本勝太郎請負中のところ月末大體竣工

―十月二十二日移轉を終る。

川尻青年會　二十五日第一回總會、中山廣分會長、岸在郷軍人會長、秋場病院長ら來賓白敷十名、河野司會開會、堀會長、來賓の演說あり、共同貯金の開始、小學兒童出品製作、夜學會、圖書閲覽所、整頓組織の設備、基本金積立、公共のため勞力を寄附等決議、余興に福引等。

工廠職工不穩　呉工廠に溺死を行はれつゝあり、また二、三官吏の異動から製網、造船等各部の配業方法かはり一部に殘業あつて他になきに職工不穩全部の殘業を廢止し組長伍長總辭（當局は勤務を否定）

片山病々源發見　福山市片山村に發生の奇病につき呉醫士共濟會附屬病院内科醫員醫學得業士浦松齡彦（三十九年より在職）病源を發見、全國各地の權威者研究を進めつゝあるなかに名を聯ぬ。

麥原眞出　外國商館の信用を失墜し、嚴重檢査の要起り、赤松東一郎ら會社を計畫。

電信柱が通行妨害　西堺通堤防に二本の電柱が道路の眞中にあり、通行妨害となる、廣島郵便局に移轉を求めるに二本三百圓の移轉料を出せに市當惑

戴濤殿下御來呉　二十五日、軍事視察に御來訪の清國戴濤殿下御一行呉、加藤司令長官伊吹に坐乘し同殿下を宮島停車場に奉迎、午前六時五十七分殿下御乘車宮島停車場御着、御觀光のゝち同八時軍艦伊吹に御乘艦直ちに江田島へ向け御發航、軍艦嚴島外二隻護衛、途中伊吹艦に第七艦隊旗艦第二潛水隊にて各艦の運動操縱を御覽に供し、同九時二十五分江田内御着、軍艦淺間二十一隻の皇禮砲發射、同五十分兵學校（御上陸、生徒の授業及び操練など運動の實況御覽に從道學校を御覽、再び皇禮砲發射に同十一時四十五分御歸艦、正午呉に向け御發航、艦内に於て午餐を奏し午後一時二十分呉御着、着日に準ひ檣飾の在泊諸艦皇禮砲、乘組員登舷禮、加藤長官以下同候のゝち、同二時、伊吹御退艦、工廠へ御上陸、騎伏一大隊、軍樂隊及び無衆社に備ふせる歡迎會に御臨席あらせられ、第五師團長らも列す、長官より御挨拶申上げ殿下より御答辭あり、長官陪乘馬車にて呉停車場に向はせられ同八時二十五分御發車御東上あらせらる。

この日全市國旗を掲揚、電車の國旗も珍らしく、眼鏡橋には歡迎大綠門に千二百燭の電燈を施し、煙火二十發を打揚く、小學校二年以上と中學校生徒は海兵團兩側に整列して奉迎、水交社の晩餐會にお成りの時及び呉驛へ同はせらる時五年以上の提灯行列を催す、市よりは鯛瀬織羽二重二疋を獻上。因に呉驛へお成りの間の高貴用馬車は呉市になく五師團より貴賓用二頭立を借り、車夫同樣組合をして百五十圓で奉替へしめ、角田憲兵分隊長指揮のもと憲兵が練習せしもの。

福田呉服店の災厄　呉税務署では係官五名突如福田呉服店を襲ふて營業關係の帳簿を取調べるに、店主新之助「不正あれば閉店するも可、疑念を抱かれしは無上の恥辱」と。

女學校廢止說　橫田校長辭してのち、當時より折合悪かりし工藤重五郎校長事務取扱たるに、東北出身の訛りはまだしも、同人以下職員多數はキリスト教信者にして（十六名中八名は洗禮をうけ殆ど五名も信者、然らざるは二、三名のみ）生徒に信仰を強要するとのことに、市會は七名の調査委員を擧げ調査せしが市參事會が適當に處置せよと中止、定員百五十名に今年の入學者僅か六十名の始末に騒校起る、市では工藤を教諭とし、校長には正七位松井敬勝を聘することゝしてをり、改革を約して委員會の諒解を求め豫算可決を得。

教育功勞者表彰　（前年參照）四十二年中のもの。

△二十圓―阿賀學區校訓導清水清藏　△十五圓―呉港神町尋訓長梅園唯二　廣北尋訓長平賀良二郎、阿賀町助役大森常太郎　△十圓―呉港町尋訓長屋武介、仝五番町尋訓澤井常次郎、仝港郷町尋訓西山秀次郎、阪尋高准訓導森聰、倉橋尋訓栃木秀一、音戸町學務委員池田八郎

新年度豫算大削減　別項の市廳舍問題波瀾のあとをうけて、明年度の豫算案は如何に整理されしか、十四日市會に附議、市廳舍建築費四万三千圓は二万二千圓に削減せしも豫定の起債信增を許されず、一般會計によるのやむなく、よつて收入の自然增加々五千圓内外と睨み合はせては多數費目の增減修正を必要とさる、原案と委員會修正の結果（括弧内）は左の如く

▲歲入―△土地賣却代二万八千圓（修正の結果賣却土地を增加して三万二千圓に）△使用料手數料一万二千圓△雜收入四万四千圓＝中、女學校生徒增加により授業料千八百圓增、不用校舍賣却代二千圓△市稅十三万八千圓＝國稅地價割二千圓、仝營業稅割八千圓、仝所得稅割二万四千圓＝千圓自然增、縣稅營業割二万五千圓、戸別割八万圓＝戸數千四百增、土地移轉所有權移轉稅五千圓、電柱移轉千圓△新規公債二十二万五千圓＝市廳舍建築費のほかは借替（修正の結果十八万圓に）△其他△計四十五万三千圓（修正の結果四十二万三千圓）

▲歲出―△經常費に於て役所費三万圓、會議費二千圓、土木費四千圓、敎育費六万七千圓＝中、女學校二千八百圓、小學校第四學年二部敎授復舊に三千三百圓前年より增（七万三千圓に修正）衞生費一万八千圓、舊債償還費二十二万五千圓＝六月期限の二十一万圓の借替と新規借入金の利子（修正の結果二十万八千圓に）△臨時費に於て役所費四万三千圓（廳舍新築費にして二万二千圓に）土木費二万三千圓＝宮原道路改修一万六千圓、二河川堤防改修なる治水費五千圓等（後者は縣費補助の決定を待つてからのこととして修正削除）敎育費二万七千圓＝小學校十四敎室增築と中女學校經費、廣島高等二千七百圓＝敷地（擴張?）買收費（修正削除）（其他）計四十五万二千圓（敎育費、衞生費等に修正增額あり前記削除減額と差引修正結果四十二万三千圓）

本會議に於ては更に修正削減の結果歲出入四十一万三千圓、結局原案より一圓も削減。委員會本會議を通じ削減の主なるものは、市廳舍、治水費のほか

△五番町小學校敷地料五升を三升五合に引下（宮原縣會議長ら盡力）

△市廳舍實借料七千圓を六千五圓に引下

△警察署附近にマンホール設置を削除

△千五百圓の蒸汽ポンプを購入し消防組の組織變更を三百二十圓のポンプで間に合はす

△水道調査費中から技師一名、技手二名、書記一名の三千圓を削除

△狐ケ城の市役所豫定敷地を校地に利用

因に臨時費中の小學校二部敎授復舊には一切觸れず、敎育費增額、なほ女學

校存置も行ひしは注目すべきである。汚物掃除について、原井議員「四十二年度一万九百圓中九千圓は人夫賃なるが、これを無代拂受けるものある場合は如何にするか」との質問に、岡村助役「公入札は不結果なるも衛生上海軍が八釜しく方針變更至難、堺川尻の塵埃溜場を移轉して二層困難となつた、二河川尻汚物溜場附近は不潔なるため一千圓の寄附により修築をはかる」と助役二名說に英語　工廠に入り製圖その他に必要のため新學期から。坪ノ内分教場設置三教室以上の分校は許されずとあくまで神原に計上。

坪内小學校　宮原區は室瀬、神原、坪内の三部落より成るに、小學校は神原にあり、坪内方面不便につき、市は分校の計畫をせしも三教室以上の分校は許されず、豫算は神原小學校に計上。（赤羽根に一校設置四學年以下を收容せしも明年度五六學年を收容すべく四千二百圓にて增築中（十二月）「呉市史」によるに一四十四年四月一日の創立にかゝり、神原小學校通學區域中字殿垣内、北潟田、上潟田、坪内畝、赤羽根、次右衛門原等の部落を分離して兒童を收容、校舍未だ竣工せざる間は母校神原小學校の一部を借受けて授業し兒童約五百、學級九、教員六名ありしが、仝年六月二十二日新校舍落成して仝日移轉、四十四年十二月二階建四教室を增築とあり、四十四年四月開校までに事實上分校として存在せしものとみらる。

一教制改正と豫算更正　地方制限に關する法律を改正せられし結果從來本税百分の四十を附加しをる營業税割所得税割は百分の九乃至二十九に減ぜられ本税百分の三十五を附加しをる營業税割所得税割は百分の十五を附加し得るに止められしも非常特別税に對しても賦課し得る事となりし結果地租割にて二千四百九十五圓の豫算が二千八百八十四圓に、營業割の八千七百四十九圓が九千三百三十八圓に、而して所得税割のみは二万四千百二十圓が二万三千六百二十九圓に減る、全部差引三百八十六圓の增收となる、四月豫算更正市會に提案

一市吏員減俸　豫算市會で、情實に拘泥せず老朽減俸を實行せしも、市

七一六

書記吉村豐隆の休職、職務規程の改正をみしのみで、沙汰止み、新任用に試驗制を設けらる。

市政研究會　總會諮議員會を公開、可否決議を拘束せぬこととし、石田龜太郎、石川巖市、後藤友三郎、近藤良辭、書盛敬藏、天野健太郎、澤原精一宮原幸三郎らにより組織、四月三日發會式擧行。**市民會**　年氣肝煎の士集まり前年來叢く、記念大會を呉座で催し政綱演説に市政刷新を叫ぶ。

起債償還方法決定　本年六月期限のもの二十二万圓は條例改正許可の結果は十八万圓借替え、これが募債も十六万圓に陸へ、爾今四十六年度に亘る完濟方法を樹てしこと本年次別號「市勢舍新築と市財政」の項の如くなるが、今日に至るまでの償還狀況を顧みるに—

四十年度千二万圓の公債金が共濟生命保險會社と六朱六厘での交渉が成らず年度限りの契約で八朱で借入れ、よつて爲四十年度末（四十一年三月）の借替には前記十二万圓を含めて二十六万圓の借入れを九朱で行ふ、當時この金利に對して非難の聲もなされしが、市當局は右に對し「市内銀行の二錢六厘乃至七厘は九朱（二錢四厘）より高く　神戸川崎造船所が仝社よりの借入一ケ年期限百万圓が一割、日本銀行亦二錢四厘なるに比して決して高率ではない」と辯明。四十二年度現在の公債金は三十九年度の五万八千七百圓と四十年度の二十六万圓と合計三十二万八千七百圓のうち四十一年度に四万二千圓（元利六万五千圓）を償還して殘り二十七万六千七百圓期限の四十三年度まで二ケ年に償却せねばならず、四十二年度に計上するものは元金五万八千七百圓利息二万二千圓の計八万千仝圓、堺川、呂下川の即立地其他を賣却して償還費に充てしが可成りの狂ひをみしも結局四十二年度十一万三千圓、爲四十三年度二十万八千圓を償還、前記の借替に及ぶ。なほこの間四十二年度小學校建設に四千圓の公借金を起してをる。

【四　月】

一局長格一日より一等局に（呉市史）

警部補新設　判任官、中學卒業者及び巡査部長中の優秀者を試驗で採用

市歌懸賞募集　呉公論社が擅者に文學博士森林太郎、同上和田建樹、同上田万年、同芳賀矢一、同幸田露伴、小笠原長生を推べ、作曲を鳥居忱に依囑することゝして募集（成らず—後年呉日日新聞社により成さる）

音信　校田村訓導　音信尋高訓田村周弼、縣立西條農學校教諭に榮轉、同人は三十三年十一月來在任十年、學級を破究して中學教員免狀をとる、兒童一同より銀盃一組に感謝狀、半襟戸父兄よりも同、女子、男子西窓會より各木盃を贈る。消防祭　隔年一回として十二日擧行。

日露戰爭行賞完結　新聞通信社、神官、僧侶等を最後として、但し勳記は明年上半期中に交付を終る。

孝子表彰　十三日午後二時より市立中學校講堂に於て市長の讀誥により知事より工廠見習職工松本實一（一）孝子として表彰さる、澤原爲綱ほか市内有志三百余名參列、市長祝辭、伊知地工廠長の祝告書を岡村助役代讀、爰原内部長よりは生徒にこれを報告とせよと訓示。同人はさきに呉鎭給仕として長官以下高等官より一定額の給與をうけ各方面からも三百圓の同情金を。

【呉市荊山田村　松本實一】資性溫順にして至孝、年十一父を喪ひ生計漸く不如意となりしを以て義務教育年にして退學し母を助けて力を家業に專らにす、爭で眼疾に罹り病勢稍重く加ふるに幼妹を擁へて生計日に窘る、是に於て奮て鄕寸府給仕となり薄給を得て僅かに食費に充て傍ら鍼灸に幸酸を求め以て病母に藥餌を施め只管意を看護に竭す、至誠の感ずる處遂に効を奏して其失明を免がれしむ、今や職を呉海軍工廠に奉して精勵隨る至り趨衆の譽ある等、貧窶の裡に長じ幼弱の身を以て克く孝養を竭し業務に勤勉して終始渝らざるの行爲洵に奇特とす、仍て爲其賞金八圓下賜候事

第六潜水艇殉難　十五日、山口縣新湊沖に遭難（三四四頁參照）佐久間艇長以下の殉難あり、乘組員は

△艦長海軍大尉從六位勳五等功五級佐久間勉△海軍中尉正七位長谷川芳太郎△海軍機關中尉正七位原山政太郎△海軍上等機關兵曹從七位勳七等功七級鈴木新立△海軍上等兵曹從七位勳七等内田勘一△海軍一等兵曹勳七等谷山馬槌△仝岡田權治△海軍二等機關兵曹勳八等山本八十助△仝檜皮德之亟△海軍二等兵曹勳八等堤重太郎△海軍三等機關兵曹福永光太郎△仝河野勘一△海軍三等兵曹吉原卓治△海軍一等水兵瀧藤鶴太郎

の十四名にして、うち呉市在住者は次の九名

△呉市二川町三千日上等機關兵曹鈴木新太　△内神町原佐太郎方一等兵曹谷山馬槌　△三春田町二〇仝門田勘一　△本通六丁目二一獨部方三等兵曹堤重太郎　△二川町四丁目横田方一等水兵吉原卓治　△清水通九六栗村方仝瀧藤鶴太郎　△内神町三六内神方二等機關兵曹檜皮德之亟　△瀧路町一ノ三三等機關兵曹山本八十助　△元町一四五栗野方一等機關兵岡田福次

—十九日、葬儀仮葬儀委員長呉鎭守府參謀長野中佐午後四時半呉鎭守、呂稻田在學中の佐久間大尉實弟も來呉して水交社に泊、翌二十日水雷團で神式葬儀を執行、午後三時出棺祭、三時三十分靈柩を砲車に移す、此の間儀仗兵の敬禮奏樂あり、同四時水雷團出棺、本通電車軌道右側を通行し海軍墓地に至る、先導者、軍樂隊、長旗捧持者、靈柩兵一小隊、生花、紅白旗旒、祭官、祭記、靈代、勳章捧持者、靈柩及び陪柩者、喪主の順、式は祭主祝詞、司令、司令長官、及後會長、次長の祭文、重樂隊奏樂裡に儀仗兵敬禮、喪主拜禮玉串を捧げ、親族殉事の玉串の順。

—五月十四日、沈沒第六潜水艇工藏船渠で修理成る。

—十五日午後一時より殉難者追弔會を龜山神社に於て執行、祭主に第一潜水艇隊司令吉川中佐、太刀掛宮司の弔詞、同期生代表者の祭文、遺族關係者の玉串、長官以下部内、山内男爵夫人、將校婦人會等の玉串あり。

—六月二日、神應隊振本悦次施主となり四十九日の追弔法會を。

—七月、井出海軍省副官らの募集せる義捐金のうちより一万圓を支出し呉鎭構内に殉難記念碑を設けるべく、設計は經理部藏製科に於て内外、各種の記念碑を參考に考案中、總高三十尺以上、基礎は周圍五十尺以上、構内に適當の地を得ず目下敷地及び碑の構造論議中（現在地鎭宮境内に建設成り四十

五年十一月二十九日條參式）

十一月、工廠で內部分解手入中完全なものとなり、馬一頭水壓試驗に入る、壓力度貳百大氣。

◎廣島の初入港　（前年一月の項參照）皇所艦隊の廣島灣に入港せるは、先年の國慶觀艦式に參加せる以來、（自二十七年至三十年）三十日入港、先年の國慶觀艦式と同じ。

◎安藝灣の遊覽　七月廣島縣知事より、艦隊參觀員廣島大佐を經て吳市長に任命通報あり、年內に十二回の遊覽船を運轉し、四月上旬第一回の遊覽に際し、市民一人の負擔額を決定。

町村會半數改選

四月末から五月初めにかけて行はるべき、町村會議員の半數改選と大名の增員を行ひしが、既報の如く、各地とも激烈なる競爭を演じ、殊に投票數の僅少差にて當落を決したるもの多く、開票の結果は二十九、三十日兩日に亙りたり、吳市は五月一日行ひ、左の如き當選者を出せり。

△二級　原田宇吉、阪野七　△一級　岡田秀太郎、伊藤助、松浦鑑二郎

の當選をみしが、同村はもと五ヶ村合して一村となりし爲四六七貳、二十八年當時の倉橋村長が各字に於ける負擔額を定め村吏約を締結して爾來各字にだて制を設け選擧事務日に從つて煩雜に堪へざるを以て、今回も同樣改正の有無を參照出して投票を行ひしが、二級は三名とも十二票、一級は同七票、同點の時では前回の有權者より抽出して當選者を決したり、尙今回の改選は、二十九、三十日兩日の開會にて左の如く決定せり。

井上武太郎、森川直二、松井永太郎、大王清助、石本國次、河合源次郎

【五　月】

瓦斯營業認可

二月、逓信省の許可を得たので、末田利三郎、野瀬力藏其他廣島、吳の有志六、七名で出願、他に呉原宇三郎ら六、七名の出願もあり、既に認可されおり。

五月、許可條件不、賣田金額、官有地使用料、官原宇三郎の四點に關し、官島縣知事より四名に許可あり（資本金三十万圓）官原らの組と合同經營することとなる。一資本金を五十万圓とし、二十八日創立委員會、場所同所にて、內田郎、末田利三郎、松浦鑑次郎ら、發起委員に官原宇三郎ら。

一十万二十五日、新設田町に創立總會を開く、資本金百万圓、役員選擧の結果は

△社長　大林芳五郎　△專務　松浦鑑次郎　△重役　廣島縣知事、官原宇三郎　加藤多市　△監査役　志方勢七、新木榮次郎、堀山司治、吟潮力藏、福勝藤松

ヘレー彗星　太陽面を横斷すると地球と衝突すると從來の說を覆へさしもの十九日午前十一時無事通過。

吳ラヂオ放送　二十二日廣島中央放送局に於て初明中、陸中宮古の野球戰

陸軍記念日　陸軍記念日に當り、二十二日、隊連隊で盛大なる祝賀式を擧行、如何に吳市は國防都市、軍關らしい盛況。

海軍記念日　英國皇族來吳、吳市祝賀會として各艦で儀式的歡迎、相撲等のスポーツ、煙火は水交社で小規模、例年の陸上競技等は中止。

春の到來　竹內藝妓を總出し、吉田櫻で盛大に催す、後任名取文人部少將。

◎海軍記念日　第一回を二十五日より三日間中村で開催。一四十五年四月二十日より五月廿日まで第二回を中村人城輝祇園內で開く、出品大十三點、內田艦長手、山口、田中試驗艦長として一等三、二等八、三等十六、四等三六、同島には陸軍六、七百原あり同胞有望地とさる。

醫師會　吳市醫師會は、二十二日、十年以上前屬した市長より表彰、二十八日

議會を催し、紀念品に金側懷中時計及大日本地名辭書一部を贈る。

十二月歸吳、市より百圓贈る。

◎田島青年會　中央、切部、秋付、飛渡瀨、大須の六分會は從來

◎倉橋に各分會との連絡をとらつゝあり、中央分會の矢ノ浦、山田、阿賀最も熱心、秋付分會では諸行事を終了、職業紹介所は第二位。

◎阿賀町青年會　二十九日安天、小學校に於て八百の會員、五百の自主會員

◎吳青年團　吳市青年團は、去る二十五日午後一時より、市役所樓上に於て第一回總會を開き、團則を決定、團長に松井市長、副團長に小林助役、評議員に各區長、各學校長、各青年團長、會計監督に市書記、團長は、團則第五條に依り、市長之を指名することゝなつてゐるが、市長は多忙の爲め、團則第六條に依り、副團長小林助役に團長の職務を代理せしむることゝなつた。

◎吳市靑年團　吳市靑

さきだち　陛下の行幸を仰ぎしも未だこれが記念碑なく、在大阪倉橋人士らこれを遺憾とし記念碑建設を謀る（行幸二十五年大祭をこの春執行の筈のところ完成まで延期）同村鄉社桂濱神社々司原眞鷹の斡旋により二條公爵の題字「聖蹟記念碑」の五大字の揮毫を得て河内四條畷神社（楠正行を祭る）にある銅標と同形にて表柱は青銅形は劍形二角、題字を金浮彫とし、臺石に御影石を用ひ總高さ二丈八尺内外、外部に玉垣をめぐらし頗る美觀、銅牌の鑄造成り大阪より運搬し來れるを機濱内大島居東手なる大松の根を象り築に建設工事を起し十二日（日曜）盛大なる除幕式を擧行、發主は社司原眞鷹、社掌原豐麿、同原盛長、同縣村員次郎、村長、縣議、郡議、郡議、村議、宮小笭長、小學校職員、氏子總代、數千の児童も列し、余興に餅撒あり酒の汲呑み勝手、児童の遊戲、屋台曳出しあり、二輪加、狂言、生花陳列、煙火と未曾有の盛況を呈す、大阪より發起人一同參列し、これらは境内に運動機具としてブランコ、遊園本、鐵棚等を寄附建設、且記念碑附近及び境内白砂青松の間に多く椅子を据付け自らの公園を成さんとす、なほ先年石黒軍醫總監により海水浴に最適とされしあり、有志亦この設備もなして來月十五日より開場の豫定、倉橋八景の繪葉書も出す、因に前記發起人氏名は

中本與作、角林平藏、原愛三郎、井吉春松、石井晴太郎、井吉保太郎、原長助、友澤茂太郎、河井周松、島本朝松、原善次郎、森戸友吉、森本末吉秋田松五郎

明治十八年陛下西國御巡幸の際御宿泊あらせられ桂濱神社に御代參を差遣はされ、當時故伊藤公は豪放尾曾越止邦方に、鑑大寺侍從長は同友澤故明方に、西四辻侯は同山本濱良方に一泊したもの、桂濱神社は鄉社にして本殿はかんなき時代（白雉年中）の建造にかゝり幣下有數の古社にして國寶たるべき什寶少ならずと。

情島油繩の紛擾　阿賀町字情島より倉橋島村字龍ケ首に至る一帶は古來鰆（さわら）網の好漁場として知られしも久しく網漁を營むものなかりしに岡山縣淺口郡地方の漁業者は早くより從來の慣行により此の漁場に立入り鰆網を流してをり、本縣にても敢て問より業者あり阿賀町にて漁船三艘を出す右は、三十五年漁業法發布、翌年より實施にあたり、淺口郡は全法によりて本縣の許可を得ざれば全漁場に入るを得ず、よつて出願許可されしが、このとき將來の紛爭を慮り他縣漁業者へは許可せぬとの說もありしもの、昨年十二月許可期限滿了、本年五月漁期を前に繼續出願、五日許可さるにあたつては「音戸町地方は打瀨網盛んなるによりこれを該漁場に流すときはさわら網は引上くべし」の條件のもとに鑑札を下付され四百余名が續々と入漁しつゝあり

この年、阿賀の三艘と淺口郡の二十艘と情島附近で衝突、爭論、多數の勢に任せ阿賀町の漁船一艘は海上遠く曳去られ沖合で乘行をうけ負傷者數名、瀕巳分罷に急報して警官の出張をみ、加害者を警署に拘引、水産技手の實地調査も行はる、屬署では、五名を引致、六十余名を監督罪で告發せんとせしが平身低頭陳謝するにより調書改竄。

東郷大將特命檢閱　十八日、福洲にて來吳、二十日工廠、二十一日海兵團二十二日より海上部隊、二十六日講評。

大山祇神社寶物館　大三島なる國幣中社大日本總鎭守大山祇神社の寶物一千余點、甲冑など全國の八割を占むるといふを、寶物館を建築して納めるべく、伊藤公はじめ朝野の名士より寄附募集計畫を進められつゝありしが今回認可、全國より三万圓を募集。

安藝郡費兵檢査　北部は海田市町郡會議堂で南部は音戸町法專寺で。

柿浦に漁業會社　同地方は灘海に出漁し、主に鰯網に從事しつゝあるが、岡山縣人樋口禮三資本を供給して再三年前よりこれが改良を圖りつゝあり本年より資本金一万五千圓を積立て十一名にて內外漁業合資會社を組織、灘海漁業共同聯合取寶をなす、本年は網二艘、鰛網六艘が出漁、同會社は煮干鰯製造改良に着手。鹿川村に漁港　近來漁港の發展をみ、本年より漁業者一人一ケ月五十錢を積立て三年後に海岸に港を改築することゝす。

中國電氣株式會社　本年二月鷲尾屋、音戸、阿賀に電燈電力を供給するを目的に資本金六万圓で計畫、創立委員才賀藤吉、本間彫彥、宮原幸三郎ら、七月八日成立。—翌四十四年八月二十一日、延長の發電所建築地々鎭祭を行ふ。十月監査役川崎半次郎の後任に水野甚次郎當選、事務所を吳に移す、十一月初旬點燈。

阿賀町大石の築港埋立　宮原幸三郎の經營にかゝり阿賀町大字大石の內赤石より汐屋に至る二万千坪の築港埋立計畫、九月起工。

海軍擴張案と外國註文　四十五年度以降に於ては條約改正に伴ふ關稅の增加を、明初年度に於ては前年度の剩余金、自然增收、關稅增收等の一部で二千万圓、計畫全部の遂行には尨大なる財源を要するも初年度は單に設計及び材料註文に止まるので計畫を遂行し得る、外國に註文する場合は保證金を要し着手困難なれど、艤裝材料の中には內地にて製造し能はざるものあり、能ふとも質と價格に於て外國品に匹敵し得ざるものもあり、而して我國工廠、造船所の全能力を發揮するとも一ケ年に戰艦一、裝甲巡洋艦一、巡洋艦二、三その他艇、雜役船數隻を建造し得るのみ、又價格に於て內地に於て戰艦一噸十圓、裝巡全十二百圓を要するは英、米、獨と大差なく、加へて外國註文は竣工期間が早い、新艦艇の半分と艤裝材料の六分は外國に仰がんーと、次期擴張には外國註文が相當なされん模樣。

また大艦巨砲主義に變更なく數を減じても既定計畫遂行。

而してこの三期擴張計畫は、二万八百噸河內型二隻、一万八千噸裝巡一隻、四千八百噸巡洋艦一隻、ほかに艦船補足費一万八千噸裝巡二隻、驅逐艦二隻、補充艦艇費で一万八千噸裝巡二、五万噸巡洋艦一、潛航艇一。

—十一月、鹿島、香取以來ながらく外國註文を英國へ、二万七千噸、ドレツトノード級の巡洋艦。

河內級津の艤裝　二万八百噸にして安藝、薩摩より千噸大なるのみなれど前者の十二吋四、十吋十二、四・七吋十二なるに對し、後者は十二吋十二六吋十、四・七吋十二砲塔が前後に二なるに對し六、なほ兩艦部に各二あり、馬力二万五百、二十節半の威力を有す。

廣濱十三隻　進水後二十ケ年以上經過せる重艦は二等巡洋艦浪速、高千穗、和泉、千代田、海防艦鹿島、鹿島、比叡、葛城、大和、武藏、高雄、砲艦赤城、通報艦八重山の十三隻、排水量合計四万二千八百九十噸、これらの中には機關を取替へ改裝して練習艦、測量艦等二度の勤めをなさしめるものもあるも、來年度に全く廢艦と內定せるものに和泉、比叡、高雄、八重山の八千五百二十四噸、これにより剩費四、五十万圓。

吳鎭守府開廳當時御召艦に供奉して入港せる當時の精銳は今や何れも廢艦の域に達してをる。四十五年度における排水額次の如し

△比叡二五、六一五　△赤城二三、〇〇〇　△須磨二五、〇〇〇　△鳥海一八、一六五　△磐城一六、四〇〇　△天龍三八、五〇〇　△八重山六一三三七　△高雄六五、五七九　△鹿島一五二、三八七　計四六五、五一四

全市の街路樹繁茂　吳市では、二十七年二月二十五日、堀岡眞一中國龍、植田新之助、佐々木高榮らによつて出願許可されて宮下新開（眼鏡橋）から吉新開（九丁目）への國道と中新開から堺橋への縣道の中央部二條に柳、櫻五百六十八本を植え、二河町でも和庄に倣ふて三年後の三十一年十一月五日未永源平外五十八名川原石より和庄山田境に至る里道へ植樹を出願、目下は何れも成長して街の美觀をなすと共に、通行人に日影をなし店舖の商品は褪廃と日燒けを緩和され、市民に喜ばる。

【七　月】

矢野驛貨物取扱　一日より開始。

宮原道路紛議未起工　字南小原以南字堺の內に至る道路は狹隘にして屈曲多く住民不便のため區有財產たる山林宅地等を賣却し一万三千余圓を得て全部の改修をなす筈なりが、賣却時機を誤りたるため豫定の收入を得ざると居住者の移轉に故障を入るものあると頻びに改修費額と工區分劃について村民の間に苦情あり、紛々擾々徒らに日を費ね、市會決議以來

二年に垂んとし起工に至らず、今回の同村の有志協議會に於ても猶各自の主張を固持して譲らず散會、改修の見込たゝず。

―十一月、再三の起工延期を出願に及びしも本年中には起工すべく、當局者出張して異議者と接衝、土木常設委員會も實地調査に及ぶ、結果良好本年中に解決せん。―十二月、大部分承諾せしも一部故障のため入札不能、認可通り年内に起工着手出來ず、更に延期出願を要せん。

衛國東艦來訪　ポルトガル巡洋艦ホスガリユル號十二日正午神戸より呉入港長官に對し禮砲を發射し海兵團練習艦筑紫より答砲、一兩日滞在、乘組員上陸許可。

兵學校卒業式　前夜宮島に假泊、十八日伏見宮博恭王殿下台臨。第三十八期卒業式擧行（優等生には從來拜謁を賜はりしが專門學校で再度賜品にこれを賜る場合あり變更されん議ありしも不詳―翌々年には短劍御下賜）

叙勲具申　仁方町白井エイ子は夫家出ののち家督に勤儉、子女を養育、家運復興を、廣村武田タカ子は慶長の昔に仕へて至孝。

遊廓妓夫暴行　かつて新月樓妓夫の水兵へ暴行より第二福井樓ほか數軒の立入禁止をなされし際爾今妓夫を使用せざることゝして解禁されしも、その後遊廓側より嘆願して再び使用することゝなり、彼等は多數をたのんで不遜な行動多く、又もや繃帶樓前で一水兵暴行され犯人は逃走、遊廓側では相次いで自首せしめるも何れも本人に非ず、よつて同樓及び隣接の松川、開明兩樓に登樓を禁止さる。―八月、妓夫七十余名貳會費十錢の友睦會を組織しストライキを起す。

燒山村納凉　今次の半數改選後、暗流に村長大林鷲、助役西尾悠次郎互ひに辭職せんとす、六月二十七日助役遂に辭任して留任勸告にも應ぜず、よつて村長は久保木五郎を選任せんとするに、前助役再選の運動あり、この間買收行はれ一票の差で久保木當選、更員は總辭職を愚氣まく、呉署出張して鬪小六を脅迫提供罪で檢事局に送る。

蓼雷・暴雨　仁方町新原作太郎（三才）方に落ちて同人即死、呉市では八幡通一二三番岡嶺助方之關に落ちて柱四本を燒く。―數日後關東大洪水の際當地方にも降雨多く、上蒲刈島宮盛では蓼雷して一名感電即死、同家半燒、大柿村大原でも火事を起す。―九月六日暴雨、二河川に危險なきも堺川は遊覽上手、下手の兩土橋流れ松本町東本通一帶浸水。

【八　月】

阿賀八幡座　十五年ぶりに上村源之丞組六組一行乘込んで大入。

在鄉軍人會統轄　各町村孤立せる現狀は政治運動に利用さる嫌れ多しとこれを統轄する帝國在鄉軍人會を設けることゝさる（翌年二月參照）

下蒲刈島村　村長木村多代松村務に熱心なれど、青年會は數目、學校三ノ瀬尋高（七學級）向尋常（六）下島尋（六）

兩神社補助却下　和庄區では高日神社に二千圓、平原神社に二千五百圓の區費補助願書を却下されて區民憤慨。

佛通寺説教所　市内神田町に開く。

コレラ　倉橋島村に疑似五名。―翌月大柿へ飛ぶ。―眞性患者發生。―十月阿賀町に。

呉公論社の呉署轉覆事件

悲鳴擧外に聞ゆ　昨日午前九時四十分頃突如劈く女の悲鳴早や死ぬとばかり優まじく呉署構外に洩れたるより通行人も何事ならんと立止まり耳を引立てしが後にて聞けば何でもなく藏本、小田兩巡査が一人の現行犯婦人を連行し來り有体に白狀せぬとて何れか力に任せ引つぱたき殴り飛ばし明治の警察に舊習物たる拷問をやられしものなりと知られたり、是では現行犯も容疑も根絶は受合なるべし、呉市の輿情こゝ數日の所ならんかしに對し、當の小田、神田、倉本三巡査とその上司の滞水警部から名譽毀損の訴をなされ、呉公論記者濱井篤嘩、發行人津田由藏は廣島地方裁判所岡崎豫審判事の拘引狀を執行さる、然るに「悲鳴」の主役原マスが「呉署の脅迫により發行をうけた事なき否認した次第である」と豫審廷に自首に及び、また同監の伴實婦森ミサオが役原が留置場で林檎や蜜豆を貰つたことを知つてゐるので、前記巡査の手により廣島へ逃がされることを判明、岡崎判事、黒正檢事はマスを伴ふて來呉し同監なりし藝妓國菊、呉署給仕らを證人に、また巡査とマスを對質するなどした上、訴告及び僞證實職の廉を以て三巡査を僞證及び證據湮滅の廉で滞水警部（直ちに依願免官）を拘引し、呉公論記者及び發行人は實付釋放さる、呉公論紙上連載さる「危險極まる呉警察署一日も其存在を許すべからざる社」と題し「執筆者主幹主筆編輯長關村良次郎」と署せる呉署攻撃の筆鋒は實に物凄し。

元呉署詰巡査倉本久三郎外三名に對する瀆職及び僞證、同警部滞水義敬の僞證及び證據湮滅事件の豫審は九月二日終結

1倉本久三郎及び神田義一は八月八日拘留刑執行のため出頭したる際住容止犯人篠塚マスを刑事室に呼入れ、召喚のため令人宅に赴きたる際偽言を弄し逃走したる事實に付取調べをなすにあたり職權を濫用して久三郎は下駄を以てマスの右膝關節の右側を蹴り二ケ所に各直徑一寸ばかりの不正變形及下溢血傷を負はしめ、義一は手をもつてマスの兩頬を毆打

2久太郎、義一は右を呉公論に掲載されに對し令新聞紙行人藤井六八及び記者津田恒三郎を名譽毀損にて告訴し、これが證人として取調を受くるにあたり不實の供實をなす

3山田常一も令様この事實を熟知して虚偽の供述をなす

4滞水義敬はマスの事實供述を抑制、なほマス方に赴き林檎及鮒を與へた事實を判機事の取調べにあたり否認するやう申告げ、今夜マスを自宅に招き若し然らざれば入監することあるべしと申し告げしにかゝはらず、斯る事實なしと不實の供述をなし

5令監房に泥實のため十日間拘留中の森ミサが右の林檎及び鮒の事を熟知したるを以て、これを逃走せしめ裁判上の取調べを不能ならしめんと企て十八日ミサを窃かに呉市二番町の本地に誘致し令人に對し情夫が危害を加ふる虞れあるを以て直ちに逃走せよとすゝめ令夜令市三番町永田旅館に宿泊せしめ旅費二圓を與へ翌十九日義敬の意なる廣島市堺川町田島方に逃走せしめ證憑を湮滅せしめたるもの

公判の結果は、倉本巡査に四月、神田巡査に三月、山田巡査に二月「總指揮官」として滞水警部に五月求刑、判決は求刑通り。―翌四十四年七月、當時の呉署長代理光實警部に監督不行届の故を以て二ケ月十分の一の減俸戒。

機關車轢川へ墜落　二十五日午後十一時呉驛を東方に車庫に納めんとした機關車二千尺を逸脱し木柵を破り堺川へ墜つ、原因は制動機の過誤にして負傷の大公望は泣憂入り、廣島より救援列車來る。

警固屋町政潰滞　警固屋町では前年、宮本保太郎（助役）町長に選ばれしが、土地派と移住派と對立、今春の町議半數改選後も出席議員は定數に不足勝ち、助役も缺員、上中彌太郎、藤岡綾三郎、中島佐太郎の三町議と宮地孟彦これが候補に立ち選擧會を開けるも水野小太郎の發議で無期延期町長に對しては町議十八名中十二名が反對、四名中立にして、二十五日の町會で不信任議決さる、町長休憩を宣して退席四日間議事の進捗をみず、「前任町長の島居寄附の清算は個人のことにして町會の議に非ず」と通張る。議員間にも軋轢あり、町政潰滞、助役缺員二年に及ぶ。

―九月、町會開會中、議長宮本町長は藤岡議員（革新派領首）の詐欺取財被害事件の證人として裸戸分署へより出張を命ぜられたからとて退場（事件は金庫貸入に關する證疑にして町長の密告によるもの）更員にして非町長派は町長の詐欺取扱不正行爲を摘發滞納に及ぶ。

石原前町長事件上告破棄　四十一年一月起訴（同月參照）同年七月一審判決ありし石原前町長の官有地拂下に關する贈收賄事件は、翌年控訴院でも有罪、上告して破棄となり、長崎控訴院で審理中のところ、この年十月十一日

石原前町長に二年（一審同樣）中川元部書記に一年六月（同上）執行猶豫、二百圓追徵、田中元町書記及び兩町議（一審一年宇）北村元町議（同一年）の四名は無罪。

【九　月】

朝鮮合邦祝賀　前月二十二日合邦の詔勅下り、肇國を朝鮮と改める。神浦では十一日各戶國旗、夜は提灯、炬火を點じて午後七時より小學校で祝賀式擧行、會長の訓示あり提灯行列を以て樂隊を先頭に八幡社に參拜、海岸通、本通を練り廻り十一時學校で解散、老幼二千、萬歲三唱。吳市では吳日、吳公論兩新聞社主催にて十日龜山神社へ提灯行列。その前日九日、折からの吉浦道路問題と併せて吳公論社主催で永樂座に時局講談會開かれ、原田梓男開會の辭、田村如笈、平原喜四郎、磯村秦堂ら出演、合邦につき熱論。岩方新築校舍館開き　四十年新學期に間に合はず、新入兒童の通學を待たして竣成を急ぎしもの、修繕費名目で改遣「安物買の元失ひ」と市長も告白。各泊神社例祭統一　和庄、荘山田、宮原各區神社の例祭を本年より十月十六、七日に。

黃海々戰記念日　島村第二艦隊司令長官も列して水交社で加藤長官主催の祝宴、水雷團、海兵團では素人相撲の余興。

仁方鄉軍青年會　十八、九日午後七時より淨圓寺に於て廣島一心會の蘇書會を催す、鄉軍會長澤梅二開會の辭、北村南岳の講演、笑話亭九編の落語等。

【十　月】

新聞八段制　臨備日日新聞等先從來の七段より中央紙の八段制に倣ふまた寫眞銅版の使用を始む。一型年夏より五號活字を廢し九ポイントに。

中國新聞山本社長拘引　三十六年及び四十一年來市會議長たる山本三朗市會に電柱撤條例提案にあたり廣島水力取締役松本潤助、支配人谷口末太郎より收賄及び上水道ポンプ購入、下水道セメント購入、公會堂買收に關する收賄被疑事件にて十月二十四日拘引、公判、覆察御四月求刑、全二月と追徵金二百五十圓の判決、翌年二月控訴公判、福岡檢事は「素行調書をみれば嘔吐を催すばかり、本件如きはまことに根性汚きやり方で執行猶豫など以てのほか」と前審通り求刑、前審通り判決、四月上告棄却となり服罪、刑期了へ夜中零時二十分といふに出獄。

一四十五年五月五日公會堂で創立二十周年祝賀。今月衆議院議員選擧に際し全市八丁堀松島一部を立候補せしむべく自らも當任幹事たる市政全志會より推擧せんと他の幹事へ贈賄せる嫌疑の選擧違反にて外市內知名の士と共に拘引され、禁錮五ヶ月求刑、全三月の判決をうけ保釋出獄、控訴、御大禮に遭ひ特赦減刑の恩典をうけるべく十月控訴を取下げて服罪。

吳日日新聞一周年　吳每日時代の紛議も絕えて平穩、日曜休刊も斷し祝賀の緖につく、二十四日元町久米旅館で祝宴。

和田烏城逝く　中國新聞特派記者、大阪朝日新聞通信記者として活躍せる和田喜久太逝く。一中山雪葉逝く　翌四十四年八月逝く、三十七年來吳市各新聞に記者たり、昨年來大朝と醫備に。一四十五年の吳市操觚界は△吳公論爾村良次郎、吉武松柳　△吳日日新聞奧平海陽、淺井虎城（翌年朝鮮へ）△中國新聞三好石京　△廣島新聞林露月　△醫備日日新聞內田志外ら。

大柿村長　同村はもと大原、柿ノ浦、大君、小古江の四ケ村合併せしもの戶數十三百、人口二千五百、各大字は何れも習慣を異にするに加へて政友、國民の兩政黨に分れて統治困難なところ、前渡邊村長如才ありしも缺缺に村民の不滿から辭職して、後任に民黨の澤益夫當選以來村治圓滿、學校增築、村有火葬場新築も反對なく進む。

一大正元年十月辭職、後任大字大原の元三等局長龜尾夫士。

幸德秋水大逆事件の余波　長崎における爆彈事件に關聯する幸德秋水ら大逆の一味四十余名は未決監にあり、家宅搜索をうくるもの百數十にのぼるうち、十月十四日幸德と親交ある廣島の相坂倍が東京へ押送されるに當り、安藝部吉浦村字立花大久保繁助は吳區裁判所參事判事、醫本檢事、醫檢吳警長により家宅取調べをうく、同人は海運一等書記にして四十年選擧兩城町に住しユニテリアン教員教師ブロカの書記として相坂とも通信し日曜講義にも出で信仰の自說を傳道してゐたもの。

一十一月九日、被告二十五名に對する豫審終結決定。

一十一月末市內稻荷町五醫工豐田助之助、和庄二丁目職工上谷義親の兩名が本縣人の檢擧者相坂、及川鼎らと親交あり、幸德編輯の平民新聞を購讀してゐたこと判つて家宅搜索をうく。一吉浦村大久保繁助は證人として呼出されたので、出頭旅費前金請求に及ぶ。

この大逆事件は本年五月幸德一味の新田融が二十四個のブリキ樽による爆彈を製造せしより發覺せしものにして、檢擧全國を通じて千余名、翌年一月十八日大審院公判に於て二十四名死刑その他無期に處罪さる。

職工募集掲示　工廠では伍長組長の手を經る惡辣を防止すべく第一門前外五、六ケ所に掲示。

活動常設館　吳市最初の常設館、世界館開く、大人、小人共に五錢△新派大悲劇「花の夢」十場　△日本喜劇「五万圓」二場　△西洋悲劇「羊飼の娘」　△實寫地理、雜術、滑稽

電鐵本社構內互樂館でも日本第一Mパテー大活動寫眞。

小供に見せるな　本田昇三發起し吳區に木村隆夫を聘し教育原理により倫理觀念にお伽之話を。

載殉殿下御視察　二十九日午後五時四十二分滿國載殉殿下の御乘車臨時停車場御着、司令長官以下各廳長、第五師團長、廣島縣知事等停車場に奉迎、縣廳差廻し馬車を召されて直ちに水交社に成らせらる、沿道義仗隊無銃隊の整列、學校生徒の提灯行列奉迎あり、御少憩後司令長官の主催せる晩餐會に御臨席あらせられ、知事、大谷師團長ら部內外高等官八十余名陪席あたり、安藝部吉浦村字立花大久保繁助は吳區裁判所參事判事、醫本檢事、醫檢吳警長により家宅取調べをうく、同人は海運一等書記にして四十年選擧兩城町に住しユニテリアン教員教師ブロカの書記として相坂とも通信し日曜講義にも出で信仰の自說を傳道してゐたもの。

一十一月九日、被告二十五名に對する豫審終結決定。

一十一月末市內稻荷町五醫工豐田助之助、和庄二丁目職工上谷義親の兩名が本縣人の檢擧者相坂、及川鼎らと親交あり、幸德編輯の平民新聞を購讀してゐたこと判つて家宅搜索をうく。一吉浦村大久保繁助は證人として呼出されたので、出頭旅費前金請求に及ぶ。

この大逆事件は本年五月幸德一味の新田融が二十四個のブリキ樽による爆彈を製造せしより發覺せしものにして、檢擧全國を通じて千余名、翌年一月十八日大審院公判に於て二十四名死刑その他無期に處罪さる。

職工募集掲示　工廠では伍長組長の手を經る惡辣を防止すべく第一門前外五、六ケ所に掲示。

活動常設館　吳市最初の常設館、世界館開く、大人、小人共に五錢△新派大悲劇「花の夢」十場　△日本喜劇「五万圓」二場　△西洋悲劇「羊飼の娘」　△實寫地理、雜術、滑稽

電鐵本社構內互樂館でも日本第一Mパテー大活動寫眞。

小供に見せるな　本田昇三發起し吳區に木村隆夫を聘し教育原理により倫理觀念にお伽之話を。

載殉殿下御視察　二十九日午後五時四十二分滿國載殉殿下の御乘車臨時停車場御着、司令長官以下各廳長、第五師團長、廣島縣知事等停車場に奉迎、縣廳差廻し馬車を召されて直ちに水交社に成らせらる、沿道義仗隊無銃隊の整列、學校生徒の提灯行列奉迎あり、御少憩後司令長官の主催せる晩餐會に御臨席あらせられ、知事、大谷師團長ら部內外高等官八十余名陪席

中學校縣移管　沂醜、山下、石田三議員より發議、四十二年の縣會に建議案可決され吳中、女學校縣經濟移管については、縣當局では吳を移

管すれば尾道もこれを要し年々の經費一万圓と九千圓を要するを以て早急に移管は困難なりとの意嚮なるに對し、呉では「尾道は福山中學に近きため後廻しとして」と、本年も縣會議長に呉選出の官原幸三郎あるを力に七月請願爾來交渉中、中學のみは明年度より移管の承諾を得、追加豫算として明年度豫算へ計上さるゝこゝなり、四日の市會に於て請願の件及び敷地五千坪を六千坪に擴張し現校舍敷地は勿論一切の器具並に寄宿舍建設等費として四十四年度に一万八百六十八圓、四十五年度に一万四千七十圓、四十六年度に八千七百二十圓、計三万四千二百圓を縣に寄附することを可決。市が經營の現在は經常費七千五百圓（授業料等の收入を差引き）その他臨時費を要し右寄附を行ふも四十六年度迄の市經濟にはさしたる關係なし（縣の豫算によるときは現十一學級を十三學級に增して事實右の經費を要す）只敷地擴張費のみは別なれど、四十七年度以降の經費負擔を免れるものなるに於て市としては決して惡條件ではないとさる。

―十二月十二、三日の縣會で可決。

右縣への三万四千二百圓寄附は次の經費に相當するもの。1運動場を擴大して校地を六千坪迄にすること　2四十四年度中に屋内体操場（器具置場竝に便所）、家建七十七坪（廊下七坪　3門監所及び便所七坪　4事務室教室をよび玄關の改築合計建坪九十八坪　5小使所移轉十二坪五合（以上四十四年度工費）生徒寄宿舍（全四十五、六年度）

現建物六百七十六坪二万六千圓、土地三万圓、合擴大買收濟六千圓、代金未濟五千圓と今後三ヶ年の寄附合計は十万三千圓の巨額を縣に提供することゝなる。

縣移管となつた呉中學校は十三年七年一万九千五十圓を投じて一千九百三十七坪を買收し之に五千九百圓を支出して二階建教室一棟、事務室、小使室その他附屬建物を新築せる呉高等小學校を三十九年移轉して中學校に充つることゝなりしもの、その後生徒殖所、講堂、理化教室、博物教室其他二万三百圓を增築、これが敷地一千八百四十三坪（一万六千七百圓）設備費總額六万二千九百圓、現在生徒四學年七二、三學年一〇四、二學年九五、一學年九七、合計三六八名。

―十二月二十六日、宮原、小林兩縣議を呉洋館に招いて慰勞會、市會議長より感謝狀を贈る。―四十五年度縣立中學の定員は廣島六百、呉、福山五百、三次、忠海四百名にして、呉中學は先移管學校を後廻してをる。

●遺外艦伊吹歡迎　（二月の項參照）贈程三万哩、我が海軍未曾有の遠航をなし果して十月二十九日橫須賀歸港、十一月十二日母港呉に歸るの報、呉工廠はその建造にかゝる新艦がこの遠航に途中故障なかりしを名譽とする、盛大なる歡迎計畫はたてられて、四日の市會協議會に附議、かつての「筑波」に倣ひ呉座で二日間の歡迎會を開くことゝさる。―十八日歸港、在泊諸艦無事歸港を祝すの信號に、生駒よりも感謝の信號あり、煙火打揚げらる、伊知地工廠長長官代理で歡迎、同夜水交社に第を擧ふ。―第一日、二十日は在泊永艦長以下將校二十八名、下士卒四百名、藝妓八十名乘旋して折詰、正宗を饗す、手踊及び大和屋一座觀劇に歡を盡す。第二日は秋澤副長以下將校二十名、下士卒四百名。

●瓦斯會社呉市の報償契約　縣よりの諮問に對し「會社は營業開始三ヶ年後にて利益の百分の三を市に納付し、資本金に對し一割二分以上の利益を生ずる場合は超過額の百分の八を納め、五十年後に於ては市の買收に應ずる」の條件を四日の市會に附議。

會社側では營業開始には工場敷地その他二千坪、坪二十圓、四万圓の資本を固定してをり右の條件にて果して利益ありや、數年前より營業し二割以上の利益配當をなせる水力電氣株式會社に對しては僅か一本三圓（年八百圓）の電柱稅を徵するのみ、瓦斯が同一歩合を以て三千圓を徵さるは同じ獨占事業として當を缺ぐと、一割二分以上云々の削除方を希望、市會は委員附託とし七日より委員會開催。―會社は第一回拂込二十五万圓を銀行に預けたまゝ起工を待つに、市の委員會は更に特別委員會を設け容易に諮問回答に至らず會社側憤慨。―十一月中に答申に及べとの縣よりの催促に、遂に二十三日、祭日にもかゝはらず委員會開催。―委員會は會社側が百分の三云々を酷なりといふに、更に原案を修正して百分の四とし且五十ケ年を三十ケ年に、更に營業休止六ケ月を越ゆれば特許取消の一項を附加して二十五日の市會に報告、近隣、今中兩議員他に比して不均衡なりと反對、會社に有脫すれば需要者に轉稼され事業の發達を妨ぐるのみならず市の繁榮を阻害すると論爭、修正說贊成は委員のみで他は何れも原案に贊成、委員會四十余日の調査は徒勞。

答申確定して會社は工事にかゝる。

天覽

この秋關山縣下に於ける特別大演習にあたり本縣下より

△賀茂郡　赤龍梁二十箇（賀村佐々木孝太郎）

△安藝郡　網網地、緩網地（音戸町月田健三郎）

△呉市　コンドビーフ罐詰二個、鰻水煮壹斗二個、いちじく壹斗二個（高須罐詰會社）

及び廣島市、安佐郡、嚴島の物産を天覽に供す。

●工廠鑄鋼部小火　九日午後八時、工廠製鋼部第十一工場の人夫更衣場その他の二十坪燒失、消防部、海兵團、工廠防火隊出動、海上よりは折から碇泊操練中の伊吹、春日、富士の探照燈一齊に火災現場に向けられ壯觀。

音戸瀬戸開鑿の程度

東京朝日新聞記者小西和「瀬戸内海とその滿蒙」について報告するに、音戸の瀬戸溝盛開鑿について史實を本縣に照會り」とあり翌四十五年には舊三月二日の四月十八日溝盛祭行はる。

小學校舍增築と財源難

本年四月より四學年の二部敎授を廢して敎室に余剩なし（現在百五十六敎室）四十一年東備線延では呉市財政にも恐慌を齎せるが、四十二、三年と家屋建築は一旦三百平均（四十二年、一、六三七）本年の增加率は更に多く、明年新學期兒童の收容不能なるため本

年度に於て五番町校に二階建その他荒神、東本通、岩方、吾妻、八幡各校に亘り十五教室の増築二万圓の追加豫算を要す。（なほ明年三月三學年の二部教授も撤廢すれば更に十四教室必要、本年度に計二十九教室の増築を要するも、右は明年度に廻して二學期より二部撤廢とする）

右財源に豫算流用余地なく、堺川埋立地未賣却一千坪を二十日頃公入札してこれに充て、間に合はねば一時公借によることゝす。

―明年九月より三學年二部教授撤廢のため辰川小學校の新設を計畫、敷地工事は本年度に完了の要あり、工費八百圓計上（明年度より教育費三万圓増し八万圓とならん）―以上追加豫算可決。

―神原尋小に高等科併置（復活）を選出市議より建議、呉高に通學するも中途退學者多きため。

―翌年一月、四十三年度二万圓による十五教室の増築は既認可の坪ノ内小學校は土工終り近く校舎に着手、五番町校に二階建八教室（七千八百圓）を認可申請中、東本通は未起工。新年度二万圓の十五教室増築は荒神、辰川、八幡、坪内等。なほ翌四十五年度には吾妻、東港町に増築し、三學年の二部教授撤廢を期す。

―二月、右四十四年度繰延計畫は豫算市會で繰延べとなる、本年度六學級増築につぎ、その後の不足見込みで十一月度に十七學級増築の追加豫算をなせるは夫々起工せるも、未起工の東本通、荒神も近く着工して新學期に間に合はす。

―就學児童の鬼籍　新年度（四十四年）の一、九八四名中に死亡者が三月末既に三十八名あるの珍現象。尋常は昨年（二、二六四）より減るも高等科は一五〇名増加。

軍艦姉川火災　十七日朝在泊中の日露戰争に分捕の假裝巡洋艦（いま練習艦）姉川の元少尉室より出火し中甲板を燒き輕傷者數名を出す。―原因調査の結果一等水兵村井銀三郎が娼妓落籍金を取出さんと放火したものと判明。長官一般へ訓示に及ぶ。―十一月末懲役十五年に。

書籍骨董株式會社　豐田實翁、田邊百らの發起、資本金十万圓四分の一拂込み、委託販賣を目的とす（結果不詳）

喜多流家元招待　佐々木干秀、山本綾太郎らの發起で諸曲喜多流家元喜多六平太を呉座に招待。

飛行機の入來　臨時軍用氣球研究會が參考品として三井物産により佛獨から購入せるファルマン式四台が到着。

島地神一　大屋村長退く、自治制以來村長たり村民の切なる留任懇請を謝して病氣のため退職、記念に金時計を贈る。

孝子表彰　大阪興風會では和庄町八幡上通一六武原義夫（七）の勤勉孝養に對し金一對と表彰狀を贈る。

二原女子師範學校　二十八日開校。

廣島水力・呉電鐵合併交渉　呉電鐵では、二十九日臨時總會に於て廣島水力電氣株式會社と合併に關する件並に交渉委員三名選擧の件を附議、廣發會所の水力調査の際は呉電鐵の火力を補給、豐富の際は火力を節減して双方に利益ありとするものにして、呉では佐々木俶一、本尾雍次郎、徳分孝吉の三名を、翌日廣島水力も總會を開いて谷口嘉一、天野清七、伊藤茂平の三名を選出、十二月中に両社の財産調査をなし、明年合併價格條件を交渉することゝなる。―水力四十万圓、呉電鐵三十万圓の資本、一株に對し呉三株を主張せしに對し、共に二十二圓五十錢の拂込なるに廣島は時價二十四圓、呉は十五圓の中間をとつて呉株一株につき六圓添付、呉二万株に對し十二万圓の特別積立金を行ふの調停案をなされしも、呉側は「呉は廣島より

有望なれば對等か、さもなければ三圓添付までは讓歩するも強硬に主張。（以下翌年次九月の合併成立の項參照）

電鐵合併條件　薄給而も一日十二時間勤務、些少の過失にも譴責處分、監督不公正―と二十九日午後十時より運轉手、車掌四十余名辭表して同盟休業運轉中止、守屋理事以下總員鎭撫につとめ、警察官も説諭して一日朝就業、解決。原因は勤務時間長きに不平と、監督某の横暴苛酷を排斥の折柄、故參運轉手二名がその監督に代らんの野心から煽動に及びしもの、その監督及び排斥の首謀者七名を解雇したと會社側から發表。

【十二月】

東京大相撲　梅ケ谷、常陸山一行一日より三日間呉市で。

休原掘切　休原第一期道路改修の掘切、二十間三坪崩壊、車馬中止。

音戸の火事　二日午前三時、六三七高橋重太郎方ランプ倒れて失火、七戸焼失、損害四百六十圓。

上水道計畫　前年既に測量全部終了、水源地未定のため行惱み中、市は豫算も削減されて專ら調査整理を行ひ、休止狀態なるも、六日水道調査員委會で中島委員長より主査委員五名を指名、市長と委員長を加へて七名を以て、三、四ケ月中に設計を完了、速かに解決を期す。

―翌年二月一日、主査委員會を開き、海軍當局者臨席、海軍の今日までの事業進行程度について說明あり、市は直ちに設計に着手、五月頃分與水申請に及ばん（正式に分與申請に及べるは翌年七月にして、海軍の擴張工事進行とともに、市への分與内諾がこの頃具体化しつゝありしものならん）

呉、阿賀間軌道競願　資本金三十万圓の安藝鉄道株式會社創立委員は呉阿賀間の電氣軌道を認可申請（一月の「安藝電鐵」の項參照）呉市に支障の有無を際より諮問あり、呉電鐵にも第二期阿賀延長の計畫ありしが先んぜられしものにして、同社では軌條を布設し市街電鐵との運絡方を申請、電鐵となる、安藝先願にして有利なるため呉電鐵必死に運動、両社とも認可あれば更に忠海へ延長すべしと拮抗、安藝側は市會の容申に四十余日を要せしはこの間に呉電鐵をして申請手續準備をなさしめんと故意に運らしめしものと憤慨。―翌四十四年六月二十八日、呉電鐵に許可となる、この間二年十八週、電軌によるとき五十万圓を要するも汽車は三十万圓で足りる旨論見。

―四十五年九月、賀茂軽鐵、呉電鐵（廣島與電力會社）との共用協定成る（同月の項參照）

安藝艦裝を完了　公試運轉好績、現在戰艦裝巡中右に出るなし、海相より伊知地工廠長に祝電を致され、廠長は次の「播津」は更に好績を期せよと一般職工に激勵訓示。―試運轉を終つて十二月二十日より武裝に着手竣留營を行ふ。記念品　軍艦「安藝」は呉工廠に於ける二万噸以上の最初の建艦であり、日艦名に地元名を名づけられてをるところから、澤原貴族院議員、荒尾市長ら同艦竣工に際し記念品を贈らんと發起中、淺野嚴島神社宮司木會同調宜、小林一松當發起にて宮島全景の彫刻の置物を長官へ贈らんと澤原、青盛ら有志に交渉あり。なほ淺野侯よりは藝藩に歴史あり又嚴島に因緣深き宮島丸の模型を寄贈。

嚴島神社昇格　國幣中社より官幣中社に昇格、翌四十四年五月十三日より十七日まで五日間盛大なる奉告祭を執行。

―翌四十四年二月、兵裝を完了して別府灣に於て公試發射を行ふてのち、二十日艦長矢島純吉大佐は官幣中社嚴島神社の神鏡を奉祀す、即ち同神社の棟木（草稿）にありし古材及び同神社前浜合大華表檜材（修繕殘材）を以てせる本殿百分一模型（彫刻者牛田喜代三）を水雷艇で奉遷し武運長久の祭典を行ふ。―三月十一日、工廠長より艦長矢島大佐に引渡式を擧行、豫備艦に編

入さる、四十年二月進水以來艤装に瀕四ケ年の長日月を要せるは、一昨年十月進水の伊吹を先にせるため、艤装の二万八百噸と同型なれど、主砲十二吋四、幅十吋十二門の同數に加ふるに、四、七六吋六門を加へて遙かに優勢、機關も最新式のタービン、現在最も進歩せる破力艦である。初航海は伊勢灣に太關參拜を行ひ、下旬歸港、四月一日第二艦隊に入り旗艦石見と交替。翌二日、建造及び艤装に從事せし職工二千五百名及びその家族を招待し、矢島艦長職工の技術進歩を賞讃し、慰勞宴を張り、相模、芝浦、兵員の假裝行列等あり、模擬店賑ふ、續いて十五日は乘組員の家族招待會。

石風呂山解決　土地收容法申請中のところ、今回當地所有者變更し、交渉の結果買收案纏まり、市會へ。市では目下拂下陳情中の二河射的場の認可なくばこゝを公園にせんとし、公會堂計畫は目下立消え。

【十二月】

沿岸鐵道期成運動

山陽線複線工事進行、海田市、八本松間の勾配急なる區間が問題となり、線路變更を目論まれるや、三原、忠海、竹原、阿賀の沿岸線と、西條より志和を迂廻線と俄然競爭起る、浦邊鐵道側（海岸線）では十一月末後藤遞相一行が四國より廣島に巡視の途中を松山に訪問陳情、廳費買收又は寄附を申し出で、糸崎に迎へて石丸技師を下車せしめるに成功、更に同二十八日電鐵樓上に呉市有志大會を開き忠海、竹原、内海三町よりも出席、期成同盟會を組織し會長に澤原俊雄、副會長に賴鑑次郎、西宗元次郎を決定、石丸技師一行の視察方を廣島の後藤總裁へ陳情に及ぶ、これに對し安藝、賀茂、豊田の北部町村長四十余名は四日西條町に集り浦邊鐵道否認陳情請願を決議、本郷村長水井富太郎、大河村長隅山論一、小谷田萬里村長木村善七郎その他東高屋、西條、川上、西志和、下瀬野の町村長らより「沿岸線は徒らに汽船との競爭を惹起して公利の收利を減殺するもの、又鐵道多く財源經營に不利、更に軍略要塞地帶貫通は軍略上にも不利」との反對陳情に及ぶ。因に山陽鐵道沿岸線は日清戰爭前に内海の防備不完全なため軍人の反對により山間線を選ばれたものである。

この海岸線には三原忠海經由と本郷を起點とするものと兩派あり、このほか西條より呉を經由するの案をなすものもありしが、これは黒瀬より灰ケ峰を拔けること困難にして不可能とみて志和堀を經て横川に出で廣鐵道と連絡に合流、更に西條より熊野跡通過說あるも望みなく、最も熱心なるは忠海呉線の一團にして、他に機先を制するべく、十二月十一日呉市有志數十名は市役所に集合協議。

―廣島、八本松間の複線工事は本年度中改築を了る筈なるも中止となり、政府の方針が沿岸鐵道に變更に決定せるために非ずやと憶說。

―志和堀辻回線實測中なるも、一方沿岸線については十二月二十二日山中兒玉兩技師呉驛着三原に向ひ調査進む。

―翌四十四年一月、海岸線の測量餘に竹原まで終り、山中技師ほか五名十七日より引續き行ふ、期成同盟會の發會式も近く擧行。

尾道商業會議所よりは後藤鐵道院總裁及び西部管理局長宛「呉三原間鐵道敷設請願書」を提出。

同月十七日、長谷川西部鐵道管理局長は兒玉技師を伴ひ三原より海路忠海に至り、竹原を經て呉市に豫定全線を視察。

―二月、岡村助役、近藤良幹、栗谷元吉を幹事に、許議員七十名を嘱託。

三月上旬測量は呉市に至り、山中西部管理局技師は市役所で高低圖を檢覽調査。―期成同盟會、運動費千圓の募集に着手。―四月四日、市役所で期成同盟會評議員會。―六月二十三日の市會に於て、幹事たる近藤良幹は市當局の不熱心を攻撃せるも不得要領のまゝ散會。

―七月、調査を終る、六十哩建築費九百万圓、鐵道院の意嚮は八本松の勾配を避けて海岸線を採り、改良工事費中より支出して遂行の計畫の如きも、多額の故未だ實行には至らず。一方山手線によるときは六万圓で足りるも、將來廣軌とするも海岸線は勾配に於て利ありとさる（廣軌鐵道案はこの年の議會に提案ありしもの）

―十一月、志和堀可部間の運動猛然。

―藝陽輕鐵計畫（十一月の項參照）

―四十五年、鐵道院新年度豫算に於て海田市八本松間のみの單線且四十分の一の勾配に關しては、西部管理局で改良調査の結果改良費中に加へ複線敷設費二十万圓を計上と傳へられしも、その後間もなく、未だ決定に非ずなほ海岸線と山手迂回線の比較調査を要するを以て何れにせよ本年度に起工の運びに至らずとさる（されど、鐵道院の方針は既に決定したものらしく、間もなく右着手に至り、海岸線運動もこれを以て終る。四月には出願中の藝陽輕鐵に三原郡買間の特許もなさる。（同年四月の項參照）

井上參事會員辭任　後任に同じ荘山田區會議員選擧せらるも、同人老境に入り往年の意氣なく喚來陣に參して俗務を忌ひ競爭の意志なく、明年初の改選期に持越さる。

下蒲刈島火事　字下島農業淺太郎方より十二日午前五時出火、七時二十分鎭火、五百十三坪、二十五戸燒失、ほかに罹災百坪二十棟、損害九千四百圓、死傷者なく、二名の無資産者は役場で救助。

農會呉支部設置　農業中、十二日軍役會に附せしも反對側出席なく流會、合併說は一何れも十二圓五十錢の掛込なれど時價農會二十四、五圓なれば中間をとつて呉一株につき六圓を添へ、呉側二万株に對し十二万圓の特別積立金をなさんとするもの、反對說は呉は農會より將來有望なれば對等なるも、呉は農會より將來有望なれば對等な

【町村議】

夙に町村會議員の職を奉じ町村政に參與して專ら自治の要義を體し忠實精勵其職に盡瘁して始終渝らざること十有余年地方に貢獻する所尠からず―△郷原村議增吉彌三吉　△廣村議住吉良三郎、綱吉峰吉、稻垣賀藏議員、森本初太郎、藤岡吾作、神垣常太郎　△阿賀町議木村藤三郎、多田整三　△仁方町議高橋好次郎、山中玉次

【善行者】△廣村加藤ハツ―孝養貞節十年一日　△廣村武田タカ―全十六年　△仁方町白井エイ―生死不明の夫の留守を十有余年、志操堅固、子女養育　△呉工廠史編纂中大半脱稿、明年五、六月頃完成。

燒山の賭博惡習　淳朴なる農村に流行して一時は女、子供も賭博にふける

有様なりしが四十一年木坂龜太郎巡査來任以來風俗漸次改まる。

金融緩漫　商況不振なるも銀行郵便貯金は增加、貯蓄心昂揚されて起業なく、投資事業なく、各銀行とも遊金多く金融緩漫。

切串小學校移轉增築の地立　同部落は三百五十戸、出席率八十四が九十五、六に進み、校舍狹隘移轉を要するため、本地沖海面埋立を本年九月より區民總出にて行ひ、この程竣工、千六百坪、八尺、五千四百五十人は一戸十六人の出夫に相當、更に石垣六百五十圓を含めると一百八圓貳錢の大工事なるも三ケ月で成る（移轉と同時に三百四十名六學級は九學級に可能となる）二十日竣成式擧行、兒童連合遊戲、密柑、餅撒き、博物館展覽會之吉と大賑ひ

第二十七議會　三十九年一月西園寺內閣の出現以來第二十一議會百三十九名の政友會は百四十九名、百七十一名、百八十名、百九十三から第二十六議會には二百四名といふ絕對多數を占む、こゝに於て非政友會派の合同運動も俄然となり、大同俱樂部と戊申俱樂部は五十名の中央俱樂部を、憲政本黨は無名會、又新會及び無所屬の一部を糾合して九十二名の立憲國民黨を組織し、犬養毅、大石正巳、島田三郎、仙石貢、片岡直溫、河野廣中ら二十名を常議員にあぐ。この年五月幸德秋水一味の大逆事件發覺、八月二十二日日韓合併條約は成立、政府は直ちに十余件の緊急勅令を發してこれに備え、十二月二十三日開院式の第二十七議會に臨む。

室尾局電信開通　二十六日開通式、來賓二百余名、縣大、局長林森遊。因に同地では十月來海面埋立出願中のところ許可となり近く着手、近接せる千五百坪を買收し併せて學校新築地にあつ、六月竣工の豫定。

安藝郡農產品評會　安藝郡農會第三回農產物品評會二十五日安藝郡役所に於て開かる、一等賞中に

溫州密柑（下瀨刈島村五明好太郎）仝（上瀨刈島村川崎隆之）ネーブルオレンジ（江田島村久岡孝十）仝（上瀨刈島村鎌田伊智郎）

吳市中學校徵兵猶豫　の恩典を與へらる。

鄉原村表彰　（十月の項參照）

△元村長廐野敬助（安政六年仝村舊庄屋より組頭少長、大組總代、用係、戶長等を經て町村制實施迄勤續三十一年鋭意村政に盡力し村債整理を行ふ△村會議員檜吉彌三吉（十二年學校世話係より戶長、村長、村議の公職にある三十四年）△仝廐野同利（仝四十年）　△仝山光求（仝十八年）△鄉原尋常小學校長藤本觀二（十八年）　△村議倉野仁市（仝上）　△第八區長院本傳左衛門　△第四區長信田彌右衛門　△第十區長樋口倉助　△飯田淨心　△山中德左衛門　△相谷與太郎　△大濱一郎　△三山米太郎　△藤谷成次郎　△濱田要吉　△松浦孫七　△松浦ミネ子

社會斷片　△少女誘拐支那へ　西本通三丁目表向きは理髮業の坂本市松（三十）は明治三郎（三十）が清國安東縣下馬塘にて之また表向き土木請負業を營めると紹介し置島吳から少女を誘拐しては支那に賣飛ばせしを檢擧。△獵銃で父を　本庄村で甥の養子が山鳥を獵たんとして父に命中重傷を負はす、狩獵法違反と過失殺傷罪で。△訓導が自刀　仁方町戶田小學校長細川實男の長男忠男は徙兄弟井上フサヨと同町仁方小學校に夫婦で勤めてゐたが厭世系統的精神病により自刀。△檢査二瓶と格鬪　一は和刀、一は短刀、吳醫非常召集、休原を包圍。△危うく小島で溺死　倉橋島村大字大向の者二十三名の男女は同島南方の小島（島名不詳）に於て貝を採らんと小舟に乘り至れるも間もなく强風起り歸られず、翌日小蒸汽船日の出丸に救はる、危く餓死。△肥料法違反　吳市溝水通作田己之吉（三十）は屠人上川市三郎をして山手通齋藤市太郎方の牛尿十一荷を販賣せしに人糞約六荷を混入しりしことを發見せられ地方裁判所へ告發。△大運轉で互に重傷　四月十三日午後四時頃阿賀町大神桃山に於て吳市下古江職工正法寺繁一（二十）と阿賀町字東町吉田兵吉長男兵一（二十）の兩名は路上格鬪し六連發銃で互に重傷。△吉浦の情婦殺し　同月二十四日午後一時頃吉浦村字彈敷に於て十二歳から男狂ひの早熟娘、實母も無類の醜婦なるがもと肚士能登七寸の匕首一刺に絕命、加害者も自殺未遂。△夫殺し　六月一日未明、稅務署雇上杉喜一（二十）は妻ムツに脊梅丁で重傷を突かれ重傷、殺人未遂で、原因は經濟拙き故困るのだと離緣を迫られ面目なしとして。懲役一年六月。△夫の睾丸を引ちぎる　同月十八日、被害本夫は遺兵記錄工、縫合に十四針を要す、謀殺の疑ひあり、殺婦は殺夫と共に逃亡。△獰猛なる逃亡水兵　思實な憲兵六連發の短銃を以て水中に追跡、水兵協力海上に大活劇。右は昨年六月軍艦姉川乘組一等水兵逃亡前科四犯大浦久五郎（三十）ら同志三人が當直あざむきボートを盜して艦へ上陸せるもの、丸艦で逮捕連行將に吳軍港に入らんとして。△環境置所特殊　和庄町東雲町二丁目古物商福崎長市（三十）は實現目的にて所持の春畫十二組を臨檢の吳警官に發見され。△暗闇で滅多斬　六月二十九日、倉橋島大道阿須太郎（三十）は鮮利な刃物で頭頸を斬られ犯人は逃走、强盜ではなく怨恨か、暗闇中とて不明。△阿賀峠の殺人　本年四月二十九日、阿賀峠を通行中突當られて銅卵二個を毀され喧嘩して同人が殺された事件につき檢察中のところ、阿賀町の職工四名免訴となり、二名傷害致死で。△訛言費用民せ　八月十日、神原横內多四郎は、內緣の妻髮結山下八十（三十）より振られ、訛言費用二十圓を民せと難癖つけるに、サツサと民され、尻を逃ふて匕首を振ひ傷つけて自首。△蘇生して發覺　九月、前月二十二日發覺の舟乘りが吳へ生魚を運搬中、鍋洲で同船者を鉈で滅多に斬付けて海中に投じ、死せるものと思つて生魚を積取りせるが、蘇生救助されて發覺。

明治四十四年

市制改正と吳市

本年四月法律第六六號を以て改正市制及び町村制發布（この數年來議會の問題となりをりしが、今議會に通過）九月勅令第二三八號を以て十月一日より

りこれを施行するの公布あり、新舊比較して大要次の如し

△住民の要件―住居を生活の本據所謂住所に改む

△公民權の要件―一戶を構ふるものを獨立の生計とす、又、地租に制限なくその他の直接國稅を二圓とするは權衡を失するため單に直接國稅と改め金額の制限を設けず、又第二項に於て手續上の權利を擴張

△議員の全數改選及任期―任期六年、半數改選の舊制を四年全數改選に改む熟練議員を半數殘す趣旨なりしも重任者によりその目的は達せらるによる

△參事會―町村の執行機關は特任制を採り、市は集議制なりしが、合議は事務の澁滯を來し機宜を失すること多く團体に不便なるため、市も町村と仝樣特任制により參事會を議事機關として存續、市會は參事會に委任の法をとり改正の不便を除く

△市參與―舊法は市の名譽職參事會員をして事務の一部を分掌の途ありしも改正にこれなきは、水道、瓦斯、電燈、電車等の事業を營み大規模、大管理の煩に堪えず、また獨得の技能と手腕を要するため特別機關の要あり、而して助役は常に市長事務を補助代理して一般事務を管掌し書記附屬員では適任者なし、よつて舊法の市參事會分掌に倣ひ市參與なる特別の吏員を置き市會で選擧し內務大臣の認可を得原則として名譽職とし例外に有給吏員として重要な地位に置く。

△なほ市長被屆制は依然殘けられ、級別も其儘なれど一級の權利を多少縮少さる。

十月一日よりの新市制施行に吳市では二日先づ參事會員の選擧を行ふに、（從來は公民中よりの選擧のため議員外のものもあり、寧ろ吳市會はこれを不文律とし來り、宮原區にその人物なきため最近も青盛敬篤の就任を例外）

三十票佐々木千秀　二十九票宮原鐵之助　三十票石山儀市　二十七票山下吉十郎　三十票澤原精一　二十六票青盛敬篤

と決定、然るに右は舊市制の連記投票制によりしものにして、縣より無效なるを注意され、十二月一日（市制第十條第一項第五號）の理由により俱に辭任、翌二日改めて新市制による單記投票を行ひ、何れも再選、新制早々のことゝはいへ、甚しき失態であつた。

「本法施行の際現に市會議員の職に在る者は從前の規定に依る最近の定期改選に於て總て其職を失ふ」の規定に依り、呉市會議員は來る十二月十七日を以てその職を失ひ、次の總選擧は新市制によるを要するを以て緊急問題として選擧區條例の設定にかゝる、新市制は大選擧區を原則としてをり、呉市が從來の小選擧區擧制を繼續せんとすれば但書による認可を必要とする、が縣はこの機に從來紛議を醸せる選擧區議員數の規定を廢止すべきであると指示、市では急激なる變化を避けるべく、三級のみ選擧區を存續すべく、十月十九日の市會に緊急議案として新選擧區設置條例案を提出。

今案によるに、選擧區域は各大字の區域により、配當數は和庄五、荒山田四、宮原一、二川二計十二名とし順次第一、二選擧區と名づく。（說明）選擧區を廢は各部の民情に悖り尠早の感あり、漸を以て之を廢止するべく、暫らく三級にのみ選擧區を設く、なほ一、二級の選擧區は選擧人の納稅額に於て宮原、二川の一級選擧人の大部分は和庄、荒山田の三級選擧人に匹敵するが如き各大字の不均合を一掃するため寧ろ撤廢を可とす市會は本案を二十日、二十一日に亘り審議、大選擧區論あり、舊各級小選擧區を可とする論あり、その何れも本案には反對し、否決廢案となり、市會よりは一四ヶ町村合併して未だ間なく、各大字は人情風俗を異にしてをり大選擧區は尚早につき從來の小選擧區によられたしの建議をなす、而して、選擧期日（任期滿了）は切迫してをり、この儘則ちなる選擧區案審議のため期日を延ばすべきに非ず、市當局は原則なる大選擧區制による選擧人名簿の調製を急ぐべきであるとも論ぜられ、縣當局亦、從來の惡弊矯正が出來、市會中にも大選擧區論あり、なほこのため選擧遲れ市會の空廊を生ずるは官敷からぬため、本期は大選擧區によれと從慫慂するところもあり、區々の論をなす。

されど、市理事者（市長代理岡村助役）に於ては、この建議に添ふて、翌々々の二十四日、小選擧區の條例案（從來と同じ）を市會に提出、市會はこれを可決。同附帶請願案には「其筋の指揮に依り訂正を要するときは議員配當數に關せざる事項は其訂正を理事者に一任す」とされてをり、乍急本省の認可を得ることゝす。

―市會を通過して認可申請中の小選擧區制に對し縣は反對の意見書を添付して內務省に致しをるため、市からは田中書記を上京說明せしむ、十一月九日、內務省認可の電報來る、右により十二月二十日行ふべき筈なりし選擧は一月二十日前後とならん。

―十三日付認可濟、十六日到着、選擧期日延期の結果は、この間市會空虛となるを以て理事者はこれが存立期間中に決定を得てをくべく多數議案提出を策劃。（八月荒尾市長辭任、翌九月三十日後任市長第一候補者に澤原俊雄を推薦してをるも未だ受諾に至らず、なほこの頃市長代理なる岡村助役は任期滿了近く、現議員による再選を得べく小選擧區案の認可に盡力しその歡心を買ふに努めしとの評もなされをり）

―十二月五日、十一月二十一日現在の選擧有權者名簿完成し十二日より縱覽に供す。同十六日、最終市會を開き、助役俸給、議事細則等議了、任期滿了、舊市制改正による選擧人資格擴充によつては呉市の有權者前回の選擧に於ける三千三百七十三人より四千八百二十二人に增加してをり、これは勿論人口增加にもよる。

第三次市長推薦

八月七日荒尾市長辭表提出、三十一日退職告別するや、九月五日市內有志は湖月樓にて後任市長に就て議するに、貴族院議員のほかは一切の公職を謝るといつてゐた澤原俊雄が本年六月を以て七年の任期を滿了とをるに際とて、同人を推薦せんとするに何人も異論なく、たゞ一部にこれを過するべくは三千圓以上の俸給を以てする要あり（四十三年五月改正の俸給條例市長一級千二百圓）財政上困難とあれば助役の昇格又は前署長坂本忠綱にても可なりとの說あるのみ。

同月七日付の內務大臣よりの市長候補者推薦命令を同十八日の市會に報告あり、同三十日の市會に於て齊藤說寫より指名推薦の議あり、異議なく第一候補澤原俊雄、第二候補豐田實顯、第三候補天野健太郎を指名、滿場割るゝが如き拍手を以て決定、直ちに天野議長宮崎代理者は委員と共に澤原にこの旨を傳へ受諾を求むるに「頃來健康すぐれず職務に堪えず」と熟考を約す。

翌十月十五日、呉公論社及び市內有志による演說會を開催、關戶種吉（呉日日新聞主筆）內田謹助、赤松庫助、佐々木仙一等熱辯を振ふて市民大會代表の勸告委員に植田新之助を推すあり、又有力議員の大擧勸告あるあつて、同月二十日邊に受諾を申出、二十七日天野市會議長より前記を內務大臣に上申、翌十一月二十日第一候補者澤原俊雄に認可の官達書あり、同月二十八日就任。

十二月一日初登廳。なほ市長俸給については就任を前に市會より一級千二百圓の建議あり、理事者より提案あつて可決。

二河公園の建設

この前年、三月市會協議會に於て海軍射的場は江田島秋付に移され、同所の一隅に目下海軍監獄を移轉建築中にして、音樂隊音に在獄者を惱ましめるため私有は拂下げはあるまじく、日郡役所移轉跡の如く舊地主に優先權を認められるべければ、公園目的に市が拂下げを受けることは容易ならんと、市議事會員佐々木仙一、荒尾市長、澤原議長ら擊衝に上京。因にこれが運動開始にあたりてはこれを目的の交際費二千圓を要求せるも紛議、五百圓に削減されてをる。

五月十一日の市會に於て次の設計のもと拂下を受けるべく請願書を提出、荒尾市長、澤原議長が上京。

△石垣八百間四、〇〇〇　△埋立工費八、〇六〇　△芝生五、七〇〇
△池掘場工費二、〇〇〇　△橋梁五ヶ所一、五〇〇　△櫻一、五二八
△家屋二、〇〇〇　△地拵及び植付二、〇〇〇　△外圍柵三、四〇〇
△庭園二、〇〇〇　△豫備費四、〇〇〇　△合計四七、六六八

なほこゝに招魂社を設け龜山神社も移轉を計畫。

―十二月、大藏省では既に四十二年度歲入豫算に右費却代三十万圓を計上しをるも、市長らは右は呉市の公園に非ず、呉海軍、帝國の公園を設置するものなればと陳願陳衝を續け、當局の協議を得ることゝなる。

翌四十四年七月、政府豫算の編成を前に時價四十万圓と見積り永久無代貸與方を請願せしが、當局の意圖略々判明して、九月、前年五月の無代拂下請願に特賣請願を追申するに至る。即ちこれが買收費八万三千圓、七朱以內、四十六年度より據置四十七年度より五十二年度迄に償還計畫をたて、同二十九日の市會で可決。右請願書次の如し

明治四十三年五月十八日を以て呉市公園設置の件實申以來其御指令仰望罷在候處今回追申候、理由は前實申の不備を補ひ且つ一つの追加條件を以て何れか御聽許仰ぎ度儀に候、元來呉市の地勢は三方高山に圍繞せられ一方海を擁し適當平地殆ど餘地を有せず偶々不毛の地あるも多くは海軍用地に屬し人畜の往來自由ならず又海路に於ても普通船舶出入の如き市外遠く吉浦海岸に限定せられ市內私有の山腹は大概擴張民居と爲せり、而して當市は市制實施年尙淺しと雖も一大軍港を控へ鎭守府に工廠製鋼所海兵團等あり又軍艦の出入頻繁にして時に兵士の上陸あり春秋交々清洋航海歸朝の軍艦乘組將校兵士の上陸あり又外國艦船の來航若くは入渠の爲め兵士の連日上陸するあり時に清來の外賓あり內には全國四方の商工諸人來集又軍人軍屬其他數萬の職工等を有し自然一種の風習ありて彼の開港市に商業地の如き塲所と全一視すべきものに非ず自ら軍規の下に栖息するの感ありて

普通他の市制地と大いに其趣を異にする所あり、上陳諸種の人士を始めとし常住の十餘萬市民の子弟一萬數千の中小學生に至る迄運動遊歩に適するの條地なし（却つて遊廓あるのみ）故に一般寒暑の別なく毎に市街を徘徊し肩摩轂撃動もすれば紛爭格鬪を致すの免れ難きもの之あり、加之歳一歳と戸口增殖し來住相加はるを以て衛生風教上公園設置の要緊々急に迫り一日も怠緩に付し難きもの有之候、幸ひに旺山田村官有御不用地を以て公園開設の件願申致候處萬一御聽許を受くる能はざるときは呉市に於ては他に公園適當の地經そて無之爲めに將來再び公園設置の機會もなく永地所もなく遂に絕望に歸し千載の不幸に陷可申候、前述の事情御洞察の上曩日願申の通り御聽許相成候はゞ無此上義に候、若し亦曩日の願請にて御聽許難相叶義に候へば更に特別の法に據り御聽許を仰ぎ度即ち左に特別の一條件を追加致候間御指導の上御聽許相成候樣奉希候、猶價格の如きは上聽の御見込みも可有之候へども該地は元と民間より買收せられし海軍射的場たりし此處山邊の荒蕪地に屬し其主務省に返附の當初は戰後地價變動し一般地價高騰極點の時機に際し居たり、爾後數年ならず地價暴落沈鬱の今日に移り殊に監獄に臨接し又地盤の中央には海軍所屬にして變更廢止すべからざる鐵管線路の繼貫せるあり其延長三千二百二十八坪にして凸字形に隆起し一種の堤防狀をなすものある等の狀況にして拂下價格は附近民有地の目下に於ける賣買價格に鑑み尚は諸般の實況を斟酌し適當と認めたる左の金額にて拂下相成候樣願致候次第に有之、要するに是れ以上の支出を避けては當市の資力上經營し能はざる所にして重ね恐縮の至りに候へども前述の如く周圍の事情一切の情態深く御明察特別の御詮議を賜りなば將來當市の公益は勿論延ひては國家の公益に裨補さる事と確信仕候

追加の件

一、坪數二万六千五百四十八坪（舊射的場敷地にして前願申書に記載の坪數）　内四千二百十二坪道路ー海軍保管に屬し變更廢止し得さるもの　殘　坪數二万二千三百三十六坪ー公園設備豫定地此拂下價格八萬三千圓也（但し一坪金二圓五十六錢七厘）

本價格を算出せし理由は一般土地の價格鎭逝せし明治四十二年以來此地附近の賣買を基礎とし且つ營業の目的ならざる等より算定したるにあり、御命令に依り一時皆納の事

前畧申及追申何れか御聽許の上は繼續年度を短縮し明治四十四年下半期に於て第一期設備に着手し仝五十年度に於て竣工の計畫に候事

右の通りに有之候間速かに御聽許相成候樣奉仰候、依て財政に關する明細書、公園設置計畫書、市會決議書相添申書差出候也

公園設計設置方案

第一條　公園は市參事會之を管理し草木等の栽培地土擲擊等諸般の工事を施し以て公衆の遊覽に供す

第二條　園内の使用を許すときは使用料を徴收す

第六條　公園の維持は園内の使用料及草木の果實等の雜收入を以て之を充つ仝　豫　算（前揭）

因に今後市の事業たる公園、上水道、敎育等につき市の財政計畫を立案して添付するところ次の如し

四十五年度より五十年度に亘る各年度の費額十四万四千圓乃至十七万三千圓、臨時費及び公債費に七万六千圓は漸次減滅されて五十二年度四万七千圓、今次募債の八万三千圓と從來の市債償還を終る、計四十五年度二十二万二千圓、爾年度二十一万七千圓、五十二年度二十一万圓前後にして各年度臨時費内譯次の如し

	小學校	中學校	女學校	水道	道路橋梁	造林	屠場費	公園設備	計
四五	二、〇五〇	一、四八〇	六、六〇〇	｜	｜	仝左	｜	仝左	仝左、三五七
四六	仝上	仝上	仝上	｜	｜	仝上	｜	仝上	仝上、三三三
四七	三、四二一	｜	仝上	｜	｜	仝上	｜	仝上	仝上、三六〇
四八	三、七四	｜	一、三五〇	二、〇〇〇	｜	仝上	｜	仝上	仝上、三五五
四九	仝上	｜	仝上	二、〇〇〇	｜	仝上	｜	仝上	仝上、三三〇
五〇	（以上にて	｜	｜	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	｜	｜	仝上	仝上、九四〇
五一	二部敎授	｜	｜	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	｜	一、〇〇〇	九、七三三	五三、三六〇
五二	擬ス）	｜	｜	一〇、〇〇〇	二、三六〇	｜	一、〇〇〇	仝上	四三、三三五

かくて運動續續の結果は、翌四十五年四月二十日特費許可、五月十万圓を起債することゝし、かねて計畫中の仝年秋の開市十周年記念祝賀には仝所で大運動會を行ふべく準備を進む、また学名も二、三に亘るため處理上蕪字名を廢して二河とす、右開市十周年祝賀はたま〳〵御大禮に遭ひこれを取止め御大禮にあたつてはこゝに盛拜所を設置。

九月、市長は縣廳に拂下陳情に及べるが右は海軍省と縣廳の間には既に諒

可、拂下指令をなされてをるも、數万坪八万圓の拂下は呉市經濟では迅速に該費支出不可能にして、よき財源を見出すか又は市債によるか何れにせよ愼重なる注意を要するを以て直ちには突行成難く、呉市に指令を達せられるにはなほ數ケ月を要せんとするによる。

一十二月、市會に於て八万三千圓の起債を議決、されど縣は呉市が低利なる小學校及び火災の兩基金をそのまゝにして高利なる起債に及ぶは財政々策上當を得ずとの見解のもとに本省への申達を行はず。

一曾大正二年二月、市長は歲入缺陷補塡を兼ねて右兩基金の一時流用を市會に附議、可決、縣は漸く申達に及ぶ、然るに右起債には推問を要する點あり大正元年度追加豫算たるに間に合はすべくは理事者の上京說明を求められ、岡村助役上京、月末迫つて許可を得て打電、二十六日付を以て公債條例を公布（條例は第五編第四章掲載）

右公債は澤原銀行に於て一手引受けることゝなりをり、岡村助役在京中莊又せる公債證書の調印送付あれば何時にても支拂ひ得るも、賣買契約は地方長官との間に行ふことゝされてをり、知事より契約書を内示さるに、市長の一存では調印し難く、市會に諮れば相當議論あるべく場合によつては契約を拒否して破局に至らんやも憂へらるを以て、市會の責任をも回避すべく右を命令書とされたき運動に及びしも成らず、五月三十日付を以て本省よりの土地拂下指令書を寺田縣知事より市長に送達、同時に土地賣買に關する知事と市長との間に締結すべき契約書を添付さる、要領次の如し

契　約　書

一、反別十町七反七畝二十六歩　此代金八万三千圓也　但一歩に付二圓五十六錢七厘弱

△第一條　拂下の土地は公園敷地に供し其幾部たりとも分割して他へ賣却讓渡せざるものとす万一所々に僅少の不用地を生ずるの止むを得ざるに至る如き場合もありて公園設備完成の上其の不用地を處分するは此限りにあらず　△第二條　拂下契約締結の日より十ケ年以内に於て呉市の都合に依り公園を廢止したるときは政府の拂下當時の價格を以て之を買戻すことあるも呉市は何等故障を申立ざるものとす但此條件は土地所有權移轉登記の際併せて之を登記し置くものとす　△第三條　海軍監獄右側に設くべき堰山は現に監獄を一睥の下に見下さるゝの感あるを以て之が豫防として水久的に該松林の半腹に巖壁なる鐵柵を繞らし一切出入を禁遏すべき完全なる設備をなすものとす　△第四條　吳鎭守府水道鐵管線路（公園計畫地の中央を貫通せるもの）の上を庶民步行するは從來通り差許すも諸車類の通行は嚴禁し又水道鐵管の修理加工等の爲時々通行を停止することあるものとす　△第五條　公園設備施行の際は其都度知事に出願し許可を受くるものとす　△第六、七條（引渡し手續）　△第八條　吳市に於て若しこの契約に違背したる時は拂下の許可を取消し此契約は解除すべきが爲官に損害を蒙らしめたる時は吳市はその損害を賠償するものとす

右官地の拂下契約締結し双方連署の上各一通を領收し置くものなり

大正二年五月三十日　　廣島縣知事寺田祐之　呉市長澤原俊雄

市長はこれを六月二十三日の市會に諮るに、事此處に及んでは致し方なしと承認、契約を締結、二週間以内に納付せよとさる告知書の送付を待つて拂下代金を支拂ひ、次いで登記に及ぶ、登記を終つて縣廳兩名出張して實地調査するあり、詳細なる測量は後日に廻して七月三十日ともかくこれが受授終るの因に三月市會協議會に於て右拂下運動を依頼せる內藤守三元代議士に對する報酬金を議せられしが、右は前荒尾市長が政友會の力によらずば目的達し難しとして、政府の拂下豫算額三十万圓と市の拂下希望額十万圓內外との差額の二割を報酬とする約束のもとに同代議士に運動を依頼せしも、成功の今日當の市長はをらず如何に處理するかの問題にして、澤原市長も困惑、その二割よりも更に引下げたる八千圓の謝禮をなすべく市長交際費に計上せるも縣の認可を得るに至らず、十二月、前年度繰越金中七千圓を報酬金とし議決斯くて斷くに公園地の拂下を得しが新年度（二年度）豫算には五百圓の設

計畫と百二十圓の委員費用繰儀を許上しあるに過ぎず、なほ澤原市長の財政五ケ年計畫に於ても三、四年度に公園費なく、五年度五千圓、六年度六千五百圓とあり、市はこれが拂下を得ることは絶對必要事にして時機を逸すべからざるものでありしもこれが施設は不急事業として財政の余裕をみて行ふ方針にして、さしあたり輕易なる運動機械等を設備し市民の遊歩場とする筈。（以上「呉公論」による、なほ二年十月の項參照）

【一　月】

呉軍港の新年　在泊越年の諸艦次の如し

第一艦隊所屬の伊吹以下生駒、安藝、石見、姉川、明石、嚴島、千代田、淀、赤城、大和、豊橋並に練習艦津輕以下驅逐艦、水雷艇の大小艦艇五十余隻

市の互禮會は本年より五番町小學校に於て例年通り催さる。

大砲發射場を增設　從來の砲ケ首は工廠の製砲能力增進に規模狹はざるため新に豐後呉崎に一大試驗場を近く起工。

市會議長選擧　八日、安部成らず年長曾盛寫を假議長に無記名投票の結果十六票天野健太郎、十五票澤原精一、無効二票で天野に、代理者も安部困難で十六票宮崎俊太郎、五票近藤良幹、四票今中富三郎、二票曾盛寫馬、二票石山職市で宮崎に。參事會員選擧　議長選擧に惜敗の澤原精一を擁するものあるもこの頃議員の參事會員就任不可を不文律とされ、又近く市制改正されて執行機關より諮問機關となるに於ては強いて希望するもの少なく、石田說あるも天野の下風にたゝずとし、十八日改選の結果は、半數退任の中譯、中島、豊田の三名何れも再候補し

△十八票宮原幸三郎－十一票中島健一郎　△二十二票豊田實顯－三票中勝龍　△二十二票中摠龍－四票中島健一郎

中島のみ落つ、前年末數任の井上流逋の補缺には宮原幸三郎を擁せられをりしも同人これに應ぜず。

△十八票曾盛誠治－十二票中島健一郎

新參事會員曾盛を主木、豊田を學務、宮原を水道各委員に。土木常設委員佐藤万藏、堀岡眞一の補期後任に堀岡及び宮田淺次郎。

市役所新築起工難　（前年十二月）二万二千四百圓の財源を堺川理立地豊却に待つも、今日まで右は七千圓に過ぎず、明年早々右の範圍で起工すべく、本廳舍と附屬廳舍と何れを先にするか研究調査。建築繰延　財政の都合で十二年度は二千三百圓の基礎工事のみに止めて下旬より着手、建築は全部新年度に繰越す。因に新年度豫算は右のほか新規事業を行はず極めて消極的に編成の方針。－市廳舍建築費及び公債財源たる堺川理立米賣却千坪の公賣を二月中に行ふ豫定。－四月、愈々土工にかゝり、六月初旬建築に着手、翌年一月竣工の豫定。－土木委員會に於て五月中旬までに設計を了へ十一、二月に竣工とす。－下旬、移轉せる海軍監獄の敷石を運搬中。－八月、基礎工事中前記七百圓のほか、七百圓を調員に出す。－建築工事入札を行ふに富島歌郎、船岡忠右衛門等落札せるも豫算額に達せず、九月一日、指名一万八千二百七十八圓にて廣島田中櫂次郎に。

－十一月三日起工、十二月二十六日上棟式。－敷地北部を赤十字社委員部愛國婦人會幹事部（四間六間二棟延五十六坪四千圓）貸與可決。

俵米品評會　阿賀町農會主催で八日寺高小に開催、出品六十七俵、二十七俵に賞品及び賞狀を授與、一等「神力」面田權助、賓、仁方、川尻農會代表藤田磨村長祝詞、出品人總代三好惟孝の答辭、高見農會技手の米質及び乾燥並に俵裝に關する講話あり。川尻町では第一回を十一日（各町村農會で）

新藥六〇六號研究　十五日、研究會及び注射實驗を鷲尾院で行ふ、普通開業醫には設備困難なるため院長竹内醫師方に共同治療所を置き有志により兒

全な設備をなし醫師會員は何時にても使用し得ることゝさる。

上村大將入院　第一艦隊司令長官は廣島陸軍にあって砲彈で訓練中なりしが急病で同廠入院、海軍病院に入院。

東本通校長歡送　（前年五月參照）十二月退職の東本通小學校長熊田育五郎の送別會と後任荒神俊長梅園唯二の歡迎會を二十二日有志百余名で催す。

工廠設置機の稽事　二十七日、海軍工廠中央發電所に据付られたる數台の發電機中五百馬力カーチス式タービン發電機俄然廻轉を始めしより係職工は直ちに蒸氣パイプを封鎖せしも止まらず其の限度たる四千廻轉以上に及び機械破損し破片四方に飛び遂に心棒は惣ち切られ發電機は全部破壞さる、急速廻轉によっては機械に火を發し附近にあり油槽に移り消防隊出動、職工長潤水觸吉外二名負傷、損害十万圓以上、附近の大發電機及配電盤も破片をうけしが被害なく、豫備發電機で事業にも支障なし、加藤長官、工廠長ら駈付け原因を調査。

【二　月】

秋付海軍射的場　修理中のところ工事完成して一日より使用（二河射的場の一部に海軍監獄移轉工事は前年のことに屬し、右を廢してのちこれが修理に及びしか）

市役所廢休　第一日曜より廢休を實施、これに伴ふ給與手當を改正、身分認可、農業等諮詢明、戸籍謄抄本下付等を取扱ふ。

吉浦工業補習學校　吉浦帝國へ「吉浦工業」なる實業補習學校を設置、定員六十五名、小學校教育補習及び工業簡易學術と技能を。

瓦斯會社工事始む　前年十一月市の答申なされ、十二月廣島瓦斯との合併談も打切った呉瓦斯會社は、一番町一丁目佐伯邸後方の空地二千坪を買收して愈々起工の運びとなる、一月、廣島瓦斯との合併不調に大林芳五郎社長に辭意あり、一月一日重役會に於てこれを承認、支配人に廣島市山中正雄を選任。右工場擴張（當初千坪豫定）認可となり、下旬起工、獨逸カールフンケ商會より機關車、瓦斯溜、メートル、瓦斯清淨機、冷却機等の諸機械到着迄に基礎工事を完了し、十月下旬より營業の豫定。鐵管埋設測量も一日認可となり直ちに測量着手。

－四月二十四日、廣島商業會議所に於て總會、定款變更及び監査役增員選擧の件を附議、宮原取締役議長となり呉市との報償契約承認のいち、監査役に廣島河野廣吉、呉小林芳僧を選擧、社長の選任を行へとの要求ありしも議長は株數權利で押切りこれを行はず。松浦專務談次の如し

合併問題で事業進まざりしが、一月末註文手續せる諸機械は七月關税改正以前に着荷するの利益あり、工場敷地も堺川右岸を廉價で買收せしため坪貫の今日に於ては一部不用地を賣却しても會社の創立費に足る、市との報償契約開業三年後よりの百分の三は他會社の當日より百分の五と比すれば寧ろ大、かゝる好條件のためか、僅か二万株の小會社なれど大阪株式取引所で定期賣買を開始されてより稀なことである。工場敷地埋立は三月上旬着手して略々完成、ホールダー基礎工事も四月より起工六月完成、外國註文機械は六月下旬到着、二ケ月で組立て、瓦斯發生爐は九月上旬築造を完了する豫定、鐵管埋設は五月中旬より開始、十月中に開業に至らん。引用申込者目下五百戸、開業に至れば三、四千戸に達する見込み。

－九月十八日、創立當時の社長大林（大坂）が一月辭任以來は松浦專務が專ら會社事業に當りをりしも、社長となる。會社主腦に他縣人を含まず、株主百四十七名のうち百十四名まで本縣人で占むるを本會社の特色とす。

－九月二十一日、一千戸に點火、開業。開業早々に十萬哩浚中工夫の窓盜事件二件引續き、會社は一設には危險なものに非ずと說明につとむ。

－十二月三十日、第三回總會を開き、取締役大林芳五郎、監査役鈴木峰次郎の補缺選擧を行ひ、前者に西廣興一郎、後者に小林芳僧と晉發歡爲當選、當期利益七、一〇七圓、前期前々期缺損差引一、九九四圓の益。因に點火戸

設一千六百戸、一日六万五千立方呎乃至七万呎を供給、なほ申込者續々。
―同年四月二十八日開業式（參照）

廣島高小擴張　漸次發展に現在運動場隣接地購入擴張、六百十圓

帝國在鄉軍人會分會發會式　前年八月一日、帝國在鄉軍人會の設立をみる、右は日露戰後各町村に在鄉軍人會の設立をみしも「これ等の團体は主として在鄉軍人の品位を高め國民の軍事思想を啓發するに努め以て過去數回の戰役に於て貢獻する所甚少からずとす、然りと雖も其設立及び經營は從來全く各鄉個々のものに關し其の目的及び行動に關し連絡統一以て之を指導し之を振作するの機關なし、加之將來軍の編成は在鄉軍人の精鋭を必要とすること愈々切實なるを以て復た之を現時の狀態に放任するを許さざるに至れり、依て茲に各市町村に於ける在鄉軍人の既設團体を糾合しその目的を一定にしその行動を整齊にし倘ほ未だその設備をみざる地方に於てはその創立を奬勵し以て在鄉軍人をして地方良民の模範たらしむると全時に益々軍人精神の鍛錬と軍人智識の增進とを圖り併せて會員の相互扶助慰藉の方法を講ぜしめんとす」

の趣旨のもと設立されしもの、呉市は右規約により廣島支部呉市聯合分會（八分會）と改組されしも時日不詳。仁方町分會は二月五日小學校で發會式擧行、植田廣島聯隊區副官、廣分署長等のぞみ、四百余名、盛會、余興に田中眼龍の日進、春日初航海談等。川尻村分會四日。鄉原村分會では一月三十一日會長步兵曹長三山米太郎、遺族騎兵三十余名も招いて發會式擧行、近來の盛會。―警固屋町分會では四月三日、小學校で行ふ、會長の勅諭奉讀、廣島支部長代理植田大尉の談話あり、余興に相撲、銃劍術等、現在會員二百八十名のうち二百六十名出席、從來入寄留者多き地なるため振はざりしが今回は盛大。燒山村分會では五月二十八日分會長騰井三等軍醫以下會員八十六名中六十四名出席して發會式。大屋村分會　八月二十七日、同村より分會に寄贈の分會旗授與式擧行、村内有志二十余名も臨み、廣島支部植田大尉談示、藤崎呉警長の講演あり。呉市聯合分會　九月三日理事會を開き、秋季總會、

招魂祭、前會の功勞者表彰その他を議す。十月十五日午前七時より市立高女で第一回總會を開催、荒尾前市長以下前會々員功勞者百二十名に功勞表彰狀と銀杯を贈り、終つて神式にて招魂祭を行ふ、會長代理杉野特務曹長、平岡聯隊區司令官代理祭文を朗讀、海軍側からも參謀長以下臨み、來賓すべて二百名。（京四十五年度豫算十五十七圓のところ、市費補助五百圓を三百圓に削減され八百五十七圓に修正）―翌四十五年二月十一日坂村、續いて十八日鄉照分會で、小學校で分會旗授與式と總會を開き、廣島支部より赤川中尉臨な、十九日、仁方町は淨德寺で。

紀元節馬行表彰　縣にて三名表彰のうち、一名は燒山村富永辰次郎（嘉永五年生）富永家に仕ふる父の代より四十年、同人二十八年義僕として。因に富永家先主通範は溫和至孝、庄屋、用係、戶長等つとめ德望あり、又雄助に孝養を盡せるを以て十五年十月綠綬褒賞下賜、長男靜雄が現戶主。

仁方校長功績狀　郡導校長松井善一に文部大臣より小學校教育功績狀「多年小學校教育に從事し勵精、管理、教授の方法を改善し其効見るべきものあり」を傳達、同時に縣より賞金五十圓を贈る。

吉浦村長かはる　野間松太郎辭職、後任に十五日の村會で野間惣太郎を。因に同村會ではこの一月早々吉浦道路の起工を決議、野間村長ほか七名の委員は「呉市は村會の決議を迫つて既に一年以上未だに起工に至らず吉浦村に工事を課れ」と來市交渉に及ぶ。

チーハー事件控訴判決　（前年六月及び十二月の項に一審罰罪とあるは誤り）貞森に四年六月、末決百五十日通算（一審五年）長澤、細川、播岡は一審通り、檜走も同樣、藤岡のみ一審四月が罰金五十圓に、燒村二審百圓棄却

○吉浦火藥試驗場新築　監督官飯田海軍少佐のもと職工三百名、大筏士中谷藤三郎主任が昨年十月就任以來分析工五十八名に對し晝夜二人九分なりしを

一人四分五厘に引下げしため二十九名罷業、首謀者を解雇、一同罷業。

消防組總辭職騷ぎ　組頭県易之辭しての後任小鹿清三郎への不平より全員百五十名辭表提出、署長の懇諭に大部分取下げ、更に宮原幸三郎の調停により復活。

井上圓了博士　教育會主催で二十二、三日招聘「日本道德と西洋道德」につき講演、佛教青年會主催では「靈魂不滅論」を說く。

中通組合　千日前の繁昌を持續すべく五、六、七、八丁目の有志により組成、會長喜岐盛実、副會長進藤醫店、森生酒店、會計永井紙店。

島に殘る美俗　珍らしいことゝして上蒲刈島と渡子島の兩村紹介さる。渡子島村は渡子、田原、早瀨の三部落、戶數七百五十九、人口四千四百六十二、田七十六町歩、畑百十町歩、山林其他百七十二町歩、生業は農二六商二四、船乘一四、漁業八、工職職工三、營通職工三、紡績女工四、雜二、兩村とも寡と犯罪者を出さず、渡子島村の四十年四、四十一年五、四十二年四件は何れも他府縣人にして村民には四十一、二年に一名宛のみ、又兩村とも町村制施行以來諸稅滯納絕無にして、村民の金錢貸借は區長が見聞けたのちでなければ行はれない、なほ渡子島村では所有權の移轉登記を要するものゝほかは證書を用ひず口約のみで未だ間違ひがない、貸借期限は何れも年末なれど中途返濟にも應ず、これら美風は眞俗二諦の眞宗に歸依せるが爲らせるものといはる。

「科擧」廢止　英皇戴冠式に參列遣英の利根、工藏で催催威り出港、橫須賀で祕馬と合して途に（六月戴冠式の項參照）

燒山村長引續き辭任　前年六月西山助役辭任の噂き以來不穩を續け來りしが大林村長は一月二十日一書記辭職にあたり宇吹收入役を增俸して書記とし村議今田順太郎を收入役に推せるも拒絕され、久保田幾松を推せるも同樣、

村長選舉に苦しみ遂に二十二日久保木助役に辭表を提出。―十月、五月富永唯吉村長辭任以來、未だに缺員。―十二月、助役が事務を取扱ひをるも、海軍水道工事で多數人夫が入込み、吉浦への里道改修工事も竣功して近來殺伐みるべきものあるに、八、九ケ月に亘る村長缺員を郡役所何時迄も不問に附するわけにはゆくまいと。

安藝郡の表彰　安藝郡斯民會總會を二十六日海田市町郡會議事堂で開き、六青年會三婦人會を表彰するなかに江田島婦人會（畑賀、仁保島）あり曾て東北地方の凶報に接するや東奔西走して金品を醵集寄贈し坂村地方水害の際亦盡力する所あり時々孤兒院に金員を贈り貧家學童に學用品を給與する等慈善事業に意を用ひ風俗の改善を圖り屢々會合を催して習慣の修養に努むる等其成績見るべきものありとして賞金五圓

青年會中には音戸青年會第二分會あり　會員相戒飾して風紀の改善に努め夜學會を開きて智能を養ひ柔道部を設置して心身を鍛錬し里道を修繕し道標を設け町内二ケ所に藥板を掲げ有益なる事項を記載して社會教育の資となす等一と優狀を

馬行者中に音戸町新谷初太郎（女久元年生）妻クシ共に病父に孝養十數年なる、倉橋島村竹中初吉（嘉芝）は父が孝養の故を以て衞戍より旌表されをりその子亦父に劣らず累世孝子の家なるを表彰さるあり、なほ江田島村久枝與三吉と下蒲刈島村大心地農員ほか三名と三團体に教育勅語戊申詔書の謄本を贈與

【三月】

倉橋島村に頌德役　（四十二年九月の項參照）村長縣井大二、助役林右馬司のもと、助役今一人山本郡長の新任披露あり。

德生參考品展　十一、二日江田島村で開催。

荘山田出征記念碑　西南役以來出征軍人（戰歿か）の記念碑を伏原神社境内に寄附五百圓で建設、近く起工、高一丈一尺巾七尺の自然石にその姓名を

刻む。—十月伏原神社改築竣工、十四日遷宮式擧行、氏子ら奉告祭を行ひ午後一時より御輿を出す。

朝鮮出漁奬勵　縣よりの奬勵補助のほか賀茂郡の百圓のほか郡からの補助もあり、阿賀町では町會よりも補助を出す、安藝郡では主任者を現地視察に派遣、縣醫師會總會　二十六日、吳中學校で總會を開き出席二十四名、會頭澤擧の結果は絕對多數で芳村習（吳會長）副會頭高橋良忠、理事に佐々木進外五名、吳鐵長官の祝辭もあり。

電鐵延長線開通　第二期工事たる本通九丁目より游藏寺に至る鐵（十二月圓）二十五日竣工、翌日開通式擧行、關係地主家主ら五十余名を招待、三十日の鐵道進水式の盛況に間に合はす。—創業、四月、九丁目の折返しに衝突、双方屋根を破損救助網を紛擾、乘客三、四名ありしが負傷者なし（開通來初の大事故か）

春日座落成　株式會社劇場春日座が昨年十一月起工せるもの（京坂に倣ふ新式劇場）工費三万圓、二十六日落成式擧行、專務取締役中島儀一郎の挨拶、岡村助役の祝辭等あり、十二時より一般無料入場に供す、片岡松之助一座にて式三番引拔きダンマリに次で忠臣藏あり。

女學校第一回卒業式　二十九日擧行、本科五十四名、技藝科十六名、優等賞兒玉ラク。—縣立吳中修學旅行　四月より縣移管の中學校、昨年第一回の卒業生たる第五學年生八十名は四月大阪、伊勢へ修學旅行、四學年は香川縣金刀比羅神社へ。

縣下同業組合聯合會　二十九日呉越樓で開き翌日の進水式を拜觀。

繫船渠竣工式　（一月）前々年九月及び十二月夫々定礎式擧行の兩船渠のうち、三万噸の第三船渠は三月末までに完成、されど梅雨作業あり使用は六月末の豫定、繫船渠は八分方進捗、同時に建設の二百噸大起重機據付は年度内に終り、五月頃から使用の豫定、從來兵器その他貨物を艦船に積載の場合は工廠内百五十噸起重機のもと海岸に繫留して行ひ來りしが風浪の際合不便。

二十七日、艦船の兵裝その他貨物搭載にも便利となる繫船渠の竣工式を長官代理名和參謀長以下、中台主計總監、藤谷機關科長らにより擧行。

—七月進水早々の攝津が第一に入渠。十五日、繫船渠に設けし二百噸起重機試運轉、成績良好、實力は三百噸を現はす、續いて同船渠の轉乘起重機設備に着手。

軍艦攝津進水式　（一月）二万白噸の巨艦工事を急ぎ月末上甲板に移る、二月中に終り、三月は進水準備にかゝる豫定。

（前日）台臨の東宮殿下には二十七日葉山御用邸御出門、逗子御滯車、橫須賀より軍艦鹿島に召され、薩艦御先導申す、第五驅逐隊桂島へ奏迎、先導護衞申して二十九日午前九時三十分嚴島御着、加藤長官は、二十七日來吳攝津の工事、鑵ヶ首發射場等を視察し水交社に宿泊中の伊東院東伺部長、及びその前日來吳の井上大將、松本艦政本部長、村上同第一部長、荘司砲術學校長、横須賀鎭守府長官等を伴ひて嚴島御假泊の御召艦に奉伺、兵學校參觀、潛水操練を視察して午後歸港。このほか進水式參列には貴族院議員柳澤伯、辻男爵ら數名、衆議院議員二十五名來廣宿泊せるあり、英艦隊アイトシニュース號も入港、なほ鎭守府の參列案內者數千名、拜觀券發行九万、當日未曾有の盛況を豫想さる。

天氣晴朗、近郷近在は勿論各府縣よりの數万の拜觀者で早朝より海軍第一門附近は身動きもならぬ雜踏。午前八時在泊の安藝以下驅逐艦、常盤、生駒、石見、千代田、浪、姉川、鞍橋、韓崎、明石大和、赤城、初雪、春風、時雨、長月、菊月、小無月、卯月、以下水雷艇潛水艦大小數十隻は年度内に終り、五月頃から使用の豫定、從來兵器その他貨物を艦船に積載の場合は工廠内百五十噸起重機のもと海岸に繫留して行ひ來りしが風浪の際合不便。

二十七日、艦船の兵裝その他貨物搭載にも便利となる繫船渠の竣工式を長官代理名和參謀長以下、中台主計總監、藤谷機關科長らにより擧行。

—七月進水早々の攝津が第一に入渠。十五日、繫船渠に設けし二百噸起重機試運轉、成績良好、實力は三百噸を現はす、續いて同船渠の轉乘起重機設備に着手。

軍艦攝津進水式　（一月）二万白噸の巨艦工事を急ぎ月末上甲板に移る、二月中に終り、三月は進水準備にかゝる豫定。

（前日）台臨の東宮殿下には二十七日葉山御用邸御出門、逗子御滯車、橫須賀より軍艦鹿島に召され、薩艦御先導申す、第五驅逐隊桂島へ奏迎、先導護衞申して二十九日午前九時三十分嚴島御着、加藤長官は、二十七日來吳攝津の工事、鑵ヶ首發射場等を視察し水交社に宿泊中の伊東院東伺部長、及びその前日來吳の井上大將、松本艦政本部長、村上同第一部長、荘司砲術學校長、横須賀鎭守府長官等を伴ひて嚴島御假泊の御召艦に奉伺、兵學校參觀、潛水操練を視察して午後歸港。このほか進水式參列には貴族院議員柳澤伯、辻男爵ら數名、衆議院議員二十五名來廣宿泊せるあり、英艦隊アイトシニュース號も入港、なほ鎭守府の參列案內者數千名、拜觀券發行九万、當日未曾有の盛況を豫想さる。

天皇陛下と帝國海軍の、寧ろ海相の艦隊にて吳鎭守府の万歲を三唱、職工共濟會の記念繪葉書販賣、吳鐵便局出張所の記念スタンプ押捺もあり。

この日市内各町は國旗球燈に飾れ、銀行、會社は臨時休業、正午より半舷上陸もあつて市中繁有の賑賑をみる、殊に神原の中腹は式場拜觀に適れし市民その他雲の如くに丘陵に充滿、吳鐵列車は二、三日前より滿員續きで遠く外來の拜觀者も万余を思はしめ各旅館は滿員の大混雜、電車は徹宵運轉し平時三ケ月分の收入ありしといふ、新築早々の春日座はじめ吳座、朝日座、寶來座等も滿員、電車延長線開通早々の朝日遊園もとより、當日の人出無慮十万、軍港開設以來未曾有の盛況と稱さる。

直ちに艦裝に着手し、明年九月頃までに試運轉、十一月末までに完成豫定工廠獻上品　御臨場の際御艦を赤ふし御嘉納の榮に浴せしもの—將來攝津に据付くべきカーチス式タービン機關約二尺四方大の模型、魚形水雷模型探海燈模型二個、砲台型インキ壺を殿下に、三笠艦殿下に潛水艦三隻（長さ約三尺）を献上。

初代「攝津」の艦歷　我海軍に於て舊名を繼げるもの六艦、日進、春日淺間、吾妻、筑波と今回の攝津にして、舊攝津は和闕にて建造、米國これを有しブリック・レブと稱し、明治元年本邦に廻航せるを幕府に於て購入せんとせしとき偶々大政奉還となりしを以て明治新政府その殘額を支拂ひ帝國軍艦となせるもの、而して今艦は加賀侯に預けられ越後万面に廻航、この時函館戰役起りしも通信機關具備せずこれに參加するを得ず、翌二年廣島藩預け換となり廻航、艦長に廣島藩士入江良之進任命、仝人は當時藩所有軍艦保安丸（今の假裝巡洋艦）艦長として約百石を食み曉略擧に拔んで舊幕府代に絕倫の武勇をあらはせるを認められしもの、翌明治三年名古屋に廻航の途神戸に寄港中に官佛戰爭起り局外中立を嚴守すべく仝万面警戒に任じ、翌四年三月東京灣にて機關破損し修理不可能となり武裝を解除、その裝備三斤砲八門も當時には非常な威力であつた、品川沖にて石炭庫代用に、更に兵學寮の練習艦となる、九百二十噸、四十四年後に製ずる新艦攝津はその二十倍の巨艦、世界有數の大戰艦を誇る。

工廠各部長に少將　小田水雷部長少將に昇任して水雷、砲術、造機各部長は少將又は同相當官となる、水谷造機部長機關少將となれるは昨年、續いで種田造兵少監の砲術部長あり、これ何れも工廠擴張の結果。

新年度豫算　市當局に編成されし新年度豫算は、前年度より三万圓增の三十万圓、經常費は前年と大差なく、臨時費に繰延べの市廳舍建築、宮原道路改築と小學校增築費を主なものとし、市吏員俸給平均十八圓五十錢が他都市より少なく一割五分引上げの二十一圓五十錢、總額二千五百圓增は原案に於ては保留、編成難に傳染病院は引續き繰越し、明年度に增税を調査し下半期より實施、戸別割は低きもなほ市民の苦情あり、賦課標準變更のほかなしとす。營業税一人に八圓以上はこの不景氣に堪え得ずと附加税輕減方市に陳情あり、市は附加税は一圓につき八十錢均一としてをり、收入に於て千二百圓の減をみるので困難とす。參事會に於ては新年度教育費の眞髓をなす第二學年の二部教授擴張を一年延期して一万七千圓を削減これを新事業費に充でんとの議をなされ成行を注目さる。

二月二十七日、參事會の査定を終る當のところ、歳入に三万圓の缺陷を生じ補塡方法みつからず、結局三學年の二部教授擴張を延期し二万五千圓を各費目の增加にあてることゝす、然るに市廳舍建築二万圓の繰延實施には觸れず、市會に諮議をみんとす。結局參事會より市會へ提出の豫算は

▲歳入二十九万七千圓　▲歳出經常費十九万八千圓▲今臨時費九万八千圓

にして次の如く說明さる

歳入に於て△市稅戸別割一戸平均負擔額三圓六十五錢八厘を三圓五十九錢二厘とし六錢六厘を減じたるも戸數增加に伴ひ三千七百圓增收　△土地建物所有權移轉稅を課稅の評に千分の十を千分の五に低減し二千二百圓減　△營業稅附加稅一圓に付八十錢を明年度より特別賦課稅とし一圓に付五十錢（都合一圓二十錢の輕減）千二百圓の減（市稅中不均一課稅の件を除ふ）△學校授業料二千七百圓減は中學の七千圓を徴收出來ぬため

歳出經常費は役所費三二、六四四（前年より一、八五六增）土木費六、八六一（全三、一四二）敎育費七二、二二六（全一〇、五〇九增せるも中學校移管のため一、一〇五の減）衞生費二〇、四二九（全二、八三二增）公債費五七、八七〇（全一五、〇一六減）等にして一各項にがては一△市吏員給料十八圓五十錢平均を一圓五十錢增加して二千圓　△助役四百圓を五百圓とし役所費二千圓增△小學校教員給料を八十錢平均增加せると　△工業補習學校の改革で敎育費二万圓增

歳出臨時費は土木費四〇、四九四（前年より一九、四五六增）敎育費二三、四五三（全三三、一五七減）水道費一、五〇〇（一、二〇〇增）公園費一、〇〇〇（新）等にして一名項にがては△市廳舍建設費二万一千圓のほか△土木費が宮原道路改築費で九千圓增加　△敎育費は小學校の擴張を延期し中學校は縣費寄附の土地買收費に止まり二千九百圓減　△なほ呉市銀行に對する現金保管手數料を百圓增して四百圓に、水道費千二百圓を千五百圓に、新に公園費一千圓を計上、更に在鄉軍人會に對し五百圓補助して入營前の壯丁に豫習敎育を

右は從來の消極方針を若干時代の進運に鑑みて積極方針を加味せるものにしてなほ吏員給料の平均二十圓はなほ少額なれば今後は從來の外部からの情實吏員を一掃すべく各課長に任免調印權を與へ且つ豫算内にがてその人員を適當になさしむる方法を考慮中といふ。

三月九日市會開會、十一名の委員に附託、委員會では醫業稅附加稅は他に關係を及ぼすとのもとにもと通りに、水道費一千五百圓を九百圓に、在鄉軍人會補助五百圓を三百圓に、公園費千圓を五百圓に減じ、小學校舍建築費二万圓の繰延實施には觸れず、市會に諮議をみんとす。結局參事會より市會へ提出の豫算は

▲歳出經常費一九、八五七　▲今臨時費一〇〇、一八〇　▲計二九九、〇三八

—戸數增加　四月、上半期戸別割賦課實地調査を行ふに、昨年同期の二万三千四百戸より二千六百戸增加、二万五千戸を算す。

—歳入出豫算更正　宇地價修正及び土地に賦課する市稅制限法の改正により賦課率を更正結果により歳入出豫算追加更正の件を四月十九日の市會に

—前年度豫算過剩　八月二十二日、決算審査終了、總豫算三十四万一千圓に對し決算額三十万二千圓、差引三万八千圓の豫算過剩。

—工業補習學校　四年の職工學校に計畫せしも、新年度豫算には僅少の改革費を計上に過ぎず（九月一日學則を改正し數科を從來の甲乙を本科、別科とし、生徒定員を二百名に、本科は晝夜三時間、別科は二時間の授業とす＝呉市史）—翌年三月學校擴張につき學則等出願中のところ、九日付認可となる。規模を改め、工廠に對し無試驗採用の交渉に及びまた補助金交付を申請四月より職務數員を增し、本科二百名、二年二十名、別科若干名を募集。—

四月二十二日校長に呉玉實來任松井前校長より引繼ぐ。

敎育功勞者表彰　普通敎育奬勵費授與內規によるもの

△五十圓—廣尊常昌等小學校　職員協同して校務を整理し敎授訓練の改善につとめ其成績みるべきものあり。仁方町青年會　夜學及び講習會を開設して智德の修養につとめ其他各種事業を起して風紀改善につとむ。

—奮校では五月二十三日表彰擴張式を擧行、中尾部長、塚部監視擧ら列し河原で大運動會を催す。

敎員が革命歌　阿賀町尋常高等小學校訓導三宅作一（本年）は縣から突如免狀を取上げらる、革命の歌を作つて兒童に歌はせたゝめ。

【四　月】

第五師團渡滿　駐屯部隊となり、九日より輸送、五月二日終了（因に渡滿中、秋の滿國革命動亂に際會し、二年兵の歸休は延期されて、翌年六月に及ぶ）

派出所增設　呉驛では岩方に一ケ所新設、神原駐在所を派出所として十三となる、新に新宮に駐在所を設けて五。—八月末吉浦東濱派出所へ電話新設

梅岳關觀櫻會　三日、關內を家族その他に觀覽を許す。

吉浦驛擴張　呉市の商港となつてより未だ道路成らずたゞ海路曳航と鐵道

りしも前者の四十一年九月より、後者の四十二年八月より共に數ヶ月の未決拘禁を受けてをり、前年呉軍艦鵬事件には謝歌を奏せるも、本年三度拘禁の災厄に至れるもの、結局、本件は畑中の申出により滿村が同社證行の「呉」百五十部を岸の寡女に賣るを諾せし點にかゝる。

右公判に於て、辯護士高田似壎は「滿村の人物については素行調書を作れる警官よりも十年の知己たる自分が詳しい、前半生は東京に遊んで放浪生活をなし、その前科は何れも壯士的犯罪にしてうち家宅侵入罪如きも東京日日新聞の朝日奈知景毛に全志と共に侵入し政黨上の示威運動をなせるもの、本件如き女性的犯罪もなければ窃盜、詐欺の破廉恥もなし、豫戒令違犯、假兵令違犯如きも放浪生活には不思議でない、二十九年か三十年に東京より廣島に歸り斷然前非を悔ひ、岡崎仁三郎、森田卓爾、當人らが憲政黨支部（のち憲政本黨）の書記に屬ふ、その頃音の豪放的活氣はなく頗る沈着、眞面目に勉勵せり、三十六年呉に於て「呉新報」に筆をとれるが新聞界に入れる第一歩にして、その後「海嘯民」なる雜誌を、三十九年宮原を社長に呉公論を創めて今日に至る、この本人の經歷よりみて本件論ぜらるる如き犯罪を犯すものとは斷じて思はぬ」と。

一讞を終つて社員に次の書狀を寄す

抑々予の嫌疑を受け今次再び囹圄に投ぜらるや審理の進行に伴ふて身にかゝる雲翳候ちに霽れ豫審に於て直ちに免訴の決定を與へらるゝなるべしと思ひきや…予に科するに重刑を以てするに至らんとは：最後の五分時に正邪を爭はんとす、因に予に對する今回の嫌疑、豫審、判決に就て諸君は學ぶべき處あるを知りたまひしなるべく、報道の正確、批評論議の公正を得るには愼重に細心に心を用ひられたし云々。

密航（保釋なし）公判は五月末、前讞通り、十一月十四日上告棄却の讞決あつて服罪、これを前に社へ送る一詩と、讀次

獄窓對月　　蓑堂生

雕鳴夢破欲三更　寒氣侵肌無限情　孤燈讀書次壯士　吾心似月一輪清

異燈讀書次壯士　宮神嶋

讀書窓底欲三更　鄰坐相求古聖情　歸雁有聲催戸外　長江明月與心清

經濟界消息　各銀行の預金增加するも經濟界の活潑に遊金はなくなる、例年の時期のことなれど本年は稍になる活況、景氣の挽回をみん。

朝日伏見宮殿下　軍艦朝日入港、艦長伏見宮博恭王殿下に、長官は大谷第五師團長と共に御機嫌奉伺。

川尻村收入役拐帶　前千代吉の長男渡邊雅之助（三）收入役たるに、家庭が後妻と風波絶えず自棄自暴となり西條町で馴染める醫妓を四百圓で落籍して呉に圍ひ、公金千三百七十圓を拐帶、鷹島の女の實家で捕はる、損害は實父が辨償、調査の結果、殘金一、七八四圓と歸隱病會建築補助金五九七圓實消と判明。懲役一年六月。—音戸郵便局長有罪　尾崎儀藏（三七）は昨年八月倉橋島村葉の振出せる約束手形を僞造して音戸銀行にて千二百圓の自己負債の支拂をなしたる件豫審中有罪に。

市會　市會議員選擧後初の會合、第三回を二十三日音戸導島小に開く、來會千余名、委員長吉田郡長の式辭、呉市長代理、藤綱呉署長、知事代理の祝辭のゝち社員總代山田嘉一答辭をのべ、花相模、手踊等の余興もあり、入出多く賑ふ、社員は議別一、終身正二二四、正二八一四、實助八、計四〇五五名。

市制十周年　市參事會に於て明年經費市負擔で記念式を擧行、盛大なる余興を催すべく、計畫を理事者に一任、秋までに大體の方針を定め明年度豫算（六月の項）

【五　月】

觀艸八十壽圖　前年合邦して初の觀光團、東洋拓殖株式會社の主催で郡守二十六名と商工業者の一行、十二日來呉し吉川、德田に分宿、工藏見學、翌十三日廣村を經て明石、加古川に向ふ。—二十二日、呉州日報主催の觀光團三十名來呉、中女學校、市役所、工藏を視察、市より名所繪葉書を贈る。

稱讚　右德門碑儀　恒田呉服店前主死去、東京、京阪、廣島より多數の會葬あり市內の人力車全部を雇ひ入れ行列十數町に及び未曾有の盛儀。施米四斗俵十俵を市に寄附。

實勘局長行者名簿　實勘局總裁管理にかゝる修行者を整理さる、名簿に記入されしもの（下四十四名中に

△明治十五年　繰綴　孝子
△仝十八年　仝　仝
△仝二十六年　藍綬　仝
△仝　仝　仝
△仝三十七年　仝　仝
△仝四十二年　仝　仝

知事書理施行に係るもの百九十五名。

呉穀物同業組合　組織され、內田讓助、林良平ほか八名の發起人願書を提出。—八月二十日認可。—創立總會紛議延び〳〵のところ十一月二十日呉洋館で開き流會、二十三日出席二百一名、豫算等を議了、組合長に林良平、副組合長に本田爲次郎、土井小策、評議員に副組合長兩名と內田讓助松田榮太郎、代議員に新原七五郎外二十四名を決し、認可申請。

—四十五年六月農商務大臣の認可を得て成立。

右は三十三年三月法律第二十五號を以て重要物產同業組合法による本市最初のものにして、精米麥問屋業令卸賣業及び精米麥業者を以て組織し呉市一圓を地區とし事務所を大字荘山田村に置き組合員一致營業上の弊害を矯正防遏し斯業の發達改良を圖るを以て目的とし、その業務は1營業上の弊害を矯正し信用を保持し及び令業者の福利を增進し確實なる賣買取引をなすべく方法を講ずること　2組合員間及び組合員外との間に於ける營業上の紛議を仲裁すること　3組合員營業品の檢査をなすこと　4以上の外組合の目的を達するに必要なる施設を行ふことにして組合員は設立當時は二百八人を有せしが大正八年二百五十四人に減ぜるも組合事業は確實にして益々信用を得つゝある（呉市史）

軍艦吉野十周年　生存者鐵田上等兵曹ら勝起、概長故佐伯大佐以下の寫眞を機密館に飾り、十五日執行、加藤長官、毛利艦隊司令官、藤本水雷團長らの供物あり、遺族數十名列し、神式にて太刀掛神官祭文を奏し、日蓮宗別院長谷川住職の弔文あり。

海軍官舍建設　前年移轉を終れる舊海軍監獄の取毀しを終り目下數石を取拂中、終了すれば海軍官舍の建設にかゝる。—官舍は甲號乙號に分け何れも木造平家建、總坪六百二十八坪。—翌年三月末竣工。甲、乙、丙の十二棟、軍法會議附近四棟に工藏長、參謀長、工藏總查官、工藏副官、監獄跡の八棟に參謀長、機關長、港務部長、經理部長、建築部長、鎭守府副官等。（官舍はこのほか海軍監獄に接しても設けられ、夫々に和庄、宮原、荘山田の名を冠せらる）

番町地代引上げ　和庄町の素封家吳原鶴之助所有の三番町より五番町に至る三千七百坪が佐伯郡吉浦村小林喜平に賣渡さるや、地代一ケ年一升以內なりしを一圓五分乃至從來の二倍に引上げるもあつて紛紜。

海軍記念日　曇天なれど撤哥快晴に、午前八時鎭守府で記念式、勅語奉讀後訓示あり、各艦團でも同樣。中、女學校、高小兒童整列する練兵場中央の壇上に臨む長官は女學校生徒の捧げる花束を受け、女學生には「最近風紀紊亂の傾きあるは遺憾、專心に勉學せよ」と、中學生には「新聞にいかゞはしき噂あり注意せよ」と懇切に訓示、万歲を三唱、中學校の體氣球舞上り、これを合圖に號合競技はじまり、呼物の海兵團兵員百數十名の各國風俗假裝行列は軍樂隊を先頭に十時繰出し練兵場を一周して遊技場で借手取競爭を行ふ、各艦團のスプーン徒步競走、二人三脚等も喝采を博す、市では競馬を當期の筈のところ練兵場の都合で取止めしがこれに代る消防假裝行列は屋台に載いて練兵場に繰込み、遊技場で梯子昇りなど演技、海兵團內では自轉車競走、相撲、擊劍等もあり、午後四時盛會裡に終る、市ではなほ活花、アーク燈も寄贈。正午水交社での祝賀會には川淵呉鎭守府長官、磯原要塞司令官ら

部外も合せて五百名。練兵場入口には海兵團第二分團により大アーチを設けられ、内には工廠水雷部十三工場及び中央繰電所職合の大兜、大太刀を電氣で裝飾せる、衣裳料のペンネット戰功章を以て驚と鯖鮨を遇れる、製鋼部の降魔の大太刀、水雷部の戰功庭なる各種兵器で庭、壁龍、樹木を作れる、砲熕部の鐵器を以て麟となせる大鵬、水雷部の魚雷、飛行機で轟然實戰攻破さるの、海兵團三分隊の軍法會議長手の山から練兵場を横斷する龍の天降り、全部四分隊の夫婦の讀賣姿が集會所よりの連絡で歌ふ仕組みなどあり。この日銀行會社商店は休業して祝意を表し、近來稀なる盛況を呈す。なほこの日龍山神社祭參大祭も執行さる。

前年同樣、縣下各地學校の依賴に應じ講演者を派遣。

吉浦局に盜難　二十七日朝、行嚢をナイフで切り在中の三千圓の切手を拔取り郵便物の散亂してをるを發見、金庫も持去られてをり、僅か七、八分の仕業。金庫は燒山林で發見、鳶口で破壞せんとして果さざりしもの〻如く中味は無事。

電車破壞事件一年半が無罪　車掌明神町岡本清(三七)が窓ガラス破壞に氣づかざりしと二十錢の罰金をとられしを恐みに前後五回電車へ投石せし事件に懲罪は一年六月を求刑、富島辯護士は「刑法第百二十六條死刑又は三年以上の懲役に處す電車破壞罪なりや、又は同第二百六十一條の三年以下の懲役又は罰金科料なる器物損壞罪なりや」と論じ、結局後者の輕罪を以て決され被告陳謝し懲罰罪の附帶控訴に及びしが、控訴院に於ては「情狀罪は告訴を以て論ずべきものなるに本件は告訴なき以上控訴を受理すべきものに非ず」と即日貫付出獄せしむ。

水兵の遊廓不登樓決議　この頃市内に密淫蔓延しく、その酒むところ飲食店はもとより理髮店、左官屋、疊屋に至るまで百四十軒を指定し海軍では水兵の出入を禁止してをるに、遊廓側では特等より三等まで四段制をとり三等一圓五十錢より以上に優遇せざるため、水兵は勢ひ低賣窟を漁らざるを得ざる有樣に、軍艦石見の提唱により各艦團異議なく不登樓を決議を破るものには違約金等の制裁を申合せ、各艦團兵交互に要所に張番、遊廓悲鳴を擧ぐ。

水兵側の希望は一橫須賀は等級なく平均玉代六十錢、遊興費台物三十錢、小物十五錢、酒十二錢、床料上二十五錢、中十五錢、普通無料で一圓三、四十錢、佐世保は一等三圓から七等一圓六十錢までなれど何等台物なし、吳はこれらに比較して高く軍人に特待なしといふにあり

懇親會長、神田憲兵分隊長は同盟代表徽兵先伍長志摩佐吉と後衝して

△特等二圓五十錢　△上等二圓二十錢　△一等一圓八十錢　△二等一圓三十錢　△三等一圓十錢　△十一時以後は特等より一圓八十錢、一圓六十錢一圓三十錢、一圓、八十錢　△菓子料など一等五十錢、二、三等四十錢を

の如く解決。然るに「玉代を下げしめるのみが目的でない」と部內に依然反對あり、海上部隊は察を讀く（自然解消か）

一廻し制　八月さなきだに不景氣なるに加へて水兵優遇割引に對して「廻し制」の議起り委員をあげて調査、結局各團隨意とし四十一軒中七、八軒これが準備にかゝる。九月七日認可さる。右は大部屋を腰屏風で仕切るもの五十錢にして、再度來なくとも異議は唱へられぬ、なほ花は三十五錢、濟めば張店に戻る、部屋花は娼妓の部屋へ特待し一時間限り五十錢、二階仕舞は一圓にして中途去るも異議なきもの、仕舞切は三等一圓五十錢（註―三十一年四月にも廻し制を採りしことあり）

因にこの頃の朝日遊廓の一、二流どころは次の如し

稻葉、一富士、東京、竹雪、開明、花月、南長、柳、松葉、松川、第二福井、菊國、朝日、榮、山海、三府、菊水、錦帶、見晴、春風、新月、松竹松清、松花、日の出

起債償還はじむ　昨年整理借替への十六万圓に對する第一回償還が十日、二万四千圓を抽籤償還。

貴族院多額議員改選　六月任期滿了の貴族院多額議員互選の資格者につき三月、各郡市の多額納稅者十五名を調査さるに吳市は

△四千八百二十六圓澤原俊雄　△三千七百二十圓水野兵次郎　永井幾太郎、松本勝太郎、佐々木仙一、植田新之助、富島歌郎、遠藤傳右衛門、山中紀三郎、宮原鶴之助、植田永助、三宅酒兵衛、船岡忠右衛門、天野健太郎、石井秀助（三百九十八圓）

安藝郡の十五名中には

△七百九十八圓燒山村富永榮雄　△五百七十二圓江田島村久枝與三吉　△五百三十二圓熊野村伊藤忠兵衛　△四百八十四圓音戸町池田八郎

賀茂郡下十五名は多川を筆頭に

△三千百五十一圓阿賀町多川萬助　△千八百五十二圓川尻村渡邊顧之助

かくて縣下を通じての十五名は

△六、三〇八圓豐田郡忠海町西宗元次郎　△尾道市橋本吉兵衛　△豐田郡瀨戸田町堀內調右衛門　△佐伯郡玖島村八田德三郎　△廣島市堀內茂吉　△吳市澤原俊雄　△沼隈郡鞆町林半助　△甲奴郡矢野村山岡讓平　△沼隈郡松永町石井四郎三郎　△佐伯郡大竹町二階堂三郎左衛門　△高田郡甲立村口野洋曹　△吳市水野萬次郎　△豐三郡八次村熊已良太郎　△深安郡千田村桑田三郎助　△吳町永井藏太郎

で、吳市に三名の資格者あるも資産、安藝になし。十日選擧の結果は、八票八田德三郎、四票西宗元次郎、一票堀內茂吉、一票二階堂三郎右衛門と棄權一票因に西宗の參謀は差月圭介、內藤守三の兩名。

所得稅調査委員　澤原精一、中關龍の任期滿了して選擧人二十名、十三日吳稅務署で選擧を行ふに、何れも再任。

縣下酒類品評會　一等に飛鸞乃泉（賀村森生）吳醫正宗（吳本岡）あり、二等に吳市附近なし。―三月安藝郡吳市支部第十回品評會の入賞者次の如し

△一等―椎の花（倉橋島村中森光藏）三谷養老（仝村林森藏）吳鶴（吳市三宅）菊の光（下瀨野村槇林傳市）

△二等―春妻川（吳市三宅）東菊（吳市佐伯方藏）不二駒（倉橋島村加納駒太郎）醫花（矢野村木原修一郎）國見山（海田市町高重政一）

―九月縣酒造組合賀茂郡支部第十三回酒類品評會を竹原町で開催

△一等―飛鸞の泉（賀村森生浦助）と賀茂鶴外西條町三點三津町一點

△二等ナシ△三等―とその雪（仁方町相原榕）

―十一月、東京にて釀造協會主催第三回全國酒品評會を開かるに一等本縣八名のうち、森生浦助、中森光藏あり。

安藝郡優等校　十二、三、四日、郡役所で郡內校長會同を行ひ、就學兒童出席率優等校に優勝旗授與、山間部十六校、沿岸部十二校、島嶼部三十一校沿岸部では仁保(九七、三六)矢野(九八、八二)警固屋(九八、三二)が、矢野、警固屋は前年と引續きのもの、島嶼部では秋付(九八、八三)釣士田(九八、二二)長谷(九八、〇四)馬老渡(九九、〇二)大浦(九七、五三)に優勝旗を。

小學校擴張計畫　本年度豫算に於て三學年二部教授廢除は延期しなほ前年度より建築中の坪內・辰川二校は

△坪內小學校　本年四月一日開校、敷地（借）七百五十坪、六月二十二日竣工、なほ本年十二月二階建四教室增築。

△辰川小學校　敷地（借地）八百二十坪、二階建四教室及び事務室一棟翌四十五年一月校長に五番町校訓導隅井檢如を任じ二月一日開校式

その他東本通、五番町等の增築を行へるも、なほ校舍に不足を告ぐるため本年度既定豫算のほか更に一万圓を投じ增築を行ふべく、經常部各款より多少宛節減新財源は要求せざることゝせしも不足するため追加豫算を二十三日の市會へ提出、可決。坪內校落成式　水野嘉次郎ら發起して二十六日擧行、神原校へ通學中の六百余名を移す。

―十一月（前年も經新學年の收容難を豫想しこの頃追加豫算に及びしが）今次も神原四、八幡八、東本通二、吾妻四、辰川二等計二十二學級增築（三万五千圓）を計畫、なほ明年度豫算に於ては市女の講堂四、八〇〇圓、雨天体操場二、九二六圓、御眞影室一六〇圓その他倉庫、傳騎下等を計上すべく立案を進む。

宮原道路起工難　（前年七月の項參照）一月、紛擾四ケ年にして漸く解決、二月中に家屋移轉料の支拂を了し新年度早々工事着手の見込みたつ。―四月土木常設委員會對旋し、十一日、宮原住民の要求その他協議、工事方法を決定し再測量にかゝる、市は直ちに家屋移轉費を支拂ひ工事に着手せん。―下旬、移轉料通知を發し來月現金を支拂ふことゝす、移轉に數ケ月を要するため起工は十月とならん。―五月再測量の結果久々區民より故障あり、工事方法につき紛議再燃。六月土木常設委員會及び參事會では設計の一部變更を二十一日の市會に諮る、二十三日可決、一部になほ不平あるも愈々起工することゝす。延長一、〇六二間、幅員一丈四尺、工費一万五千圓、家屋移轉料一万五千圓、計三万二千圓、來月早々設計變更認可申請を行ひ中旬より移轉料を支拂ひ起工、明年六月完成を期す。（四十二年十月二十一日認可以來再三の起工延期を願ひ最終のものも本月末が期限）

―七月三日より移轉料支拂開始。

―八月、市は工事着手を急ぎをるも、下旬に至るも移轉料を請求せざるものあり、遲延、同村有志岡本茂吉外七名より村に調査はされゝば不平者を說服出來んとの願出に、市も實惡の際とてこれを考慮しつゝある矢先き、同村有志松尾鉾八郎、水野恭道、水野禮三、田中三郎ら八十一名より連署これに反對陳情あり、市では新機關を設けるとも不完全を免れず且市の監督と二重になるとのもと却下を議決。

美人畠等實晉婦二十二名呉署に檢擧せられ、說諭のうえ歸郷。

職工の偽名防止　のため工廠から戸籍謄本一万の註文あり市の戸籍手數料に三百七十五圓の臨時歳入。

巡洋艦「平戸」呉所屬に　二等巡洋艦、神戸川崎で進水、呉鎭に艦籍を、艤裝委員長任命され、神戸沖で公試運轉ののち、明年早々回航兵裝にかゝる―翌年七月完成。

「金剛」近く回航　英國へ駐在中の本邦最大の巡洋戰艦二万五千噸の金剛は舞鶴所屬と決る。

納稅成績稍向上　月末納期の戸數割三万四千圓、附加稅五万六千圓のうち未納一万六千圓なるも、從來納期には半額前後なりしに比すれば成績向上、縣下第一成績不良とされ來りしが、今回は市吏員二十余名を派して督勵結果

【七月】

縣會呉市定員增加　一日よりの臨時縣會に「選擧議員配當更正の件」提案右は四十四年一月內務省令第一號により人口に正比例することゝなり、縣下は呉市の二名が三名に、豐田郡の四名が三名に變更さるもの。

桂濱海水浴場　前年設けられしもの（六月の項參照）目下運動場、遊戲場、宿泊所等を白砂青松の彼方此方に工事中、本年は各地からの浴客を招くべく大童。

△桂濱神社は小丘古木鬱蒼の環境にあり、もと八幡宮、創立は千餘年の前にして數度改築、現在のものは四百四十年前文明年中に成るもの、天平八年道薬禪師六石彈廬一行寄泊遊詠の故事あり、又豐大閤征韓の役に厩宮內大夫以下數人が凱旋祭納せる甲冑、刀鎗あり、明治十八年陛下西國巡幸の節御休泊、侍從をして奉賽せしめらる。△境內桂濱は、古歌にいふ長門の濱にして、松林一万餘坪、花崗岩質の白砂連く連なり、海水清澄干潮するのみにして潮流なく、呉海軍々醫總監が水浴に適すと賞揚せしもの、好箇の納涼、海水浴場。△千秋橋は輕鐵廠の選になる、大鳥居は久邇宮殿下御來臺を表顯として千家尊福男の揮毫を裏書とす。△桂濱の西方古松茂り奇巖峙つところを人「鷺來山」といふ、昔本浦に遊船榮えしとき客夏こゝに遊ぶもの多く女郎まで來りしため、一名「女郎ケ濱」ともいふ。△本浦より桂濱に往復する遊路は鳥越といふが、これは元旦參詣に鶏鳴をこゝで聞くがため。△寄船「立石」は觀西唯一の大奇石にして頗事龐こゝに遊び「三十三觀海巖云々」と賞す、石上古松あり風致。△本浦は北に高山、西に瀧の口山、東に長串山あり、共に樹木鬱茂たり、山脈の突出すること十數丁にして良灣をなし南方開豁にして舟航の便よし、明治十八年今上陛下御召艦橫濱丸こゝに御寄泊あり、伊藤公以下の貴顯多く記念を止む、この地史蹟を尋ぬべきもの亦あり、風景佳絕、銷夏遊樂の地、高山の麓に火山といふ所あり古松茂れる間に古き堂宇あり日導寺にして本尊は行基菩薩の自作十一面觀世音菩薩、全寺多く佛体を存置し慇心、妙澤、明悪ら諸名僧の眞筆その他古寶を藏す、溪谷には瀧かゝり水源は岩淸水にて淸冽、水浴をもなし得、本浦の人家を去ること約三丁、個間より遙か海上を眺むれば景勝、鳥瞰景殊に快く眞に仙境。△影浦は桂濱の西に當り西北は山高く東南は海に面し早く夕影となるより稱してこの名あり、晩源を追ふて散策せば爽快。△桂小島は往昔官林にて弓の矢、となるべき竹が生ひ立てば之を官に納めをりしもの、桂濱より十數丁の沖合にして右手に小さき濱あり四面の礒邊に雜魚多く釣客絕えず舟遊に好適。

呉學友團（夏休中の職員學生團体）八十名は八月十八日午前八時海上曳船で川原石發山田島に立寄り、倉橋島宇和木に上陸、午後三時徒歩で本浦に着海水浴場桂濱館に至り數時間海水浴をなし夕刻歸途に。

賀茂郡長叙勳　縣下四郡長叙勳、賀茂郡長中尾松太郎に勳四等瑞寶章、高田、比婆、安佐に各勳六等。

呉學校卒業式　十八日、卒業生百四十九名、北白川宮成久王殿下台臨。

收賄巡査　三番町二丁目飮食店安藤彌市方で職工數名賭博檢擧せるも、賭者より收賄して取逃めし巡査手島語藏（偽名）拘引さる。―八月、取調べの結果、右は同人が親意なる德牛商に夜警請負業西原敎平を中に六十五圓の贈收賄を行はれしものと判明、但し金額本人の手に渡つてをらず、よつて安藤を

贈晴、西原を贈晴助と詐欺罪、巡査を収賄罪として三名起訴。

「自治と宗教」　阿賀町實徳寺住職中原唯順ほ住温良慈善心厚く同町婦人會、青年會、處女會等の組織に力を致し、地方風儀の改善に盡すところ多しと知事より表彰もうけ、一昨年は縣よりの選挙されて内務省の感化救濟事業講習會々員に列し、なは最勝講、聞名講には說教を聞きつゝ瀧網地を編ましめその收益を慈善公共事業に寄附せしめ來りしものなるが、今回天下の模範村たる廣村に就て「自治と宗教」なる記述を公にす。要領次の如し

村内に眞宗本願寺派に屬する寺院四ヶ所、說教所四ヶ所あり、全村二千五百戸全一宗派、これは隣る安藝郡では珍らしからぬことなるに、本村に限つて自治と宗教とが盛說有長を俱にしをるは、村民の一致せる信仰心と、當局者が自治の根底を信仰に扶殖せんとする方針と、寺院が佛日の光被せる法由を培養し國體安民の經說を實現するには先づ自個町村の健全なる發達を促すを以て擅徑とし之が奬勵援助を急ざりしと、三關子相倚り相待つてのものである。

「石泉師と多賀谷重正」に就て

百年前安藝國佛教界に出星と仰がれし稀世の高僧石泉惛叡師は一時川尻光明寺にありしが故あつて孤寂寥然郷里に歸省するの途次、當時廣村の里正たりし多賀谷宗親翁らくこの村に止まつて化導を村民に垂れんことを乞ふ仝里正は村民を愛撫し獨力橋梁を架し開墾を企てる等篤行を以て名あり、賴山陽翁に碑文を選してその高風を叙せるの言に「足跡其郷を出でず他に嘖好なし獨り以て上に奉じ物を濟ふを心となす」と、この名里正と高僧の會見は端なくも肝膽相照らすところとなり、師は遂に仝郎に錫を止む、里正は師の靈極に供すべく村内長賓なる海岸跡塞絶佳の地を相して草廬と書庫を新築、この草廬の近隣に宇都宮三右衛門なる豪封家ありこれを深く欣んで衣食を供養せるを以て、師は安んじて遺訓百篋の學徒を提撕し講學の傍ら村民を敎化し專ら宗意安心の精髄を傳ふると共に世道人心の振興をはかるべく俗諦的敎義の勸奬に努め治國平天下のために貢獻す、その一例、寺に於て聽聞しつゝ說敎を聽く悪界を撼めんとせしに仲々容易ならず、よつて本堂に入るときは燈草待參を禁し、漸くにして禁煙の實あがる、卑近なこと乍ら高僧敎化の偉ばしむ。百年を經たる今日尙その良習慣は維持されて地方風化の美點となつてをる、事小なれど學んで以て今日に適用すべきである。前田文學士の如きは師の德望の非凡なりし樣を記すに「農夫は出畝に平伏し商賈は店前に跪拜するに至れり」と。かくて多賀谷里正が人心陶冶に焦慮と利民の事業に盡瘁せし景仰すべき廣行と、渦仰されし石泉師の德風とは、かゝる歷史的感化が冥々の裡に廣村民心に遺傳して今日の盛名をなさしむる一大遠因となつてをるのである。

なは當時の俗諺に「廣の多賀谷か多賀谷の廣か、どうで多賀谷の廣であろ」とまで謳歌され名門も一たび衆怕の推移に家運誤へしは遺憾なれど仝村の咽喉の地に架せられた橋には今なはその名を止められ、また多賀谷新開は長へに幾多村民に惠を傳へるものであらう。

この地の大津順導などその創立の主動者たりし「開名講」に就て

開名講は明治五、六年頃國内數都の有志資俗の援企に依て安藝郡音戸に呱々の聲をあげし敎會にして、これを母會として明治十一年頃、一は安藝郡蒲刈島村に、一はこの廣村に姉妹的分會を設くることゝなりしもの、その後母會は殆と凋滅に歸し廣村を中心とせるもの爾來三十有余年講運年と共に發展し今や堅實なる講員一千余名を算し派内稀にみる盛大なる敎會となつてをり、廣村及び近町村の人心啓發感化に効してゐる。

これが創立の動機は明治維新の前後には彼の廣衰思想の影響で佛敎はもと禹狄の法であり神國日本の奉ずべきものに非ずと廢佛毀釋の耐起り、この極端なる議論が不思議にも當時の一勢力となり、政府も此の廢佛毀釋の法衣を脫ぎ捨て還俗するを歸正と稱し專らこれを奬勵せる有樣であつた、この非なる時勢を憤慨し社會の迫害に發憤したのが動機となり原因となつて、本講を組織するに至りしものである。その特色と認むべき其一は講員の制にして普通の敎會では僧は敎へるもの俗は習ふものとするのであるが本講では僧俗平等で尊もその資格を異にせぬこと、其二は本講員たる者は衆世得脫の一大要件は業に已に佛緣に安住し光明慶裡の身となれる者が眞宗念佛の行者として王法爲本の宗風に育くまるゝ國民として報謝の經營振りを、內に向つては革新の急先鋒となり外に對しては眞俗二諦の神髓を發揮するに努むることゝしたことである（註―佛敎徒自衛團の如きものか）

集會は毎年六回奇數月に開き講員は緯當携帶で午前九時迄に參會し午前中は簡單なる勸行法話に續き出席の勸忌を調べ諸般の報告をなし午後は牛

ば宗意安心に就て讃仰し質問し又牛は公益私益の趨舍に關すること公益事業慈善問題等につき實行に關して意見を交換する。

廣村仝行に本願寺より　廣村は神職二名を除く外仝村民擧つて本派本願寺の門徒なるが、同村が全國唯一の模範村たるに至りしは村治上その人を得たるによるとはいへ眞俗二諦相資の敎義を遵奉して村民一同和衷協同せし信仰上の感化亦與つて大いなる力ありとなし、この月、執行長大谷尊由より廣村同行中に宛て、方便法身畫像に讃書を添へて授與さる。

―阿賀婦人會式典　三十八年創立以來共同一致克く公共事業に盡せる故を以てさきに知事より勅語賜本六組を下付せられ、この月二十二日午後二時より同町小學校に於て式典擧行、渦水校長勅語奉讀、篤行者池田チヤ子（困苦貞節）中石井太郎（孝道）の善行を實揚し慰藉物品を贈る、又同町特志者多川万助、高本定一亜に篤勝講、和合講よりも右篤行者に各金一封を贈る、平原唯順婦人會を代表して趣旨を陳述、知事代理渡邊縣屬、郡視學、分署長、町長等祝辭、平原延命區長表彰者を代表して答辭、同五時閉會、婦人會料理の茶菓を饗應して散會。―松井博士來訪　九月九日、從五位松井茂法學博士來訪を機に平原唯順、住職たる實徳寺本堂に於て有志紳族を招き去る五月下付の勅語奉戴式を擧行、勅起人總代副區長中敎諭開會の挨拶、町長の祝辭、松井博士の答辭あり。

【八　月】

電鐵・水力合併成立

（前年十一月の項に續く）―三月、委員會を重ねるに兩者の意見一致せず、鐵側は「水力は今絶頂にあり、やがて呉、廣島に瓦斯營業を開始されゝば供給に多分の侵蝕をうける、鐵鐵は今後擴張の余地多分にあり、同時的條件に甘んずるの要なし」といふ。―四月二十五日軍役會議、翌日吉川旅館で委員會を開き討議き採擇。―五月二十日、同旅館で双方の委員會見の結果假契約、廣島電燈會社より水力に對する十五万圓の損害賠償要求事件はこれを專外視して合併を進めることゝなる。―七月兩社軍役會見、密議す、八月十二日兩社總會開催に決る、假契約要領次の如し

△第一條　兩會社は廣島水力瓦氣株式會社の株式一枚と吳電氣鐵道株式會社の株式一枚七歩五厘を以て仝一單位として合併す　△第二條　廣島水力電氣式株會社を存續し吳電氣鐵道株式會社を解散し之を合併す　△第三條　合併後の會社は舊兩社の目的たり事業の全部を繼營し其資本金を七十万圓とし第一條の歩合を以て兩會社の株式に配當す　△第四條　兩會社に於て此契約締當時現に官廳の特許を得又は出願中のもの或は出願準備中に屬する總ての事業は合併後の會社之を遂行す　△第六條　兩會社は明治四十四年八月十二日迄に臨時株主總會を開き此契約の承認を受け爾に之に伴ふ事項を附議すべし

十二日廣島市吉川旅館に於て兩社合併總會を開き、假契約承認、合併手續を軍役と委員に一任、軍役及び使用人の功勞ある者に三千圓以上五千圓以下支出、右慰勞金配當方法は社長に一任の件を附議、慰勞金を五千圓とし、これが配當方法は軍役及び委員に一任と變更せるほか、原案通り可決。

―九月四日付、理事守尾義之申請に上京中のところ合併認可。―十月二十五日、吉川旅館に合併初總會を開く、出席三十名委任六十一名、名稱を「廣島呉電力株式會社」社長に淵澤男爵を推薦、取締役監査役は留任し次の如し

△取締役　海老新八、梅浦精一、松本潤助、澤原精一、桐山可遒

△監査役　西村嘉平、藤田讓夫、佐々木傳助、島本幸助、瀧川岩遒

社長缺員專務二名說ありしも、社長を右の如く決し、專務未定。

―十二月二十三日總會に資本倍大、現在の七十万圓を百四十万圓に增資して、呉火力發電所建設費及び呉電鐵延長等將來の事業經營に資し、一面に現在の借入金を償却せんことを議し、可決、舊株一株につき新株一株を割當。

―電鐵機收　吉浦に火力發電所計畫を變更し議前に隣接して七百五十馬力の土工に着手、現在の一百馬力十五台は水力と合併して三十台可能、さしあ

たり五銭を増すも、更に火力鉄工を待つては五十台の運転可能、日傭賃の不便なく、一般電燈料も値下をみん、また第三期岩方遊廓線、第四期阿賀、第五期吉浦への延長計画も遂次実現せんとさる。因に右第三期廓線は明年三月起工、六、七月竣工、七十万個を要すとさる。また廣船渠所は五万個、四百馬力を増し、吉浦に電燈のほか電力供給等計画さる。

―翌六正元年十月の同会社員の現況次の如し

事務所を電燈、鐵道、技術、會計の四課に分ち、課長及び主任を置き、書記四、男屋三、女全七、集金人九、勧誘員三、運転員四、車掌運転手六五電車工夫五九、運転工一八にして、電燈申込は日に増加、電車乗車賃收入一日平均百七十個、廣村發電所にて九百馬力水力を利用の工事は來春早々完成せん

済生會寄附　恩賜財團済生會寄附勧誘に市長は市内有力者四十二名を招くに定刻に集るものなく、結局澤原、山中、天野ら十余名のみ、澤原五千圓、天野、山中千圓宛引受けしも市勢當二万圓は困難。

澤原慶雄五千圓、山中紀三郎、天野健太郎、渡邊熊太郎、石田龍太郎、福田新之助、福田永助、橋本達之助、青盛喜一郎、永井親太郎の九名にて一万圓、即當三万圓の殘額一万五千圓は市長以下市吏員が各戸を訪問勧誘

―結局呉市の寄附次の如し

△五千圓澤原慶雄　△三千圓佐々木仙一　△二千圓福田新之助、山中紀三郎、永井親太郎　△千圓渡邊傳右衛門、三宅浦兵衛、志賀弥藏、佐々木千秀、松本キク　△五百圓林良平、澤原精一、宮原鶴之助、青盛喜一郎

―實際都は五千圓多川万助を筆頭に千圓續慶直外五名、安藝地筆頭五百圓

―済生會施療方法につき翌年三月二十一日、呉市醫師會總會では施療制度とし地方醫師に委托すべきであると病院側に反對の意見を知事に具申、なほ同總會では藥價改正案（引上）は延期。四月、宮原醫師會長より、濟生會の施療は施療券制度により一般醫師に依頼すべきで、官公立私立病院を充用し別に病院を建てぬやう、地方長官會議への諮問に答へよと、在京中の知事に建議書を送る。―翌六正元年九月、恩賜財團濟生會本市への同年度交付金百八十九圓を交付され、市は貧困者疾病者に救濟方法を講ずる、同年中投藥手續數十六枚發行、眼病二、膚一。―大正三年、五百圓交附。

吉浦道路の再設計　一月、吉浦村會が前回の呉市事業懇談の決議を取消し、同村が工事を行ふ決議をなして、呉市に撤回し來りしに、市參事會は調査の上呉市が工事を遂行か否かは至急回答する旨を約し、同月十四日調査説明を得て調査を進め、市當參、作業實施案の確案を立て、七月二十二日開くこれを市會臨時會に諮るに、市會の三十數万圓案に對し參事會の設計は前回よりも更に五万圓増加して四十八万圓、殖産の財源なきにかゝはらず市營とする資金の危險に市會も漸く作業實施を認める氣運となり、八月一日市會提案、四日「寄附者未定のまゝ實施するも果して實行し得らるゝや否や疑問」との石田議員の説にの十一名の委員附託とす。

石田、今中、澤本、澤原、水野、後藤、阿岡、石川、佐藤、勝山、青盛

―十一月、實施施行案の許否につき岡村助役西部管理局に赴きかむに、「道路に非れば不明と、よって許否如何にかゝはらず事業進捗に決―二十八日の市會へ委員會より報告（七〇八頁參照）―十二月、市會の任期も愈々切迫のため、二日、澤原新市長新任挨拶の市會で委員會報告を可決、こゝに四ケ年の懸案を解決せりとする。然るに縣は右に對し、吉浦呉の組合事業とするが至當ならんと注意す。

佐久間市長辭任　前記こゝ數年呉市の大懸案となりをる吉浦道路を委員附託とせる翌日五日の市會にかては、佐久間市長が十日辭表を提出する意向なるに對し、これに贈る慰勞金について協議さる。十日、辭表を提出「多病現住に堪へざるを以て今回辭表を提出致候間可然御取計ひ下され度候呉市助役岡村備道殿」とあり。市會は宮原、天野、宮崎、青盛の四名を委員として留任を勧告せるも決意固く、十四日市參事會これを承認。二十八日市會臨時會議、三千圓の慰勞金を可決、ほかに退職給五百圓あり、荒尾前市長は市顯彰會建設費にと五百圓寄附を申出る。三十一日告別式（今日よりは花色衣をぬぎかへて眉黒からぬ嬶の羽衣）「脱ぎかへて身は黒しきも花衣春の哀れぞ忘れかねつる」

參事會員補缺　縣會議員に再候補せる宮原、小林の兩議員は市參事會員たりしため十五日辭任、これが補缺選擧には、改正市制實施を前にして短命のため競爭者なく、二十一日、二十九票澤原精一（以下石田、堀岡）十五票堀岡當一（十四票佐々木千秀）當選。

焼山道路改修　焼山呉間の道路改修に就き、市は敷地寄附を條件に願出でをるに、關係者これに應ぜず、相當代價による買收を希望して行悩みのまゝなるを見て、五日の市會にかて、今一度寄附を勧誘することゝし、縣に對しては「寄附するにより速かに起工されたし」と申請書を提出、明年度豫算に編入方を求むるに決定、承諾なき地主に對しては總分の買收費支出余議なしとす。―十二月縣會に提案されし郡部會最終日、民政派（聽合派）のために否決され、焼山村民憤激（九月縣會總選擧の項參照）

旱稻田。呉中戰　早稻田チーム十名廣島に來るを聽し、呉日日新聞主催、對呉中戰を六日開く。―九月八日、同校グランドで工廠選船部と試合。

豊陽高相談下　嚴島より保安丸にて十二日御來呉、工廠、兵學校御視察のうへ即日嚴島へ御歸還。

仁方局電話　十六日開通、呉間十錢、廣間五錢、廣島、西條へ二十錢。

戰利艦「姉川」　曳村に決る　呉鎮所屬戰利艦姉川は日露戰爭に露國病院船となりしアンカラ號を旅順開城後拿捕し改造を加しもの、一たび練習艦たりしがその後總費の都合で第一豫備艦に編入措内に繋留されてゐたもの、日露間交渉の結果還付に決り、回航準備に入渠、一万七千噸の大艦なれど長艦貧弱にして我海軍力には影響なし。

新式潜水艇　呉工廠にて客年三月來建造中の潜水艇三隻は三月進水第十號艇とのほど完成試運轉の結果良好、第二潜水艇隊へ編入。第九號潜水艇と同型の三百十五噸なるも大號艇の優事に研究を重ねし最新式。―九月、十一、十二號の兩艦も艤裝完成、二十日市方面でガソリン航行試驗。―十月職合小演習に參加、内國建造艇の威力を試す。

―翌年二月、右新造三潜水艇に無線電信の裝置をなしつゝあり、目下第十二號に取付け母艦豐橋と發信試驗中、成功の曉は潜水艇建造に一大劃期をみん。―潜水中の通信に成功、第二隊は勿論、第一隊にも及ぼし、實戰に役立たしむ。

米價暴騰　販賣上困難を加へ昨今の天候は更に精米減を來し益々暴騰外國米を移入し原價販賣を申込み

東本通林良平、際町内田謙助、寺西町森川寅之助、松本町森川支店井本親道らは、市役所當話のもとラングン特等米一升以下を十七錢の原價にて販賣、市中二十五錢にして、而も不正廉二十二件も檢擧さる有樣、市では義金を募り、警察又は町總代の證明者に對しては一家一日二升を限り一升につき五錢にて販賣す。―有志桐山可遖は米三石の施米を市に託し、一人に三合宛分與さる。―罹配人の一家　呉局罹配人（注）は長崎から三月前に來呉せるもの、妻と大藏を頭に子供三人と五人暮しのところ、日給四十錢では食へぬと、妻が子供を伴れて洗濯してゐる隙に剃で顎部脈を切斷して自殺。近年の旱魃　呉地方に於ては作物の枯死するもの多く、山手方面では井水缺乏。

（翌年八月の暗澹期に於ても同樣、參照）

戰艦扶桑建造命令　軍備補充費を以て着遂さるべき戰艦は今回海軍大臣より呉工廠に製艦命令を發せらる、右は同工廠に新築せし三万噸級を入るべき大造船々渠内に龍骨を据付け渠内に於て艦體を建造し以て進水式に至する經費と万一の危險を豫防する方法をとる、河内艦津級、最古の戰艦にしてさきに戰艦となれる扶桑の名を附せらるに内定（翌年三月起工式參照）

牛蒡の來訪　谷山台灣總督副官引率して一行四十三名鹿島より呉朝來訪（停車場附近は見物市民で混雜、警察署内して五叚町中通四つ道路を經て鎭守府に至り名和參謀長の挨拶あり、午後工廠を見學。―翌年再び、總督府谷山警部に引率され、五月二十三日午前八時呉着、艦にて市役所より茶菓を接待なほ彼等の好む紅木細一反宛を贈る、沿道見物者山をなすなかを鎭守府に至り、軍艦扇雀を觀戰、正午水交會での晝食には握り飯に肉の副食物と一人一合五勺の酒、午後工廠を見學して五時二十分發鹿島に向ふ。―翌大正元年十月二十四日、第四回觀光の一行來呉、軍艦工廠を觀る。

八師團附參謀ふ　十七日、米價騰貴の折から入出例年より少なからんと警官隊入も無遠ひをりしに、案外に大混雜、殘餅（いがもち）は總ち賣切れ觀覽は午後一時過海軍艦隊を中通四丁目を左折、五月橋を渡り五番町一丁目市役所敷地で渡御の式を擧行、午後三時前の道筋を遊御、供拂み御輿に附き添ふて盛況。

呉中學全盟休校　本年四月縣移管の同校で二十五日、四年生は河村教諭が生徒を體打せるに憤慨して放課後湯舟に集合、松原、親山兩教諭とれを知り學舍に招吉し暫く同道解散を命ずるや劇昧の子を散らすが如くに散會せるも、同夜再び總出神社に集合西條方面に向ふ、原因は生徒間の喧嘩に五年生との乱鬪及び二、三教諭のあるまじき行動に對し校長に公平なる處置を求めて。―十一月三日の佳節、艦移管初の第一回陸上運動會を催さるを前に、一日、四年生七十名中三十名は登校せず、八本松に集合して他校へ轉ぜんと協議、富本校長は松原教諭を派して慰諭せしむ。（第一回秋期陸上大運動會は來賓父兄の參觀者多く午前九時より同校運動場に於て開催、午前十五回、午後二十五回、想像艦止に四、五年の武裝中、小隊教練人目を惹く、四年生のキヤプテンボール、櫓上旗奪等も人氣）鹿山に集合せる同盟休校組は四日より登校。（この間第三學年生五十名も臨時試驗の不公平を鳴らして同盟休校に參加處分のものありとの報もあるも當局は否定）―二十日、士族省明、四年生九名退學、數名停學處分を行ふ。

右呉中休校事件は十二月通常縣會に於て、岩藤呉郡議員より私的質問を提出され、かゝる無責任なる職員に增俸の要なしと論ぜらる―九月二十五日四學年生が龜山神社に集合せる原因は体操科脇田教員が授業中に多數の生徒を亂打せるとき反對にその四年生に下級生監督權限を與へ四年生一名を毆打に及びしことあるとき反對にその四年生が無期停學の處分を受けしに憤慨せるもの上聞く、かゝる無責任より事件を惹起するに至りしも、校長以下末だ進退問ひも出しをらずと聞くーと。

この頃宮本校長の作になる校歌次の如し（以下略）

中州由來富饒秀　大艦巨艦我武揚　海又海軍要衝續　呉鎭歷歷富八荒
灰塵々々氣自壯　鎭水修々備愈長　一碧萬傾波不起　艦華出沒似龍翔
絕壁千仞聳雲外　我校翩然千高岡　好景萬千屬眸裏　港看九百男兒陽
蒼松鬱處君最術　恒且勵精拜學陽　皇猷翼贊報本神殿　宇誠顯德優講堂

―校長死去。富本校長は翌四十五年六月六日、郷里群馬縣藤岡町病院で死去。―十六日同校で追悼會執行。

海軍上水道擴張進む　呉鎭守府にては目下水道增設工事中なるが、現在海軍に於ては一日に一萬噸の水を使用し之を二河川より十二時間營にて貯守府はじめ海兵團、水雷團、病院、港務部及び工廠を給（給水しをり艦艇へは港務部より給水をるも、工廠艦艇の結果その使用料莫大にして殊に製艦部の消費水はその過半に及ぶ、今回の增設計畫は現時の水道は其儘と

し庭に二十一吋大の鐵管を埋設給水せんとするものにして、二河上流本庄村に鐵町歩の大貯水池を作り晝水時に於ける用に供する、既に十地買收に着手せるも、工事は來年度以後、その總機算百万圓、六ケ年繼續の大工事にして本庄村大字柳迫及大川角の兩字で田十七町歩、畑二町歩、溜池雜地二町歩山林原野三十五町歩、宅地二町歩（家屋三十五戸）を貯水池に、その通路燒山村に於ては田畑二町歩、山林二十三町歩を、兩村合計八十町歩を買上げらる、然し本庄村は二河川の最流を山の手につけかへるのでこれに要する敷地を含み實際の水面は三十町歩といはる

郡會議員選擧　月末行はる、賀茂郡治岸部では

△川尻町渡邊猪之助（再）△仁方町藤原三（新）△鷹村西岡萬太郎（再）森岡喜三郎（再）岡林豐之助（再）△阿賀町大多喜三（再）多川熊次郎（新）△郷原村飯野同利（再）

安藝郡會は十月二十八日開會、三十日、議長に兒玉道忠以下決定。

孝子褒彰　呉海軍人事部給仕五鐵町一丁目四軒長屋武原義夫（一）大阪風會より表彰さる。

軍事講演　「軍事教育古今未曾有」「陸軍機關銃操法」を中央協力會長福國一調を聘し呉市有志主催で呉座に開催。

軍艦隊演奏公開　龜山神社境内で練習中一般へも公開。―次いで五番町小學校での公開もあり。翌年も再度公開、學長野坂榮太郎指揮。

十　月

縣會議員總選擧　呉市第一區三名（七月參照）となつて初の縣會議員總選擧、二十五日執行、宮原、小林の兩前議員と、近藤良輔と築地を爭へる。中富三郎往年の選擧違反事件に當選。賀茂郡は鷹村大石菊次郎、安藝郡は大屋村長島地神一立候補せるも落選。燒山村富岡外二議員再選と外新一名。―十月はじめ新縣會の役員選擧には、前議長吉原幸二郎議長となつて議席順を議長に指名、參事會員も前議員以下革新倶樂部で殆んどを占め（市部會も同樣なり）しが、郡部會は政友系を主とせる聯合派と互角紛擾、停會數次に及び、二十八日、革新派の安藝郡選出三宅彈八拉し去られて郡部會議長は二宅松井將壯、次點十九票宮原幸三郎、副議長に呉市今中富三郎以下何れも聯合派で占め、爾來紛糾絕えず、呉市關係の燒山道路改修も宮原、小林の革新派に對し今中聯合派にあつて選出議員の一致とれず、遂に否決。

―約壹の中心をなした三宅彈八議員は選擧違反で罰金六十圓以下十一名裁圖一月以下、何れも五年間選擧被選擧權を剝奪の判決をうけ、控訴に於ては翌年一月、三宅懲刑軍禁錮二月但執行猶豫と更に重くなる。

郡會議員選擧　月末行はる、賀茂郡治岸部では

△川尻町渡邊猪之助（再）△仁方町藤原三（新）△鷹村西岡萬太郎（再）森岡喜三郎（再）岡林豐之助（再）△阿賀町大多喜三（再）多川熊次郎（新）△郷原村飯野同利（再）

安藝郡會は十月二十八日開會、三十日、議長に兒玉道忠以下決定。

孝子褒彰　呉海軍人事部給仕五鐵町一丁目四軒長屋武原義夫（一）大阪風會より表彰さる。

軍事講演　「軍事教育古今未曾有」「陸軍機關銃操法」を中央協力會長福國一調を聘し呉市有志主催で呉座に開催。

軍艦隊演奏公開　龜山神社境内で練習中一般へも公開。―次いで五番町小學校での公開もあり。翌年も再度公開、學長野坂榮太郎指揮。

十　月

縣會議員總選擧　呉市第一區三名（七月參照）となつて初の縣會議員總選擧、二十五日執行、宮原、小林の兩前議員と、近藤良輔と築地を爭へる。中富三郎往年の選擧違反事件に當選。賀茂郡は鷹村大石菊次郎、安藝郡は大屋村長島地神一立候補せるも落選。燒山村富岡外二議員再選と外新一名。―十月はじめ新縣會の役員選擧には、前議長吉原幸二郎議長となつて議席順を議長に指名、參事會員も前議員以下革新倶樂部で殆んどを占め（市部會も同樣なり）しが、郡部會は政友系を主とせる聯合派と互角紛擾、停會數次に及び、二十八日、革新派の安藝郡選出三宅彈八拉し去られて郡部會議長は二宅松井將壯、次點十九票宮原幸三郎、副議長に呉市今中富三郎以下何れも聯合派で占め、爾來紛糾絕えず、呉市關係の燒山道路改修も宮原、小林の革新派に對し今中聯合派にあつて選出議員の一致とれず、遂に否決。

新内閣の海軍擴張計畫―延期　新内閣（第二次西園寺）本年度豫算編成に陸軍が飛鮮二ケ師團設置を要求するに對し海軍にては本張計畫強行の方針にて豫算の大綱は一海軍充實費即ち艦艇に要する費用としては約三億五千万圓を計上、うち約二億七千万圓は艦艇七隻、裝甲巡洋艦二隻（各三万噸）の費用にあて他の八千万圓を以て二等巡洋艦、驅逐艦潛航艇その他小艦を、艦艇七年度にして既定計畫以上一ケ年約五千万圓の增加となり、而して艦艇の一部は海外に註文、繫留船による節約は大艦に於て一ケ年三十八万圓内外。

―二万六千噸の大巡洋艦四隻を英國ビッカース社等へ註文の議あり（後年のシーメンス事件のもとをなす）

（右國振計畫は首相の反對により延期となる、十二月第二十七議會參照）

呉佛教婦人會　十六日より二十日まで五日間、松本町觀音寺教所に本山巡回布教師を聘し會員退甲會を。

動艦巡査　艦に於て十五年以上勤續巡査を表彰、呉附近呉醫勝川覺吉のみ

醫師會對共濟病院紛議解決　職工以外のものに診療を行ふに對し抵觸すべく協議を進む。

―翌年一月、鈴木縣衛生課長來呉し市役所で會長宮原一人ら醫師會幹部と臨戰團滿解決につき懇談、同月十四日の總會にて反目八年に及び一次破綻に瀕せしが病院長渡邊軍醫中監の熱誠と呉醫長藤崎警視の斡旋により解決、即ち從來の共濟病院會則の不備の點を次の如く補修

△第一條　患者の診療は會員並にその家族に限る　△第二條　前條に於て家族と稱するは會員の父母妻子全同居者にして會員の扶助により生活する親族に限る　△附則第二十四條　醫師の依頼あるとき會員診療上支障なき限り會員外患者を診療し若くは入院せしむることを得但し此の場合會長の承認を要す　△全第二十五條　會員外診療に關する手續は會員に對する準用すること　△全第二十六條　假名者には適用せざること

シャム皇帝歡迎式　天皇陛下御名代で伏見宮博恭王殿下臨ませらるゝに御召艦伊吹、供奉艦淀何れも呉軍港にあり、九日送迎任に當り、十四日饗宴

藝陽輕鐵計畫　三原町より思海町を經て竹原町に至る輕便鐵道は才賀代議士、河口三原町長、思海町西宗元次郎、呉市宮原幸三郎ら發起、藝陽輕便鐵道株式會社を設立出願中、鐵道木主任技師は今回宮原と共に豫定地の實地踏査をなせしが、發起人側では更に竹原町より阿賀町に至る四十七哩の第二期線を出願し、資本金も最初の五十五万圓の豫定を百五十万圓に增加すると（前年十一月の沿岸線運動參照）

―翌四十五年四月、鐵道院の沿岸線計畫立消えと共に、十九日付特許失效あり、區間は三原、阿賀間（須賀、呉間は廣島呉鐵力會社に鐵鐵が特許されをり）―七月二十三日、會社組織準備進み、竹原町的場に於て發起人總會を開く（爾來御大葬、不況に工事申請延期を重ぬ）

【十一月】

憲兵呉市總會　第三回を一日呉區で開く、會員三百六十名、東京より會長阿部子爵夫人篤子前日午後四時二十分着、呉鎮へは知事、警察部長ら出迎ふ當日午後二時半開會、正面に總裁宮殿下の御寫眞を掲げ、澤原軍事部長、荒尾顧問、軍事部役員ら阿部會長を迎へ、二階を通常會員席とす、澤原部長開會の辭、同式辭を朗讀、總裁告ののち來賓祝詞あり、終って開宴、細井一區の演藝を觀る、同會功勞者として有功章を授けられたるもの次の如し

△特等澤原コト　△二等澤原俊雄、入山貞子、兒玉ハルヨ　△三等山本セツ子、松岡ヒサヨ、林スミ子、藤崎ミチ子、青木キテ子、宮田ナシ子、山本フサ子、山中國子、青盛ミユ子、千嶋ツタヨ、横田ツネ子、橘本春子

醫油品評會　一日總鑑通同業組合第一回品評會を開かるに入賞者は

△一等　九川印吉浦村野間松太郎、呉市二川町金川仲藏外六

△二等　鎭甲文倉橋島村尾曾越正卷、山里印坂村兒玉清忠ほか

因に、大阪堺の荷盛久三郎は河久醬油の出張所を、前年呉市本通六丁目に。

天長節　例年の如く、短艇競爭は海兵團優勝、在郷軍人會は參拜式を行ひ東部海岸會も吾妻町小學校で同樣、勅語奉讀ののち青年の心得について講話

奇怪な官品盜難　十月はじめ呉警察署では呉海軍經理部衣糧科及び鎭守府倉庫數人にして官品を窃取せる疑ひありと二十三名を檢擧し家宅捜査に及び、五百余點の贓品を擧げ、十一名を軍法會議に送れるに、被告者側では軍醫の家宅捜索を警察が行ふは不法であり久人權蹂躙であるとて官品一つも盜難なしと申立つの奇怪なる事件を生みしが、軍法會議では苟くも犯罪の疑はしきのあるは凡て解屋すべしと、審理の結果、十一月十一日、太刀根房次に三ヶ月、佐々木幸次郎、中野文一、伊藤武平に二月但二ヶ年間執行猶豫の判決をなし、これを以て一段落とするも、その他なほ取調べ中なりと

海兵團總會に丹後　日露戰爭捕獲艦一万七百噸定員八百五十名兵裝その他一等戰艦に匹敵するものなるが、今回總會より所管を變更、鹽瀬大佐回航委員長となつて十一日發、十四日入港、海兵團練習艦となる、現在の艦長は乘組員一百名に過ぎず兵裝も小口徑砲にして不完全なるため、かゝる巨艦をこれに充てるに苦しむものなるや、なほ十二月新入團によつては下士卒服務條例改正で二倍強に增加するためでもある（新入團一、一九四名）艦長は同じく警備中の鹽艦赤城と共に明年一月竣工に附さる。

川原局電信　十六日開通。

陸軍大演習に奉迎　九州門前の時に行はれし陸軍特別大演習は十六日を以て終り、奉迎の際と同樣、他國艦隊艦隊司令官は明石に坐乘第十艦隊艦を率いて關門海峽に編警備奉迎。十七日宮島嚴御通過に呉鎭よりは淺間、石見を派して奉迎。

賀茂郡教育會　會長醫村長原田龍夫、十九日西條農學校で第八回總會を開くに先だつて、賴山陽先生の祭典を行ふ、翌二十日、郡費年次會を。

清國革命動亂

我國は昨冬の演習艦を兩時第二艦隊に編入して長江沿岸を警備、川島司令官は旗艦を對馬より秋津洲に變更、便船に漢口領事館で事務を執る、目下長江筋には伏見、對馬、秋津洲、關田、千早、最上、嚴洲、初月、神風、初霜、吹雪、朝雲、夕霧、響波が、宇治は鹽屋に、春日は呉港に、肥前、和泉は太沽にあり（我國のこれに對する態度は、當時賣出しの仁丹が官軍及革命軍に六万包宛寄贈の大廣告をなしるにみて知れる）

二十七日、千代田出動、秋津洲と交替、居留民保護に。―十二月四日、呉鹽備艦隊常備は第三艦隊に編入、南清に出動、春日と交替、各艦の軍醫長供給及び無線電信の中繼任務に就く。―十二月末、第五師團の嚴洲派遣問題地たる揚陽附近で革命軍の衝突ありしも目下平靜との報あり（これよりさき騷動の南京參同に應援すべく第五師團山東省濟南を南下の報ありしも誤報）因に第五師團は本動員のため十月末歸休解除も確期され翌年四月二十一日に及ぶ

―清淑朗亡　翌年二月十二日皇室經帝退位し、二百年の淸朝滅亡。

暴風　二十日より。三十九年（五九〇頁に）四十二年は六丁目臨川なく六丁目松田、九丁目鹿田屬加はり、別に七丁目七福合資會社の豐出しあり、この年に至つては

△三丁目田坂　△四丁目大原田、橋本　△五丁目大賀、大賀　△六丁目中塘、松田　△七丁目浦島友仙店　△八丁目宮内友仙店、松島、三島屋　△九丁目雄波、岡岡、能橋友仙店、鹿田屋、伊藤

―年末商況振はず、中通本通九番町その他景品づきにて二十一日より大賣會を催す、店頭を裝飾し夜間は電燈のほか供給間もない瓦斯も點じ景氣を入營關者送別會　呉市内十八名に二十三日八幡神社で。

前野村貞雄　森岡ハル、鷹島同行會より表彰狀と木杯を傳達。

【十二月】

澤原新市長

八月荒尾市長辭し、九月七日付後任候補者選擧命令下り、同三十日施行をうけ、前月二十日缺員となつた澤原俊雄新市長は、それまでは人士の來訪を避けて伊豫路を旅行中なりしが、二十八日就任、一日初登廳、翌二日、市會に新任挨拶。―さきに市會より市長交際費增加の建議をなせるに對し提案あり二日千二百圓に議決。同日新舊市長歡送會を催さる。

水雷團長に少將　一日の進級異動で大佐中の先任、石見艦長花房大佐少將に進み旅順要塞司令部參謀長に、呉水雷團長小花大佐も少將に進み引續き在職、呉海兵團長兼丹後艦長鷹觜順太郎大佐は舞鶴鎭守府部長に轉じ、後任瀨洲艦長向井齋一大佐。

軍艦高砂七周年　生存者宿船廣校長石橋少將臨旋して十三日樽松館で。

千城會解散と記念碑

存續か解散かにつき、本年六月十四日委員會で協議せるも未決定なりしが、愈々解散と決し、二千圓を以て日露戰捷記念碑を建てることとなり（高さ五間、上台石に橫列に呉千城會と刻み頂に

鋼製花筏形台より三方に櫓の雪の枝を配す）再入札の結果千七百圓で青山房太郎に落札、十五日着手。―同年三月、海軍第一門前眼鏡橋を敷地として進行中、四月九日市參事會に右敷地の件を提出。―七月、設計完了して、請負者青木、二十五日より工事着手。期限七十五日。―八月、工事中の記念碑は高さ三丈二尺、尖頭に金屬製菊花を配し塔の内部に鐵管を通じ夜間點燈の裝置を施す。碑面には「三十七八年戰役紀念碑」と記す。―十月礎石の据付を了る、近く完成、御宮の第六師水艦隊と共に呉市の二大記念碑とならん―同（大正二年）一月竣成し、十一日より瓦斯點を點ず。

大谷光瑞來艦　本派本願寺法主、大谷隨行長以下を從へ九州、四國巡錫の途、八日本艦に入り、鹿島市、佐伯都より十日午前七時江田島に上陸、敎法寺に立寄り、呉市に向ふ、龍田川丸呉軍港に入るや、艦内へ市長以下一般出迎者の入るを許され、法主は海軍部差廻しの汽艇で機關へ、木村警部補先驅長官々舍に向ふ、沿道多數の門徒信者に擁せられて澤原學區方に至り少憩、藤本通西敎寺說敎所で親敎、明法寺で歸敬式を、午後二時海兵團で說敎ののち同五時半乘艦、翌十一日普門法泉寺へ、午後廣村專念寺へ、翌十二日三ノ瀬弘願寺に入り、翌日正午發、十四日歸山。

岡村助役再選　八日任期滿了、市長に事務引繼を行ふ、同日市會に再選の議を附されしも紛擾、協議會を開けるも纏要領に敎會、十一日に開く事とされ、同日再選（因に任期滿了を前に再任反對の市民大會も開かる）

臨時敎育展覽會　同村敎育會主催、村内四校職員敎育品展覽會を十三日より三日間開く、出品は公會堂と第高校二十五敎室に充當、觀覽人二千圓、盛況を極めあるところよりみて上流家庭に入込み婦女の節操を弄びしものとみらる。△五月橋上及窗　製麩に秋風吹かされた職工ピロで泡び五月橋上で四、五ケ所斷付け花見櫓派出所へ自首。△鋼の本葺斷り　元結頭なる職工の取益あり。

第二十八議會　前二十七議會は開會劈頭國民黨から提出した大逆事件等に關する質疑は幸に二百一對九十六で否決されしが、その倒閣運動は依然たる形勢を招來し、内閣の前途に暗影を投ず、よつて一月、桂首相は西園寺を訪ふてその援助を懇請、二十九日閣員を率ひて政友會員を上野精養軒に招待し公然政友會との提携を聲明す、されど桂首相の胸中既に決する處あり、無事議會も終り、八月二十五日奏如勅表を捧呈、前例を破つて元老への御下問もなく大命西園寺公望に下り、第二次西園寺内閣は三十日組閣を終る、今内閣は放漫なる前内閣の財政々策のあとを承けたので、極度の緊縮政策をとり、行政税制の整理を標榜し陸海軍大臣及び一部政友會員の反對をも顧みず、海軍擴張案及び陸軍二個師團增設案、地方稅減率案等を延期に決し、十二月二十七日開院式の第二十八議會にのぞむ、今議會へは衆議院議員選擧法の改正―人口の增加に比例して議員數を增加し大選擧區制を小選擧區制に改むるの案―を企圖して提出せしも貴族院で否決さる

社會斷片　新年宴會に强盜　四十三歳の細帶が十四歳の小娘を。△風ぐりた强盜　呉市宮原村無職小泉浦太郎（八七）は昨年傷害罪で懲役一年三月の判決をうけ保護中廣國に渡り安東縣の鐵道工事に從事中、ダイナマイト二個盜掘六ケ、導火線一尺を携へて年末歸國せるもの、同村高橋政太郎に他行の留守二十圓をと無心して拒絶され腹癒せに、ダイナマイトと雷管を持來り火鉢に投ぜんとしたところを捕はれ强盜罪で公判に。△海軍監獄から逃る　四月二十七日、横須賀監二年の二等水兵（八七）が午前七時三十分看守の隙に逃走、稻荷町、岩方町から下中町に至り橋上で服衣を脫ぎ赤褌一つとなつて荒神町、草津町を經て曙町三丁目の材木店で二階に上り屋根を右往左往するところを遂に逃跡の藏本源出所郷香源に看守らに捕縛さる。△傳中尉家遊　海軍經理部中尉と名乘る廣城町七一番木村三郎藏實を不審で檢擧、懷中二千圓、暴漢多數あるところよりみて上流家庭に入込み婦女の節操を弄びしものとみらる。△五月橋上及窗　製麩に秋風吹かされた職工ピロで泡び五月橋上で四、五ケ所斷付け花見櫓派出所へ自首。△鋼の本葺斷り　元結頭なる職工

（八七）勝井飲食店に突然入來り病夫を置去りに離緣を求めて家出せる妻を斬付けて危篤の重傷を、逮捕されて音戸署で假監禁。△水兵艦長を襲傷　更に筆誅情死を圖る、海軍技師田少佐を艦長室に熟睡中を手斧で襲ひ襲殺せんとして果さぬ玉體一等水兵、その場より脫艦、追手に銃擊五發を浴せて竹雪擂に馳せ馴染の藝生に登り、尋僧の情死に女は擊たれて手當後絕命、己は咽喉を擊つて即死、兩人の遺書中には海軍大臣宛の親展書あり（六月二日）△牛乳法違反　八月、呉市溝路町牛乳調製業沖原音松は許可を受けず三頭の牝牛を飼ひ、岩方町酪長牛乳店より毎日三升五合仕入れ、合せて六升販賣しをることを原田獸醫に發見され、摘發、告發。△容相崩御　十一月、三城通河端氏忠は和庄通三丁目大本五郎一に雇はれ東堺通三丁目に店舖を設け廣島米取引所仲買人と定期米取引の周旋業をなしゐたが、買立てたと偽り轉賣の依賴をうけて取次かずして種々不當利得を重ねしを取引所法違反及び詐欺取財で豫審有罪公判。△春日堺で强姦　二階で無心に遊びをる二名の少女をみて、道具方が姉を二階に連れ來つて强姦、局部負傷、入院加療。△阿賀局員官金橫領　三等局事務員榊田敏吉（三七）は官金百二十圓を費消、更に局長三好是隆名義で呉局長に虚報で二千圓を卷らしめ橫領大阪、京都、東京と大盤遊び中を捕はれ、東京地方檢事局で官文書僞造詐欺で起訴さる。△醫師紳商傷害　十二月、中通五丁目醫師三刀祐（八七）城山町海軍用達吉村國助（八七）下中町土木請負業小池縣太郎（八七）無職縣原清藏（八七）は九月三十日元町旅館縣料理業久米武一方長二時で賭博八八をなし呉區で各罰金百圓の判決をうけしに際訴して公判、略式還り。

明治四十五年
呉工廠の大罷業

職工共濟組合存廢問題（原因その一）　呉工廠造兵部は性質上負傷者多く明治二十九年度より郵便貯金など奬勵し不時の災禍に對處せしめんとせしも職工の冒險しの金は持たぬ氣分から効果なく、その後種々保護團體の設立を對策せしも應ぜられず、遂に當時者の英斷で職工共濟會を組織、大藏、海軍兩省務大臣その他特志家より三万圓の寄附も得て病院を設けるに至り、實功あがつては職工も納得してこれに感謝し來りしもの、これよりさき三十六年十一月官制改革で造船、造兵兩廠を合して呉工廠とさるや、もと造船廠の救濟會これに合し、病院起工の三十七年末には共濟會の勞力は懸大し、日給の醫劑兩を據金する職工二万を算してゐたものである。

四十五年四月一日より勅令による海軍共濟組合を各海軍作業廳で組織することゝなりしが、呉工廠には時の造兵廠長―工廠長山内少將の肝入りで右の如く呉海軍職工共濟會なる同一趣旨のものが組織されてをり、その附屬病院は職時下戰後益々擴大充實されて堂々たる設展を遂げ、實に呉海軍職工の誇りでもありしほどに、この既設共濟會の存廢は職工にとつてはまことに重大なる問題であつた、即ち新しい共濟組合は勅令によるもので、既設組合があるからといつてこれを回聽することは出來ず、それが略々同樣の機構であるからとて、繼承することも出來ぬので、舊設組合が新組合と重複する部分は解消するとしても、然らざるその附屬病院などの財産を如何にするかゞ大ケ敷かつたのである。

先づ、新設組合を比較してみるに、舊組合の日給八十錢以上三十錢、五十錢以上二十錢、その他十錢に對し、新組合は日給の十分の八、月給の百分

の三を掛金と規定されてをり、從來より多少增してはをるも、その程度は當時の種々の共濟制度を參考にして制定されしものほどに、舊組合のそれに比して完全なるものであることは勿論で、國庫より掛金總額の百分の二を補助すること、五年以上の勤續者として官の都合で解雇するものには掛金額に相當する脫退救濟金を交付するなど、その特色とするところである。なほ細部に亘つては、公務傷病による死亡者に對しては【舊】單身者に百圓、父母、妻子を扶養するものに二百圓【新】重複なく日給五十錢以上のものは四百五十圓乃至五十圓、五十錢以上のものは八百十圓乃至九十圓、【舊】公務傷病による不具癈疾者【舊】給料にかゝはらず百圓乃至五十圓【新】五十錢以下四百五十圓乃至九十圓等々、その他年期による計算に於ても大體に新組合の方が率よく、また公務上傷病にかゝり身體を損傷するも職務を繼續する場合、脚絆樓により解雇の場合、死亡の際救濟金を受取るものなきとき辨儀を行ふ場合など舊組合に規定のなかつたものも新組合には完備されてをり、こうした點については職工間に何の問題もなかりしが

組合の病院が如何になるか、組合の資金が如何になされるかに就ては種々な臆測、流說をなされ、職工間の動搖は實ふべくもない、共濟會病院は不動產二十万圓、動產六万圓、このなかには、職工の掛金のほかに、御下賜金や特志寄附も含まれてをる、當局では、三月十五日、この處置を共濟會評議員會に諮りしところ、解散團長一說、新組合への讓渡說、職工の私營說、個人又は公共團體に委囑し職工の利益を留保する案など、何に纏まるところなかりしため、同二十日再協議することゝさる、職工間には解散、團長してもその一人當り額は僅かであるので假月五錢宛でも維持費を負擔して繼續しやうとの說もあるが、來る四月一日からの機業臨此、物價騰貴の際、新組合の掛金のほか更に病院維持費を負擔することは困難であるから、解散して僅か宛でも團長した方がよいとの說が多い、二十日當局と評議員會の協議に於ては病院は從前通り維持、在來の共濟會の財產は病院の用に充てる、病院の維持費として相當の金額を徵收しなほ病院の改善を期すること、右に對しては立案の上評議員會と協議する事一以上を當局と協定さる。

この二十日の協議を前に、工廠當局は十九日在呉新聞社通信部員を招致し神田憲兵分隊長も立會して、上田副官、關根主計中監より新共濟組合の內容に就て說明、諒解ならんことを求む。

この間幹部の態度を繞ては總務部を中心に職工間に寄々密議を凝らされ不穩の兆あるため、各部、各工場で懇談あり、第一工場では加茂下大技士職工につとめ、とも角表面は平靜に歸すされど當局は、共濟會從業員問題に就て評議員會の意見を徵せしも、右は病院の維持費を如何なる方法で捻出するか、これが內部を如何に改善するか、資本金六万圓の利子により幾年間如何なる給與を行ふかの點に當局の定めし方針に對する具体的方法に就ての協議にして、素は天下りに授けられてをり、職工側はこの當局の押しつけを快しとせざるに加へて、評議員會がこの重大問題を決するに會員に一言の相談もせめ獨善的やり方、更には當局へ對する阿諛的態度を離しての、心底の憤慨はやるべくもなかつた。同二十七日、職工共濟會評議員會の結果は

一、職工共濟會の名稱は海軍共濟組合と混同し易きため「今濟會」と改稱して存續し、主として病院（同濟病院）を經營し、兼て職工の入院手續その他職工本業の便宜を圖ることとする

一、會員は工廠職工（雇員、港務部職工及傭員（臨時傭を除く）の凡てを網羅

一、工廠職員及び（從來含まざりし）下士官を賛助員とし、工廠長に會長、各部長に監督、各部員に今補助を委任する

一、從員は工廠及び港務部にて職工二百名毎に一名（二百名に滿たざる工場よりも一名）の評議員を選出、その任期を二年とす、評議員中に幹事を置き、砲鍛、水雷、製罐、造船、造機、會計（藥品係を含む）火藥調劑場、兵器廠、檢査官、港務部より各一名を選出、評議員會の事務を處理せしむ、その任期一年

一、會員より徵收する會費は病院の維持費にあて、毎月左の割合にて徵收す（從前に比し四分一に低下）八日給一圓五十錢以上の職工及月給三十五圓以上の雇員傭人十二錢八日給一圓以上の職工及月給二十五圓以上の雇員傭人十錢八日給七十六錢以上の職工及月給十八圓以上の雇員傭人八錢八日給五十錢以上の職工及月給十二圓以上の雇員傭人五錢八日給五十錢未滿の雇

員傭人三錢

一、本年四月一日に於ける共濟會現金六万圓及びその他財產は當然全濟會の財產に移し、會は共濟會規則第六條即ち公務傷病其他の救助事業を除きたる他の事業は當分從前のものを繼續、尤も全規則の第六條の內第七號即ち「入會後滿三ケ年以上の勤續者にして工業の伸縮に依り官より退業を命ぜられ若くは實費長の言明により退業する者」には今後十ケ年間左記の如き割合を以て基本金六万圓の利子及びその他の收入より給與（從來の一割減又は四割減）右規則第六條中第八號即ち「十ケ年以上勤續者にして止むを得ざる事故により許可を得て退業する者も同樣（六三一割減又は三割減）而して右の勤續年數は數れも本月三十一日迄にて打切るものとす

一、全濟病院の規程は前記のほかは當分適用し得る限り在來の共濟會の諸規程を適用する

一、會員は新共濟組合の掛金とは別個に每月規定の掛金をなして病院を存續し、資金六万圓からは新組合の共濟會より別に、即ち双方より救助金を受ける——この方が、組合を解散してその財產を會員に關與するよりも良策であるといふ事に一決せる次第にして、表面は兎も角これで病院問題は解決したわけである。なほ工廠俱樂部へ共濟會の資金を流用してをる云々に對しては、右は判任官以上の社交機關であり、當然それらが月給百分の一を據出してをるものであることを明らかにさる。また、當時職工俱樂部なるものがあり、會員數百名、退職後毎日午後十時まで開き新聞雜誌のほか碁、將碁、蓄音器などの娛樂機關を備へ、日曜には浪華節、講釋講話など行ひをりしが、これは一新會呉支部の事業で共濟會とは關係なきものであつた

加茂下工場主任の暴漢說（原因その二）かくて、表面問題は解決の如くみえしが、職工內部の諸々たる憤懣は決して消えず、殊に前記第一工場に於ける加茂下大技士の職場は恰も火に油をそゝげるもの〻如く「お前らはこの頃共濟會問題に就て彼れ此れ云ふが、それは新聞記事を信用するのであらうが、大阪新聞を初め當地方の新聞記者は悉く詐欺の親玉どころつきの三百代言無敎育者の三ふことで相手にならん、共濟會の財產を七十万圓と踏へて居るがこれらが御々の大嘘で、かゝる馬鹿者の言を信用する職工は一層の馬鹿ものである、共濟會には職工の懷より出した金は一つもない、徒らに新聞を信用して共濟會の分配金を希ふは詐欺である、職工どもが、あちこちの隅々に犬猫のやうに頭を突込んでどんぐり頭で相談したところで何で意見が纏るもんか、馬鹿者ー」と、馬鹿を五十三回繰返したといふ、こう傍若無人に、職工を犬猫同樣に痛罵されては激昂せざるを得ず、かねてよりこの加茂下大技士の橫暴、高慢には一同が憤慨はしてをりしも、砲熕部長との緣戚關係にあるため後難をおそれて無念を押へて來りしものほどに。この加茂下大技士の暴言說は、二十四日午後五時三十分申告の職工七百名を第一工場に集めてなされたものにして、これよりさき、共濟會問題につき、戰部の態度に憤慨せる職工有志によつては、問題の解決を法廷に求めるべく

委任狀　自分共議辯護士一を以て代理人と相定め左の權限を委任す

一、吳海軍職工共濟會成立當時より現今に至る迄の會計檢査を爲し其收支を明確に爲し現今の財產調査を爲す件　一、該會既往の事務整理の當否調査の件　一、將來も該名稱を存置し該會の規約を改正し職員を海軍官吏外に求めて會員の希望を貫徹するの件　一、其他右事項に關聯する一切の事項　右委任狀仍而如件

を作り、これに調印方を各部に求めてゐた、勤勉精勵を以て賞されてゐた第一工場でも、交涉をうければこれが態度を協議しなければならぬ、各組から委員を選んで紙良一郎受持工場に集合協議してゐたところを、偶々右同工場主任大技士加茂下良明が巡回し來つて、散會せんとする委員を大喝、うち三四名に暴行を加はし、最早協議するまゝに、この騷擾ならぬ暴擧の一場を試みたのである。而して職工の空氣はこの頃既に惡化してゐることを知る同人は、晝の終つてその行過きに卿か不安を感じたものゝ如く、何時もより二十分早く職工を歸業退廳せしめしが、それは夜業の乙班にこの事が知れる

を愛へたからである。

第一工場（船渠部）火蓋を切る　職工は無念に無念を抑へて、その翌日も働いた、勤勞會が多數職工の意を求めずして徒らに上長に迎合した共濟會問題の解決も知つた、が、またその翌日も働いた、また翌日も働いたが、これは表面平靜を裝へるものにして、二十八日、受けるべき同月分の給料をうけたその翌二十九日、第二工場の全職工は午後僅か二、三時間で一決、明日よりの同盟罷業を申合し、關係門外では一人の異議もなく調印し、上級者が手を入れる余裕全くなからしむ、申合はされたる甲班夜勤職工は同夜は見習工、常傭人夫に至るまで出業せず、こゝに大罷業の火蓋は切つて落さる（五百余名中出業者三十五名）翌三十日有志十數名は罷業の申合せを知らずに出勤するものを門外に喰止めしが、一部にはこれが徹底せず出業せるものありそこを甲班の工手大川猪子郎只一人出勤して、乙班に甲班の罷業を傳へ「甲班は悉く解雇通告される、お前らはやるな」と威嚇せしが、職工は既に覺悟やるなきとき、乙班の解雇と聞いては却つて逆上、擧つて罷業に加はることを申合せ、こゝに第一工場は全部罷業に入る。夜勤甲班の高級者四十余名は同夜三番町二丁目旅館佐藤直次方へ集合せしが、憲兵分隊、工廠守衛司令部及び呉警察の動く樣子に、三々伍々散會、二十余名は同町飲食店潤水伊三次方に再び集合協議、職工の一團は資來區前の街路に集合せしが、十一時頃解散翌三十一日再び市内各所に集合、一團は汽車で海田市方面に向ひ、高級者は午後本通二丁目三番湯隣上と海田旅館に會合、乙伍長、組長、工手ら同旅館で第一工場副主任武石中佐、武藤少佐と會見の結果ともかく四月一日よりの出業を約す。當面には次のやうな妥協が貼らる

海軍職工は職服を着け地位なく力こそなけれ探るハンドルには職務の精忠を握りつつあり、斯くの力や微なりと雖も之を大に上手に得るもの勞なしとせず、然るに何事か徒らに之れを曖昧し軽倒して善良に傾向しつつある

職工の名譽心を阻害しつつある當局者ありと聞く、天地未だ開けずして人類非文明の世にありては深く以て憂ふるに足らずと雖も今帝國海軍が世界列强と相雄飛する盛世に際し斯くの不明者あるにおいては大帝國の臣民として到底職工として更に和憂に堪へざるものなり、彼らは職工の精神作用が如何に實地工作に影響を及ぼすを知らざる佐藤海軍主計少佐のみ、大帝國の海軍工廠は斯の如き人物をもつて滿足を得るや、高等官の身を以て輕卒なる口調にて職工に養成史よばわりをなす事を見ても共濟會が今日の紛擾あるに難からず

帝國職工

罷業の發端をなした加茂下大技士は工廠に宿直して護衛の意を表し、家族は憲兵によつて徹宵警戒さる（三十一日夜守衛數名保護して自宅へ歸り警戒をうく）警察署長名和少將は城山町の自宅へ伍務官山田主理、神田憲兵分隊長、鹽崎呉署長を集めて對策を協議、加茂下も處分すると共に罷業は惡例を殘すが故に斷乎鎭壓せんとする意見なりしも、伊知地工廠長は誤解から來た紛擾であるから可及的穩便に處置することを希望したといふ。同日呉警へ二名引致。深更、第一工場乙班の檄文も市中處々へ貼らる。

不穩の空氣滿工廠に漲る罷業第二日（三十日）第一工場夜勤が火蓋を切つた二十九日の翌三十日、同工場の全罷業職工は茨ケ峰に登山、團結を堅ふし出業したものは七百名中工手、組長、伍長、見習工合して僅かに八十名、職長の運轉は全く止まり、次の手は同工場と工事上密接なる關係にある第十四工場へ飛ぶ、職工何れも殺氣だち、仕事は手につかず守衛が入らんとすれば忽ち赤熱の鐵片飛ぶ、午後六時計畫主任武藤造兵中監職工六百名を集めて諭告し、要求を聽取す、職工側が協議提出せる要求條項は（一）主任技士排斥（二）加給と臨時昇給（三）共濟會問題の解決再考慮の三つにして同九時退廳。第一工場と作業上密接な第十四工場でも態度決定に寄々協議せしが、松田工場主任態々諭示して情願の筋あれば申出よとひたすら罷業を制ふ、第七工場では徹夜作業の職工二人が大の字に寢そべつて罷業入りをしてをるのを巡

廻中の二人づれの守衛は見て見ぬ風で通り過ぎる。その他の工場でも砲術部各工場には不穩の空氣漲り、怪我勞働して作業も多忙で比較的平穩な造船造機部方面にも、山内工廠長、有馬部長時代を偲んで現部長のあまりに嚴格すぎるやり方に非難の聲は漏る。

同日は各工場とも二十分早目に退廠せしめらる。

罷業第三日目（三十一日―日曜日）第十四工場では提出せる要求條項に對する上司の回答が要領を得ぬため、三十日の歸途を第一門、門内の空地に集合、確たる回答を得るまでは出業せぬことを申合せ、翌三十一日（日曜日）は二百六十名の出業を命ぜられをるに、百六十名のみ、有志は申通六丁目松葉館、風流亭に集合協議、全員千二百名の罷業を三日間と豫定、萬歲館で當局より出業してゐて交渉をとの申入れがありしも妥協に至らず。第九、七、十一工場にも豫定の出業者なし。

罷業第四日（四月一日）罷業側に三日に及ぶ、第十四工場は出業と決りをるも、今や罷業は第工場に飛火してをり、依然出業せぬものも相當あり、武石副主任は「吾々は臨時者として選ばれてあつた、從つて休業されたのでは困る要求があれば提出するがよい、主謀者より申出よ、併し脅はせぬ」と諭諭職工側からは（一）罷業の首謀者を罰せざること（二）現主任の冷遇に服從出來ぬ（三）一部工手の轉任（四）責任ある殘業續續（五）共濟會の決議を明確にすることの五項目を提出。平素從順なる工場とされた第二工場にも不穩の空氣漲り、火の手は更に艤裝部にも廻はり、平素から氣分の荒い第八工場では平穩、技士を工場に入れず、強いて入らんとする係官は鑛片を見舞はれて負傷。一部呉應援團を讀し水雷部第七工場はこの日から罷業に入り當日の出業者僅かに六十七名、砲術部第四工場も出業僅か八十一名。同第九工場は二日より三日間の罷業を決議。既に罷業に入れる第十四工場では午後

中通七丁目目の出、佐々木廻漕店に出日、有馬造工手以下組長ら七十名集合神田憲兵分隊長、鹽崎警察署長の申入れに從ひ（一）主任技士排斥（二）同濟會を解散してその財產調民し（三）加給、增給（四）工場内に守衛を置かぬこと（五）雨具は隨意たること一の五ケ條の要求を提出、翌日より出業することを約せるも、兩警察が引取つたあと俄かに議一變、同濟會問題を樞に飽くまで罷業を實行することゝいふ。

この日秋原縣警察部長は、午後二時射的場に罷業職工を集めて訓諭することを通達、罷業職工百五十名は續々たてゝその時刻に集まる、部合で署長と憲兵隊長より「徒らに罷業を續けることは各個人にとつても生活上の打撃なるべく、又諸所に會合せられては當局としても治安警察上の取締りをなさゞるを得ず、諸君の希望が水泡に歸するやうなことは決してない故、出業してゐて上司と接衝されたい」と訓諭に及ぶ、職工側は肯くとも聽かぬともハツキリせぬまゝに、散部の一人板垣源作は「明日から出業するものは右側に集れ、解決迄出業せぬものは左に集れ」と決をとると、職工はそろ〳〵と一人殘らず左に集る。この日の出業狀況當局發表次の如し

△第十四工場四六四のうち一五〇　△第七工場七四一のうち六七

△第四工場六七九のうち八九

明日よりは更に第九工場のほか第十、十一工場も罷業に入るといふ。

この日參謀長名和少將は次の如く語る。

今回の罷業は共濟會問題に關し加茂下大技士が業務に熱心の結果とはいへ部下職工に采配を誤りたるに基因するは事實なるも、大多數の職工として何等關りたるものなく、要するに近來物價騰貴生活難を訴ふるより之が增給を企てしものゝ如く、是は全然も名稱を表しをるも、殘業徹夜の緊縮されその收入の減ぜるは戰後財政整理の結果が著いて各工場の事業上に及ぼし經費の出所なきためにして何等職工を冷遇するに非ず、現に本年度よりは職工日給平均額を二錢增加し七十錢とする事になしをれり、この二錢は僅

額なるも實際の收入に於ては計算以上增加するものなるべし、今回の共濟會設立も職工保護政策に出でたるものにして、これらの事情に通ぜざる十數名の不正職工の煽動により他の多くは不和雷同せしものなれば何れ再三日中には何ら解決をみん

●罷業最高潮の第五日（二日）　破碎の第一工場には豫定の三日を經過せるため半數以上の出業者があるも、第二、四、七、九、十二、十三、十四、十六の八工場は罷業狀態にあり、砲塔、水雷、製鋼三部一万二千二百二十一名中罷業者はその半數に及ぶ。同日午前當局の調査は（工總職工數、下罷業數）

△砲熕部―第一工場七二八―四九六　△第二工場八六〇―一〇九　第三工場九七四―八八九　第五工場四三六―四二八　第六工場一四二―一四一

△第九工場七二一―六一　△第十四工場七〇〇―四二　第十五工場七一〇―六四一　運搬部八二一―八〇一

△水雷部―△第四工場七三二―八八　△第七工場六九七―三九七　△第十三工場七三〇―一七〇　中央發電所一四七―一四七

△製鋼部―第八工場六六〇―六〇三　第十工場九五八―八四九　第十一工場八二三―七四一　△第十二工場九七四―一四九　△第十六工場三八四―二二八

この夕刻職工數名は守衛を縛詰めにして海中に投じたともいふ。

●罷業第六日（三日神武天皇祭）　宛と公休にして工場とも天々集合對策協議、第九工場は胡町宮原幸三郎方に集合、同人の勸告に從ひ出業と決し夕刻に至るも宮原に一任せりの貼紙を市中になす。その他何れも出業と決し夕刻に至るもかゝらぬは第八工場のみ。出業者と出業者數は第五工場二十四―二十二、九工場十二―六、八工場四〇七―三四一、十工場六八五―三五四にして、第十工場が半數なるも休日として破して平穩。

●罷業第七日（四日）　は職工總數一万二千二百九十六名中不參二千七百五十九名なるも休日の翌日なると、島嶼部職工には出業決定が不徹底なりしため五日は各工場一團乃至四、五分の缺動にして平素の統計に於てもこの位あり

と當局では罷業狀態解消せりと發表。

大檢擧始まる　一日、萩原警察部長、下村同保安課長來呉、神田呉鎭兵分隊長、隈崎呉警察署長、山田軍法會議主理は水交社に伊知地工廠長、名和參謀長と對策を協議、出張中の長官關總をまつて同夜再び廣守府で協議の結果、一大英斷のもと大檢擧を行ふに決し、午後十一時といふに廣島地方裁判所より黒正檢事は安達書記を從へて終列車で來呉、腕車を驅つて堺川筋九州館に投宿。翌二日第二回協議會を水交社で開かれ、早朝廣島署、呉橋、宇品兩分署、二十日市署から警部以下巡査三十名來着、松山鎭兵分隊長高橋大尉は下士卒を從へ、廣島鎭兵隊本部よりは楠口曹長、角田軍曹が、その他忠海分遣所、山口分隊よりも應援總勢二十四名、呉署は第二、九、十四、十五、十六工場、鎭兵隊は四、五、八工場、軍法會議は一、七、十一工場と分擔して檢擧を開始、軍法會議山田、汐見兩主理は守衛を指揮して廠内の警戒に任ず。かくて同日第四工場高級職工吉浦村字西濱の佐村木雄市外二十二名を鎭兵分隊へ、呉署へも二十七名引致。三日、鎭兵隊は前日の八名を留置、更に自宅より工場より數十名を引致、呉署では黒正、岩倉、藤本三檢事が光廠、水上兩警部を指揮して取調を續行、當日は神武天皇祭、工廠は全般休業にして專ら市中の會合を警戒せしが、第九工場の百余名が呉署に屯出で前記宮原幸三郎方に集合對策を協議したほか、何のこともなし。四日、愈々大檢擧陣は成る、廣島地方裁判所黒正、岩倉兩檢事は腰を下して呉島藤本檢事と、縣警察部は萩原部長と下村保安課長、それに京橋分署長も來呉し宿泊、鈴木鎭兵隊長は部下數名を率ひて、尾道署から小林警部補が巡査部長一、巡査八名を從へ、巡査教習所第一種生二十二名は津島所長、太田警部補に引率され、西條米西、竹原桑原、可部山村各署長も夫々部下を從へて早朝總勢約百名來着、これに呉署全員と前日來の應援を加へて約三百名、更に廣島呉橋分署から五十三名應援、これら中過三丁目非同盟派組なる鎭守出張所に構へ、市中檢るが如くに來正して罷業參縦者數十名を引致し、呉署は檢事職上で留置場はもとより緊縦道場も滿員、鎭兵分隊も亦二十余名引致、八名留置、五日更に廣島、松山、山口より鎭兵三十名の應援あり一部は職工の淺貫旅を宿して廠内に入込む、鎭兵隊取調で六十余名中罷業の嫌然たる四名と、呉署の寺西町第十四工場職工仮出場事件外數名は午後八時半來着の廣島地方裁判所執行檢事正、勝井、淺田兩檢事補の取調べをうけ假檢禁を開かれ、七名起訴、廣島監獄へ護送される。六日までに起訴檢禁を請求されしもの次の十三名にして何れも高級職工、あと十名内外の起訴で一段落せん模様、これらは罷業罪にまでは至らず治安警察法違反の起訴で濟む。

△第四工場佐村木純三、池田駒外　△第九工場呂地鈴八　名田喜代松

△第十四工場板山華作、長尾信次郎、竹田良市、瀬川健次郎、宮森市造

△第十六工場竹崎福夫、鷹鳥吉、影行正男、八島福三

九日、判檢事から引揚げ方の三名出訴廣檢に。

△第十二工場關一馬、小松原品五郎、青雲與三郎

十二日、軍法會議では第一、十一工場十數名はなほ取調中なるも、第七工場の十四名を檢事の手に廻す（何れも不起訴）十七日、第一工場左記十名に拘引狀を發する（十一工場には起訴なし）

上野榮太郎、中村中吉、河盛完太郎、田川憲右衛門、神下米吉、河邊金次郎、富樫總吉、神頭五吉、岡崎榮之吉、瀬戸俊政

―かくて廣島監獄に拘禁さるもの二十六名を算ふるも第一回の呉森を含まず、翌五月拘禁中のもの二十五名。一方、これら主謀者に加擔せるものとして解雇される職工團に二十三名に及ぶ、尤もうち五名は定期職工なるためその處置につき考慮されをり未決定。

―第十四工場では米野六五郎外十余名の發起で廠内外に義金を募り、取監

中の檢挙者宅へ二百數十圓を贈り、その他の工場でもこれに倣ふものが多く、當局は別にこれに干渉はせず、問題の加俸下大按工の金五十錢もその中にあれば按配、工ずらも復讐を恐れてその恩を他所に贈々と義捐に及ぶ。

―六月、被解雇職工の救濟によるものゝ如く、就業中に睡眠妨碍など、意業行爲間々ありしも大事には至らず。二十五日、檢擧總選挙（五月十五日）に際して選擧違反續出に罷業事件の取調べは一時中絶されをりしが、右一段落して二十四日中田檢事、勝井檢事補事來呉、光廠及呉司法主任と湯藏、二十六日には黒正檢事、淺田檢事補も來呉し、呉警察署長、綾田檢事も之に加はり、呉區裁判所と呉警の留所へ職工數十名引喚、夜を徹して證人調べを行ふ。七月十日、更に岩倉檢事も出張し、呉區裁判所の第十六、四、一工場關係は職工を終了して組長以上から主任級の取調べに進み、十三日これも終る、この間呉署は第五、九工場を終り十二、七工場に着手、前後二十日。八十名の召喚を以て證人調べを終る。

―七月三十日、陛下崩去、都大絆に渡り、九月二十七日大祓、國葬令を發せられ、本件治安警察法違反は前者に該當し、同三十日午後二時より廣島地方裁判所で公判を開廷、江藤裁判長、岩倉檢事立會、何れも未決勾留半歳に及びしも被告は服裝を整へ（周圍に親族知人附添はれて元気で公廷に入る、檢護人は藤田、富島、米山、森保、田上、關矢、池田の七名、檢事は、公訴理由を述べ、事實審問を行はるに、少數者を除いては何れも職工三千を煽動の事實を否認、罷業の事實のみは感認、證據調べも終り、檢事は一刑法第十七條第二項及第三十二條に當相するも動令第四號大赦令により無罪」を論求、裁判長は一被告は事實を否定するも裁判所はこれを認定する、されど陛下の御恩みにより無罪とする、爾今永く忠良の臣となり、洵國の万分の一にも酬ひよ」と懇諭して、同三時閉廷。

1吳市寺西町田川宗右衛門(二等)　1仝岡野美之助(二等)　1仝下中町榊下米吉(二等)　1仝安部銀次郎(二等)　1仝清水土遺榊塙五吉(二等)　16寺西町板加準作(二等)　16和庄町二丁目長尾信次郎(二等)　16竹田炭市(二等)　16仝本通二丁目堀川健次郎(二等)　1八幡上通中村弥吉(二等)　1安藝郡警固屋町河鰭宇太郎(二等)　1吳市和庄本通富樫鶴吉(二等)　1仝五番町二丁目上野榮太郎(二等)　1仝内神町濱戸啓正(二等)　4吉浦町佐村木經二(二等)　16仝三番町四丁目環常吉(二等)　16吳市中通三丁目竹崎靜夫(二等)　16影行正勇(二等)　12仝和庄町小松品五郎(二等)　12仝清水通綱一政(二等)　9仝五番町二丁目宮地嘉六(二等)　21仝旭山田村善雲勇三郎(二等)　9仝寺本町名田喜代松(二等)（數字は工場名）

因に本件に關しては宮原幸三郎は吳署、司法當局に從動、變性者をして可及的小範圍に止めるやう盡力むるところあり、なほ幾度かの差入れを受けて撫察者一同も感謝するところあり。なほ問題の加茂下大技士は、その後轉任（歐米出張）をみしが、職工側の得るものは前記變性者を出せしもさしあたつては何もなく、職工の地位向上、待遇改善に資き諮右とはなつた。

（以上「吳公論」を主とし他紙參照）

「吳勞働運動史」から

「吳勞働運動史」には、この罷業に就いて次のやうに述べてある。（簡記）

青服！それは將來の勞働運動の曙頭に立つ榮譽ある徽章ではあるが、近來迄世間はナッパ服と侮辱してきた。今の經營一時のマークの以前には田一寸長さ三寸の白布に姓名を太々と記し胸に附してをつた。今思へそんな事をしてみろ、他人は犯人と笑ふだらう。斯ふした差別と待遇は恥るに足らぬ守衛にまで及んで、守衛は常の感を碧つて勞若無人にふるまつた。組長といへば今の工場主任程に印を利かせた。さうして世間一般も職工自身すらも、內々さうした情けない風潮的非人格的生活を甘んだ。—共濟病院は職工の醫金によつて設立されたものであるにも拘らず病院の醫師といひ看護婦といひ當時の繁風に倣つて、判任官高等官には禮を厚くして迎へ、これに反して職工には官僚的態度をもつて餘計者扱ひに冷やかに接した。職工は考へれば考える程情けなく無念で堪にさはつてやれなかつた。—實に罷業を間接的に誘引した原因は病院問題であるが、遠因は遙かに、前述の如く日常の單調的生活への憤懣の爆發であつたのである。—職工の經待する共濟病院を金財産を除えて重重省へ無條件で寄附される、といふ噂が職工間に傳はつた。「吾々の病院を贈手に處理するとは導權だ」職工は互ひに私語するのであつた。尊權！この言葉には實に深い意義が含まれてゐた。奴隸にも、それが人間である以上、非奴隸的な理性と感情が心の何處かに火藥的な危險性を持つて潛んでゐる。「平常他等を勞養扱ひにして、此度は他等のものを勝手にする」內緊な無言の怒りは醸惡である。職工の中から出てゐる幹職員があつたけれども、職工らはそんなものは最初から無視してをつた。頼らうとしなかつた。「財産は職工に分配せよ、患者の取扱ひを改めよ」職工は最早や仕事をする氣にはなれなかつた。三月下旬、工場から工場が、どの工場が先導となく罷業し初めた。職工はハンマーを捨て腕を組んだ。機械はベルトばかりが空々しく廻つた。守衛が巡つて來るとナットがビュ〳〵ウと飛んだ。鐵瓦が投げられた。危險は刻々に近づいて來るやうであつた。外からの聯絡は、內に燃ゆる情熱のたぎりを互ひに煽りながら機發性は醸されきつた。觸れば轟然たる音響と共に何ものかを破壞するばかりである。今にして止めやうとしても、それは徒勞の時に切迫してきた。砲兵部第一工場主任加茂下大技士は愚かしくも此の危險極まりなき火藥に火を點けて了つた。—秋水警視廳台上に消えて、左傾思想に對する壓迫愈々募り、我が國の勞働運動は一時停頓の狀態にあつたその秋である。

× × ×

然し乍ら、當時の職工は純眞であり、率直であつた。さうして、今日の職工のやうに打算的で剛防者ではなかつたからはりに何よりも勇氣を持つてをつた。彼等は彼等特有の正義觀に根ざす一途ずがら、罷業の理由なり意志なりを言葉によつてかどちらかの方法で發表しなければならないのにかゝはらず、且つ、さうしなければ目的が達せられないのに當局者に對して何等の交渉をしやうともしなかつた。まして彼等は社會輿論に訴へてその支持に頼らうなどゝいふことは夢にも考へなかつた。たゞ自分等の胸に堅く閉して沈默した。實際に於て、交渉する委員もなく、その方法も知らず、罷業の中心人物ともいはるべき人物は絕對になかつた。無知といへばいへるが、そこには彼等のいぢらしい人間性がゆかしくもしのばれる。こんな狀態であつたからして、職工が罷業をはつ始めてから後のことは、近頃の勞働爭議にみるやうな報告的な華々しい記錄はないのである。記さるべきは、彼等職工が相壓らず退業する際に工場の器具を勝かうず破壞したこと、日刊紙「吳公論」が職工の味方となつて理解ある正しい批判を旺んに日々の紙上に掲載して、第三者である社會一般に不安を與へることを避けたぐらひのことである。今一つは、後に記すが、聰く終つた結果とである。

× × ×

主として職工生活に取材して作をものするの故か、所謂勞働文學と稱せられる文藝が吾國に勃興し初めた頃に、新進作家として文壇的地歩を得た、文士の宮地嘉六氏は、この四十五年の罷業の際には第九工場の旋盤職工であり、また同工場の主謀者と官憲から目されてゐたのであるが、當時の罷業を題材する氏の作、「組」を讀み、かつその頃から幸德らと同じやうな主義者だと他の職工から噂され、氏自身も意識的にさうした行動をとつてゐたのを思つて、さうしたところから思ひ浮べられる氏の面影も、あの罷業のとき氏の採つた態度と言つた言葉（當時の氏に面接した人から親しく聽いたゝを思ひ合せると、聊だ不愉快に堪えぬものがある。今迄多くの人はこの罷業に吾地氏が居たことにひどく興味を持ち、また名聲とも考えてをつたが、罷業そのものゝ上からみれば、氏がなやうとむまいといさゝかの重要さを持たなかつた、氏と罷業との間に史實的價値を生む交涉は全然無い以後この罷業史からは官地氏を抹殺すべきである。

× × ×

三月二十九、三十、三十一日と罷業の日は經過して行つた。罷業工場は衛生部の大部分、製鋼、水雷、造艦、造機方面と全工廠に波及し、參加職工數は豫想外に上つた。工廠への各々の門には見張りが立つて、約を破つて出業するものを監視した。市中は罷業した職工が三々伍々連れだつて歩き、仲間の者に會ふと互ひに慰息を語り合つて、悲壯なる面持で握手して分れた。どことなく異つた、緊張した空氣が柔く輝く陽春の太陽の光の下に漂つた。明々後日の前旬には、子を持つ職工の家へは不安が暗く閉した。表面何事もなさゝうにみせてをつた官憲は、この間ひそかに大活動の用意にかゝつたのである。第一工場主任加茂下大技士は自己の身邊を氣遣つて、工場に宿直して警愼の意を表した。その他罷業工場の最等官、目立つた最等官の私宅は嚴重に警戒された。かくして何時罷業は果てるとも、どう解決するとも見當がつかなかつた。

突如、鎭守府の下に空高く立つた二本の大柱に張られた線は、時ならぬエーテルの波動を感じた。受信室ではバチ〳〵送られた信號が譯されて、性急にさも大事件らしく他へ待ち去られて行つた——時を待たず長官及び工廠長の事務机の上にそれが現はれた。職工中のあるものはどこからとなく左のやうな話を聞きこんだ「海軍大臣齋藤實男から、三ケ月位ひの工場閉鎖苦しからず、と飛電が來たさうである」と。これを聞いた職工らは乾聲して了つた。

それから間もなくして「明四月一日ヨリ第一工場全部出業ニ決ス」——こう書かれた貼紙が市內の各所の電柱に貼り付けられた。出業した職工は各工場それ〴〵工場主任の前に集合を命ぜられた。一工場では竹下部主任が訓示した。その要旨は「君々は監督者として甚だ遺憾である。默つて休業して吳れたのでは、何故かサッパリ理由が判らぬ。要求があれば提出するがよい。主謀者は申出よ。然し罰はせぬ」云々、大体に於て各工場共こんな風であつた。一工場から提出した要求條項は次の如くであつた。（略）各工場共要求條項は異つてをつたが、大体このやうなもので大小全異であつた。その日から官憲の態度はコロリと變つてきた。俄然、決して騷牲者は出さぬと言つて間もなく、軍法會議、臭憲兵分隊、臭警務署は大活動を開始した。續々、職工は前記各所に引致、取調べらるゝに至つた。軍法會議の柵內に、分隊の庭に、署の廳場に、冷いベンチをかぢつて取調べを受けたもの千數百人を越え、取調べ期間は正に二旬の長きにわたつた。この間日々調べられるもの益々多く、いつ終局をみるやら淮しさうなので、職工らは自己の身邊を憂ひ戰々恟々として色なき狀なのを見兼ねて、宮原幸三郎氏は獸身當局に辭疑これ努めた。結果は三十數名の起訴をみ、十數名の收監をみた。

× × ×

かくて、さしもの大罷業もケリをつけたのであるが、當局者の責任はどれだけ果されたかといふに、僅に加茂下大技士の轉任（歐米出張）と大川工手の辭職のみに過ぎなかつた。未決囚として獄窓にある職工、若しこれを聞けば如何なる想ひがあつたであらう。むら〳〵と燃え上る憤怒は、冷い怨みの暗涙裡に、果して何を呪つたであらう。いぢらしくも自己の悲運を恨んだか！時恰かも四月末近く、心無き櫻花さへ風なきにはら〳〵と愁はしく、和賀監の庭に淋しく散るのであつた。

だが、こゝに附記してその行爲を永久に記念して、以てそれに酬ひたい一美談がある。砲熕部第十四工場からは、能業主謀者として五名の職工が檢擧された。米野六五郎氏はその工場の職工であつたが、今殘二名の家族の困却、心痛を見るに忍びず、また多數職工の犧牲となつたことを氣の毒に思ふ一念とから、義金を募る運動をなした。ところが、工場主任や技手、責任者らの壓迫干渉が非常に激しいので、遂に職を辭して極力運動を續けた。結果總計金二百六十九圓五十錢を得たので、五名の家族のものに贈つた。當時米野氏の妻女は病床にあつたものであるが、これを省みず、職をなげうつてしたといふ米野氏の義擧によつて、人々の心が動いたのである。

×　×　×

榮しかるべき春の日の一日一日を暗い牢獄に夫を奪はれた妻子は明日の糧を如何にすべきか途方に暮れたのである。世の人は常に全精袈くあるやうで、實は冷酷であつた。射的場（現二河公園）に、二河の藤に酒を汲む職工の誰彼も、かうした悲慘事はケロリと忘れて、自己の安らかさに歌ひ踊り醉ひつぶれた。

（以上は出版前「中國日報」に連載の稿による。軍行本に當つては當時の文獻も調査されたので確たる數字も記されてをるが、重複するもの多くこれを省く、それほどに、本稿は日時、數字に不正確なものが處々にある、なほ單行本に於て改められた稿中、能業勃發前後の記述中には、勞働文學としても捨て難きものがあるので、ついでにこれを掲げてをく）

×　×　×

明治四十五年の春が訪れて來た。然し世は春ではなかつた。世間は不景氣で元氣がなかつた。諸物價は日々暴騰してゆくばかりだつた。殊に臭海軍工廠の職工の上には生活難の嵐が强く冷く吹きまくつて、彼等はその前に震え縮こまつてゐた。かやうに愚まれぬ身の不幸を嘆いてゐる職工の頭上には、更にもつと恐しい嵐が襲つて來やうとした。といふのは、四月一日から實施される一般殘業の廢止であつた。收入の減ることは何よりの脅威であつた。生活の壓迫——その前には暗い絕望と死が待ちもうけてゐるだけである

經濟的に悲嘆の淵に沈んでゐる職工は、また人格的に、工場生活に於ては勿論、町のものからも蔑視され、差別された待遇を受けねばならぬやうな、情けない有樣であつた。この年の春になつてからでも、工廠當局者は一般職工の書服にポケットを附けることを嚴禁した。その理由は、職工が官物を掲帶して退廠する虞れがあるから、といふのであつた職工は人權を剝奪され、人格は全く泥土にきみれるに委かされた。二万有余の職工は窃盜常習犯として牢獄に臥使される囚人と選ふところがなかつたのである。ポケットを禁止したばかりでなく、入退廠時に調査場に於て行ふ嚴重な身體檢査（守衛が職工の腹部を探る）は矢張り從前通りであつた技術官は職工に命じて家財道具を工場内で官の材料をもつて作らしめた轉宅と、庭の手入れと、春秋の衞生掃除と、家原の修繕は公用の名による職工が、呉すのだつた。この事實を日々目擊し、經驗してゐる職工の頭に浮んで來るものは何であつたらう。而もその技術官は大猫に對する如く職工を扱ふに峻嚴苛酷を極めた。ある職工が便所から歸りがけを愚圖ついてゐたのを詰めた技手は、鐵拳をもつてそれを裁いた。こんな事例は珍しいことではなかつた。

だが、職工は堪えた。忍ばねばならなかつた。誠言——恐しい生殺與奪の權能が職工の怒らうとする心を威壓した。職工の背後には恐しい飢餓の鬼の手が常に離れなかつた。

……

大能業が鎭靜して間もない十六日のことであつた。大能業の烽火をあげた砲熕部第一工場を午前一時半頃、夜業中、第十三哨所詰の川崎守衞が巡回してゐると、一名の職工が熟睡してゐるのを發見したので、その職工を突起して氏名番號を聞いてゐた。すると周圍にゐた職工が突如喊聲をあげると共に、四方八方から金槌の雨霰が飛んで來た。驚いて全工場の職工全部はその守衞を取りまいて騷ぎはじめた。川崎主衞は漸くその場を脫れて事務所に赴き、當直の主任工手大川甲太郎に向つてその事を訴へた。だが、大川工手もそれを如何ともすることが出來なかつた。急報によつて中央調査場から、安東、田中ら數名の守衞が駈けつけたが、依然として手の下しやうがなかつた。一時は再び「靜まれ」といふ叫びによつて事なく濟んだ。大能業の烽火は全く絕えてゐなかつたのである。

お知らせ

一、本史編纂及び發行に關するお問合せは「呉新興日報」改題「新民報」の發行所呉市藏本通七丁目一四其社にして下さい、奥付の發行所は戰災でありません

一、次の大正篇は既に印刷に着手してをります。順調に進めば秋頃完了、製本出來ます、定價未定ですから前金豫約は致しません、次の昭和篇は二、三年のちになります

一、既刊「明治篇」御希望の向は只今の値段で定價十割増にてお頒ち致します、但し限定出版ですから製本部數に限りあることを御諒承おき願います

昭和二十三年一月

大呉市民史
（明治篇）

昭和十八年五月五日　印刷
昭和十八年五月十五日發行

定價五百圓

編著　呉新興日報社

發行者　呉市今西通三丁目一二　弘中柳三

印刷所　呉市今西通三丁目一二　株式會社呉新興日報社

發行所　呉市今西通三丁目一二　株式會社呉新興日報社